

令和 5 年

豊見城市議会会議録

第 1 号

第 1 回臨時会	令和 5 年 1 月 19 日 令和 5 年 1 月 19 日	会期 1 日間
第 2 回臨時会	令和 5 年 2 月 24 日 令和 5 年 2 月 24 日	会期 1 日間
第 3 回定例会	令和 5 年 3 月 2 日 令和 5 年 3 月 28 日	会期 27 日間



豊見城市議会

豊見城市議会会議録
第1回臨時会
第2回臨時会
第3回定例会
目次

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
◎令和5年第1回臨時会 —1月19日— (1頁～9頁)				
	会期日程	1	—	—
	応招議員	2	—	—
	第1回臨時会議案一覧及び審議結果	3	—	—
1月19日(本会議 初日)				
	出席議員及び事務局職員 —1月19日—	5	—	—
	地方自治法第121条による出席者	6	—	—
	本日の会議に付した事件	6	—	—
	議事日程(第1号) —1月19日—	7	—	—
	会議録署名議員の指名	8	—	—
	会期の決定	8	—	—
同意案第1号	副市長の選任について	8	即決	同意 9
◎令和5年第2回臨時会 —2月24日— (11頁～30頁)				
	会期日程	11	—	—
	応招議員	12	—	—

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
	第2回臨時会議案一覧及び審議結果	13	—	—
2月24日（本会議 初日）				
	出席議員及び事務局職員 — 2月24日 —	15	—	—
	本日の会議に付した事件	16	—	—
	議事日程（第1号） — 2月24日 —	17～18	—	—
	仮議席の指定	19	—	—
	議長の選挙	20～21	選挙	21
	議席の指定	21～22	—	—
	会議録署名議員の指名	22	—	—
	会期の決定	22	—	—
	副議長の選挙	24	選挙	24
	常任委員会委員の選任	25	—	25
	議長の常任委員会委員の辞任	25	—	25
	議会運営委員会委員の選任	25～26	—	26
決議案第1号	予算決算特別委員会設置に関する決議	26～27	即決	原案可決 27
	予算決算特別委員会委員の選任	27	—	27

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
	南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	28	選挙	28
	南部広域行政組合議会議員の選挙	28	選挙	28
	沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙	29	選挙	29
	沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	29	選挙	29
	閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）	29～30	—	—
◎令和5年第3回定例会 —3月2日～3月28日— (31頁～352頁)				
会期日程		31～32	—	—
応招議員		33	—	—
第3回定例会議案一覧及び審議結果		34～36	—	—
3月2日（本会議 初日）				
出席議員及び事務局職員 —3月2日—		37	—	—
地方自治法第121条による出席者		38	—	—
本日の会議に付した事件		38～39	—	—
議事日程（第1号） —3月2日—		40～41	—	—
	会議録署名議員の指名	42	—	—
	会期の決定	42	—	—

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
	議長諸般の報告	42	—	—
	市長の市政一般報告並びに施政方針	42～53	—	—
議案第9号	令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	53～55	即決	原案可決 55
議案第10号	令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	55～56	即決	原案可決 57
議案第11号	令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)	57～58	即決	原案可決 59
議案第12号	令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第1号)	59～60	即決	原案可決 60
議案第13号	豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正について	60～61	即決	原案可決 61
議案第14号	豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について	61～62	即決	原案可決 62
議案第15号	豊見城市防災会議条例の一部改正について	62～63	即決	原案可決 63
議案第17号	豊見城市国民健康保険条例の一部改正について	63～64	即決	原案可決 64
議案第19号	豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	64～65	即決	原案可決 65
議案第20号	豊見城市子ども・子育て会議条例の一部改正について	65～66	即決	原案可決 66
議案第21号	豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	66～67	即決	原案可決 68
議案第22号	豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	68～70	即決	原案可決 71
議案第23号	豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	71～73	即決	原案可決 73

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議案第25号	非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	73～74	即決	原案可決 74
議案第27号	指定管理者の指定について	74～78	即決	可決 79
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	79～80	即決	適任 80
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	80	即決	適任 81
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	81	即決	適任 81
同意案第2号	監査委員の選任について	81	即決	同意 82
同意案第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	82	即決	同意 83
報告第1号	専決処分の報告について	83	報告	報告 83
議案第1号	令和5年度豊見城市一般会計予算	83～84	予算決算 特別委員会	原案可決 338
議案第8号	令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9 号）	84	総財 委員会	原案可決 95
議案第16号	豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進 に関する条例の制定について	85	総財 委員会	原案可決 302
議案第2号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予 算	85	教民 委員会	原案可決 303
議案第3号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計 予算	85～86	教民 委員会	原案可決 303
議案第4号	令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予 算	86	教民 委員会	原案可決 304
議案第5号	令和5年度豊見城市育英会特別会計予算	86～87	教民 委員会	原案可決 304
議案第18号	豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例 の制定について	87	教民 委員会	原案可決 304

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議案第26号	工事請負契約の変更契約の締結について	87	教民委員会	可決 305
議案第6号	令和5年度豊見城市水道事業会計予算	87～88	経建委員会	原案可決 306
議案第7号	令和5年度豊見城市下水道事業会計予算	88～89	経建委員会	原案可決 306
議案第24号	豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	89	経建委員会	原案可決 306
陳情第1号	沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷凍施設の修繕整備に係る費用に対する支援について（要請書）	89	経建委員会	継続審査 351
3月17日（本会議 2日目）				
出席議員及び事務局職員 — 3月17日 —		91	—	—
地方自治法第121条による出席者		92	—	—
本日の会議に付した事件		92	—	—
議事日程（第2号） — 3月17日 —		93	—	—
	会議録署名議員の指名	94	—	—
議案第8号	令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）	94	総財委員長報告	原案可決 95
《 一般質問 》 3月17日（一般質問の1日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 新垣亜矢子議員、新垣龍治議員、仲田政美議員、瀬長恒雄議員、川満玄治議員				
3月20日（本会議 3日目）				
出席議員及び事務局職員 — 3月20日 —		143	—	—
地方自治法第121条による出席者		144	—	—

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
	本日の会議に付した事件	144	—	—
	議事日程(第3号) —3月20日—	145	—	—
	会議録署名議員の指名	146	—	—
《一般質問》 3月20日(一般質問の2日目)(詳細は目次後の一覧表を参照) 長嶺吉起議員、高山美雪議員、大田正樹議員、真栄里 保議員、大田善裕議員、 新垣繁人議員				
3月22日(本会議 4日目)				
	出席議員及び事務局職員 —3月22日—	201	—	—
	地方自治法第121条による出席者	202	—	—
	本日の会議に付した事件	202	—	—
	議事日程(第4号) —3月22日—	203	—	—
	会議録署名議員の指名	204	—	—
《一般質問》 3月22日(一般質問の3日目)(詳細は目次後の一覧表を参照) 宜保安孝議員、宮城 恵議員、要 正悟議員、吉濱智也議員、赤嶺吉信議員				
3月23日(本会議 5日目)				
	出席議員及び事務局職員 —3月23日—	245	—	—
	地方自治法第121条による出席者	246	—	—
	本日の会議に付した事件	246	—	—

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議事日程(第5号) — 3月23日 —		247	—	—
	会議録署名議員の指名	248	—	—
《 一般質問 》 3月23日(一般質問の4日目)(詳細は目次後の一覧表を参照) 波平邦孝議員、瀬長 宏議員、宜保龍平議員、楚南留美議員、伊敷光寿議員				
議員提出 議案第1号	豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例 の制定について	294	即決	原案可決 295
3月28日(本会議 6日目)				
出席議員及び事務局職員 — 3月28日 —		297	—	—
地方自治法第121条による出席者		298	—	—
本日の会議に付した事件		298	—	—
議事日程(第6号) — 3月28日 —		299~300	—	—
	会議録署名議員の指名	301	—	—
議案第16号	豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進 に関する条例の制定について	301	総財 委員長 報告	原案可決 302
議案第2号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予 算	302~303	教民 委員長 報告	原案可決 303
議案第3号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計 予算	302~303	教民 委員長 報告	原案可決 303
議案第4号	令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予 算	302~303	教民 委員長 報告	原案可決 304
議案第5号	令和5年度豊見城市育英会特別会計予算	302~303	教民 委員長 報告	原案可決 304
議案第18号	豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例 の制定について	302~303	教民 委員長 報告	原案可決 304

議案番号	件名	説明・質疑 (頁)	経過	結果 (頁)
議案第26号	工事請負契約の変更契約の締結について	302～303	教民 委員長 報告	可決 305
議案第6号	令和5年度豊見城市水道事業会計予算	305	経建 委員長 報告	原案可決 306
議案第7号	令和5年度豊見城市下水道事業会計予算	305	経建 委員長 報告	原案可決 306
議案第24号	豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における 建築物の制限に関する条例の制定について	305	経建 委員長 報告	原案可決 306
議案第1号	令和5年度豊見城市一般会計予算	306～307	予算決算 特別委員長 報告	原案可決 338
決議案第2号	議会だより調査特別委員会設置に関する決議	338～339	即決	原案可決 339
	議会だより調査特別委員会委員の選任	339	—	340
	議員派遣について	340	即決	決定 340
意見書案第1号	沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める 意見書	341～342	即決	原案可決 343
意見書案第2号	国に対し学校給食費の早期の無償化を求める 意見書	343～347	即決	原案可決 351
	閉会中の継続審査の申し出について（経済建 設常任委員会）	351	—	—
議案等処理一覧表（353頁～356頁）				
議長諸般の報告（42頁） —詳細は357頁～358頁参照—				
市長の市政一般報告（42頁） —詳細は359頁～365頁参照—				
一般質問（95頁～294頁） —詳細は次頁参照—				

令和5年第3回豊見城市議会定例会一般質問通告一覧表

(一般質問の日程＝3月17日、20日、22日、23日、4日間)

◆ 3月17日 (一般質問の1日目) ◆

質問者 (11番) 新垣亜矢子議員 (通告番号1) …………… (P 95～103)

- 質問事項
- (1) 産業振興について
 - (2) 教育行政について
 - (3) 医療福祉について
 - (4) 子育て政策について
 - (5) 防災について

答 弁 者 市長、総務企画部長、福祉健康部長、こども未来部長、教育部長

質問者 (5番) 新垣龍治議員 (通告番号2) …………… (P104～113)

- 質問事項
- (1) 放課後児童クラブについて
 - (2) 物価高騰対策について
 - (3) 医療を受ける権利の保障について
 - (4) 国保の負担軽減の拡充について
 - (5) こども未来基金について
 - (6) 安心安全な生活環境について

答 弁 者 市民部長兼税務課長、福祉健康部長、こども未来部長、経済建設部長、
上下水道部長、教育部長

質問者 (22番) 仲田政美議員 (通告番号3) …………… (P113～122)

- 質問事項
- (1) SDGs構築で住みよい豊見城市に
 - (2) 伴走型相談の取組みについて
 - (3) デジタル田園都市構想交付金の活用について
 - (4) 教育行政について
 - (5) 通学路の安全対策について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長兼税務課長、福祉健康部長、こども未来部長、
経済建設部長、消防長、教育部長

質問者 (7番) 瀬長恒雄議員 (通告番号4) …………… (P122～131)
質問事項 (1) 生活環境整備について
(2) 豊崎ビーチの駐車料金について
(3) 農業振興について
(4) 選挙について
(5) 与根体育施設の補償費について
答 弁 者 総務企画部長、市民部長兼税務課長、都市計画部長、経済建設部長、教育部長、
選管兼監査委員事務局長

質問者 (10番) 川満玄治議員 (通告番号5) …………… (P131～141)
質問事項 (1) 保育行政について
(2) 学童保育について
(3) 学校整備について
(4) 公営墓地について
(5) 下水道整備事業について
答 弁 者 市長、市民部長兼税務課長、こども未来部長、上下水道部長、教育部長

◆ 3月20日 (一般質問の2日目) ◆

質問者 (4番) 長嶺吉起議員 (通告番号6) …………… (P146～155)
質問事項 (1) 学校教育環境整備について
(2) 子育て支援について
(3) スポーツによる健康推進について
(4) 地域活動の活性化について
答 弁 者 市長、市民部長兼税務課長、こども未来部長、経済建設部長、教育部長

質問者 (6番) 高山美雪議員 (通告番号7) …………… (P155～164)
質問事項 (1) 子供の貧困対策について
(2) ヤングケアラーについて
(3) 豊崎中学校建設について
(4) 農漁業者支援について
(5) 名嘉地の排水路整備について
(6) 公民館の建て替えについて
答 弁 者 市民部長兼税務課長、こども未来部長、経済建設部長、上下水道部長、
教育部長

質問者 (19番) 大田正樹議員 (通告番号8) …………… (P164～172)
質問事項 (1) 宇豊見城自治会の市長要請について
(2) 障がい児保育について
(3) 教育行政 (教育委員会) について
答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、市民部長兼税務課長、こども未来部長、
都市計画部長、経済建設部長、教育部長

質問者 (13番) 真栄里 保議員 (通告番号9) …………… (P172～182)
質問事項 (1) 市長の政治姿勢について
(2) 会計年度任用職員について
(3) 窓口業務職員について
(4) ジェンダー平等について
(5) 給食費について
(6) 道路行政について
(6) 補聴器購入助成制度について
答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長兼税務課長、福祉健康部長、経済建設部長、
教育部長

質問者 (17番) 大田善裕議員 (通告番号10) …………… (P182～189)
質問事項 (1) 物価高騰対策について
(2) 西部地域の振興について
(3) ごみ行政について
答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長兼税務課長、都市計画部長、経済建設部長

質問者 (3番) 新垣繁人議員 (通告番号11) …………… (P190～200)
質問事項 (1) 令和5年度豊見城市施政方針について
(2) 行財政改革について
(3) 新たな街づくりについて
(4) 安全、安心で快適な街づくりについて
(5) (仮称) 豊崎中学校開校について
答 弁 者 教育長、総務企画部長、市民部長兼税務課長、都市計画部長、経済建設部長、
教育部長

質問者 (9番) 宜保安孝議員 (通告番号12) …………… (P204～213)

- 質問事項
- (1) 経済政策について
 - (2) 耕作放棄地について
 - (3) 学校給食について
 - (4) 高齢者支援について
 - (5) 室内型公園整備について

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部参事監、福祉健康部長、経済建設部長、教育部長

質問者 (21番) 宮城 恵議員 (通告番号13) …………… (P213～219)

- 質問事項
- (1) 一般介護予防事業について
 - (2) 保育園の虐待問題について
 - (3) 学童の待機児童について
 - (4) 出産育児一時金について
 - (5) 安心・安全対策について

答 弁 者 市長、市民部長兼税務課長、福祉健康部長、こども未来部長、経済建設部長

質問者 (15番) 要 正悟議員 (通告番号14) …………… (P219～230)

- 質問事項
- (1) 学校給食について
 - (2) 指定管理者制度について
 - (3) 学童保育待機児童について
 - (4) セラピードッグについて

答 弁 者 市長、総務企画部長、福祉健康部長、こども未来部長、教育部長

質問者 (8番) 吉濱智也議員 (通告番号15) …………… (P230～237)

- 質問事項
- (1) スポーツ振興について
 - (2) 市長の施策方針について
 - (3) 市民を支える仕組みについて

答 弁 者 総務企画部長、福祉健康部長、経済建設部長、教育部長

質問者 (20番) 赤嶺吉信議員 (通告番号16) …………… (P237～244)

- 質問事項
- (1) 教育行政について
 - (2) 農業行政について
 - (3) 市道66号線の整備について

(4) 下水道の整備について

答 弁 者 市長、教育長、経済建設部長、上下水道部長、教育部長

◆ 3月23日（一般質問の4日目） ◆

質 問 者 (12番) 波平邦孝議員（通告番号17）……………（P248～258）

- 質 問 事 項
- (1) とみぐすく祭り・産業フェスタについて
 - (2) 消防行政について
 - (3) 保育行政について
 - (4) 農業振興について

答 弁 者 市長、総務企画部長、こども未来部長、経済建設部長、消防長

質 問 者 (14番) 瀬長 宏議員（通告番号18）……………（P258～268）

- 質 問 事 項
- (1) 給付型奨学金について
 - (2) 就学援助について
 - (3) 与根体育施設について
 - (4) パワハラ防止条例について

答 弁 者 市長、総務企画部長、都市計画部長、教育部長

質 問 者 (2番) 宜保龍平議員（通告番号19）……………（P268～276）

- 質 問 事 項
- (1) 市の鳥クロツラヘラサギについて
 - (2) 高安自治会について
 - (3) 教育行政について
 - (4) 災害復旧について
 - (5) 中心市街地再開発について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長兼税務課長、こども未来部長、経済建設部長

質 問 者 (18番) 楚南留美議員（通告番号20）……………（P276～285）

- 質 問 事 項
- (1) 習い事助成事業について
 - (2) 教育行政について
 - (3) 通学路の安全対策について
 - (4) ヤングケアラーの支援について
 - (5) 市民が安心して暮らせる消防職員体制の強化について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長兼税務課長、こども未来部長、消防長、教育部長

質問者	(16番) 伊敷光寿議員 (通告番号21) …………… (P285～294)
質問事項	(1) 物価高騰対策について (2) 道路行政について (3) 平和行政について
答 弁 者	市長、総務企画部長、市民部長兼税務課長、経済建設部長

令和5年

豊見城市議会会議録

第1回臨時会

第1回臨時会	令和5年1月19日	会期1日間
	令和5年1月19日	

令和5年第1回豊見城市議会臨時会会期日程

開 会 1月19日
閉 会 1月19日
会 期 1日間

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
1月19日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 ○ 議案の上程（即決案件） 同意案第1号

令和5年第1回豊見城市議会臨時会

令和5年第1回豊見城市議会臨時会は令和5年1月19日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 20人

(1番) 新垣 龍治 議員	(11番) 要 正悟 議員
(2番) 瀬長 恒雄 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(3番) 真栄里 保 議員	(15番) 川満 玄治 議員
(4番) 伊敷 光寿 議員	(16番) 宜保 安孝 議員
(5番) 宜保 龍平 議員	(17番) 大城 吉徳 議員
(6番) 新垣 繁人 議員	(18番) 仲田 政美 議員
(7番) 楚南 留美 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(8番) 大田 善裕 議員	(20番) 外間 剛 議員
(9番) 瀬長 宏 議員	(21番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 儀間 盛昭 議員	(22番) 比嘉 彰 議員

.....◇.....◇.....
応招しなかった議員 1人

(14番) 新垣 亜矢子 議員

令和5年第1回豊見城市議会臨時会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1	同意案第1号	副市長の選任について	即決	同意

— 令和5年第1回 —

豊見城市議会（臨時会）会議録（第1号）

令和5年1月19日（木）

令和5年第1回

豊見城市議会（臨時会）会議録（第1号）

令和5年1月19日（木曜日）午前10時開会

出席議員 20人

(1番) 新垣 龍 治 議員	(11番) 要 正 悟 議員
(2番) 瀬 長 恒 雄 議員	(12番) 波 平 邦 孝 議員
(3番) 真栄里 保 議員	(15番) 川 満 玄 治 議員
(4番) 伊 敷 光 寿 議員	(16番) 宜 保 安 孝 議員
(5番) 宜 保 龍 平 議員	(17番) 大 城 吉 徳 議員
(6番) 新垣 繁 人 議員	(18番) 仲 田 政 美 議員
(7番) 楚 南 留 美 議員	(19番) 大 田 正 樹 議員
(8番) 大 田 善 裕 議員	(20番) 外 間 剛 議員
(9番) 瀬 長 宏 議員	(21番) 赤 嶺 吉 信 議員
(10番) 儀 間 盛 昭 議員	(22番) 比 嘉 彰 議員

欠席議員 1人

(14番) 新垣 亜矢子 議員

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主 査 大城 利枝
次 長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班 長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	教 育 長	瀬 長 盛 光
総務企画部長	内 原 英 洋	市民部長兼 税 務 課 長	高 良 忍
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	大 城 堅	経済建設部長	比 嘉 操
上下水道部長	金 城 道 夫	消 防 長	新 里 秀 樹
教 育 部 長	嘉 川 聡 子	総 務 課 長	上 原 元 樹
農 業 委 員 会 事 務 局 長	浜 本 亨		

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 同意案第1号 副市長の選任について

令和5年第1回豊見城市議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年1月19日（木） 午前10時 開 会

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	同意案第1号	副市長の選任について	即 決

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから令和5年第1回豊見城市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宜保龍平議員、新垣繁人議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日間と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、同意案第1号 副市長の選任についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

皆様おはようございます。忙しい中、臨時会にご出席賜り、誠に感謝申し上げます。ありがとうございます。それでは同意案の説明をさせていただきますと思っております。

同意案第1号 副市長の選任につきましては、新たに副市長を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

豊見城市字高嶺369番地5、大城正氏は、昭和32年10月27日生まれで、昭和59年に豊見城村職員として採用され、経済建設部長、消防長、南部広域市町村圏事務組合事務局長と要職を歴任され、行政の幅広い見識を持っていることから、本市の副市長に適任であります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号 副市長の選任については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第1号 副市長の選任については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第1号 副市長の選任について、こ

れを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第1号 副市長の選任については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第1回豊見城市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 (10時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員(5番) 宜 保 龍 平

署名議員(6番) 新 垣 繁 人

令和5年

豊見城市議会会議録

第2回臨時会

第2回臨時会

令和5年2月24日

令和5年2月24日

会期1日間

令和5年第2回豊見城市議会臨時会会期日程

開 会 2月24日 会 期 1日間
閉 会 2月24日

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
2月24日	金	本 会 議	午前10時	仮議席の指定 議長の選挙 ◎ 追加日程 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 ○ 議案の上程（即決案件） 常任委員会委員の選任 議長の常任委員会委員の辞任 議会運営委員会委員の選任 決議案第1号 予算決算特別委員会委員の選任 南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙 南部広域行政組合議会議員の選挙 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

令和5年第2回豊見城市議会臨時会

令和5年第2回豊見城市議会臨時会は令和5年2月24日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保 安孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

.....◇.....◇.....
応招しなかった議員 なし

令和5年第2回豊見城市議会臨時会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1		仮議席の指定	指 定	
2		議長選挙	選 挙	
3		議席の指定	指 定	
4		副議長選挙	選 挙	
5		常任委員会委員の選任	選 任	
6		議長の常任委員会委員の辞任	許 可	
7		議会運営委員会委員の選任	選 任	
8	決議案第1号	予算決算特別委員会設置に関する決議	即 決	原案可決
9		予算決算特別委員会委員の選任	選 任	
10		南部広域市町村圏事務組合議会議員選挙	選 挙	
11		南部広域行政組合議会議員選挙	選 挙	
12		沖縄県介護保険広域連合議会議員選挙	選 挙	
13		沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	選 挙	

— 令和5年第2回 —

豊見城市議会（臨時会）会議録（第1号）

令和5年2月24日（金）

令和5年第2回

豊見城市議会（臨時会）会議録（第1号）

令和5年2月24日（金曜日）午前10時開会

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保 安孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

本日の会議に付した事件

日程第1.		仮議席の指定
日程第2.		議長の選挙
追加日程第1.		議席の指定
追加日程第2.		会議録署名議員の指名
追加日程第3.		会期の決定
追加日程第4.		副議長の選挙
追加日程第5.		常任委員会委員の選任
追加日程第6.		議長の常任委員会委員の辞任
追加日程第7.		議会運営委員会委員の選任
追加日程第8.	決議案第1号	予算決算特別委員会設置に関する決議
追加日程第9.		予算決算特別委員会委員の選任
追加日程第10.		南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
追加日程第11.		南部広域行政組合議会議員の選挙
追加日程第12.		沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙
追加日程第13.		沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
追加日程第14.		閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

令和5年第2回豊見城市議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年2月24日（金） 午前10時 開 会

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		仮議席の指定	
2		議長選挙	

令和5年第2回豊見城市議会臨時会追加議事日程（第1号）

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		議席の指定	
2		会議録署名議員の指名	
3		会期の決定	
4		副議長の選挙	
5		常任委員会委員の選任	
6		議長の常任委員会委員の辞任	
7		議会運営委員会委員の選任	
8	決議案第1号	予算決算特別委員会設置に関する決議	即決
9		予算決算特別委員会委員の選任	
10		南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	
11		南部広域行政組合議会議員の選挙	
12		沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙	
13		沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	
14		閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）	

本会議の次第

○ 事務局長 金城 悟

おはようございます。本臨時会は一般選挙後、初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。年長の瀬長宏議員を紹介します。

○ 臨時議長 瀬長 宏

ただいま紹介されました瀬長宏です。おはようございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまから令和5年第2回豊見城市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 臨時議長 瀬長 宏

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席いただいております議席といたします。

これより議長の選挙に入りますが、選挙が行われる前に、議長就任希望者による所信表明の場を設けることとなっております。あらかじめ二人の議員から所信表明申出書が提出されておりますので、所信表明を行っていただきます。

なお、発言時間は5分以内となっております。それでは外間剛議員、よろしくお願ひいたします。

○ (1番) 外間 剛議員 一 所信表明一

皆さん、おはようございます。外間剛でござ

います。議長選挙に立候補するため、所信表明を述べさせていただきます。

まず、お伝えしたいのは、令和2年から新型コロナウイルス感染症の対策が継続する中、季節柄のインフルエンザの流行、またウクライナ情勢に伴い生じた原油や物価の高騰に拍車をかけるなど、市民生活や事業者の経済活動へ大変厳しい影響の昨今であります。今大事なことは市民生活の安定を取り戻すため、諸施策を継続しながら有事、有事後を想定した地域経済の活性化も重要な施策であると考えます。また併せて、貧困や少子高齢化、教育福祉、万一に備えた自然災害等への対応など、様々な社会課題についても取り組んでいく必要があります。このような状況の中でこそ、我々二元代表制の一翼を担う議会は市民の声に耳を傾け、意思決定機関として市民生活の向上を実現するための重要な役割を担っていることと、改めて自覚する必要があると思います。限られた財源を効果的に運用していくためには、各施策や事業、予算の執行に対するチェック機能を十分発揮するとともに、市民の代弁者として議員全員で連携を図っていくことが重要だと確信するところです。

これらを踏まえ、第21期議員皆様の協力を得ながら、豊見城市議会議長として全力で議会運営に努めてまいり所存でございますので、各位のご賛同をお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

○ 臨時議長 瀬長 宏

次に私瀬長宏が、議長就任希望者として所信表明を行います。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一 所信表明一

日本共産党の瀬長宏です。

日本は成長しない国、賃金の上がない国となって久しく、少子高齢化、人口減少に対

する取り組みも不十分で存亡の危機を迎えています。そのような中でコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻など、複合的リスクによる戦後最悪な経済危機に直面しております。長引くコロナ禍や急激な物価高騰による中小零細企業の経営体力が疲弊し、さらに市民生活を直撃している食料品の値上げなどから、経済活動の回復や生活困窮者への継続的な支援が求められております。

課題解決のため、行政の財政出動を推進するための議会の対応が必要となっております。市民の多様な意見を議会の場に反映させ、市の最終意思決定機関として積極的な議論を経て、市民生活向上と市政発展のため市議会の果たす役割はますます重要となっております。そのためにも議会改革が重要となっております。

私は、これまで議会基本条例制定をはじめ費用弁償の廃止、一般質問の一問一答導入、ペーパーレス化のためのタブレット導入などに取り組んできましたが、今回の市議会選挙の投票率が46%となりましたが、私が議員になった1990年の77%、1994年の74%などと比較して最低となっております。議会への期待が低下していることから、さらなる議会改革が求められております。

議会改革度ランキング2021年の本市の総合順位は212位、那覇市は62位、沖縄県議会が118位となっておりますが、豊見城市の分野別ランキングでは情報共有部門は597位、住民参画で228位、議会機能強化は177位です。市民との情報共有や市民参画を向上させ、信頼され期待される議会へとなれるよう、継続的な改革推進への努力が求められております。

議員皆様の経験と英知を結集し、機能的な市議会にするために皆様のご支持をお願いい

たしまして、私の所信表明といたします。

○ 臨時議長 瀬長 宏

以上で議長就任希望者による所信表明を終了いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 臨時議長 瀬長 宏

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は22名です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、伊敷光寿議員、長嶺吉起議員を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名、かつ必ずフルネームでの記入をお願いいたします。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

○ 事務局長 金城 悟

では点呼しますので、読み上げられた順序に投票をお願いします。

(氏名を点呼、投票)

- 1 番 外間剛議員、2 番 宜保龍平議員、
- 3 番 新垣繁人議員、4 番 長嶺吉起議員、
- 5 番 新垣龍治議員、6 番 高山美雪議員、
- 7 番 瀬長恒雄議員、8 番 吉濱智也議員、

9番 宜保安孝議員、10番 川満玄治議員、
11番 新垣亜矢子議員、12番 波平邦孝議員、
13番 真栄里保議員、15番 要正悟議員、16
番 伊敷光寿議員、17番 大田善裕議員、18
番 楚南留美議員、19番 大田正樹議員、20
番 赤嶺吉信議員、21番 宮城恵議員、22番
仲田政美議員、14番 瀬長宏議員。

○ 臨時議長 瀬長 宏

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。伊敷光寿議員、
長嶺吉起議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票立会人立ち会い)

選挙の結果を報告します。

投票総数22票、有効投票数22票、無効投票
数0票、有効投票のうち外間剛議員14票、瀬
長宏議員8票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票です。したが
いまして、外間剛議員が議長に当選をされま
した。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました外間剛議員
が議場におられます。会議規則第32条第2項
の規定により、当選の告知をいたします。

外間剛議員、当選の挨拶をお願いいたしま
す。

(外間剛議員 登壇)

○ 議長 外間 剛

一言ご挨拶申し上げます。

豊見城市議会議長にご選任を賜り、心から
感謝を申し上げます。前期2年に引き続きと
はなりますが、議長の職責、その責任の重さ

を改めて感じるところでございます。私は円
滑な議会運営はもちろんのこと、さらなる議
会の活性化のために議場内では意見、討論な
どをぶつけ合いながら、議場外では与野党の
関係ではなく、議会仲間、議員仲間としてプ
ライベートな意見交換の場も大切だと考えて
おります。各会派の議員皆様の意見をいた
だきながら市民生活の向上に向け、議会運営
をしていく決意でありますので、ご支援とご鞭
撻をお願いしまして、簡単ではございますが、
就任のご挨拶とさせていただきます。ありが
とうございます。

○ 臨時議長 瀬長 宏

以上をもちまして、臨時議長の全ての職務
を終了させていただきます。

外間剛議員、議長席にお着きください。

この間の皆様のご協力、誠にありがとうご
ざいました。

休憩いたします。

休 憩 (10時24分)

再 開 (10時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

お諮りいたします。お手元に配付してあり
ます追加議事日程(第1号)を日程に追加し
たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本日の議事
日程に、追加議事日程(第1号)を追加する
ことに決しました。

————— ◇ 追加日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により
指定いたします。議員の氏名と議席番号を事
務局長に朗読させます。

○ 事務局長 金城 悟

それでは読み上げます。

1 番 外間剛議員、2 番 宜保龍平議員、
3 番 新垣繁人議員、4 番 長嶺吉起議員、
5 番 新垣龍治議員、6 番 高山美雪議員、
7 番 瀬長恒雄議員、8 番 吉濱智也議員、
9 番 宜保安孝議員、10 番 川満玄治議員、
11 番 新垣亜矢子議員、12 番 波平邦孝議員、
13 番 真栄里保議員、14 番 瀬長宏議員、15
番 要正悟議員、16 番 伊敷光寿議員、17 番
大田善裕議員、18 番 楚南留美議員、19 番
大田正樹議員、20 番 赤嶺吉信議員、21 番
宮城恵議員、22 番 仲田政美議員。

○ 議長 外間 剛

ただいま朗読しましたとおり議席を指定いたします。

————— ◇ 追加日程第 2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第 2、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第 88 条の規定により、本日の会議録署名議員に宜保龍平議員、新垣繁人議員を指名いたします。

————— ◇ 追加日程第 3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第 3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日 1 日間と決しました。

これより副議長の選挙に入りますが、選挙が行われる前に、副議長就任希望者による所信表明の場を設けることとなっております。

あらかじめ二人の議員から所信表明申出書が提出されておりますので、所信表明を行っていただきます。

なお、発言時間は 5 分以内となっております。それでは要正悟議員、よろしくお願いたします。

○ (15 番) 要 正悟議員 —所信表明—

このたび豊見城市議会副議長選挙に立候補することといたしました要正悟です。住民自治の根幹となり、村政、市政の発展に大きく寄与されたこの市議会の場におきまして、所信表明の機会を与えていただきましたことに、議員の皆様、関係各位に深く感謝申し上げます。

それでは、副議長の重責を担う所信の一端について述べさせていただきます。

ご承知のとおり、さきの市議会議員選挙では投票率が過去最低となり、市民の皆様が市議会への関心の薄れに懸念を抱いたところであります。そのためまずもって、議会基本条例に基づく議会運営に努めることが重要であると考えます。本市の議会基本条例では、議会活動の積極的な情報公開、市民が参画しやすい開かれた議会運営、そして市民に分かりやすい視点方法での議会運営などの開かれた議会運営が示されております。市民参加を推進する議会を目指し、政策立案、政策提言ができる、さらなる議会改革を議員の皆様と共に邁進してまいります。

また、男性の私が話すことはおこがましいことと思いますが、今期の市議会議員構成は、女性議員が過去最多の 5 名となり、政治分野における意思決定の場において多様性が尊重され、反映できることが前進したことは、今後の市議会運営において明るい材料になったのではないのでしょうか。

性別、年齢のみならず、広く多様性を認め合うダイバーシティの考えの下での合意形成のプロセスを大切に、議員のみならず多様な人材が参画できる議会運営に努めてまいります。

副議長の職責は、議長と共に議場の秩序を保持し、公正・公平な議会運営に努めなければならないものと考えます。そのためにも議員の皆様のご意見を尊重し、自由闊達な議論となるよう促すとともに、市民の多様な意見が反映し得る議会を構築し、市民の負託に応えていくことを決意いたします。

議員皆様のご賛同とご支持を心からお願い申し上げます。

○ 議長 外間 剛

次に大田正樹議員、よろしく申し上げます。

○ (19番) 大田正樹議員 一 所信表明一

皆さん、おはようございます。会派城の風、大田正樹でございます。

去る2月12日に行われた豊見城市議会議員選挙にて当選された22名の21期議員の皆様、当選おめでとうでございます。豊見城市発展のため、市議会発展のため、持てる力を発揮していただきますようお願い申し上げます。

さて、このたび豊見城市議会副議長選挙に立候補することを決意しました。所信を申し上げます。

私ども議会は、市民から負託を得た議員として、市民に開かれた、市民から信頼される議会をつくらなければなりません。目まぐるしいスピードで変わっていく社会の変化に対応するにも、古い体質の議会のままでは市民ニーズに応えることはできません。それには議員お一人おひとりの意識の改革、お一人おひとりの質の向上など、議員は自己研さんに

努め、議会として今、市民に何ができるのかを、常に考える議会づくりをしていきたいと思っております。市民を中心に添えると、そこには与野党の垣根はないと思っております。そもそも地方議会に与党や野党などはありません。議員おのおのが活発な議論ができる環境づくりは大切なことです。

我々が自ら制定した議会基本条例、そこには立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能など、書かれております。前期の私ども20期議会は監視機能、調査機能の権能を十分に駆使し執行部をチェックし、市議会として実行してまいりました。

次なる私の使命は、立法機能、政策形成機能を促し、執行機関と渡り合える強い議会づくりを行うことだと考えています。

二元代表の一翼を担う議会は、これまで以上に強い権限を持つ執行部と対等な立場になれるよう自らの権能を理解し、高めるべきだと思います。

豊見城市議会は過去に議会基本条例を制定した、条例の改正も行った。それらの経験を生かし、次は市民の声を条例にしていく作業、議員提案条例の制定が責務だと私は考えております。執行部の追認機関だとか執行部に反対だとかではなく、議会が先導して条例を制定し、執行機関に執行させる。そんな議会をつくっていきたく私は考えております。いや、つくるべきだと強く思っております。

そのために、この議場におられる各議員の皆様のご協力とご理解が不可欠となります。副議長に当選させていただきましたら、議長をサポートし、皆さんと一緒に多くの声を拾い、多くの議論を展開し、ベテランも新人もなく切磋琢磨し、対話に努めたいと思っております。

以上をもって、私の所信表明といたします。
どうぞよろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

以上で副議長就任希望者による所信表明を終了いたします。

————— ◇ 追加日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は22名です。

次に立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、瀬長恒雄議員、宮城恵議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名、かつ必ずフルネームでの記入をお願いいたします。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

○ 事務局長 金城 悟

では点呼をしますので、読み上げられた順に投票をお願いします。

(氏名を点呼、投票)

2番 宜保龍平議員、3番 新垣繁人議員、
4番 長嶺吉起議員、5番 新垣龍治議員、
6番 高山美雪議員、7番 瀬長恒雄議員、

8番 吉濱智也議員、9番 宜保安孝議員、
10番 川満玄治議員、11番 新垣亜矢子議員、
12番 波平邦孝議員、13番 真栄里保議員、
14番 瀬長宏議員、15番 要正悟議員、16番
伊敷光寿議員、17番 大田善裕議員、18番
楚南留美議員、19番 大田正樹議員、20番
赤嶺吉信議員、21番 宮城恵議員、22番 仲
田政美議員、1番 外間剛議員。

○ 議長 外間 剛

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。瀬長恒雄議員、宮城恵議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票立会人立ち会い)

選挙の結果を報告します。

投票総数22票、有効投票数22票、無効投票数0票、有効投票のうち大田正樹議員が14票、要正悟議員が8票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、大田正樹議員が副議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選された大田正樹議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

大田正樹議員、当選の挨拶をお願いします。

(大田正樹議員 登壇)

○ 副議長 大田正樹

ただいま皆様のお力で当選させていただきました大田正樹でございます。

先ほどの所信表明でも申し上げたとおり、議長をサポートし、皆様方との調整役、そして議会として執行部との調整役として、これ

まで以上に汗をかいていこうと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

————— ◇ 追加日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りいたします。総務財政常任委員会委員に新垣亜矢子議員、宮城恵議員、伊敷光寿議員、瀬長宏議員、川満玄治議員、瀬長恒雄議員、宜保龍平議員、以上7名を指名したいと思ひます。

次に、教育民生常任委員会委員に楚南留美議員、仲田政美議員、要正悟議員、真栄里保議員、新垣繁人議員、大田正樹議員、長嶺吉起議員、以上7名を指名いたします。

次に、経済建設常任委員会委員に宜保安孝議員、新垣龍治議員、吉濱智也議員、波平邦孝議員、高山美雪議員、赤嶺吉信議員、大田善裕議員、外間剛、以上8名を指名したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時52分)

再 開 (10時53分)

○ 副議長 大田正樹

再開いたします。

————— ◇ 追加日程第6 ◇ —————

○ 副議長 大田正樹

追加日程第6、議長の常任委員会委員の辞任について議題とします。

地方自治法第117条の規定によって議長の退場を求めます。

(議長退場)

議長から、その職責上の理由によって常任委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○ 副議長 大田正樹

休憩いたします。

休 憩 (10時54分)

(議長入場)

再 開 (11時33分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

各常任委員会委員長から、次のとおり委員長及び副委員長を互選したとの報告がありました。

総務財政常任委員会委員長に新垣亜矢子議員、同副委員長に川満玄治議員。

教育民生常任委員会委員長に楚南留美議員、同副委員長に仲田政美議員。

経済建設常任委員会委員長に宜保安孝議員、同副委員長に波平邦孝議員。

以上であります

————— ◇ 追加日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第7、議会運営委員会委員の選任

を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。議会運営委員会委員に新垣繁人議員、仲田政美議員、伊敷光寿議員、真栄里保議員、赤嶺吉信議員、波平邦孝議員、新垣亜矢子議員、楚南留美議員、宜保安孝議員、以上9名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (11時35分)

再 開 (11時57分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告いたします。

議会運営委員会の委員長に仲田政美議員、同副委員長に新垣繁人議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

————— ◇ 追加日程第8 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第8、決議案第1号 予算決算特別委員会設置に関する決議について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ (3番) 新垣繁人議員

決議案第1号

令和5年2月24日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会議員 新垣繁人

賛成者 " 仲田政美

 " 要正悟

 " 瀬長宏

豊見城市予算決算特別委員会設置

に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由

今後も多様で旺盛な行政需要の増大が見込まれるため、議決機関である市議会では、引き続き審査機能を高める必要があることから、各行政施策の根本である一般会計当初予算、一般会計歳入歳出決算を対象とした豊見城市予算決算特別委員会設置を決議する。それが本案を提出する理由である。

豊見城市予算決算特別委員会設置

に関する決議 (案)

下記のとおり、豊見城市予算決算特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 豊見城市予算決算特別委員会

2. 設置根拠 豊見城市議会委員会条例第6条

3. 調査事項 一般会計当初予算並びに一般会計歳入歳出決算に関すること
4. 委員定数 本特別委員会の委員は11人以内とする。
5. 調査期限 本特別委員会は、議員の任期満了までの間とする。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時00分)

再 開 (12時02分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号 予算決算特別委員会設置に関する決議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号 予算決算特別委員会設置に関する決議については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電

子表決システムで行います。

決議案第1号 予算決算特別委員会設置に関する決議について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

決議案第1号 予算決算特別委員会設置に関する決議については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 追加日程第9 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第9、予算決算特別委員会委員の選任を行います。

予算決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。予算決算特別委員会委員に新垣亜矢子議員、宮城恵議員、伊敷光寿議員、瀬長宏議員、川満玄治議員、瀬長恒雄議員、宜保龍平議員、新垣繁人議員、新垣龍治議員、大田正樹議員、長嶺吉起議員、以上11名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を予算決算特別委員会委員に選任することに決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時05分)

再 開 (12時28分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

休憩中に予算決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、報告いたします。

予算決算特別委員会の委員長に新垣亜矢子議員、同副委員長に瀬長宏議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

————— ◇ 追加日程第10 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第10、南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、本市選出議員の任期満了に伴い、同組規約第5条及び第6条の規定により、今回選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名方法については、議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

南部広域市町村圏事務組合議会議員に赤嶺吉信議員、真栄里保議員、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました赤嶺吉信議員、真栄里保議員、以上2名を南部広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました赤嶺吉信議員、真栄里保議

員、以上2名が南部広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

————— ◇ 追加日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第11、南部広域行政組合議会議員の選挙を行います。

本件については、本市選出議員の任期満了に伴い、同組規約第5条及び第6条の規定により、今回選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名方法については、議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

南部広域行政組合議会議員に新垣繁人議員、瀬長宏議員、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました新垣繁人議員、瀬長宏議員、以上2名を南部広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました新垣繁人議員、瀬長宏議員、以上2名が南部広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられま

すので、会議規則第32条第2項の規定により、
当選の告知をいたします。

————— ◇ 追加日程第12 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第12、沖縄県介護保険広域連合議
会議員の選挙を行います。

本件については、本市選出議員の任期満了
に伴い、同連合規約第8条及び第9条の規定
により、今回選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、
地方自治法第118条第2項の規定により指名
推選にいたしたいと思います。これにご異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方
法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名方法については、
議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指
名することに決しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に宜保龍
平議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしま
した宜保龍平議員を沖縄県介護保険広域連合
議会議員の当選人と定めることにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま
指名いたしました宜保龍平議員が沖縄県介護
保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方が議場におられます
ので、会議規則第32条第2項の規定により、
当選の告知をいたします。

————— ◇ 追加日程第13 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第13、沖縄県後期高齢者医療広域
連合議会議員の選挙を行います。

本件については、本市選出議員の任期満了
に伴い、同連合規約第8条及び第9条の規定
により、今回選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、
地方自治法第118条第2項の規定により指名
推選にいたしたいと思います。これにご異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方
法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名方法については、
議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長が指
名することに決しました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に
宜保安孝議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしま
した宜保安孝議員を沖縄県後期高齢者医療広
域連合議会議員の当選人と定めることにご異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま
指名いたしました宜保安孝議員が沖縄県後期
高齢者医療広域連合議会議員に当選されまし
た。

ただいま当選された方が議場におられます
ので、会議規則第32条第2項の規定により、
当選の告知をいたします。

————— ◇ 追加日程第14 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

追加日程第14、委員会の閉会中の継続審査

について議題に供します。

議会運営委員会委員長から、目下委員会において審査中の各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。期限は議員の任期満了までとなっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、本件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○ 議長 外間 剛

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第2回豊見城市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 (12時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会臨時議長 瀬 長 宏

豊見城市議会議長 外 間 剛

豊見城市議会副議長 大 田 正 樹

署名議員(2番) 宜 保 龍 平

署名議員(3番) 新 垣 繁 人

令和5年

豊見城市議会会議録

第3回定例会

第3回定例会	令和5年3月2日	会期27日間
	令和5年3月28日	

令和5年第3回豊見城市議会定例会会期日程

開 会 3月2日 会 期 27日間
閉 会 3月28日

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
3月2日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 市長の市政一般報告並びに施政方針 ○ 議案の上程（即決案件） 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第17号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第25号 議案第27号 諮問第1号 諮問第2号 諮問第3号 同意案第2号 同意案第3号 ○ 議案の上程（委員会付託案件） 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第16号 議案第18号 議案第24号 議案第26号 陳情第1号 ○ 議案の上程（報告案件） 報告第1号
3月3日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
3月4日	土	休 会		
3月5日	日	休 会		
3月6日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
3月7日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
3月8日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
3月9日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
3月10日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
3月11日	土	休 会		

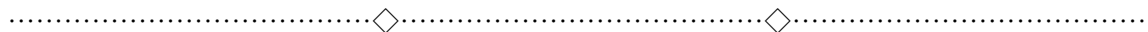
月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
3月12日	日	休 会		
3月13日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
3月14日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
3月15日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
3月16日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
3月17日	金	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
3月18日	土	休 会		
3月19日	日	休 会		
3月20日	月	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
3月21日	火	休 会		春分の日
3月22日	水	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
3月23日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
3月24日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
3月25日	土	休 会		
3月26日	日	休 会		
3月27日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
3月28日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 ○ 議案の上程（委員会報告案件） ○ 議案の上程（追加案件） ○ 議案の上程（即決案件） 決議案第2号 議員派遣について 閉 会

令和5年第3回豊見城市議会定例会

令和5年第3回豊見城市議会定例会は令和5年3月2日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保 安孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員



応招しなかった議員 なし

令和5年第3回豊見城市議会定例会議案一覧及び審議結果

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
1	議案第1号	令和5年度豊見城市一般会計予算に対する修正動議	—	否決
	議案第1号	令和5年度豊見城市一般会計予算	予算決算特別委員会	原案可決
2	議案第2号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算	教民委員会	原案可決
3	議案第3号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算	教民委員会	原案可決
4	議案第4号	令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算	教民委員会	原案可決
5	議案第5号	令和5年度豊見城市育英会特別会計予算	教民委員会	原案可決
6	議案第6号	令和5年度豊見城市水道事業会計予算	経建委員会	原案可決
7	議案第7号	令和5年度豊見城市下水道事業会計予算	経建委員会	原案可決
8	議案第8号	令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）	総財委員会	原案可決
9	議案第9号	令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	即決	原案可決
10	議案第10号	令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	即決	原案可決
11	議案第11号	令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
12	議案第12号	令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算（第1号）	即決	原案可決
13	議案第13号	豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正について	即決	原案可決
14	議案第14号	豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
15	議案第15号	豊見城市防災会議条例の一部改正について	即決	原案可決

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
16	議案第16号	豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	総財 委員会	原案可決
17	議案第17号	豊見城市国民健康保険条例の一部改正について	即決	原案可決
18	議案第18号	豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について	教民 委員会	原案可決
19	議案第19号	豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	即決	原案可決
20	議案第20号	豊見城市子ども・子育て会議条例の一部改正について	即決	原案可決
21	議案第21号	豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	即決	原案可決
22	議案第22号	豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	即決	原案可決
23	議案第23号	豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	即決	原案可決
24	議案第24号	豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	経建 委員会	原案可決
25	議案第25号	非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	即決	原案可決
26	議案第26号	工事請負契約の変更契約の締結について	教民 委員会	可決
27	議案第27号	指定管理者の指定について(長嶺児童クラブ)	即決	可決
28	報告第1号	専決処分の報告について(事故に係る損害賠償の額の決定及び和解)	報告	報告
29	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決	適任
30	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決	適任
31	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	即決	適任
32	同意案第2号	監査委員の選任について	即決	同意
33	同意案第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	即決	同意

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
34	意見書案第1号	沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見書	即決	原案可決
35	意見書案第2号	国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書	即決	原案可決
36	決議案第2号	議会だより調査特別委員会設置に関する決議	即決	原案可決
37	議員提出 議案第1号	豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	即決	原案可決

— 令和5年第3回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年3月2日（木）

令和5年第3回

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和5年3月2日（木曜日）午前10時開会

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保 安孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
市民部長兼 税務課長	高 良 忍	福祉健康部長	久手堅 勝
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	大 城 堅
経済建設部長	比 嘉 操	上下水道部長	金 城 道 夫
消 防 長	新 里 秀 樹	教 育 部 長	嘉 川 聡 子
総 務 課 長	上 原 元 樹	財 政 課 長	宮 城 盛 秀
防災管財課長	大 城 武	デジタル推進課長	後 間 大 輔
国保健康保険課長	大 城 達 宏	こども応援課長	大 城 史 貴
保育こども園課長	赤 嶺 渚	都市計画課参事	豊見山 直 樹
公園緑地課長	健 山 博 之	学校教育課長	金 城 徹
学校施設課長	石 川 ミ コ	生涯学習課長	宮 里 卓 道
農業委員会 事務局長	浜 本 亨		

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 議長諸般の報告
- 日程第4. 市長の市政一般報告並びに施政方針
- 日程第5. 議案第9号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第6. 議案第10号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7. 議案第11号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8. 議案第12号 令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9. 議案第13号 豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正について
- 日程第10. 議案第14号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第11. 議案第15号 豊見城市防災会議条例の一部改正について
- 日程第12. 議案第17号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13. 議案第19号 豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第14. 議案第20号 豊見城市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第15. 議案第21号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第16. 議案第22号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 日程第17. 議案第23号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18. 議案第25号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第19. 議案第27号 指定管理者の指定について
- 日程第20. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第22. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23. 同意案第2号 監査委員の選任について
- 日程第24. 同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25. 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第26. 議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算
- 日程第27. 議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第28. 議案第16号 豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定
について
- 日程第29. 議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第30. 議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31. 議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算
- 日程第32. 議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算
- 日程第33. 議案第18号 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について
- 日程第34. 議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第35. 議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算
- 日程第36. 議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算
- 日程第37. 議案第24号 豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関す
る条例の制定について
- 日程第38. 陳情第1号 沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷凍施設の
修繕整備に係る費用に対する支援について（要請書）

令和5年第3回豊見城市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年3月2日（木） 午前10時 開 会

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		市長の市政一般報告並びに施政方針	
5	議案第9号	令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	即 決
6	議案第10号	令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
7	議案第11号	令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）	〃
8	議案第12号	令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算（第1号）	〃
9	議案第13号	豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正について	〃
10	議案第14号	豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について	〃
11	議案第15号	豊見城市防災会議条例の一部改正について	〃
12	議案第17号	豊見城市国民健康保険条例の一部改正について	〃
13	議案第19号	豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	〃
14	議案第20号	豊見城市子ども・子育て会議条例の一部改正について	〃
15	議案第21号	豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
16	議案第22号	豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
17	議案第23号	豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
18	議案第25号	非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃

日程 番号	議案番号	件名	備考
19	議案第27号	指定管理者の指定について	即 決
20	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
21	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
22	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
23	同意案第2号	監査委員の選任について	〃
24	同意案第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
25	報告第1号	専決処分の報告について	報 告
26	議案第1号	令和5年度豊見城市一般会計予算	予算決算特別 委員会付託
27	議案第8号	令和4年度豊見城市一般会計補正予算(第9号)	総務財政 委員会付託
28	議案第16号	豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条 例の制定について	〃
29	議案第2号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算	教育民生 委員会付託
30	議案第3号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算	〃
31	議案第4号	令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算	〃
32	議案第5号	令和5年度豊見城市育英会特別会計予算	〃
33	議案第18号	豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定につ いて	〃
34	議案第26号	工事請負契約の変更契約の締結について	〃
35	議案第6号	令和5年度豊見城市水道事業会計予算	経済建設 委員会付託
36	議案第7号	令和5年度豊見城市下水道事業会計予算	〃
37	議案第24号	豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制 限に関する条例の制定について	〃
38	陳情第1号	沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷 凍施設の修繕整備に係る費用に対する支援について(要 請書)	〃

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから令和5年第3回豊見城市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会（10時00分）

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に長嶺吉起議員、新垣龍治議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月28日までの27日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から3月28日までの27日間と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議長諸般の報告であります。

はじめに、任期満了に伴う豊見城市都市計画審議会審議委員の推薦についてであります。豊見城市都市計画審議会委員に大田善裕議員、要正悟議員、新垣龍治議員、川満玄治議員、以上4名を推薦することに決定しました。

またそのほか、あらかじめお手元に配付し

てあります報告書をもって、前定例会より今回までの間における議長諸般の報告に代えさせていただきますと思います。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、市長の市政一般報告並びに施政方針の説明であります。

市長の発言を許します。

○ 市長 徳元次人

皆様おはようございます。令和5年第3回豊見城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。本3月定例会も、どうぞよろしく願いいたします。

市長の市政一般報告につきましては、お手元に配付してございます報告書をもって、前回の議会から今回までの間における報告に代えさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議員各位に配付をしております令和5年度施政方針をご覧いただきたいと思います。大変長い内容ではありますが、よろしく願いいたします。

令和5年度 施政方針

はじめに

令和5年第3回豊見城市議会定例会の開会にあたり、私の市政運営に対する所信を申し述べ、市民の皆様をはじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、令和5年度の市政運営に取り組む決意と主要事業、予算案を合わせてご説明を申し上げます。

市政運営に取り組む決意について

多くの市民の皆さまの負託を受け、昨年
11月8日に第7代豊見城市長に就任し、4
ヶ月が過ぎようとしております。

私は、豊見城市議会議員を3期12年間務
めてまいりましたが、この4ヶ月は、新た
な気づきの連続であり、改めて市長の責
の重さを痛感しているところでござい
ます。

市政の舵取りを任せられている私には、
あらゆる場面において、判断及び決断を
することが求められております。

この判断及び決断は、様々な検討を重ね、
職員の助言等のサポートにより、行うこ
とができていると感じております。

本市の職員は、この豊見城市のことを想
い、市民の幸福や市の発展を実現するた
めに各事業を展開し、他の自治体に負け
ず劣らぬよう、様々な業務に奮闘して
おります。

私は、このような職員を誇りに思い、職
員が活躍できる職場環境を作り出すこ
とが、今後における本市の行政運営の
安定及び発展につながるものと確信し
ております。

今回、組織改革におきましては、「職員
の声が届き、職場の変化を感じられる
組織改革」をテーマとし、検討を重ね
てまいりました。

また、人事異動につきましても、同様
の考えのもと、職員一人ひとりの能力
が十分に発揮できる環境づくりを検
討してまいります。

市役所は、市民サービスを提供する「
サービス業」であり、市民はお客さま
です。

市民の幸福と市の発展を実現するため、
職員とともに多くの試行錯誤を重ねな
がら、『すべての市民に寄り添い、市
民のためのまちづくり』に取り組んで
まいり所存です。

さて、国内の経済状況は、長引く新
型コロナウイルス感染症の影響に加え、
国際情勢の変化に伴う物価高騰等によ
り、厳しい状況が

続いております。

この問題に対しましては、私といたし
ましても、国、県の動向を注視しなが
ら、市民に対し、適宜適切な対応を行
ってまいります。

一方、このような状況下において、本
市を訪れる観光客は着実に増え、地
域経済活動に明るい兆しが見えてき
ております。

コロナ禍から日常を取り戻しつつあ
る今日、今後の観光産業の将来が明
るようになることが予想され、本市
においても、経済の活性化に対し、
大きな可能性を感じております。

しかしながら、観光産業における具
体的な課題、その課題に対してどの
ようにアプローチするのか、これまで
十分な検討がなされていない状況
があります。

そのため、令和5年度におきまして、
「第2次豊見城市観光振興計画」を
策定することにより、より具体的
な施策を展開できる環境を整え、
地域経済の活性化を図ってまいり
ます。

本市における新たな成長戦略といた
しまして、スポーツを軸とした産業を
位置づけ、『新たな富を生み出す
まちづくり』を推進してまいり
ます。

現在、豊見城総合公園を中心とする
エリアにおいて、「(仮称)豊見城市
スポーツ拠点エリア構想」の策定に
着手し、健康とスポーツにおける
まちづくりを展開することとして
おります。

また、民間活力の活用を念頭にお
く「森の風テラス構想」につきま
しては、「(仮称)豊見城市スポーツ
拠点エリア構想」と一体となる
構想策定を進めてまいります。

令和5年4月、国において「こども
家庭庁」が発足し、子ども・子
育て政策が加速されます。

本市においても、今後の豊見城市を背負う「宝」である子どもたちへの支援について、有効な施策を展開する必要があります。

子どもたちの将来へ向けた多くの可能性を引き出すためには、英語教育の特化やICTリテラシー及びマナーリテラシーの向上を図り、進路や就職の選択肢が大きく広がるように「グローバル人材の創出」や「未来の担い手の全力応援」に取り組む必要があると考えており、各事業の展開に着手してまいります。

また、デジタルの力で地域における社会課題解決を行い、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現することを目的に、国においてデジタル田園都市国家構想が策定されております。

本市におきましても、デジタルを活用した行政サービスの向上を図ることは、重要な課題であることより、令和3年度に設置いたしましたデジタル推進課において、新たにDX推進班を設置し、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進してまいります。

さて、本市における財政状況につきましては、今後においても旺盛な行政需要が見込まれており、中長期的に見ても依然として厳しい状況が想定されております。

そのような中、市の財産である公共施設につきましては、建て替え等の議論に加え、有効活用等の課題に直面しております。

この課題の解決につきましては、多大の予算を生じることが想定されますが、民間活力を活用することにより、糸口を見出すことができると考えております。

令和5年度におきましては、新たに新設する管財課において、市有地等財産の有効活用を検討する財産管理班を設置し、課題の解決

に向けて取り組んでまいります。

また、民間活力の活用は、将来における健全な財政運営につながると考えており、あらゆる場面、ソフト及びハード事業に関わらず、積極的に活用できるよう検討してまいります。

行政は、継続です。

今日の豊見城市がここまで成長できたのは、歴代の村長、市長をはじめとする指導者の指揮のもと、職員が様々な施策展開を行うことにより、多くの困難を乗り越え、多くのチャンスを生かした成果だと思っております。

その想いを胸に、これからも、職員とともに、多くの試行錯誤を重ねながら、『すべての市民に寄り添い、市民のためのまちづくり』に取り組み、市民の幸福と本市の発展につなげてまいりますのでございます。

以上、市政運営に取り組む決意について述べさせていただきます。

それでは、令和5年度における主要政策の展開につきまして、第5次総合計画で掲げた5つの政策に基づき、ご説明申し上げます。

1. 子どもが生きる夢と希望にみちたまち

はじめに、「子どもが生きる夢と希望にみちたまち」についてご説明いたします。

子どもたちが次代の担い手として健やかに成長し、子どもを産み育てる親が安心して暮らせる環境を整えるため、「豊見城市こども未来基金」及び「豊見城市地域再生計画基金」を効果的に活用し、こども施策を幅広く展開してまいります。

子育て環境の充実につきましては、教育・保育の質の確保と向上を図るため、南部広域市町村圏事務組合へ指導監査事務を委任し、教育・保育施設等に対して、関係市町村で統

一した適正な指導・監督の実施を行ってまいります。

発達支援保育につきましては、新たに認可保育所保育提供体制強化事業を実施することにより、受入体制の構築に努めてまいります。

公立施設におきましては、保護者が子どもの荷物を持ち帰る負担を軽減するためのサブスクリプション導入の可能性などを検討し、保護者負担の軽減に向けて取り組んでまいります。

放課後児童クラブへの支援強化につきましては、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童クラブ利用料の一部を補助するとともに、民間施設等を活用する児童クラブに対して、賃借料の一部を補助し、利用者負担の軽減につながる取組を引き続き実施してまいります。

安心して子育てができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現を図るため、「子育て世代包括支援センター（とみココ）」において、妊娠・出産・子育て等の相談に応じ、親子に寄り添った切れ目のない支援を実施してまいります。

また、「子ども家庭総合支援拠点」と連携を図ることで、妊産婦や子育て世帯などの支援を必要とする方を取り残すことなく、適切な支援につなげてまいります。

ヤングケアラーの支援につきましては、教育機関・福祉担当部局をはじめとした各関係機関と連携強化を図り、ヤングケアラーに対する理解の促進、問題意識の向上に取り組むとともに、早期発見と実態把握に努め、適切な支援につなげてまいります。

義務教育の充実につきましては、自ら学ぶ意欲を育み、基礎的・基本的な知識及び技能の習得やこれらを活用して課題を見いだし、解決するための思考力・判断力・表現力等の

能力を身に付けさせ、児童生徒の「生きる力」を育成してまいります。

グローバル人材の育成を図るため、小学校におきましては、日本人英語講師（JTE）を直接派遣し、英語に慣れ親しむ効果的な授業を展開するとともに、中学校では英語によるコミュニケーション能力の向上と国際社会へ貢献できる人材育成のため外国人英語講師（ALT）の配置を行ってまいります。

また、マネーリテラシーにつきましては、自立的で安心かつ豊かな生活を実現するため、義務教育の段階から知識を身に付けることが重要であることより、外部指導講師の活用や指導計画において金融教育に取り組んでまいります。

複雑化・多様化する学校運営の円滑化を図るため、学校運営協議会を推進するとともに、新たにスクールロイヤーの活用を図ってまいります。

学校現場の業務改善を図るため、各中学校へ部活動指導員を配置することにより、教員の働き方改革の実現への検証を実施し、学校部活動の適正な運営に努めてまいります。

学校給食につきましては、栄養充足率の向上に加え、新たに物価高騰に係る影響額を負担する学校給食費保護者支援事業を引き続き実施し、子育て世帯の負担軽減を目指してまいります。

学校給食センターの整備につきましては、民間活力の活用を視野に、これからの本市に適する施設や求められる機能等について検討を進めてまいります。

教育施設整備につきましては、（仮称）豊崎中学校建設事業において、引き続き整備を進め、令和6年度の開校を目指してまいります。

また、教育施設の適切な維持管理に努め、体育館・武道場の天井等落下防止対策や照明のLED化に取り組んでまいります。

地域文化の振興につきましては、市史第5巻「社会と文化・教育編」の編集・発刊作業に取り組むとともに、本市の歴史・文化に関する資料収集及びデジタル化を行い、郷土学習や平和教育の質的向上、歴史・文化に関する観光分野への寄与、さらには災害時の資料復旧・復元へ備えるデジタル博物館事業を引き続き実施してまいります。

郷土の伝統芸能の継承と県内子ども会の広域交流及び青少年の健全育成を図るため、全沖縄子どもエイサーまつりを引き続き開催し、地域活動の充実と発展を目指してまいります。

放課後子ども教室につきましては、小学校の余裕教室等を活用し、市内全小学校で実施してまいります。

また、子どもたちが地域の大人と触れ合い多様な体験の機会とする地域学校協働活動を実施してまいります。

生涯学習によるまちづくりを推進するため、公民館講座及び移動講座を通して、地域生活の課題に関する学習機会を提供するとともに、講座内容を充実してまいります。

また、サークル団体への支援や高齢者を対象とした豊寿大学を開講し、これらの団体等を社会貢献活動につなげる取組を行ってまいります。

さらに、学びの成果を確認する機会や伝統文化・文化芸術の発表の場を提供するため、生涯学習フェスティバルを開催し、生涯学習による地域交流の推進を図ってまいります。

市立中央図書館におきましては、学校図書館システムと連携し、児童生徒への図書館サービスのさらなる充実を図ってまいります。

また、利用者がくつろげる安らぎある場の創出等に向けて取り組んでまいります。

国際交流の推進につきましては、グローバル化が進む国際社会で活躍できる青少年の育成を図るため、市内中学生をアメリカ合衆国ハワイ州へ派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習や青少年団体等と交流することで、国際的な視野を広げ、国際化時代に対応しうる青少年を育成するとともに、異文化交流を推進してまいります。

スポーツとヘルスケア・医療等を通じたまちづくりの推進に加え、富を生む「森の風テラス構想」の実現に向け、引き続き、豊見城総合公園を中心とした「(仮称)豊見城市スポーツ拠点エリア構想」の策定に取り組んでまいります。

また、市内スポーツ施設におきましては、プロサッカーキャンプ及び国内外から様々な種目のトップアスリートの合宿等を積極的に受け入れることで、子どもたちに夢や希望を与え、スポーツに対する意識の高揚を図るとともに、地域の活性化につながる多様な施策検討に努め、経済的効果等の向上を目指してまいります。

県内の大会等で優秀な成績を収めた児童生徒に対しまして、県外等で開催される上位大会への派遣を支援するため、児童生徒派遣費補助事業を引き続き実施し、児童生徒の健全育成と競技力向上及び負担軽減に努めてまいります。

また、令和5年度より、引率する指導者に対する支援を実施してまいります。

本市のスポーツ振興につきましては、市体育協会と一体となり、スポーツ競技力の向上及び競技人口の底辺拡大による普及と振興に努めてまいります。

2. 健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち

次に、「健康で明るくたがいに助け合うあたたかいまち」について、ご説明いたします。

健康づくりの推進につきましては、昨今の沖縄県における平均寿命の全国順位の後退という危機的状況から「がんじゅうを取り戻す」ため、特定健診・がん検診の受診率向上や健康づくりへの意識向上に向け、健康情報の効果的な発信と健康行動につながる取組を推進してまいります。

また、肥満を背景とした糖尿病などの生活習慣病の予防の促進に加え、重症化や合併症を抑えることにより医療費・介護給付費の適正化を図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、沖縄県国民健康保険運営連携会議において将来的な国保税統一に向けた調整が進められておりましたが、当初目標としていた「税の完全統一」から県内の医療提供体制の格差に配慮した段階的取組へと方針検討が行われております。

本市におきましても、進展する高齢社会や医療の高度化等は、医療支出の増加に影響を与え、国民健康保険事業における特別会計単独での運営が厳しい現実があることから、今後、将来にわたる国民健康保険事業の安定運営を図るため、税負担の公平性など様々な観点より議論を重ね、課題解決が図れるよう進めてまいります。

地域福祉のまちづくりを推進するため、「第3次豊見城市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を振り返り、福祉課題を含めた調査、分析及び評価を行い、第4次計画の策定に向けて取り組んでまいります。

社会福祉制度や社会保障制度を活用しても

なお生活に困窮する方に対しては、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障してまいります。同時に、個々の状況に応じ就労に向けた健康相談や指導及び支援を行い、経済的・社会的自立を促進してまいります。

複合的な課題を抱え生活に困窮する方に対しては、個々の状況に応じた包括的な支援プランを作成し、自立促進に向けた支援を行ってまいります。

安全・安心な消費生活の実現につきましては、消費者問題を解決・救済していくため、消費生活相談を実施してまいります。

また、法律相談につきましては、令和5年度より弁護士相談の開催日を増やし、さらなる充実を図ってまいります。

男女共同参画社会の形成につきましては、誰もがその個性や能力を十分に発揮し、お互いの人権や多様性を尊重できる社会を目指し、市民講座等による理解の促進に取り組み、さらなるダイバーシティ社会の実現に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、令和5年度に「豊見城市高齢者保健福祉計画」を策定いたします。高齢者が尊厳を保ちながら可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市地域包括支援センターや市社会福祉協議会と連携を図り、健康寿命の延伸に向けた健康づくりと介護予防の推進に努めてまいります。

また、高齢者の就業機会の確保と生きがいづくりのため、市シルバー人材センターの支援に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、令和5年度に「豊見城市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定いたします。

市民一人ひとりが障害に関する理解を深め、障害の有無にかかわらず支え合う共生社会の実現に向け、地域の実情に即した施策に取り組んでまいります。

また、一般就労の促進につきましては、既存の就労系サービス利用の周知を図るほか、新たな就労系サービスとして農福連携の取組について検討してまいります。

さらに、新たな取組といたしまして、令和5年度より、高齢者の加齢性難聴者と片側難聴児への補聴器購入に係る助成事業を実施してまいります。

3. 活気ある豊かなまち

次に、「活気ある豊かなまち」について、ご説明いたします。

農水産業につきましては、農水産事業者に必要なとされる施策について検討するとともに、「とみぐすくブランド」の確立のため、商工業者と連携を図り、6次産業化への芽出しを支援してまいります。

農業振興につきましては、経営感覚に優れ、地域の中心となる担い手が活躍できる環境づくりやスマート農業の推進など各種施策を関係機関と連携し、総合的に取り組んでまいります。

令和4年度に運営開始した「与根地区観光交流施設（ゆにま〜る）」などと連携し、与根漁港の活性化に向けた新たな活用方法の検討やコロナ禍の影響により中止されていた与根漁港祭りの開催支援に取り組んでまいります。

商業の振興を図るため、「豊見城市創業支援等事業計画」に基づき、特定創業支援事業者と創業の支援を行うとともに、地域特性を

生かした商品開発等を行う事業者の支援に引き続き取り組んでまいります。

また、令和4年度に引き続き、市商工会、市観光協会及びその他関係機関と連携を図り、豊見城市の観光PR事業を推進し、地域経済及び観光産業の活性化に取り組んでまいります。

企業立地の支援につきましては、那覇空港や港湾からのアクセスの良さ及び交通の要所として本市の立地特性を生かし、高付加価値型のものづくり企業や新たな高機能型の物流企業など臨空・臨港型産業の集積を目指し、国や県の施策を活用しながら経済のグローバル化に対応した産業の誘致の推進を図ってまいります。

とみぐすく祭り・とみぐすく産業フェスタの開催につきましては、市観光協会、市商工会及び市内関連事業者から構成される実行委員会と連携し、本市の魅力を国内外に発信してまいります。

観光振興につきましては、市観光協会と連携することにより、令和4年度に導入された小型ハーリーを活用したプログラム開発の支援を行うとともに、「第2次豊見城市観光振興計画」を策定することにより、本市の観光を産業へと成長させ、新たな富を生み出す一助になるよう取り組んでまいります。

豊見城城址跡地内における文化観光創出事業につきましては、引き続き、環境整備等を行い、「沖縄空手会館」及び「おきなわ工芸の杜」と連携を図り、魅力ある文化観光拠点づくりの整備に取り組んでまいります。

オリオンECO美らSUNビーチにおけるマリンメニューのサービス拡充やより魅力ある観光地形成を図るため、航路浚渫等に取り組んでまいります。

雇用の安定につきましては、「ふるさとハローワーク」等の関係機関と連携し、就業相談や就業訓練等の就労支援に取り組むとともに、子育て世代や女性、高齢者及び若年者など多様な人材が生きがいを持って社会で活躍できるように、国や県が実施する労働施策との連携を図ってまいります。

また、早期からの就業に対する意識付けや職業観を育むため、お仕事体験事業を引き続き実施してまいります。

4. 環境に優しい住みよいまち

次に、「環境に優しい住みよいまち」について、ご説明いたします。

自然環境の保全と活用につきましては、「ラムサール条約」の登録湿地となった漫湖等の貴重な自然環境を保全するため、関係機関や団体と連携し、環境保全活動、環境教育等「漫湖水鳥・湿地センター」を中心とした自然環境の学びの場を創出してまいります。

地球温暖化対策につきましては、「豊見城市地球温暖化防止実行計画（第3次計画）」に基づいた取組を実施し、環境負荷の少ない持続可能な低炭素のまちを目指してまいります。

また、令和4年度にクロツラヘラサギを市の鳥として制定しており、本市における環境SDGsのシンボルとして活用してまいります。

ごみ対策につきましては、再生可能なごみのリサイクルを推進し、市民・事業者・行政の適切な役割分担と協働による循環型社会形成の構築を図ることや生ごみ堆肥化講習会の実施及び処理機等の購入に対する奨励金の周知を行い、ごみ減量化に対する市民意識の高

揚を図ってまいります。

平成27年より据え置く廃棄物処理手数料（指定ごみ袋等価格）のあり方につきましては、ごみ量の増加や原油価格及び物価の高騰など、市を取り巻く状況の変化を踏まえ、検討を行ってまいります。

また、南部広域行政組合で進める南部地区6市町のごみ焼却施設の一元化に向けて、将来のごみ処理の効率的かつ円滑な推進や財政負担の軽減を図ってまいります。

航空機騒音対策につきましては、既存滑走路及び令和2年3月に供用開始された那覇空港第二滑走路の影響を注視するとともに、航空機騒音測定装置を活用し、関係機関に対して、航空機騒音軽減の要請及び住宅騒音防止対策事業の見直しの要請を行ってまいります。

墓地行政につきましては、個人墓地の散在化による景観の悪化や土地利用の弊害、少子高齢化による無縁墓地の増加等に対応するため、将来の墓地需要を見据えた市民が安心して利用できる公営墓地の整備に向けて引き続き取り組んでまいります。

第7回那覇広域都市計画区域区分定期見直し（即時編入）において、令和4年11月に8地区、約67haを市街化区域に編入し、令和5年に2地区、約6.7haを市街化区域への編入に向けて取り組んでおります。

今後も、既成市街地における土地利用の推進を図りつつ、都市化の動向などを踏まえた、計画的な土地利用を行うため、「市街化区域の拡大」、「用途地域の変更」及び「地区計画の策定」など都市計画変更に向けて取り組んでまいります。

誰もが住みやすい住環境の充実を図るため、住宅リフォーム支援事業や市改良住宅の長寿命化に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、景観形成重点地区に指定した「字豊見城地区」を対象に、建築物の修景に係る助成を引き続き実施し、地区の特性に応じた景観の保全や継承に取り組んでまいります。

中心市街地土地区画整理事業につきましては、引き続き那覇広域都市計画道路饒波川線と連携して整備に取り組むとともに、当該地区の土地利用の促進につなげ良好な住環境の形成を図ってまいります。

那覇広域都市計画道路饒波川線につきましては、安全・安心な通学路を確保するため、街路事業を推進し、県道豊見城中央線との立体交差部の整備に向け、引き続き取り組んでまいります。

道路網等の整備につきましては、引き続き市道整備に取り組むとともに、その他社会情勢の変化に伴う道路整備については、適宜、調査検討を行い、対応してまいります。

また、豊見城市長寿命化修繕計画に基づき、修繕優先度の高い橋梁2橋の耐震補修に取り組んでまいります。

将来における本市に適した交通体系の実現に向け、「豊見城市交通基本計画」や「豊見城市地域公共交通計画」等に基づき、豊見城市内一周線（105番）をはじめとする公共交通サービスの維持や向上に向けた諸施策に取り組むとともに、既存の公共交通を補完する効果的で持続可能な交通システムのあり方を検討してまいります。

また、マイナンバーカードを活用した交通弱者支援についても調査検討を進めてまいります。

長嶺グスク一帯の歴史や文化観光資源を生かした観光、交流活動の拠点整備に向け、必要な用地取得等により引き続き取り組み、パークゴルフ場の早期供用開始を目指してまいります。

す。

公園施設の改築・更新につきましては、たんぼぼ児童公園及び白ゆり児童公園等の施設更新等を実施し、安全で安心して利用できる公園づくりに努めてまいります。

また、民間活力を活用した公園機能を有する遊び場等の整備について調査検討を行ってまいります。

公営企業である上下水道事業につきましては、将来にわたり安定的に事業サービスを継続していくため、「豊見城市上下水道事業経営戦略」に基づき経営環境の変化に対応しながら、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めてまいります。

水道事業につきましては、耐用年数を迎えている市内配水管の更新工事を進めてまいります。

また、現在一箇所のみである受水点を災害対策等として、県企業局伊覇調整池（八重瀬町）からの送水管布設工事を引き続き実施するとともに、その他の水道施設の適切な維持管理に取り組むなど水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業の污水事業につきましては、新たな財源等を活用し、西海岸地域の污水处理需要の増加に伴う圧送増補管整備や老朽化する中継ポンプ場の改築等を進めながら、地域の面整備を順次実施していくとともに、施設の適切な維持管理と接続率向上に努めてまいります。

加えて、エコシティとはしな地区につきましては、令和4年度末に変更を予定する「豊見城市中部流域関連公共下水道事業計画」において、全体計画区域として追加を進めるとともに、令和5年度以降に都市計画変更手続きを進めてまいります。

また、雨水事業につきましては、浸水対策として名嘉地地区の雨水施設整備を実施してまいります。

農業集落排水事業につきましては、老朽化している施設の更新等を進めながら、施設の適切な維持管理と接続率向上に努めるとともに、処理水の供給を図ってまいります。

公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、将来にわたり安定したサービスを持続的に提供することを目的として、使用料の改定について検討してまいります。

5. 安全安心な協働のまち

次に、「安全安心な協働のまち」について、ご説明いたします。

コミュニティの振興につきましては、各自治会活動を推進するため、自治会が自主的に行う各種事業や市民活動団体等の創意工夫にあふれた活動を支援し、地域活動の活性化に努めてまいります。

防災力の強化につきましては、引き続き、自主防災組織がより多く結成できるよう、防災資機材の補助や防災訓練の実施の支援に取り組むとともに、新たに市内企業等による自主防災組織の組織化に向け、市内企業の訪問などを行ってまいります。

また、災害へ備えるため、各種防災訓練を実施するとともに、沖縄県、自衛隊、警察及び気象台等の関係機関と連携を強化してまいります。

安全・安心な通学路の確保につきましては、学校周辺の横断防止柵等の設置に取り組んでまいります。

消防力の強化につきましては、令和5年度において、職員定数を満たす人員を採用し、

市民の生命、身体及び財産を守る責務を果たしてまいります。

また、各種大規模災害に備えて海上保安庁、自衛隊及び警察等の関係機関との継続的な連携体制の強化に努めてまいります。

住宅火災の予防につきましては、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を推進してまいります。

また、防火対象物の消防法令遵守の指導に努めてまいります。

消火栓設置につきましては、水道事業の本管布設工事に併せて整備するとともに、市街化区域編入箇所を勘案し、消防水利の充実を図ってまいります。

救急救命体制につきましては、さらなる救命率の向上を図るため、ドクターヘリやドクターカーなどを運用する関係機関と連携強化を図るとともに、救急ワークステーションの運用による初動体制の強化と救急救命士及び救急隊員の質を高めてまいります。

また、応急手当講習の普及啓発に取り組み、市民の安全・安心につなげてまいります。

市民と行政をつなぐ広報・広聴の推進につきましては、市政運営において、重要なツールであります。市民が手に取りたくなる広報紙の充実を図ることや令和5年2月にリニューアルしたホームページ、地域コミュニティFM放送及びSNSを活用し、市民が必要とする情報の発信に努めるとともに、あらゆる機会において、市民が市政に関する意見・要望を提言しやすい環境を整え、行政サービスの向上に努めてまいります。

自治体DXの推進につきましては、デジタル技術を活用した行政需要の高まりに合わせ組織体制を強化し、「豊見城市デジタル化推進計画」に基づき、マイナンバーカードの普

及・利活用の促進や行政手続きのオンライン化など、市民サービスの向上につながるデジタル化に取り組んでまいります。

行政窓口につきましては、令和4年12月より市民の待ち時間の短縮及び諸手続きの効率を図るため、「異動受付支援システム」の導入を行っており、市民サービスの向上に引き続き取り組んでまいります。

また、令和5年3月に会計窓口におきまして、セミセルフレジを導入し、感染症対策を図るとともに、スムーズな現金支払いによる市民サービスの向上に努めてまいります。

ふるさと納税の寄附につきましては、事業者と連携し、新たな魅力ある返礼品の発掘、効果的なポータルサイトの運営等を行うことに加え、寄附者の利便性の向上を図り、豊見城市を応援していただける政策・施策の周知に努めるなど、寄附金の増加に向けて取り組み、自主財源の確保に努めてまいります。

公共施設マネジメントにつきましては、今後、公共施設の建替え等の課題に直面することが想定されるため、行政のみでなく、民間活力を活用した本市に適した課題解決に取り組んでまいります。

行政運営・行財政改革につきましては、ICT活用、民間活力等による事務事業の効率化を図るとともに、事業評価及び施策評価等の行政施策の評価・検証を継続することにより、より効果的な施策展開に繋げ、「Welcomeな思いでハートがつながりみんなで彩るまちとみぐすく」の実現に向け、取り組んでまいります。

おわりに

令和5年度の市政運営に関する所信の一端と諸施策について申し述べてまいりました。

続きまして、予算について申し上げます。

令和5年度予算につきましては、市税や各種交付金の堅調な伸びが見込まれる一方、歳出においては、(仮称)豊崎中学校建設事業や文化観光創出事業、道路整備事業など旺盛な財政需要が見込まれております。このため、沖縄振興特別推進市町村交付金をはじめとする各種補助金を活用した効果的な事業展開に努めることとしております。

その結果、一般会計におきましては333億7,400万円、特別会計におきましては79億8,881万4千円、企業会計におきましては45億3,699万1千円の予算規模となっております。

私は、これからの豊見城市の市政を預かるにあたり、何が問題で何が課題なのか、現場で起こっていることを知り、自分本位の政策ではなく市民のための政策を実現してまいります。

また、職員との目線を常に合わせ、職員の声に耳を傾け、職員とともに考える行政運営を行ってまいります。

市役所は、市民サービスを提供する「サービス業」です。

多くの自治体の中から、選ばれる自治体となるには、私の舵取りだけでなく、職員の力が不可欠です。

トップダウンではなく、職員が自ら考え、自ら行動する豊見城市としての「サービス業」を提供し続けるためには、職員の能力を最大限に引き出し、発揮させ、職員の成長を組織力の向上につなげる必要があります。

職員全員が同じ方向を向き、仕事にまい進できる組織の活性化を図るため、「職員の持つべき考え方・価値観・行動規範」を示す『響（とよ）む・フィロソフィー』を職員とともに創りあげてまいります。

豊見城市のさらなる発展、市民福祉の向上に全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

令和5年3月2日

豊見城市長徳元次人

○ 議長 外間 剛

以上、市長の市政一般報告並びに施政方針の説明を終了いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時39分）

再 開（10時50分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、議案第9号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第9号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,611万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ76億4,346万4,000円とする提案となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

おはようございます。議案第9号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

表紙の第1条から読み上げます。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,611万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ76億4,346万4,000円とする増額補正となっております。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、職員人件費の最終補正、療養費、葬祭費の支出増を見込んだ保険給付費等の交付金及び基金繰入金の増額、また、過年度におけるコロナ減免や東日本震災分に伴う国保税の減収分などを補うための国支出金並びに過年度分県支出金の実績確定に伴った精算となっております。

さらに、令和4年度並びに令和5年度の国保特会の収支不足の解消を図るため、今最終補正で一般会計より4億3,000万円余りの法定外繰入れを歳入とし、歳出にて国保基金へ積み立てる内容となっております。

それでは歳入から説明いたしますので、事項別明細書の3ページをお開きください。5款1項1目保険給付費等交付金206万2,000円の増額補正を計上しております。内容は歳出のほうでも説明いたしますが、療養費の支出見込増に伴い、その財源となる保険給付費等交付金の増額補正となっております。

次に、7款1項1目一般会計繰入金といたしまして、4億2,287万8,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、歳出の1款でも出てまいります、職員人件費の最終補正といたしまして1,100万6,000円の減額及び、その他一般会計繰入金といたしまして、冒頭で説明したとおり、国保特会にお

ける令和4年度決算、令和5年度の当初予算においてそれぞれ収支不足が見込まれることから、一般会計より法定外繰入金を充てていただき、収支不足解消を図るための増額補正となっております。

次に、7款2項1目基金繰入金でございます。2,117万2,000円の増額補正を計上しております。主な内容につきましては、歳出2款5項1目の葬祭費への支出、歳出9款1項3目の償還金支出に充てる財源として、基金よりの歳入となっております。一方、歳出11款の予備費からの減額分及び3款国保事業納付金のペナルティー措置分に係る財源組替え分については、基金繰入金より減額して計上しております。歳入につきましては、以上でございます。

引き続き歳出を説明いたしますので、4ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費で1,100万6,000円の減額補正を計上しております。内容につきましては、国保職員の産休、育休等に伴う人件費の減額補正となっております。

続きまして、2款1項3目一般被保険者療養費で206万2,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、先ほど歳入で説明いたしました、医療機関にかかった際に支払いする療養費の支出増を見込んだ補正となっております。

次に5ページをご覧ください。2款5項1目葬祭費でございますが、26万円の増額補正を計上しております。こちらは国保加入者が亡くなられたときに葬祭料として1件2万円の支出をしているものですが、これまでの支出傾向、過去の同時期の状況などを加味し試算した上で、今回増額補正を行っております。

次に、3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては補正要求額はゼロで示されているように、今回こども医療費拡充に伴い、国保国庫負担金にペナルティーが生じることに對し、県及び市からそれぞれ支援措置分として歳入されたことに伴い、財源組替えを行ったものであります。

次に6ページをお開きください。6款2項1目保健保持増進費で235万1,000円の減額補正を計上しております。これにつきましては、新型コロナ感染症対応に関する予防、健康づくりの推進を図るため実施しております、健康支援委託事業に係る事業費の不要分を減額したものであります。

同じく6ページの7款1項1目基金積立金で4億3,320万円の増額補正を計上しております。内容につきましては、冒頭で説明したとおり、国保特会における令和4年度の決算並びに令和5年度当初予算でそれぞれ収支不足が見込まれることから、その補填措置といたしまして、一般会計より法定外繰入金を充てていただき、収支不足解消を図るための増額補正となっております。

続きまして、7ページをお開きください。9款1項3目償還金でございます。2,894万7,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、国支出金の精算金が448万4,000円の補正増、これにつきましては、過年度におけるコロナ減免に係る保険税の減免分や東日本大震災避難者の保険税減免及び一部負担金の免除に充てた特別調整金の実績値の確定に伴う、過大交付となった分の精算支出となっております。その下の県支出精算金につきましては、令和3年度における国保給付費等交付金の実績値の確定に伴い、過大交付となった分の精算支出となっております。

最後に、11款1項1目予備費でございますが、500万円の減額補正を計上しております。これにつきましては、令和4年度の基金残高不足を見込まれることから、予備費より減額を行い基金繰入金に充て、その節減につなげたものであります。

以上で、議案第9号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○（14番）瀬長 宏議員

2点ほど伺います。

今回基金繰入金で1億6,300万円にすることなののですが、単年度収支でいうと赤字がどれぐらいあるのか。あと、基金に4億円余りの積立てをすることということで、この年度で最終的にどれぐらい基金残高が残るといふ見通しを持っているのか伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

基金に4億3,000万円余りの繰入れを行っておりますけれども、令和4年度で7,700万円程度の収支不足が見込まれております。令和5年度の当初予算におきましては、3億5,000万円余りの収支不足が見込まれている状況でございます。現在の基金残高につきましては、ほぼ枯渇している状況でございますけれども、正式な金額にしますと460万円余りの金額が、今基金で残高がある状況でございます。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございますか。

（質疑者なし）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第9号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第9号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第9号 令和4年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第6、議案第10号 令和4年度豊見城

市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第10号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,505万6,000円とする提案となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

それでは議案第10号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算（第2号）につきましては、表紙にありますとおり、第1条、歳入歳出それぞれ456万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億2,505万6,000円とする増額補正となっております。

今回の補正の内容といたしましては、歳入で低所得者層に対する保険料軽減に伴う減収分に対し、補填される保険基盤安定繰入金の額確定に伴う補正増、歳出におきましては、基盤安定負担金の額確定に伴い、広域連合へ支出する広域連合納付金の増額補正となっております。

それでは詳細を説明いたしますので、事項別明細書の3ページをお開きください。それでは歳入を説明いたします。3款1項2目保険基盤安定繰入金におきまして、456万2,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、後期加入者のうち、低所得者層に対する保険料の軽減分に伴う減収分に対し、

補填される保険基盤安定繰入金の額確定に伴った増額補正となっております。歳入は以上でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。4ページをご覧ください。2款1項1目におきまして、後期高齢者医療広域連合納付金で456万2,000円の増額補正を計上しております。こちらは保険料等負担金及び保険基盤安定負担金としてそれぞれ広域連合へ支出する納付金となっておりますが、今回の内容につきましては、先ほど歳入で説明した保険基盤安定負担金の額確定に伴う456万2,000円の増額補正となっております。

以上で、議案第10号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第10号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第10号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第10号 令和4年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、議案第11号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第11号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,456万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47万5,000円とする補正及び地方債の補正を行う提案となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

それでは議案第11号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

表紙、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,456万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47万5,000円とする内容となっております。

続きまして、第2条におきまして地方債の廃止ですけれども、第2表 地方債の補正により、全額減額する補正となっております。

それでは詳細を説明いたしますので、事項別明細書の3ページをお開きください。歳入について説明いたします。1款1項1目一般会計繰入金につきましては6万7,000円、2款1項1目公営墓地事業債につきましては、1,450万円の減額を計上しております。歳入の説明は以上となります。

引き続き歳出を説明いたしますので、4ページをご覧ください。1款1項1目墓地整備費の全額1,456万7,000円を減額しております。当初予定しておりました不動産鑑定、地積測量図作成、物件補償算定等の執行見込みが立たないため、全額減額補正となっております。

公営墓地事業につきましては、平成28年、豊見城市公営墓地整備計画の策定、平成29年、公営墓地基本設計の委託業務、平成30年の実施設計の委託業務を行い、進捗につきましては担当職員にて、地元自治会にて説明を行ってございましたけれども、現時点におきまして合意に至っていない状況であります。今年に入りまして令和5年2月21日に、市長の強いご希望もありまして地元自治会との意見交換会を市長・副市長参加の下、執り行っており

ます。その際に、事業執行についての課題について改めて意見交換を行い、今後も公営墓地事業の進展に向けた協議を継続的に行うことを確認したところであります。

以上で、議案第11号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○（3番）新垣繁人議員

今回の補正で地方債の全額減ということで、先ほど地域の方々との話合いということで説明がありました。実際いろいろな方々から公営墓地はいつ頃できますかという問合せも多くて、どういう感じで今地域との話合いがあって、その実現に向けての話合いがされているのか。もしお答えできるのであれば、もう少し具体的な内容をお聞かせください。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

ただいまの新垣繁人議員からの質疑の内容ですけれども、これまでずっと話合いがなされていなかったということがありました。それにおいて当初の計画と、今豊見城市が考えていることが全く分からないというところからのご指摘からスタートしたことであつたのですが、地域の自治会の皆様の要望も幾つかあるようで、そこの納得材料も我々はまだ提示できていない状況であります。これは少しずつ歩み寄るところからスタートだと思っております。前回の説明会ではそれまでにとどめております。ですので、こういう条件だったら私たちは前を向いていこうかということの考えを自治会の地域住民の皆さんにも持っていただけるように、これからも我々は粘り

強く交渉を続けていければと思っております。

今のところはそんな段階であります。

○（3番）新垣繁人議員 一再質疑一

これまでの前市政は、はっきり申し上げますと、交渉がトップセールスも含めてされていなかったということで大分遅れがあると思います。ここはこれから新年度予算審議をやっていく中で、一度、徳元市長が先陣を切って、その地域の方とお話をされたということでもありますので、ここは引き続き市長として先陣を切って、その地域の方々の説明会、また意見交換をしていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○ 市長 徳元次人

その点についても間を空けるとまずいので、なるべく空けないようにして、地域の方々の理解をこれからも求めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

（質疑者なし）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第11号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第11号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第11号 令和4年度豊見城市公営墓地事業特別会計補正予算(第1号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第8 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第8、議案第12号 令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第1号)について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第12号 令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ707万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,521万3,000円とする提案となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

おはようございます。それでは議案第12号 令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正の予算額及び補正後の予算総額につきましては、先ほど市長から説明のあったとおりでございます。

今回の補正につきましては、育英会事業運営に関する今年度の実績に基づくものとなっております。内容につきましては、事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。歳入につきまして、2款1項寄附金につきましては、1目の一般寄附金といたしまして補正額163万9,000円で、補正後の金額が164万円となっております。こちらにつきましては、令和4年12月末時点における一般からの寄附金の総額となっております。内容につきましては、個人から1件、団体から4件の寄附を受けております。

続きまして、4款1項1目繰越金につきましては543万8,000円を増額し、補正後の金額548万8,000円となっております。こちらにつきましては、令和3年度の育英会特別会計の決算額に基づき、繰越金として確定したものでございます。

続きまして、歳出のほうを説明いたします。4ページをお願いいたします。歳出1款1項2目運営費につきましては、先ほど歳入で申し上げた寄附金及び前年度の確定繰越金の総額であります、707万7,000円を補正、増額し、補正後の金額は825万3,000円となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号 令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第1号)については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第12号 令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第1号)については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第12号 令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第1号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第12号 令和4年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第1号)については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第9 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第9、議案第13号 豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第13号 豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正につきましては、目的を達成した附属機関の廃止等、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

議案第13号 豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由としまして、目的を達成した附属機関の廃止など、所要の改正を行う必要があるための提案となっております。

3ページの豊見城市附属機関の設置に関する条例の新旧対照表第1条で説明しますので、お聞きください。右側が改正前、左側が改正後となります。まず、別表(第2条関係)の右側の改正前で太枠の部分になりますが、豊見城市被保護者就労支援委員会、豊見城市与根漁港複合施設検討委員会、豊見城市地域公共交通検討委員会、豊見城市新庁舎使用及び貸付けに関する事業者選定委員会につきましては、設置当初の目的の達成等により、附属機関の廃止を行います。また、「豊見城市障害児保育審査会」を「豊見城市発達支援保育審査会」へ名称を変更し、担任する事務の文言修正を行い、豊見城市指定管理者選定委員会についても担任する事務の文言修正を行います。

次に5ページをお願いします。非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表(第2条)であります。前条の第1条により、「豊見城市障害児保育審査会」を「豊見城市発達支援保育審査会」へ名称変更を行います。

次に、前条第1条による附属機関の廃止及び次条第3条の条文削除に伴い、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の委員報酬の項目を削除いたします。

次に7ページをお願いします。豊見城市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の新旧対照表であります。改正前の第22条、運営委員会については、現在豊見城市の児童厚生施設である「わくわく児童館」を指定管理制度に移行して管理運営していることから、同条を削除いたします。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号 豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第13号 豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正については、委員会への付託を省略す

ることに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第13号 豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第13号 豊見城市附属機関の設置に関する条例等の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第10、議案第14号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第14号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正につきましては、水道事業及び下水道事業に係る重要な事項の調査審議を行う附属機関を設置するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、上下

水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○ 上下水道部長 金城道夫

議案第14号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について。提案理由につきましては、先ほど市長が述べたとおりでございます。

めくっていただきまして、2ページをお願いします。2ページの新旧対照表です。左側の改正後、別表の下段のほうです。豊見城市上下水道事業審議会、水道事業及び下水道事業に係る重要な事項の調査審議に関することを加えます。

戻っていただきまして、1ページのほうです。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

また、審議会設置に伴いまして報酬が発生いたしますので、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。

下のほうです。別表の83番、豊見城市上下水道事業審議会委員、月額5,000円を加えます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第14号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第14号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第14号 豊見城市附属機関の設置に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第11、議案第15号 豊見城市防災会議条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第15号 豊見城市防災会議条例の一部改正につきましては、豊見城市組織機構改革に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

議案第15号 豊見城市防災会議条例の一部改正についてであります。

提案理由につきましては、先ほど市長が述べましたように、豊見城市組織機構改革に伴い、所要の改正を行う必要があるためであります。

めくってもらいまして、新旧対照表2ページをよろしく願います。右側の改正前です。第6条で、「防災会議の庶務は、総務企画部防災管財課において処理する」という条項を、左側の改正後におきましては、「防災会議の庶務は、総務企画部総務課において処理する」という改正になっております。

ご審議のほどよろしく願います。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号 豊見城市防災会議条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第15号 豊見城市防災会議条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第15号 豊見城市防災会議条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第15号 豊見城市防災会議条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第12 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第12、議案第17号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第17号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令の一部改正による出産育児一時金支給額の引上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

議案第17号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長のほうから説明のあったとおりでございます。

現在、出産一時金につきましては、国保被保険者が出産した際に、一分娩当たりの支給を行っているところであります。

議案書の1ページをご覧ください。今回の施行令改正に伴い、市の条例改正の対象となっているものは、市国民健康保険条例の第6条で示されております出産育児一時金の部分であります。その支給額をこれまでの「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げる内容となっており、附則にて、施行期日については、令和5年4月1日からの施行としております。

それでは、2ページの新旧対照表をご覧ください。右側の改正前、第6条中の下線部分、出産一時金として「40万8,000円」を支給とあります。これが左側の改正後になりますと、出産一時金が「48万8,000円」に今回改められる内容となっております。

以上で、議案第17号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正についての説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第17号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第17号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第17号 豊見城市国民健康保険条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第13 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第13、議案第19号 豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第19号 豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、当該対象事業所の課税免除等を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、市民

部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

それでは議案第19号 豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由につきましては、市長より説明のあったとおりでございます。

詳細について説明いたします。新旧対照表にて説明いたしますので、2ページをお開きください。今回の改正に当たりまして、改正後の左側ですけれども、附則に第3項から第6項までの計4項を追加し、それぞれ対象施設を新設または増設した場合や、事業に供する設備を新設または増設した場合において、当該施設及び設備につきましては、令和4年3月31日において新設または増設したものととして、従前の制度において課税免除を決定する取扱いとする内容となっております。

また、第3項につきましては観光地形成促進地域、第4項につきましては情報通信産業振興地域、第5項につきましては産業イノベーション促進地域、第6項につきましては国際物流拠点産業集積地域となっております。

以上が、議案第19号 豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についての説明になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号 豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第19号 豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第19号 豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第19号 豊見城市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第14 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第14、議案第20号 豊見城市子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第20号 豊見城市子ども・子育て会議
条例の一部改正につきましては、子ども・子
育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を
行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、こど
も未来部長が説明をいたしますので、ご審議
のほどよろしくお願いをいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

議案第20号 豊見城市子ども・子育て会議
条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、先ほど市長の
ほうから説明のあったとおりでございます。

2ページ、新旧対照表をお開きください。
まず、第1条において改正前下線部分、第77
条を第72条第1項へ、同じく第1条中、括弧
書きの（以下、「会議」という。）の句読点を
削除いたします。

続きまして第2条、改正前、「法第77条第
1項各号」を「法第72条第1項各号」へ改正
いたします。第1条、第2条、それぞれ法改
正に伴う引用規定の条ずれによるものとなり
ます。

最後に第3条、改正前「法第77条第1項」
を「法第7条第1項」へ、同じく第3条中、
「委嘱」を「委嘱し、」へ改正いたします。

戻っていただきまして1ページ、附則とい
たしまして、この条例は、令和5年4月1日
から施行となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろ
しくお願いをいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いた
します。

お諮りいたします。ただいま議題となつて
おります議案第20号 豊見城市子ども・子育
て会議条例の一部改正については、会議規則
第37条第3項の規定により委員会への付託を
省略したいと思います。これにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よつて議案第20号
豊見城市子ども・子育て会議条例の一部改正
については、委員会への付託を省略すること
に決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いた
します。

これより採決いたします。この採決は、電
子表決システムで行います。

議案第20号 豊見城市子ども・子育て会議
条例の一部改正について、これを原案のと
おり可決することに賛成の議員は賛成ボタン
を押し、反対の議員は反対ボタンを押してく
ださい。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませ
んか。電子表決システムの受付を終了いたし
ます。

（賛成多数）

議案第20号 豊見城市子ども・子育て会議
条例の一部改正については、賛成多数であり
ます。よつて、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第15 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第15、議案第21号 豊見城市放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第21号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、こども未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

議案第21号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由は、先ほど市長から説明のあったとおりとなります。

3ページ、新旧対照表をお開きください。第6条の2に、新たに児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加えます。児童の安全の確保を追加する修正案が国において可決されたことに伴い、現行安全計画の策定に係る規定が本条例に存在しないため、新たに規定する改正となります。

第6条の3、自動車を運行する場合の所在の確認、いわゆるバス送迎に当たっての安全管理に係る規定を新たに加えるものとなっております。この改正につきましては、令和4年9月に静岡県牧之原市において起こった園送迎バス置き去りに関する事故の事案を受け、安全管理等の徹底を図るため、新たに規定を加える改正となります。

次に、第10条第3項第1号をお願いいたします。改正前下線部を改正後、保育士又は国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定す

る国家戦略特別区域限定保育士へ改正いたします。省令に合わせた表現・表記へ改正を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。第12条の2、業務継続計画の策定等に係る規定を新たに加える改正となります。第13条第2項において、改正前下線部、「必要な措置を講ずる」を改正後、具体的、詳細な表現とする改正を行います。

2ページをお願いいたします。附則といたしまして、本条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行するといたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第21号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第21号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第21号 豊見城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第16 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第16、議案第22号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第22号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、こども未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

議案第22号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、ご説明をいたします。

提案理由といたしましては、先ほど市長のほうから説明のあったとおりでございます。

5ページ、新旧対照表にて、主な改正内容について説明をいたします。第6条第1項において、改正後下線部、第7条第1項の次に新たに追加規定されます第7条の3第2項を追記いたします。第6条第1項第3号において、改正後下線部分、第4項第1号が新たに追加規定されたことによる追記となります。

6ページをお願いいたします。第6条第4項及び第5項につきましては、連携施設の確保に関する例外規定となります。

第7条の2、児童の安全に関する計画の策定に係る規定を新たに加えるものでございます。児童の安全の確保を追加する修正案が国において可決されたことに伴い、現行、本条例において安全計画の策定に係る規定が存在しないため、新たに追加規定する改正となります。

7ページをお願いいたします。自動車を運行する場合の所在の確認、いわゆるバス送迎に当たっての安全管理に係る規定を新たに加えるものとなっております。この改正につきましては、令和4年9月に静岡県牧之原市において起こった園送迎バス置き去りに関する事故の事案を受け、安全管理の徹底を図るため、新たに規定を加える改正となります。

第13条、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘のある親権者の懲戒権に係る規定が民法において削除することとされたことにより、同条例からも同規定を削除する改正となります。

10ページをお願いいたします。第45条、保育所型事業所内保育を行う施設の連携施設の確保に関する例外規定を追記する改正となります。

11ページをお願いいたします。附則の改正です。第3条、経過措置期間を5年から10年へ改正いたします。

第7条から10条において、保育士を保育士等へ改正いたします。保育士に加え、看護師、准看護師、保健師が含まれる改正となります。

戻っていただきまして、3ページ、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定（第7条第1項）の次に（「第7条の3第2項」を加える部分に限る。）、第7条の次に2条を加える改正規定、第10条の改正規定及び第14条の改正規定並びに次項の規定は、令和5年4月1日から施行といたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員

何点か伺います。

これまでいろいろと事件・事故が報道されてきて、死亡事故などは睡眠中の事故、あるいはプール活動、あるいは水遊び、先ほど言われたようなバスの送迎、あるいは食事の事故、あるいは園外活動の事故など、いろいろと報道されてきていて、今回安全計画の策定ということで第7条の2でうたわれていて、それはこういうこれまでの事件・事故を防ぐ計画内容になるのか。それは誰がチェックして適正な運用を図られるというようなことになり得るのか。バスの送迎については第7条の3項でうたっているのですが、それ以外に

についてはどのような安全計画になるのか。

先ほど民法の改正の件でお話ししていましたが、第13条の削除の件については、それを何らかの形で規則などで担保するような何か別の条文が存在するのかどうか。その2点をお願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時01分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

第7条の2の安全計画の策定に関するご質疑につきましては、市町村が児童福祉法第34条の規定によって家庭的保育事業所を行う者に対して、施設監査によって保育の整備とか安全等について確認を行うこととされております。よって、安全計画の確認等については市が行うこととなりますが、令和4年12月定例会において、南部広域市町村圏事務組合に監査事務の共同処理を行う改正規定を上げていることから、令和5年4月1日からは監査自体は南部広域市町村圏事務組合が行います。市は、その報告を受けることとなっております。

第13条の懲戒に係る権限の内容に関しましては、先ほど民法の改正というふうに申し上げましたが、民法の改正で同じように児童福祉法の改正も行われております。その中で児童虐待の正当化に、いわゆる体罰がしつげというような位置付けで正当化する口実に利用されているという指摘があることから、今回この親権者の懲戒権を削除するものとなっております。よって、削除することで体罰によ

らない子育ての推進が行われていくものと理解をしております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質疑一

第13条については、先ほど最初は民法というお話だったので私、ちょっと理解できなくて、当然民法の改正の下に児童福祉法の第47条あたりが改正されてこういうものは必要なくなつたということと理解しました。

あと、これは去年の12月15日に厚労省の子ども家庭局保育課から各市町村に通達が来ていると思うのですね。安全計画については、こういうことに留意しなさいと。安全計画をつくる上では、こういうこと、こういうことというふうに細かく留意事項が記載されていて、それに目を通すと一定の安全対策は図られるのだろうということは確認ができるのですね。国としては、国の定める基準に従ってほしいということで、このように留意事項ということで通達も出しているのですが、先ほど市が行う計画は適正なのか。市が行うにしても、南部広域市町村圏事務組合で今後は対応するとなるのですが、これをいわば留意事項に沿って、国が示した方針に沿ってやられていて、それは実際実効性があるのかどうか。この対応についてはやはり南部広域市町村圏事務組合しかチェックしないのか。市は関わるということにはならないのか。ここはどうかのですか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

施設に対する監査自体は事務組合が行うことになっておりますが、指導の権限というのは市町村に、うちでいえば市にありますので、そういう権限を行使して、市のほうで指導はしていく流れとなります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時33分）

再 開（13時33分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（質疑者なし）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第22号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第22号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたし

ます。

(賛成多数)

議案第22号 豊見城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第17 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第17、議案第23号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第23号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、子ども未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 子ども未来部長 森山真由美

議案第23号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長から説明のあったとおりとなります。

改正につきましては、主なものをご説明いたします。13ページの新旧対照表をお開きください。まず第2条、定義において、保育の無償化に伴う定義の修正、追加及び号ずれによる改正となります。

14ページをお願いいたします。第5条第1項につきましては、第2条の定義の変更による改正。第2項から第6項につきましては、現行規定に規定されていないことによる削除となります。

18ページをお願いいたします。第13条につきましては、定義の改正に伴う修正と食事の提供に要する費用について、利用者負担額の受領について、算定に伴う詳細について追加の規定を行っております。

20ページをお願いいたします。第15条です。法の改正に伴い、項ずれが生じたことによる改正となります。

続きまして、22ページ、第26条です。先ほど議案第22号において説明したとおり、懲戒に係る権限の内容の禁止に関する規定につきましては、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されると指摘のある親権者の懲戒権に係る規定を民法において削除することとされ、児童福祉法の改正も行われたことにより、同条例から同規定の削除となります。

27ページをお願いいたします。第42条につきましては、第2条の定義の改正に伴う改正と特定地域型保育施設の連携施設の確保に関する例外規定の追記を行う改正となります。

30ページをお願いいたします。第43条です。第2条、定義の修正に伴う改正と、現行にない部分の削除及び所要の改正を行うものとなります。

32ページをお願いいたします。第50条です。準用において、読み替え規定の追記を行う改正となります。

33ページをお願いいたします。第51条及び第52条につきましては、第2条の定義の改正に伴う改正に加え、過疎地等を想定した特例

対応等についての適用規定を追記する改正となります。

続きまして、37ページ、附則の改正といたしまして、第2条において定義の改正に伴う改正、第3条につきましては、現行にない規定を削除、第5条につきましては、連携施設に関する経過措置期間を5年から10年へ改正いたします。

39ページをお願いいたします。新旧対照表、第2条につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴う条・項等のずれに伴う改正となります。

戻っていただきまして、12ページ、附則、この条例の施行日は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から施行するといたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員

2点だけ伺います。

特に第39条のところでは、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。第2項では、利用定員の総数を超える場合においては、満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するようというふうになっていて、正当な理由というのは、この中で言う第2項の保育を受ける必要性が高いというところで正当性を理由づけているのかなと思うのですが、そこをひとつ説明していただきたいのと、あと、利用定員の総数を超えた場合に、このように運用するというふうに第2項ではなるのですが、これが適正に運用されている

のかどうか。どのようなチェック体制がなされて、このようなことが可能なのか。この2点だけ伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時42分)

再 開 (13時43分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

まず1点目の正当な理由のない提供の拒否ということにつきましては、市においては保育の義務がございますので、正当な理由がない限り、施設側は受入れを拒否することができないというふうな理解となります。

利用定員の適正についてのチェックというところにつきましては、監査等でのチェックも行われますが、毎月支払われる給付費の支給の際にも事務の中においてチェックをしている状況でございます。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○ (19番) 大田正樹議員

今のものをもう一度、詳しく説明してもらっていいですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時44分)

再 開 (13時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

正当な理由はどういう理由かというところでのご質疑に対しましては、例えば保育士の確保ができない状況があつて保育をする体制

が整わない、そういう場合においては拒否をすることが可能だと考えております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第23号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第23号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたし

ます。

(賛成多数)

議案第23号 豊見城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第18 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第18、議案第25号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第25号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、学校運営協議会の設置に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

議案第25号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長から説明のあったとおりでございます。

今回の改正の趣旨につきましては、今後市内小中学校の附属機関として、学校運営協議会を設置する場合に必要なものを条例改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。2ページをお願いいたします。別表第2条関係におきまして、改正後の下段にあります学校運営協議会委員といたしまして、5,000円を報酬として追加するものでご

ございます。今後学校運営協議会が設置できるように新規で規則の制定につきまして、並行して事務手続を行っているところでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則として、本条例は、令和5年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第25号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第25号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、こ

れを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第25号 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第19 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第19、議案第27号 指定管理者の指定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第27号 指定管理者の指定につきましては、長嶺児童クラブの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、こども未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

議案第27号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が述べたとおりとなります。

まず、1 公の施設の名称 長嶺児童クラブ。2 指定管理者に指定する団体。(1) 所在地 豊見城市字饒波1018番地。(2) 名称 長嶺児童クラブ。(3) 代表者 運営委員長 真栄田健太郎。3 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までといたします。

指定管理者の期間の設定につきましては、

指定管理者制度に関する運営指針において3年から5年を標準に設定すると規定されているところではございますが、ただし書として特別な事情が認められる施設においては、それぞれの事情を考慮し、適切な期間を設定するとされております。今回の指定管理期間につきましては、同規程のただし書を適用し、指定期間を1年としております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (19番) 大田正樹議員

議案第27号 指定管理の指定について質疑を行います。

何点かございますので、ゆっくり読み上げます。メモをお願いいたします。

①本来であれば、ほかの公設民営学童とともに、公募により選定委員会で審査されるものだったと思います。今回期間1年となっている議案の経緯の説明を求めます。

②先ほど部長のほうで、指定管理運営規定でしたか、規則でしたか、それをおっしゃってございました。ほかの公設民営学童の数と指定管理期間を教えてください。もう一度言います。ほかの公設民営の数と指定管理期間を教えてください。

③検討会議等で指定管理を決めたと思うのですが、ほかの公設民営学童と比べ、公平性が担保されているのかという疑問があります。担当課も非公募にしたとき、非公募が適切な判断であったとお考えだったのか、担当課長の見解を伺います。以上3点、まず教えてください。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

まず、本来公募によるものに関しては5年とされているが、1年となった経緯につきましては、当初長嶺児童クラブについては、令和5年から5年間を指定管理期間として設定して、公募による指定管理とする流れとなっておりました。しかし、非公募に転じた流れといたしましては、まず令和4年8月25日の第1回検討会議においては、基本方針として指定管理者の導入・公募ということで決定をしておりました。それにおいて、担当課においては公募に向けた事務を進めているところでありました。しかし、その中において、現在の指定管理者である長嶺児童クラブさんから山川前市長宛てに要請書の提出があったこと。また、前市長から長嶺児童クラブに関する指定管理者の指定について、庁内検討会議の会長である小川前副市長に再度検討ができないかというお話があったことから、再度、第2回庁内検討会議において非公募とする変更が行われたところでありました。そのような中において11月以降、徳元市長就任後に、やはり原則公募とする中において非公募という選定方法についてはおかしいのではないかと疑義が生じ、それを受けて、また改めて11月24日に選定委員会を開き、公募という変更決定がされたところでありました。11月に変更決定がされた後に、指定管理者選定のためのプレゼンテーションを含めた所定の過程を経て、3月定例会で指定管理者の決定を行う流れとなりましたが、3月での指定管理者の決定となると4月以降の児童クラブの運営に影響が出るということが懸念され、今回一定の準備期間が必要と判断し、指定期間1年とする議案を提案しているところでありました。

2つ目の公設民営が幾つあるかということに関しましては、長嶺児童クラブを9なので、

その他⁸施設、全ての放課後児童クラブにおいて5年間の指定管理期間を設けているところ。

担当課としての見解ということのご質疑ですが、やはり担当課としては、指定管理者の選定については公募を原則とするとなっております。非公募とする例外規程がありますが、今回の選定については該当しないという認識でありまして、担当部署としては一貫して公募による選定が適正であるというふうに考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質疑一

なるほど、分かりました。

今回の議案は、指定管理期間が1年ですね。その後はどのようになるのか。今後の考え方、1年後はどうなっていくのかという移行の考え方を教えてください。

②そもそもなぜ公募になっているのかというのがまず基本、大事だと思うけれども、入札に要請書が出れば、こうやって原則のルールを捻じ曲げることが可能となった。これまでの山川前市政というのは、業者さんやほかの方々には必ず要請書、要望書を出させて、それを基に何かを設置したり、何かをしたりとかというのをよくやっていたのですけれども、本当にそういう状態だったなという気がしております。今、やじのほうで学童の歴史を知らないからだとか、いろいろおっしゃっていましたが、歴史があれば優遇されるものなのではないでしょうか。そうであれば、公募によってしっかりと加算点をつけてもらって選ばれるべきであって、競争の原理の邪魔をしているのはどちらでしょうか。そんなことを言うんだったら、地域に還元している企業というのは全部入札も必要なく市長が決めていいということになりませんかでしょうか。私はこのや

じも、すごくおかしなやじだと思っております。

徳元市長は、この詳細な経緯をはっきり市長自ら、私ども議会と市民に説明していただきたいと思います。市長の口からよろしくお願ひします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今後の流れといたしましては、令和6年度からの指定管理の指定に向けて、令和5年度中に動く予定となります。庁内検討会議において公募か非公募かというところは決まっていくなかと思っておりますけれども、先ほども述べたとおり、担当部署といたしましては公募が適正であると考えておりますので、その旨の意思を示して、検討会議の中において議論がされていくものと考えております。

要請書があれば非公募となるのかといった趣旨のご質疑だったかと思っておりますけれども、先ほど来申し上げていますように、指定管理者の指定方法については原則公募という形になります。今後については、要請書の提出により非公募による候補者の決定を行うことはないものと考えております。要請書の内容など、要請者の思いを十分に酌み取って判断していくものだと考えております。

○ 市長 徳元次人

大田正樹議員の質疑にお答えいたします。

今、経緯については、こども未来部長からお話があったとおりであります。この案件については、私は初めて業務報告を11月14日月曜日に受けることになったのですが、非公募だということに疑義がありましたので、同じように、なぜ非公募になったのかということをお聞きしました。そうすると、今の内容のお話でありました。そうなれば、担当課もずっと

最終、最後まで、今もなお公募にすべきだという原則を持っていて説明を一貫して行っていたのですが、当時の市長が、それは非公募にすべきだということの一人の考えで変えていったという説明があったので、これに関しては、私、行政は継続と、先ほど施政方針でも述べさせていただいたのですが、私のときにこれを非公募として、議会の皆様、議員の皆様と市民の皆様に説明がつかないということでありましたので、これを公募に替えてということをしていただきました。そうすると、先ほどもあったのですがスケジュール感が非常にタイトな状況になっていて、提案は今議会の3月にあるわけで、仮に違うところになったときに準備期間が全くないと。児童の募集とか、いろいろなところに影響を及ぼしてしまって、結局しわ寄せが来るのは市民になってしまうということがあったので、大変申し訳ないのですが1年延ばす形にさせていただいて、そこからしっかり公平性を担保した形で指定管理者を選定していこうということになりましたので、ぜひご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

こども未来部長から、先ほどの件で訂正があるということです。

○ こども未来部長 森山真由美 一訂正一

公設民営の児童クラブ数、すみません、訂正をさせていただきます。

先ほど8とお答えしたのですけれども、9になります。長嶺児童クラブを含めて9施設となります。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については、議長にて許可いたします。

○ (19番) 大田正樹議員 一再々質疑一

徳元市長、説明ありがとうございました。立派だと思います。立派なお考えだと思います。

前山川市政は、例えば昨年の市民課の入札、またプロポーザル選定、人事などと不可解な案件が多々あり、行政の私物化と思われることがたくさんあったと思います。徳元市長は、前市長の過去の不手際を公にし、公平・公正に市政運営をしていただきたいと思います。市長の見解を最後に伺います。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今回の事案は業務報告によって分かることにはなったのですが、前政権の細かい内容までは知らないところもたくさんあるとは思いますが、それを進めるに当たり明るみになってくるところはあると思います。そのときには、本当に公平性が担保されているかというのはもちろんのこと、しっかりそこを軸に考えながらやっていきたいと思ひますし、繰り返しになりますが、施政方針の中で職員の皆さんの考えであったり、公平性をしっかり担保していくということの作業については、私は非常に感銘を受けているところでありますので、その職員と共に、そういう部分に関しては、過去の判断が間違っていたところはしっかり話していただきたいし、これを受けて、私としても冷静な判断をこれまでやってきたとおり、これからもそこは感情に左右されずに、適正な判断をやっていければと思ひますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○ (15番) 要 正悟議員

一点だけ聞かせてください。

原則公募ということではあるのですけれども、学童クラブからの、先ほど部長もおつ

しゃられていたように要請書も出されていると思いますが、このクラブは設立から40年余り、民間事業者の運営ではなくて長嶺小学校へ通う児童の保護者が主体となり、運営を行ってきています。そういうのは自治体が1番望んでいる理想の運営ではないのでしょうかと私は言いたいのですが、それが非公募にするに値するのではないかと私は思っていますが、そういう地域密着性というのでしょうか、その辺もちゃんと議論されたのでしょうか。伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

指定管理者制度につきましては、指定管理者制度に関する運用指針というのがあります。その中でこういう条件であれば公募、こういう条件であれば非公募というふうに決められています。今、要議員がおっしゃるように、地域に密着した施設というものについては、この中では地区の共同利用施設、コミュニティ共用施設、農村公園等ということで決められておりますので、今回の件については非公募には該当しないと考えております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○ (3番) 新垣繁人議員

先ほど緊急質問の話だったと思うのですが、これまでのパワハラ疑惑もそうです。私が言った緊急質問もそうです。市民課のプロポーザル、本当に不手際だらけだったのではないかと。先ほど市長の答弁の中で、山川前市長のほうからそのような指示があったということだと思うのですが、そこにはブレーキ役をするはずの、本来は副市長だと思うのですね。そこら辺の背景まで聞いていますか。

○ 市長 徳元次人

新垣繁人議員にお答えいたします。

その当時の副市長が委員長役を担っているので、その辺はどうなのかということでお話も伺いましたら、当時の副市長としても、これは非公募にすべきではないという判断だったらしいのですが、最終調整の中で当時の市長、副市長との調整で非公募に決定ということになったようなので、そこの二人の話の中に何が合ったかというのは今は知る方は誰もいませんので、その中身まではお答えすることはできませんけれども、そういう状況だったと伺っています。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質疑一

今の答弁は、本当に大事な流れになってくると思うのです。副市長としては、当時は止めた。だけど、それを市長がさらに押しつけて非公募にすべきだということが、果たしてありなのかといたらなしなのです。だから、市民課のあのプロポーザルの件も、期間を超えて雨だったからそれも受け入れると。あれも当たり前のような答弁を当時はしようとしていたのです。ですけれども、それはやってはいけないことなのです。それを正当化すること自体が間違っているのです。ですから、これから適正な業務、公平な業務をしっかりと新市長だからこそできると思っていますので、よろしくお願ひします。これは要望です。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号 指定管理者の指定については、会議規則第37条第3項の規定により、

委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第27号 指定管理者の指定については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○(9番) 宜保安孝議員 一賛成討論一

城の風、宜保安孝でございます。議案第27号 指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をします。

いたし方なく賛成といいますか、もうこれしか子どもたちを救う道はなかったのかという意味です。本来であればしっかりと期間があるわけですから、もちろんこの学童さんも公募に入れますし、新たなところも入れる。その中でしっかりと審査を受けて決定がなされるものを、市長の思いで、紹介された議員もいるらしいのですけれども。そういう中で、課長や部長や副市長まで、「これはやったらいけないことですよ」って言ったものを、それも聞かずにやってきた。そういうことが前政権で起きた結果が今、このようになっていきます。今回、我々は21期議員として22名当選してきましたが、例えば前山川市長を支えてきた先輩方、そして新人の方も現野党という形の立場を取られている方もいると思いますが、こういうものは、やはりやってはいけないことはやってはいけないということですから、しっかり判断をして、もしかしたら自分たちが信じた道も少しおかしいところがあったのではないかということがいろいろ出てくると思います。そういう意味で前20期では、波平邦孝

議員が最初は与党で来ましたが、これはおかしいということで気づいて中立になり、そして我々と一緒に今の現与党という立場になりましたけれども、ぜひ新人の皆さんも、その辺もこれまでの議会の在り方をしっかり見ていただいて、いろいろな判断もしていただければと思っております。今回しっかりとこの件を賛成して、次年度はしっかりとした形でちゃんと公募ができることを期待して、賛成とさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第27号 指定管理者の指定について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第27号 指定管理者の指定については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第20 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第20、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に

つきましては、法務大臣に対し、金城正光氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に

ついては、賛成多数であります。よって、本案は適任と決しました。

————— ◇ 日程第21 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第21、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、法務大臣に対し、竹本祐子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、賛成多数であります。よって、本案は適任と決しました。

————— ◇ 日程第22 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第22、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、法務大臣に対し、宮里信子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、賛成多数であります。よって、本案は適任と決しました。

————— ◇ 日程第23 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第23、同意案第2号 監査委員の選任についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

同意案第2号 監査委員の選任につきましては、高橋伸治氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号 監査委員の選任については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第2号 監査委員の選任については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第2号 監査委員の選任について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

同意案第2号 監査委員の選任については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第24 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第24、同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

同意案第3号 固定資産評価審査委員会委

員の選任につきましては、伴清敬氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを同意することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押ししてください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたし

ます。

(賛成多数)

同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、賛成多数であります。よって、本案は同意と決しました。

————— ◇ 日程第25 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第25、報告第1号 専決処分報告について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第1号 専決処分報告につきましては、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

報告第1号 専決処分報告について、ご説明いたします。

内容につきましては、専決処分書のほうでご説明いたします。車両事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行ったものでございます。

1 事故の発生日時 令和4年10月31日(月)午後3時10分頃。2 事故発生場所 豊見城交差点。4 事故の概要 交差点において信号待ちで停車中に半ブレーキの状態助手席に置いてある書類を確認するため体を傾けた際に、自車車両が前進し、前方に停車中の車両と接触したものでございます。5 損害賠償額 57万2,684円。その内訳といたしましては、物損分といたしまして46万174円、治療費等分といたしまして11万2,510円。そのさらに内訳といたしましては、医療機関

への支払い分として8万2,150円、こちらは病院へ受診した際の検査費用となっております。また、相手方への支払い分といたしまして3万360円、こちらが交通費や慰謝料等の金額となっております。6 和解の内容 豊見城市は、相手方に損害賠償金として57万2,684円を支払い、相手方はその余の請求を放棄するものとなっております。

説明は以上でございます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決を要しませんので、以上をもって報告第1号 専決処分報告についてを終了いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時30分)

再 開 (14時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第26 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第26、議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算につきましては、施政方針として申し述べました諸施策の実施に向けた予算案となっております。

それでは説明をいたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ333億7,400万円と定めます。

第2項により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとします。

第2条により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものとします。

第3条により、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものとします。

第4条により、一時借入金の借入れの最高額は、60億円と定めます。

第5条により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めます。

以上が議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、予算決算特別委員会において担当部署が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算については、予算決算特別委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第27 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第27、議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,980万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ331億7,520万3,000円といたします。

第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

第2条により、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」によるものとします。

第3条により、債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」によるものとします。

第4条により、地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」によるものとします。

以上が議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会において担当部署が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第28 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第28、議案第16号 豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第16号 豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につきましては、行政手続に関する関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号 豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第29 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第29、議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康

保険特別会計予算について説明をいたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億8,380万円と定めます。

第2項により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとします。

第2条により、一時借入金 の借入れの最高額は、20億円と定めます。

第3条により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めます。

以上が議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第30 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第30、議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,100万4,000円と定めます。

第2項により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとします。

以上が議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第31 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第31、議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算について説明をいたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,579万円と定めます。

第2項により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとします。

第2条により、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるものとします。

以上が議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第32 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第32、議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算について説明をいたします。

第1条により、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ822万円と定めます。

第2項により、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとします。

以上が議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第33 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第33、議案第18号 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第18号 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定につきましては、墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等の適正化を図るため、必要な事項を定めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第34 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第34、議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結につきましては、(仮称)豊崎中学校屋内運動場棟建築工事における工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第35 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第35、議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算について説明をいたします。

第2条により、業務の予定量として、給水

戸数2万9,000戸。年間総給水量705万8,000立方メートル。1日平均給水量1万9,337立方メートル。主要な建設改良事業、送配水管布設工事とします。

第3条により、水道事業収益の予定額18億723万4,000円、水道事業費用の予定額16億1,985万1,000円と定めます。

第4条により、資本的収入の予定額1億4,496万9,000円、資本的支出の予定額7億2,718万円と定めます。

第5条により、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失と定めます。

第6条により、職員給与費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。

第7条により、たな卸資産の購入限度額は、480万9,000円と定める。

以上が議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

◇ 日程第36 ◇

○ 議長 外間 剛

日程第36、議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算につきまして説明をいたします。

第2条により、業務の予定量として、汚水処理戸数1万6,517戸。年間総汚水処理水量430万1,368立方メートル。1日平均汚水処理水量1万1,785立方メートル。主要な建設改良事業、汚水圧送管布設工事とします。

第3条により、下水道事業収益の予定額9億5,006万6,000円、下水道事業費用の予定額9億7,933万3,000円と定めます。なお、営業運転資金に充てるため、長期借入金2,926万7,000円を借り入れます。

第4条により、資本的収入の予定額10億6,154万4,000円、資本的支出の予定額12億1,062万7,000円と定めます。

第5条により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めます。

第6条により、一時借入金の限度額は、3億円とします。

第7条により、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失とします。

第8条により、職員給与費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。

以上が議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算の主な内容となっております。

ます。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会において担当部署が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第37 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第37、議案第24号 豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第24号 豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定につきましては、豊見城市真玉橋地区地区計画の決定に伴い、地区計画区域内における建築物の制限等について定めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会において担当部署が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号 豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第38 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第38、陳情の委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した陳情第1号 沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷凍施設の修繕整備に係る費用に対する支援について(要請書)については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は3月17日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (15時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外間 剛

署名議員(4番) 長嶺 吉起

署名議員(5番) 新垣 龍治

— 令和5年第3回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年3月17日（金）

令和5年第3回

豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和5年3月17日（金曜日）午前10時開議

出席議員 21人

(1番) 外間 剛 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(15番) 要 正悟 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員
(12番) 波平 邦孝 議員	

欠席議員 1人

(9番) 宜保安 孝 議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
市民部長兼 税務課長	高 良 忍	福祉健康部長	久手堅 勝
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	大 城 堅
経済建設部長	比 嘉 操	上下水道部長	金 城 道 夫
消 防 長	新 里 秀 樹	教 育 部 長	嘉 川 聡 子
総 務 課 長	上 原 元 樹	秘書広報課長	長 嶺 茂 樹
人 事 課 長	翁 長 卓 司	防災管財課長	大 城 武
デジタル推進課長	後 間 大 輔	協働のまち 推進課長	喜久里 則 子
市 民 課 長	宮 良 望	国保健康保険課長	大 城 達 宏
生活環境課長	新 田 靖	社会福祉課長	仲 座 ひろみ
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	こども応援課長	大 城 史 貴
子育て支援課長	喜如嘉 依 子	保育こども園課長	赤 嶺 渚
都市計画課長	比 嘉 真 人	市街地整備課長	大 城 英 貴
道 路 課 長	城 間 保 光	公園緑地課長	健 山 博 之
農林水産課長	国 吉 有 貴	上下水道部 施設課長	新 垣 栄
予 防 課 長	宮 平 一 史	消 防 署 長	当 間 英 文
学校教育課長	金 城 徹	学校教育課参事 (指導主事)	平 良 真 也
学校施設課長	石 川 ミ コ	生涯学習課 振興課長	宮 里 卓 道
選管兼監査委員 事務局長	運 天 俊 郎	農 業 委 員 会 長	浜 本 亨

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第3. 一般質問

令和5年第3回豊見城市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年3月17日（金） 午前10時 開 議

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2	議案第8号	令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）	総財委員長 報告後議決
3		一般質問	

本会議の次第

豊見城市議会総務財政常任委員会

○ 議長 外間 剛

委員長 新 垣 亜矢子

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

委員会の審査報告について

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

1. 付託案件

議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算(第9号)

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に高山美雪議員、瀬長恒雄議員を指名いたします。

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第3回定例会開会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時00分)

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

再 開 (10時21分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算(第9号)について議題に供します。

3. 審査の結果

議案第8号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

本案は総務財政常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

○ 総務財政常任委員長 新垣亜矢子議員

これより討論に移ります。

令和5年3月17日

議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算(第9号)について、はじめに反対討論の発言を許します。

豊見城市議会

(反対討論なし)

議長 外間 剛 殿

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いた

します。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第8号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時25分）

再 開（10時27分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

— 通告番号1（11番）新垣亜矢子議員 —

○ 議長 外間 剛

はじめに、新垣亜矢子議員の質問を許します。

○（11番）新垣亜矢子議員 —登壇—

皆さん、おはようございます。会派城の風、新垣亜矢子でございます。通告に入る前に、所見を述べさせていただきたいと思っております。

2月の市議会議員選挙にて、徳元次人市長

を支える与党市議団は、出馬した14人全員が当選いたしました。公明党2人、そして12人の最大会派城の風が発足しております。私も4期目の厳しい選挙を乗り越え、多くの市民の負託を受け、この場に戻ることができました。心から感謝申し上げます。今後も市民の負託を受けている責任を果たすためしっかりと市政運営、財政の健全化をチェックしながら、徳元市長、職員と共に豊見城市の発展、市民生活の向上に貢献できるよう、これまで以上に様々な提案をしながら議員として頑張りたいと思っております。

それでは通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

12月定例会にて徳元市長が掲げる「新たな富を生み出す街とみぐすく」を実現するための方法として、インフルエンサーを豊見城市のアンバサダーとして、情報発信をしてもらうことについて提案いたしました。そのことについて、もう一度お聞かせ願いたいと思っております。

（1）産業振興について。

豊見城公式アンバサダーを任命し本市の地域特産品のブランド力向上に取り組むことについて進捗状況を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

公式アンバサダーによるSNS等を活用した情報発信は、地域特産物のブランド力向上や地域の魅力発信による経済活性化等の様々な効果が期待できるものと考えております。私もいろいろな説明を受けまして、これをやらない手はないだろうなということを感じておりました。それを行政に落として、どのよ

うな形でできるのかということ、これまで12月議会から提案を受けまして、現在令和5年度の公式アンバサダー制度の実施に向けて、他自治体を参考に要綱の制定等に取り組んでいるところでもありますので、今後年度途中、新年度になっての途中になると思うのですが、体制が整い次第、実施をしてみたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

早速取組を進めていただきまして、ありがとうございます。今後世界に発信される豊見城市を期待しております。ありがとうございます。

続いて、令和6年開校予定の（仮称）豊崎中学校に設置される温水プールの運営に対する提案についての質問をいたします。

（2）教育行政について。

①（仮称）豊崎中学校が温水プールを建設するに当たり、市民開放型の管理運営をするべきと考えるが、見解を伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

おはようございます。お答えいたします。

（仮称）豊崎中学校のプールにつきましては、屋内温水プールとして整備することから、年間を通して施設の利用が可能であり、一般開放を見据えた施設計画を行っているため、将来的には市内各学校の屋内運動場と同様に一般開放ができるよう管理方法も含め、関係部署と協議してまいります。どのような形で管理運営していくのかにつきましては、原則学校運営が優先されることもありますので、開校後における学校活動での利用状況や需要等を踏まえ、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

せっかく温水プールになるわけですから、

本当に市民の利用頻度が高くなるような運営をしていただきたいのですけれども、やはり教員に対する負担が大きくなると困ると思っておりますので、管理運営を民間のスポーツクラブなどに委託して、授業も含めて実施していく考えがないかお聞きいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

令和2年度の基本計画策定の中におきまして、プールと武道場については、PPP/PFI事業として整備できないか、サウンディング調査を実施しております。スイミングスクール運営企業と施設管理企業の2社から話を伺いましたが、PPP/PFI事業として民間が整備するには駐車場の確保が難しいことや、近隣に複数の民営プール施設があり、収益確保や人材確保が困難と予想されることなどから、施設整備を含めたPPP/PFI事業は困難との意見がございました。そのため中学校の早期開校、円滑な事業実施の観点から、従来方式による実施が有効との判断になり、建設に至った経緯がございます。しかし、施設の利活用の観点から建物出入り口やエレベーターの配置、また管理室を個別に設けるなど、学校運営と一般開放の動線について考慮した計画としております。学校のプール授業も含め、どのような形で管理運営していくのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

最初から市民開放型になるような感覚の建設ではないのかなと思っております。駐車場がないとかそういう部分、大事なところが抜けているのかと思っております。以前、私たち議会の総務財政常任委員会の視察で北九州市立思永中学校整備PFI事業を

視察いたしました。中学校のプールを市民開放する通年利用の市民プールとして、民間のスイミングスクールが運営の業務に当たっているというものです。一緒に行った議員も、そして市長も一緒に視察を行っていますけれども、教諭の負担も少ないとのことでした。視察に行った日は、ちょうど学校の授業以外の時間で、市民が活発に利用をしておりました。この豊崎にできる中学校もせっかくの温水プールなので、民間に管理運営をしてもらうことで生徒の水泳の力の向上と先生方の負担軽減にもつながりますし、そこが最大のメリットだと思っています。市民開放型を見据えているならば、教員がプールの管理をするのではなくて、できれば指定管理は民間に委託して管理運営を行うということがベストだと考えているのですけれども、議員時代に総務財政常任委員会で一緒に北九州市へ視察も行ったので、市長のご見解を伺いたいと思います。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今の件であります。私も一緒に視察に行かせていただきました。北九州市の思永中学校がたしか全く動線も違って、市民が使う入り口のところと学生さんがいるところというのは完璧に分けておられましたし、そういう意味では私たちは午前中、日中のタイミングで行かせていただいたと思うのですが、高齢者を中心に子どもたち、児童生徒が使わない時間帯には大いに健康増進のためのプログラムをやっているところを目の当たりにしたのですけれども、それを見させていただいたときには、我々豊見城市でも学校の中にプールはありますが、ほとんど全てが今のところは屋外にあって、約10か月は使わないという状

況、これは非常にもったいないなということで、この視察を踏まえて私も感じたところがありますので、今回（仮称）豊崎中学校については温水プールを予定していますので、今ご提案のあるとおり民間の皆さんに運営していただければ、それこそ健康増進につながっていくものだと考えているところではありますが、亜矢子議員がおっしゃったように駐車場の問題とか、動線が交わる場所があるのではないとか、使う方々にとってもロビーとかリラクゼーションをするところとか、販売機をどうするのかとか、いろいろな課題が出てきているわけでありまして。そのことについて、この施設だったら指定管理してもいいのではないかという民間とのやり取りもまだできていない状況にありますので、最大の課題である駐車場の確保、そこを引き続きこれからの検討課題にしながら、その民間活用を見据えた上で調整をさせていただければと思っております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひハードルを越えていただいで、市民開放型の温水プールを造っていただきたいと思いますが、やはり通年で利用できるということですから、本来であれば来年の開校と合わせて利用が可能になれば一番いいのかなと思いますけれども、しっかりとこの1年でハードルを越えていただきたいと思います。この質問は以上です。

続いて、②のほうに行きます。3月3日の新聞報道にもありましたが、性別に関係なくズボンやスカートなど、制服を選べる制服選択制について、沖縄の県立高校では57校全校で導入、県内公立中学校では139校のうち97%に相当する135校が制服を選択できる

ジェンダー平等の視点に立った人権教育への取組が進んでいるという報道がありました。

県外においてはさらに先進的な取組として、従来の制服に加えて男女問わず選べる市内統一の制服を導入する自治体が増えております。多様性や機能性、猛暑などの気候変動などを考慮して、制服の見直しが進んでおります。このメリットは、市内の中学校に転校する場合は制服の買い換えが不要になります。そして、市内の中学校区であれば、親類や知人から制服を譲り受けることが容易になり、リユースで集まる制服の数も増えることから、経済的負担も軽減されます。学校間であります制服の価格差もなくなってまいります。

これまで長く着用し、伝統がある各中学校の制服を変えることに反対意見もあると思えますけれども、時代や社会情勢を踏まえた対応が必要だと考えます。新しい中学校が開校するタイミングは検討するいい機会になると思っています。提案をするのですけれども、②仮称豊崎中学校開校をきっかけに、市内4つの中学校統一の制服を作ることについて見解を伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

中学校の制服につきましては、学校校則の一環として位置づけられております。また、制服はその学校を象徴するものでもあり、現在の制服が出来上がった背景や学校の伝統などを踏まえ、制服の改定は基本的に学校と生徒、保護者間で決定されるものと考えております。教育委員会としましては、制服を統一することのメリット等につきまして学校長と意見交換を行い、学校の支援を図ってまいりたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

本当に伝統のある制服を変えていくというのにはハードルがございますので、新しい豊崎にできる中学校をきっかけに市内で議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

続いて、③に行きます。過去何度も私、基地内留学と基地内ホームステイについて提案してまいりました。沖縄に駐留する米軍関係者は基地内外で生活しておられますので、私が提案してきた基地内留学は、基地の中に入ることにはこだわっているわけではなくて、この沖縄の置かれた状況、環境を生かして英語漬けになる学生の環境をつくってあげること、英会話の力を身につけやすい環境を与えてあげたいという思いであります。その方法として基地内留学・ホームステイが最適だと考えております。

③基地内留学・ホームステイの可能性を伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

議員ご質問の件につきましては、県内の自治体では英語学習の意欲を向上させ、異文化理解と国際社会に対応する能力を目的に、県内ホームステイ事業に取り組んだ事例がございます。どちらも近年の新型コロナウイルス感染症の影響により海外への派遣事業ができなかったための代替事業として実施しているようでございます。一方で、本市教育委員会で実施している青少年国際交流事業につきましては、令和4年度は予定しておりましたハワイへの渡航が中止になったことから、オンラインによる現地との交流を実施しております。議員からご意見のあります基地内及び基地以外における留学やホームステイにつきましては、将来を担う生徒にとっても有益なこ

とだと理解をしております。現在把握している範囲内においては、基地内での留学についてはセキュリティーの関係で課題があるということは認識しておりますが、他の自治体においては基地外にホームステイしている事例も確認はしておりますので、今後その可能性につきましては調査研究をしていきたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

年明け前、12月定例会でも同じように私は質問しまして、繰り返しになるのですが、豊見城市の子どもたちに環境をつくってあげたいということは、本当に以前から考えておりますし、徳元次人市長の公約にもあるように、人材育成に力を入れていきたいと思っております。既に米国総領事や関係者にもお伝えしておりますし、ハワイの県人会の皆さんとの協力関係ももらえるということも聞いておりますので、どのような形になるのかは今後の議論だと思っておりますので、ぜひ積極的な議論をお願いしたいと思います。

続いて、(3)に行きます。医療福祉についてでございます。

がん治療による副作用として、頭髪の脱毛や乳房切除などの外見に表れる身体症状のことをアピアランスと言いますけれども、そのアピアランスが医療患者に予想以上に抗がん剤治療中に苦痛をもたらしていて、治療を受けながら仕事や家事を行う人も増えている中、外見が変わることで人に会うことが苦痛に思えるなど、社会生活が困難となる場合が少なくないため、アピアランスケアにより患者と社会をつなぐことが重要となっております。昨年、仲田政美議員も質問されておりましたので、本市でも検討を始めていると思っておりますが、改めて私からも提案していきたいと思ってお

ります。

(3)医療福祉について。

がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化に対するケアを通じがん患者の社会参加を支援し、脱毛による医療ウィッグ等や、乳房切除された場合の補整下着等の購入費を市として助成を行い、がん患者の精神的サポートを図ることについて見解を伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

がん患者への医療ウィッグ等や補正下着等の購入費の助成につきましては、がん患者が尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を推進する上で重要な視点であると考えます。がん患者への助成の在り方について、先進事例の助成方法を調査しながら検討してまいります。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

豊見城市において、がん患者で脱毛等で困っている方の実態について、人数を把握しているのかどうかお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

本市のがん患者で、脱毛等がある方の人数は把握しておりません。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

では、本市の乳がん患者数というのは把握していますでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

本市におきまして沖縄県のホームページによりますと、2019年の本市の乳がん罹患数は51人となっております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

このアピアランスケアは、大人の医療ウィッグや補正下着の問題だけではなくて、小

児がんの治療においても同じように医療ウィッグを必要としている子どもたちがおります。今、乳がん患者51人と答弁いただきましたが、全員がそれを欲しがっているということでも、作るということでもないと思っております。既に全国的にアピアランスケアとして、医療ウィッグや補正下着の助成事業は進んでいて、助成の内容や金額に違いはありますが2万円から3万円の助成が多くて、全国1,741市町村のうち669の自治体がアピアランスケア事業を実施しております。47都道府県のうち13件は県内市町村で100%の実施、全く助成がなされていないのは9つのみで、沖縄県もそのうちの1つの県であります。豊見城市には早急に対応してほしいと思っておりますが、ふるさと納税などの財源を活用して実施できないか伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

沖縄県の担当課に確認しましたところ、県でもアピアランス支援、つまりはがん患者が治療に伴う外見の変化を克服し、社会生活を送りやすくするための支援体制の検証や、患者の実態把握等について検討中であるとのことでありました。本市においても沖縄県の動向も注視しつつ、ふるさと納税やほかの財源等の活用を含め検討してまいります。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひ検討をしっかりとやっていただきたいのですが、私の友人ががん治療の副作用で脱毛した部分を帽子タイプのウィッグを使用していました、店舗にいろいろと聞かせてもらいに行きました。沖縄県はどこの自治体も医療ウィッグの助成事業をしていないことをそのときに知りました。がん患者は治療もメンタル的にもきつい状況で、さらに経済的な負

担が押し寄せてくるということですので、住んでいる自治体が患者の心に寄り添って経済的な支援をしてくれることは、患者にとっても、それを支える家族にとっても本当に大事なことだということをととても感じました。ですから、ぜひ豊見城市でも早急に助成事業を開始してほしいと心の底から願っておりますが、先ほど答弁いただいた2019年の本市の乳がん罹患数51人ということでしたので、罹患者全員にケアが必要になるわけではないと思っておりますが、この51人全員に3万円を助成したとして153万円です。毎年申請があったとしても莫大な予算ではないと考えます。市長、がんと闘う市民の心に寄り添って、アピアランスケアへの助成事業をふるさと納税などの財源を活用して実施していただけないでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

がん患者のアピアランス支援というのは非常に重要だと考えています。ですので、医療ウィッグ等の助成については新年度に入って、令和5年度のこの1年間でぜひとも内容の精査とか、どの財源を活用したほうが一番ベストなのかということを準備期間としてさせていただきたいと思っております。そして、令和6年度の実施に向けて検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひとも令和6年度はスタートできるように、よろしく願いいたします。

続いて、(4)にまいります。徳元次人市長の公約に、保育園に通うときに毎日使う紙おむつに名前を書いて持たせること、月曜日と週末にお昼寝セットを抱えて登園する負担を

減らすために、手ぶら登園の導入を掲げております。手ぶら登園は2023年1月現在で、全国の約3,000の保育施設が利用しているそうです。1割が公立で、ほとんどが私立。手ぶら登園を導入してからの保護者の反応を紹介しますと、おむつの残り枚数を気にすることがなくなった。1枚1枚名前を書く手間もなくなったというのが代表的な反応で、これは沖縄県も紛れもなくやっていることだと思うのですが、毎日7、8枚の紙おむつを持たせる場合、名前を書いていると思います。1日7枚だとして平日の5日間、1か月を4週として掛け算すると140枚、毎月名前を書いていると。これが12か月だと1,680枚に子どもの名前を書いていることになります。保育士さんも同じように残り枚数を気にする必要がなくなったので、仕事の負担は軽減されているそうですので、これはぜひ取り入れてほしいのですが、(4)子育て政策について。

①公立保育園において紙おむつやお昼寝グッズ等を月契約するサブスクリプションを導入し、保護者と保育園の負担を軽減する「手ぶら登園」を実施することについて見解を伺います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

公立施設におけるサブスクリプションの導入につきましては、現在実施している保育施設等を参考にしたり、導入の可能性を検討しているところでもあります。導入に当たっては、保育士等が担う作業が一定、想定されることもあり、人員体制の整備も含め、調整を図っていく考えです。

○ (11番) **新垣亜矢子議員 一再質問一**

質問の調整のときにもお話があって、現場

の保育士さんの負担がどうなるのかというのが不安の一つだということでありましたけれども、手ぶら登園の開始に向けて公立の保育園向けの実証実験プログラムもあるということですので、まずはトライしてみたいかかなと思っておりますけれども、この実証実験を開始することについていかがでしょうか。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

メーカーさんで実証実験があることは把握をしております。そういう実証実験を検討しながら、前向きに実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。

○ (11番) **新垣亜矢子議員 一再質問一**

ぜひよろしく願いいたします。これは保護者にとっても、保育園にとってもメリットがあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

次にまいります。②です。私が議員になって以来、継続して何度も提案していることですが、市内の専業主婦として在宅育児をする、ご家庭で子育てをする世帯への補助・支援をして、在宅育児手当があるなら仕事をすることをちょっと延ばして、子育てをもう少し長くやろうとか、そういう親が、保護者が増えてもらいたいという思いもございます。家計のゆとりがもう少しあれば、もう一人産もうかなという思いにもつながるのではないかと。少子化対策にもなるかと思っております。豊見城市は出生率も高いですが、在宅育児については支援が必要だと思っております。

②在宅育児手当を支給することについて見解を伺います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

ゼロ歳から2歳児の保育園等を利用していない児童への在宅育児手当の支給につきましては、現時点において国・県の事業メニューがないことから、本市独自の予算措置になる支給の検討を行わなければなりません。現状の本市における財政状況等を勘案すると、市独自の給付事業を行うことは非常に厳しい状況との認識でございます。今後も国・県の動向を注視しつつ、引き続き子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

これは本当に何度も提案してきましたので、財政の厳しさというのはよく分かっているのですが、大分前、平成26年度の私の質問の答弁に、認可保育園を利用しているゼロ歳児から2歳児の保育園児に対して、運営費ベースで本市が負担している一般財源分を出していただいております。ゼロ歳児が1人当たり約4万円。1、2歳児が約2万3,000円。これが一般財源で負担しているという試算になっていると。私がいつも言っているのは、保育園を利用していると市の補助が入っていると。でも、家庭で育てている子どもたちには何も入ってこないというのがあって、同じ子育てが仕事をしているしていない、公立の保育園に行くか行かないかで変わってくるということが、ちょっと不公平感を感じていますので、ぜひとも補助が必要かなと思っています。ですので、いつも言うように、過疎化で子どもたちが減っている地域ではここに手厚く補助金が入ることもありますが、豊見城市の場合は増えている状況であります。だからこそ、日本の少子化問題に対して豊見城市が貢献していく上で財源確保をしていかなければいけないのかなと思って、この在宅育児に対して支援をしていただきたいと思いますというので

すが、市長、これを政府に予算交渉に行っていただきたいと思いますというのですけれどもいかがでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今の質問の件であります。やはり国が少子化対策として方向性を示しているところと、我が街豊見城の場合に関しては逆行している部分があるということも認識していますので、年少人口の割合が今日本で一番高いという本市のこれは特性だと私は思っているのですが、子育てをしやすい環境をつくっていくというのは、やはり行政としても目標の一つとしておりますので、この件に関しては政府に対して支援ができるように要請を、タイミングを見てさせていただきたいと思います。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひとも市民のために、よろしくお願ひしたいと思います。

次にまいります。(5)防災についてです。

定期的に見直しが必要な防災備蓄品について、その有効利用を考えなければいけないわけですが、防災フェアや地域の防災訓練などで利用すること以外に、配布できずに廃棄することがないように取組が必要だと思っております。

(5)防災について。防災備蓄品はSDGsの観点からも消費期限が来る食糧を効率良く買い替える必要がある。

(7)消費期限が迫る備蓄品の配付状況を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市は、豊見城市備蓄計画において備蓄物資を消費期限が切れる3か月前から自主防災組織における避難訓練、防災啓発に関するイ

ベント、小中学校での防災授業、市社会福祉協議会等に対するフードバンクへの提供により活用をしております。令和4年度末に消費期限となる備蓄食料数は7,500食ありました。令和4年7月に開催しました「豊見城市防災フェスタ」において600食を提供したほか、小中学校に440食、社会福祉協議会に1,000食、市内のNPO法人が運営するフードバンクに5,020食、その他関係機関に440食を提供し、消費期限が間近な備蓄食料の提供を全て終えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

今、全て配付済みということですが、もしも余ったときには廃棄するにもお金がかかると聞いております。これまでに廃棄したことがあるのか聞きたいのですけれども、(イ)廃棄する備蓄品の処分費用を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほど(ア)のほうで答弁いたしました、本市は、豊見城市備蓄計画において消費期限が間近な備蓄食料を、原則消費期限等の3か月前から自主防災組織における避難訓練、防災啓発に関するイベント、フードバンクなどに対し提供することになっておりますので、処分費用は発生しておりません。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

私も防災フェアでいろいろいただいたりしておりますので、的確に配付ができているということなので安心をしました。

続いて(ウ)ですが、日頃からフードバンクで支援活動をしている団体との協力で備蓄品を有効活用することも大事だと思っておりますが、先ほどもフードバンクに提供しているというふうにおっしゃっていましたが、(ウ)フードバンクを実施する事業者等との連

携を図ることについて見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

フードバンク活動は、食品ロスと貧困問題の解決手段の一つとして社会的な関心が高まっており、近年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少した家庭が増えてきていることから、社会的ニーズがより高まっている状況にあります。また、フードバンク活動の社会課題に対する取組は、SDGsが掲げる目標と結びつけることができることから、消費期限が間近な備蓄物資の有効活用について連携等を図っていきたくと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひ備蓄品が無駄にならないように、このフードバンクとの連携もしっかりと行っていただいて、市民に還元できるようによろしくお願いいたします。

今回4期目初の一般質問でございますが、4年間、私いつも追及ばかりしておりまして、一般質問に苦痛を感じていることもございましたが、今回久しぶりに穏やかな一般質問ができたと思っております。これからも本当に市政運営を議会の立場からチェックしながら提案させていただきたいと思っておりますので、さらに頑張ってください。よろしく申し上げます。

そして、今日久しぶりに、3年ぶりにマスクを外しました。ものすごく違和感がございますが、これからまた、ここに登壇する議員も皆さん、マスクを取ることを個人で決めてやっていきますけれども、改めて3年ぶりの私たちの顔を市民にご覧いただけるかなと思っております。これからも頑張ってください。今日はありがとうございました。

—— 通告番号2（5番）新垣龍治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、新垣龍治議員の質問を許します。

○（5番）新垣龍治議員 —登壇—

おはようございます。日本共産党の新垣龍治でございます。今回私自身、2期目の初めの一般質問となります。2月の市議会議員選挙で多くの市民の負託を得まして、戻ることができました。また、この4年間、市民の福祉向上、増進のためにまた頑張りたいと思います。執行部の皆さんも4年間、どうぞよろしくお願ひします。

それでは通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

まず、(1)放課後児童クラブについて。

①現在の待機の状況と今後の対策についてお伺ひします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

市内の放課後児童クラブは34施設、35支援設置されており、うち公設放課後児童クラブは9施設、10支援となっております。令和4年5月1日現在の調査において34施設の定員数は1,382人で、1,283人の児童が放課後児童クラブへ通っており、待機児童数は60人となっております。利用者数に対して施設全体の定員数は満たしている状況ではございますが、小学校区ごとで利用者数や施設数が異なることから待機児童が出ている状況となっております。令和5年度につきましては、2施設の新規児童クラブの開設を予定しており、待機児童数の多い小学校区から優先的に施設の開所を行うことで、待機児童の解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 —再質問—

ありがとうございます。

去年の5月1日現在の待機児童数は60人ということで、直近の3月時点での状況というのは把握していますでしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在、各児童クラブにおいてキャンセル待ちの対応など、入所の調整を行っている状況にあることから、現時点において数値は把握できない状況となっております。待機児童の把握につきましては、例年放課後健全育成事業の実施状況調査、5月1日時点において把握をすることとなっております。

○（5番）新垣龍治議員 —再質問—

分かりました。まだ状況がつかめていないということなのですが、去年の状況だということ、上田小学校区に多くの待機が出ていて、次いで長嶺小学校区だということだったと思うのですが、今回令和5年度、2施設のクラブの開所予定とあるのですが、この2支援の決定の今後の流れというのはどういう流れになっていくのでしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和5年度予定をしております2施設の増につきましては、今後の待機児童の状況を参考にしながら、待機児童の多い小学校区を優先に決定をしていく流れとなっております。なので、今年の5月1日を待って、その状況を確認しつつ、2施設の決定を図っていきたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 —再質問—

去年の数字でいうと60人で、2施設という各施設40人で80人の定員が増えると予想されるので、しっかり待機が出ないような取組

を進めていただきたいと思います。

今、子どもたちもどんどん数も増えて、さらなる需要も予想できると思うので、今後また待機が出るようなことがあれば、また今後の施設の増設という部分では、小学校に9施設、各小学校内に学童も設置できていると思います。学校内にあることによって保護者の安心度もかなり高くなりますので、今後は空き教室などの利用も含めて、教育委員会とも連携して、今後については検討していただきたいと思います。

次に再質問なのですが、保育でいうと定員の弾力化とかそういうことがあると思うのですけれども、学童についての弾力化というものはあるのか、確認のためにお願いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

国が示す放課後児童クラブガイドラインでは、集団の規模についてはおおむね40人程度までとすることが望ましいとされており、特に弾力化に関する規定はされていない状況です。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

分かりました。

次の質問に移ります。②沖縄県のひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業を活用した、ひとり親家庭利用料の補助上限の引き上げについてお伺いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

ひとり親家庭における放課後児童クラブ利用に係る経済的負担を軽減するため、令和2年度より豊見城市放課後児童クラブ利用支援事業を実施しており、支援対象の児童1人につき月額上限3,000円の補助を行っております。令和5年度からは、沖縄県ひとり親家庭

等放課後児童クラブ利用支援事業を活用し、支援対象者の児童1人につき利用料の2分の1の額、または月額上限5,000円の補助を行うこととなっており、補助上限の引き上げになると考えております。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

これまでは一括交付金を活用しての月額3,000円の上限を、今回県の事業を活用して5,000円に引き上げるということで、ひとり親世帯の大きな負担軽減にもつながってくると思います。

ちょっと確認なのですが、月額上限の5,000円についての範囲というか、いろいろ学童に係る費用というのは送迎とか、また行事費とか、そういうものが加味されてくると思うのですけれども、この利用料の範囲についてお願いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

補助の対象となる利用料としましては、運営費、光熱水費、施設維持費、行事費、交通費、送迎に係る送迎費などが対象となっております。

○ **(5番) 新垣龍治議員 一再質問一**

全て大体網羅されているということで安心しました。

次に、再質問です。令和4年度の助成事業の実績数と令和5年度の予定人数と予算についてお伺いします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

令和4年度の実績数といたしまして、令和5年2月10日時点で174人となっており、予算としましては558万9,000円の支出予定となっております。令和5年度の対象見込人数につきましては188人を見込んでおり、予算

としまして1,128万円を予定しております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

分かりました。180人ほどの皆さんがしっかり対象となっていくということで、進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。③民設クラブへの家賃支援の状況をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

民間アパートなどで事業を実施している放課後児童クラブにつきましては、民間アパートの賃借料の一部が利用料に転嫁されており、保護者の負担増となっている現状がございます。令和4年度より国・県の賃借料補助事業を活用し放課後児童クラブへ賃借料の支援を行うことで、利用料に転嫁された分を減額し、保護者の利用料の負担軽減を図っております。支援の状況につきましては、現在市内にある放課後児童クラブは34施設、35支援設置されており、そのうち賃借料補助の対象の支援施設は22支援となっております。今後につきましては、放課後児童クラブで設定した減免額が3月中に利用者へ還付される予定となっております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。

令和4年度から始まった家賃支援なのですが、今回の運用では一度既定の利用料を支払って、3月にその分は還付されるということなのですが、これについては令和5年度以降もこういう運用になるのでしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

利用者への還付につきましては、年間を通して利用児童数に増減があり、減免上限金額に変動があるため、次年度につきましても今

年度同様の予定になっておりますけれども、近隣市町村の交付状況等も確認しながら、適正な交付に努めていきたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

この支援事業の目的が保護者の利用料の負担軽減ですので、可能であれば減額された分の利用料を支払うということが一番保護者にとっての負担軽減につながると思いますので、今還付するという運用については、月ごとに学童の利用者の実数が減ったり増えたり、そういう中で計算がかなり難しいということもあって、年度末での還付ということになっていると思いますが、今後は、例えば定員がおおむね40人ですので、40で単純に割って、その分を利用料から引いていくそういう条件の緩和等も、県の事業ですので、しっかり県のほうにもそういうことができないかということも含めて、また他の市町村の運用も研究して、なるべくそういう形での利用料の支援をしていただきたいと思います。これは要望です。

続いての質問に移ります。(2)物価高騰対策についてです。

これは前回の一般質問でもしましたけれども、本当にこの物価高で、今年も昨年を上回る多くの食料品などの品目も値上げがされていて、本当に今市民の暮らしが厳しい状況が続いています。そういう中で市民生活を守るための対策が求められていると思います。これは例えばなのですが、水道料金の基本料金の免除など、こういう支援ができないかお伺いします。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えします。

水道料金の支援につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金を活用し、水道基本料金を3か月分減免しております。当該交付金を活用した水道基本料金の減免については、会計実施検査において、公的機関を含む一律減免したことに対し指摘を受けており、同様に減免を実施する場合は、公的機関を除くシステム改修が必要となります。また、物価高騰に伴う生活支援については、令和4年9月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されましたが、現時点では令和5年度予算の情報はございません。今後物価高騰対策として補助事業が創設された際には、他の事業も含めた全体の中で検討してまいります。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

前回コロナ対策で水道料金を支援した際は、公的施設との兼ね合いがあるということですので、県については先日電気料金の値上げを支援するという事も発表しています。しっかり今後の国の交付金等も補助メニュー等も注視しながら、こういう物価対策については取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。(3)医療を受ける権利の保障について。

憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しています。そして、生きる権利を保障していますが、経済的理由等で医療が受けられないということを起こさせないためにも以下についてお伺いしたいと思います。

①国保法44条と77条の適用状況をお伺いします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えします。

国民健康保険法第44条につきましては、国

民健康保険の被保険者が災害や失業など、特別な理由により収入が一定額以下となった場合に、申請により一部負担金、いわゆる病院などで医療機関にかかった際の本人負担分ですけれども、一部負担金の減免及び徴収猶予が最大6か月間認められる制度でございます。適用状況といたしましては、直近におきまして、平成29年度に申請件数1件に対し1件の免除決定が行われております。

次に、国民健康保険法第77条につきましては、災害や失業など特別な理由により国民健康保険料の納付が困難な方に対する減免制度となっておりますが、豊見城市におきましては保険料ではなく保険税を採用していることから、国民健康保険法第77条を地方税法第717条に読み替えて答弁いたします。地方税法第717条におきましては、地方団体の長は、天災、その他特別な事情がある場合において、水利地益税等の減免を必要とすると認める者、貧困に陥り、生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別な事情がある者に限り、当該地方団体の条例に定めるところにより、当該水利地益税等を減免することができることとされております。本市におきましては、豊見城市国民健康保険税条例第23条及び豊見城市国民健康保険税減免規則第3条において減免要件を定めております。令和3年度における減免実績といたしましては、減免件数326件、減免額といたしまして3,637万4,700円を減免している状況でございます。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

国保法第44条については、平成29年1件以来ないということです。この間はコロナの流行もあって、失業等で生活保護受給とか、また生活福祉資金の活用とか、そういうところで多くなっていると思います。第77条につい

ては結構ありますが、これもコロナ減免とか、特別な枠を使つての減免も多くあると思いますので、次に進みたいと思います。

次、②無料低額診療事業の薬代助成についての市の対応をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

無料低額診療事業の薬代助成につきましては、生計困難者が無料低額診療事業の適用を受けた場合、無料または低額な料金で診療を受けることができますが、院外薬局で処方された薬代は事業の対象外となり、自己負担金が発生することが課題であると認識しております。本市といたしましても、生計困難者が経済的な理由で治療をちゅうちょすることがないように、現在薬代の助成について検討を行っているところです。今後先行実施している那覇市や他自治体から情報収集を行い、実施に向けての諸準備を進めてまいりたいと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

しっかりとこの件については進めていただきたいと思ひます。前回の20期の議会でも同様の趣旨の陳情にも全会一致で採択していただいておりますので、しっかりと進めていただきたいと思ひます。

次、③こども医療費助成制度の拡充について、中学校卒業までこども医療費助成が今年度より始まりました。子どもたちが健やかに成長する環境を確保するためにも、高校卒業までの医療費無料化をすべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

こども医療費につきましては、沖縄県において保護者の子育てに係る経済的負担の軽減

と子どもの保健の向上を図り、安心して子育てができる環境の充実に寄与することを目的とし、令和4年4月1日より、こども医療費の通院対象年齢を中学校卒業まで拡充しております。子どもの貧困率の高い沖縄県においては、子育てしやすい環境を整えることは喫緊の課題であると認識していることから、高校卒業までのこども医療費無料化につきましても拡充すべきと考えております。今後の事業実施に向けては、こども医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止や国庫負担金減額措置分の費用負担の措置について、沖縄県市長会等を通し国や県に要請を行い、財源の確保をはじめ様々な課題を整理しながら県の動向に注視しつつ、高校卒業までの医療費無料化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

市としても助成の拡大をすべきということでしたが、確認なのですが、これまで提案されてきた予算の中で高校卒業までの医療費無料化に必要な予算は幾らになりますでしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

高校卒業までの医療費額として、今拡充分を試算している数値としましては、約5,300万円だと見込んでおります。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

県も高校卒業までの医療費無料化については、玉城デニー知事も公約に掲げて再選を果たしています。県の高校卒業までの医療費無料化の事業が始まるまでの間、市が単独で独自で高校卒業まで拡充する、そういう考えはないかお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

先ほども答弁させていただいているところ

でございますけれども、今後の実施に向けては幾つか課題がございます。様々な課題を整理しながら、しっかり医療費無料化に向けて検討を進めていきたいと考えております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

分かりました。

次の質問に移りますが、(4)国保の負担軽減の拡充についてお伺いします。

令和４年４月から未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置が開始されました。子育て世帯への負担軽減をさらに進めるためにも市として対象年齢の拡大や軽減割合の拡充等の支援ができないかお伺いします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

未就学児の均等割保険税軽減制度につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い導入されております。国保加入世帯の７歳未満の子を対象とした均等割保険税額の２分の１を公費にて負担する制度となっております。公費負担の割合の内訳につきましては、国が２分の１、県と市がそれぞれ４分の１ずつ負担する内容となっております、令和４年度の豊見城市における軽減実績につきましては760人の対象児で、金額につきましては447万8,000円となっております。議員ご質問の対象年齢の拡大、軽減割合の拡充につきましては法定外での措置となりますが、豊見城市の国保財政は依然厳しい状況が続いており、令和４年度におきましても国保特会において約7,700万円もの赤字が見込まれ、補正予算において法定外繰入れを議決していただいたばかりであります。現状の国保財政状況下において軽減措置を拡充することについては、さらなる収支不均衡を生じることと

なるため、市単独での対応は非常に厳しいものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

財政的に確かに国保の会計でいうと単年度赤字が続いているということで、厳しい状況は承知しています。例えば今未就学児が半額になりましたが、これを例えば市が未就学児の分の負担をなくする。こういう措置をするために必要な金額は幾らになりますでしょうか。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

先ほど答弁したとおり、軽減実績は760人において447万8,000円となっております、市の負担分につきましては４分の１となっておりますので、この447万8,000円に４分の１を足した600万円弱が豊見城市の負担金額になると思われまます。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

600万円弱であれば、未就学児分の均等割をなくすことができる。これを一定の目安にさせていただいて、しっかり今後子育て支援のためにも、この均等割、特に子どもの均等割については収入のない子どもに課されるものなので、これは早期に廃止すべきだと思うのですが、まず国保については構造的な問題があると思いますが、年齢構成が高く、医療費水準も高い。また、ほかの健康保険と比べても加入者の平均所得が低い上、保険料の負担がとても重いといった問題があります。これまでも全国知事会や市長会などをはじめ、国に対して国保の公費負担というのは増やしてほしい、こういう声が大きくあるのですが、豊見城市としても、しっかり今後公費負担の拡大について訴えていく、求めていく、そういう考えはあるかお伺いします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

昨年度の11月の全国市長会におきましても、重点事項といたしまして公費負担を増やすような形での要望を行っておりますので、そういう機会がありましたらそういう調整をしていきたいと思っております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

お願いします。

こちらはある自治体の取組の紹介なのですが、滋賀県米原市では国保の子ども均等割を実質的にゼロにするためにコロナの地方創生臨時交付金を活用して、18歳以下の均等割の自己負担分の金銭を給付するという、こういう取組も行っていますので、今後こども未来基金、この目的は子育て支援。子育ての負担軽減にもつながると思いますので、こういうこども未来基金の活用とか、今度の交付金の活用も含めて、この均等割についてもしっかり今後考慮していただきたいと思います。

次に進みます。(5)こども未来基金について。こども未来基金について以下をお伺いします。

①現在の基金残高をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

こども未来基金の現在の残高につきましては、令和3年度に3億504万3,000円を積み立てし、令和4年度実施の各事業に対して9,100万円を取り崩し充当する予定となっており、今年度は3億504万1,000円を積み立てた後、今年度のこども未来基金残高は5億1,908万4,000円となりますが、今定例会に積立予算額を1億5,000万円減額する補正予算を計上しておりましたので、補正予算成立後の基金残高は3億6,908万4,000円となります。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

今の答弁では、今年度基金残高が5億1,900万円余り予定していたところ、今回の補正で3億6,900万円余りとなっていますが、今回の補正予算で積立額を減額する理由は何でしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和4年度の基金充当事業について不用額が生じており、今後さらなる有効かつ効果的な実施方法について検証が必要と考えます。また、将来的に基金充当事業を予定していた学校給食無償化に向けた取組や、高校生への医療費助成の拡充についても市議会における2度の否決があったことも踏まえ、これらの基金活用をより慎重に対応しなければならないものと考えております。さらに、次年度予定している(仮称)豊崎中学校建設事業やその他旺盛な財政需要が見込まれるため、その財政需要に対応すべく、より柔軟に、そして幅広く基金の活用が可能であるふるさとづくり基金へ積立額を増額し、次年度の予算編成への備えを図るため、こども未来基金を減額しております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

では、再質問をいたします。

こども未来基金の寄附の状況についてお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和4年度におけるこども未来基金の寄附額といたしましては、市内外の個人、企業、団体より22件、合わせて150万7,000円の貴重な寄附をいただいております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

昨年度、たしか400万円余りだと思うので

すが、今回は150万円余りという、かなり物価高等の厳しい状況がうかがえるかなと思います。

続いて、②令和5年度における基金を活用した事業についてお伺いします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

こども未来基金の活用については、子ども改革推進委員会で検討した結果、次年度活用する事業として、教育委員会の3事業を予定しております。1つ目が、中学校3年生の受験対策として、令和2年度から令和4年度まで新型コロナ交付金を活用しておりました学力強化支援事業でございます。2つ目が、学校給食の栄養充足率を満たすため、学校給食保護者支援事業を実施しておりますが、栄養充足を満たしつつ、食材費の物価高騰にも対応するため、増額し事業を継続したいと考えております。3つ目が、(仮称)豊崎中学校の備品購入費など、開校準備に係る事業を予定しております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

今回3つの事業ということなのですが、これらの事業決定までの過程をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時37分)

再 開 (11時37分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

3事業の決定経過につきましては、庁舎内において検討委員会を持っておりました子ども改革推進委員会において検討した結果、この3事業を決定したものでございます。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

今回の事業決定、子ども改革推進委員会で決定したということだと思うのですが、この中で1つ目の学力強化支援事業や学校給食保護者支援事業については特に問題ないと思うのですが、3つ目の(仮称)豊崎中学校の開校準備事業として備品購入費に7,400万7,000円が計上されていますが、これについて、果たしてこのこども未来基金を使っての事業に適するかどうかというのが、ちょっと疑問があるのですね。なぜかという、まず基金については地方自治法第241条第2項で、「基金は、条例で定める特定の目的に応じて、确实かつ効率的に運用しなければならない」とあります。こども未来基金における特定目的というのは、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援の施策の充実を図ることということで、これはこども未来基金条例第1条で規定されています。そうすると、条例の言う子育て支援の充実はどういうことかということになるかと思うのですが、一般的に子育て支援というのは、子どもを産み育てるために人出や金銭的な面、また情報などのサービスを提供することと私は認識していて、また多くの方がそういうイメージを持っていると思うのですね。例を挙げますと、代表的なものが児童手当、そのほかにも医療費や給食費などの経済的支援、また育児に関する相談に応じるような子育て支援センターなど、そういうことが子育て支援充実に資すると言えると思います。そういう場合に、この子育て支援の充実を目的としたこども未来基金の充当事業として豊崎中学校の備品購入というのは、私は基金事業としては適切ではないと考えるのですが、市の見解をお伺いします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

子ども改革推進委員会においても検討はしましたが、本市のこども未来基金における特定目的と照らしまして、豊見城市が抱えている子育て環境の諸課題に該当するものと判断いたしまして、充当できることを確認しております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

子育て環境に関する諸課題というような表現でしたが、もしかしてこの基金というのは寄附も募っており、そういう市民の皆さんの分かりやすいような事業にすべきと思うのです。この間、備品購入費というのは子育て支援かどうかと何名かに聞いたら、やはりピンとこないんですね。そういう意味では、誰が見ても子育て支援に使っているということが重要だと思うので、こういう備品購入費ではなく、これまで市民会議や市民アンケートでも出てきた給食費や医療費の問題、またほかにもこの間、こども市民会議等でも100を超える項目の支援が求められていますので、しっかりそういう分かりやすい子育て支援に使うべきではないかと思うのですが、改めて見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

先ほど新垣龍治議員のほうからありましたように、「基金は、条例で定める特定目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならない」とされております。こども未来基金における特定目的としましては、1つ目として、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援施策の充実。2つ目として、豊見城市が抱えている子育て環境の諸課題に取り組み、子育て環境の充実を図る

こととされております。今年度のこども未来基金の充当事業につきましては、令和5年1月16日と18日に開催した子ども改革推進委員会において議論がなされて決定をされております。併せて、令和5年度充当事業につきましては、子ども改革推進委員会において提案された事業以外の事業についても、特定目的である市が抱える子育て環境の諸課題に取り組み、子育て環境の充実を図ることの特定目的に合致する事業については、市長を含めた予算編成の中で充当事業として決定していくことが承認されております。それを踏まえて、令和5年度に限り、(仮称)豊崎中学校準備事業についても基金の充当として決定がなされていったものであります。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

それであればふるさとづくり基金を活用してもいいのかなというふうに私は思います。

もう時間がないですので、(6)安心安全な生活環境について。

①根差部223番地付近の交差点へカーブミラーの設置ができないかお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

現場を確認したところ、当該交差点は周辺住宅のブロック塀などにより、歩行者や車両の通行が見えにくい状況となっております。当該交差点については、対面側にも同様にカーブミラーの設置要望があります。カーブミラーを設置することにより道幅が狭くなる可能性もあることから、現在専門業者と設置が可能か調整しているところでございます。なお、カーブミラーの設置につきましては、市内全域での優先順位を見ながらの判断となりますので、ご理解をお願いします。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

ぜひ進めていただきたいと思います。

次、②根差部313番地付近の側溝について、この間、大雨時にコンクリートのふたがひっくり返る危険な状況が何度か起きています。抜本的な対策の必要があると思うが見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

現場を確認したところ、当該箇所は市道253号線の根差部集落から県道11号線へ下る勾配が急な坂道のカーブ区間の途中にある側溝で、交差する道路側溝と合流する地点となっており、大雨時には一時的に雨水がはけず、ふたを持ち上げている状況だと考えられます。対策としまして、側溝ふたが持ち上がらないように、現在使用している二次製品のふたを現場打ちに替え、より強固となるよう工事を行ったところでございます。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質問一

早速迅速に対応していただいて、付近の住民も本当に喜んでいましたので、ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

—— 通告番号3 (22番) 仲田政美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、仲田政美議員の質問を許します。

○ (22番) 仲田政美議員 一登壇一

皆様こんにちは。このたびの豊見城市議会議員選挙におきまして6期目に当選させていただきました、公明党の仲田政美でございます。与党の一員として市民の福祉向上と市政発展に全力で働いてまいる所存でございます。

さて、東日本大震災から今年の3月11日で12年が過ぎました。改めて犠牲になられた方々へ哀悼の意を表すとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。震災

の教訓を生かし、防災・減災の意識をさらに高め、議会活動に取り組んでいきたいと思えます。

(1) SDGs 構築で住みよい豊見城市に。

①男女共同参画について。世界経済フォーラムが毎年公表する男女格差（ジェンダーギャップ報告）によると、昨年日本は146か国中116位と順位を下げています。本市の議会では、今回の改選により女性議員が3名から2名増の5名となり、大きく前進しました。

(ア)令和5年度の本市職員女性幹部登用方針をお伺いします。

(イ)全幹部職員に占める登用率についてお伺いします。

②奨学金の充実について。

(ア)返済不要な給付型奨学金の利用者枠の拡充について、その進捗状況をお伺いします。

(イ)自治体や企業が奨学金の肩代わりをする支援制度の導入についてその取組状況をお伺いします。

パートナーシップ制度については、平成28年3月定例会より長きにわたって一般質問させていただいています。本市は昨年9月、性の多様性を尊重するまち とみぐすく宣言（とみぐすくレインボー宣言）を行い、議会では令和4年12月定例会におきまして、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する陳情書を採択しています。このようなことから、環境は整いつつあるのではと期待しているところでございます。

③本市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入に向けての取組状況、及びその進捗についてお伺いします。

④青少年国際交流事業の、令和5年度の計画について伺います。

⑤带状疱疹の、予防ワクチンの接種費用を

一部助成する考えについて見解をお伺いします。

⑥本市におけるDV相談件数、及びその対応状況をお伺いします。

⑦「健康ポイント」、「ボランティアポイント」を付与する事業について見解をお伺いします。

⑧茨城県の利根川河川敷で消火実験に使われた「初期消火救命ボール」についてです。これは火災が発生した際、玉を火に入れることで消火剤が噴出され、初期消火をすることができるものです。海外のトルコ、マレーシア、カナダでは国が正式認可し、世界100か国以上で普及しているとのことです。

防災の観点から、市民の命や大切な財産を火災から守る「初期消火救命ボール」を本市で導入できないか、見解をお伺いします。

(2) 伴走型相談の取組みについて。

①伴走型相談支援、及び出産・子育て応援給付金の一体的実施について、事業実施に向けての検討概要をお伺いします。

②妊娠・出産合計10万円の経済的支援について、事業実施に向けての検討概要をお伺いします。

③「リトルベビーハンドブック」の導入についてお伺いします。

(3) デジタル田園都市構想交付金の活用について。

①行政デジタル化で、市民、行政の双方にメリットがある「書かない窓口」導入について見解をお伺いします。

②高齢者や障がい者などの、デジタルに不慣れた方々への指導をする「デジタル推進員」の配置について見解をお伺いします。

(4) 教育行政について。

①学校と保護者間の連絡ツールに「マチコ

ミ」アプリがあります。そのアプリについている「見守りGPS」サービスを、子どもたちの安心・安全対策の一つとして導入できないか、見解をお伺いします。

②制服の選択制について。

(ア) 第41回全国中学生人権作文コンテスト沖縄県大会で最優秀賞のFC琉球賞に輝いた石垣市立石垣第二中学校の生徒の「私がズボンをはく理由」を拝読いたしました。私はこれまで制服の選択制について一般質問をさせていただく中で、これからのジェンダー平等を標榜する社会を担う子どもたちにとって制服が選択できるということで、これまでの固定観念に縛られることなく、また偏見の目で見られることなく、一人一人が自由に学校生活を楽しんでほしいと願っていました。そのような中、出会った人権に関する作文です。その書き出しは、「一人一人の個性を大切にす学校づくりを目指します」と宣言していました。そして、それを行動に移したのがズボンとスカートのどちらも着ることを始めたことです。そのリーダーシップにエールを送りたいと思いました。

先ごろ、伊良波中学校の保護者から、新入学女子生徒がズボンを希望したが、冬は上着が学生服（学ラン）になるとのことです。それでは困る、との声がありました。現在の女子制服の上着をそのままにして、ズボンだけ夏・冬用にデザインできないか見解をお伺いします。

(イ) (仮称) 豊崎中学校の開校に向けて冬服の上着を、うんな中学校（恩納村）のように、男女共用のブレザーとして利用するようできないか、見解をお伺いします。

(5) 通学路の安全対策について。

① (仮称) 豊崎中学校開校に向けての安全

対策に、翁長橋前に信号機設置を求める声が多く寄せられている。当局の見解をお伺いします。

②座安公民館前から伊良波地域の一部は、県道への抜け道となっていて、スピードを出して走り去る車が増えています。安全対策にバンプや路面標示を求める声があります。当局の見解をお伺いします。

③豊見城団地付近の、とみしろ小学校通学路の安全対策に、スピード抑制のための路面標示ができないか、見解をお伺いします。

④字名嘉地378-5と378-9の間の道路は、路面がでこぼこで改善を求める声があります。当局の見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時55分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

仲田政美議員の一般質問の当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

仲田政美議員のご質問(1)の①及び②の(イ)、(3)の②について、順次お答えしていきたいと思えます。

(1)①(ア)についてお答えします。女性職員の幹部登用につきましては、第3次豊見城市男女共同参画プランにおいて基本目標として定めた「誰もが個性と能力を活かした住み良いまちづくり」の指標として掲げた、市役所管理職課長級以上の女性登用率10%の実現に向け取り組んでいるところであります。さらなる推進に向け、第5次豊見城市総合計画の中では、管理職の女性の登用率の目標値を、令和7年度14.6%としているところです。

次に、(イ)についてお答えします。直近の数字となりますが、令和5年2月1日時点において全管理職に占める女性職員登用率は16.7%となっております。

次に、(1)の②(イ)についてお答えします。自治体や企業が奨学金の肩代わりをする支援制度につきましては、令和4年度から沖縄県が従業員への奨学金返還支援に取り組む企業に対して補助をする事業を行っております。本事業の活用は、企業による奨学金返還支援のメリットになるのみならず、採用において優秀な人材の獲得が期待できるという企業の人材確保策としても有用であり、本市における雇用創出に寄与する取組になるものと考えております。市としましてもホームページや広報紙を活用した周知のほか、商工会などの協力を得ながら積極的な周知を行ってまいりたいと考えており、今後事業の実施主体である沖縄県と調整を図ってまいります。

次に、(3)の②についてお答えします。行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々とそうでない方々のデジタル格差の解消が課題となっております。総務省では、令和3年度から民間企業や地方公共団体と連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向け、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に対する助言、相談等の対応支援を行う講習会を開催しております。本市ではN T T ドコモと連携し、ドコモショップや中央公民館でのスマホ教室を開催し、デジタル庁より任命を受けたデジタル推進委員が講師となり、電話のかけ方やカメラの使い方、マイナンバーカードの申請方法などについて説明を行っております。引き続き、令和5年度もデジタル格差の解消に取り組ん

でまいりたいと考えております。

○ 教育部長 嘉川聡子

仲田政美議員の(1)②(ア)、④及び(4)①②(ア)(イ)について、順次お答えいたします。

まず、(1)②(ア)の利用者枠の拡充につきましては、入学準備金や給付型奨学金の対象や額の拡充を求める意見も少なからずあることから、現在様々な検討を行っており、利用者枠の拡充についても併せて検討しているところでございます。検討に当たっては、原資に限りがあることから持続可能であること、貸与と給付のバランスや、枠の拡充に伴い公正・公平であることを担保することなどを考慮するため、検討には時間を要しておりますが、利用者枠の拡充の必要性については十分認識しておりますので、引き続き拡充の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に④につきまして、令和4年度における青少年国際交流事業は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、渡航による交流からオンラインによる交流に事業内容を変更し実施したところでございます。ご質問の令和5年度における青少年国際交流事業につきましては、次代を担う本市の子どもたちにとって、グローバル化が進む国際社会で活躍できるような人材育成の事業を進めるため、アメリカ合衆国ハワイ州への派遣を実施してまいりたいと考えております。

次に、(4)①GPS機能のついた通学安全対策のツールにつきましては、市内小中学校において賛同する保護者の負担により既に活用している事例もございます。しかし、市として導入する際にはGPSをつけてまで子どもを監視すべきではないとする保護者の意向や、GPSと連動させる通信機器などを持ち合わせていない世帯への対応、類似品やほか

の手段による安全対策との整理、既に類似品を導入している学校への対応など、また限られた予算の中で事業としての優先順位など、整理すべき課題について検討を要するものと考えております。

次に、②(ア)伊良波中学校の制服につきましては、ほかの市内2中学校同様に今後改定を検討していきたい旨、学校側の意向を確認しております。本市教育委員会としましても必要な情報提供などにより、各中学校に支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、②(イ)（仮称）豊崎中学校の制服を男女共用のブレザーにすることにつきましては、中学校の制服は学校校則の一環として位置づけられていることから、制服の選定は学校と生徒、保護者間で決定されるものと考えております。教育委員会といたしましては、制服を男女共用のブレザーにすることなどのメリットなど情報を提供し、学校へ支援を図ってまいりたいと考えております。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

仲田議員のご質問(1)③、(3)①、(5)①について、順次お答えいたします。

まず、(1)③についてお答えいたします。本市では、第5次豊見城市総合計画において性の多様性の理解増進を図り、パートナーシップ制度の検討など、当事者の様々な課題解決に積極的に取り組むことを掲げております。令和4年度は「レインボー宣言」を発表し、お互いの立場や気持ちについて理解し、多様性のある社会へこれからの生き方、働き方を見直すことを目的とし、市民講座を2回開催しております。また、今年の男女共同参画標語は、市内の小学生から一般の方まで510件もの応募をいただき、その作品からも性の多様性を柔軟に受け止める市民が年齢を

問わず増えてきていると実感しております。議員ご質問のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入につきましては、制度導入先行自治体の那覇市や浦添市を参考とし、当事者、関係者、有識者から意見等を聴取し調査研究するとともに、国の動向も鑑みながら、本市におけるパートナーシップ・ファミリーシップ制度の在り方について検討してまいります。

続きまして、(3)①についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和4年12月より窓口受付支援システムを導入しております。このシステムにより、転入時に提出していただく転出証明書を、OCR機器で記載事項を読み取ることで転入に伴う他課で手続を行う申請書の一部、介護保険資格取得届や児童扶養手当等、25種類の申請書に住所、氏名を記入することなく出力されます。これにより市民の記載負担の軽減を図ることができるほか、職員が各種申請書の記載方法について説明する負担もなくなり、その結果、申請書作成時間が短縮され、窓口での滞在時間も短縮されるなどの利点があります。移動手続の短縮効果が図れることから、新しい時間をほかの住民向けサービス向上に充てられることも利点と考えております。また、令和5年2月より、マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転出届、転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮がされますワンストップサービスも開始されております。

続きまして、(5)①についてお答えいたします。翁長橋前への信号機設置につきまして

は、令和元年度の豊崎自治会での地域懇談会において、豊崎側への信号機設置の要望があり、令和元年度、令和2年度に豊見城警察署へ信号機・横断歩道設置等要望書の中で要請を行っております。去る3月8日に、市長が豊見城警察署長へ「令和4年度信号機・横断歩道設置等要望書」の提出に伺いました際に、当該交差点については（仮称）豊崎中学校の開校及び市道257号線の完成後、常時一定以上の交通量があることを見据えて調査するので、将来的に交差点の処理能力の改善を図る必要があると判断される場合には、信号機設置を検討するとのことをございました。先月には市道257号線の一部、翁長橋部分が開通しており、令和6年4月には（仮称）豊崎中学校が開校予定であることから、児童の通学路としての歩行者がさらに増えると認識しております。引き続き、信号機の設置等に向けて豊見城警察署と意見交換を重ねながら、地域住民並びに児童生徒の交通安全を確保するための施策に取り組んでまいります。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

仲田政美議員の(1)の⑤及び⑦についてお答えいたします。

まず、⑤の帯状疱疹の予防ワクチンの接種費用の一部助成につきましては、令和4年8月4日開催の第19回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 ワクチン評価に関する小委員会の資料によりますと、定期接種化を検討しているワクチンの新たな対象としまして帯状疱疹ワクチンが審議されており、内容としましては、帯状疱疹ワクチンによる疾病負荷は一定程度明らかとなったものの、引き続き期待される効果や導入年齢に関しては検討が必要とされたとなっております。よりまして、国の動向を踏

まえて検討してまいります。

次に、⑦についてお答えいたします。まず、健康ポイントについてでございますが、健康づくりに対するインセンティブとして、現在国保加入者で特定健診を受診された方に対し、Tポイント300円分を付与しております。その他健康づくりに対するポイント制度につきましては、今後調査研究してまいります。

次に、介護保険制度を活用したボランティアポイント制度につきましては、高齢者が介護予防活動を通して地域活動へ参加することを奨励及び支援することにより、高齢者自身の生きがいづくりと社会参加を通じた介護予防を推進することを目的としております。沖縄県内では、この制度を那覇市、沖縄市、南城市が既に実施しており、本市においても高齢者の生きがいづくりと介護予防は喫緊の課題であると認識しておりますので、制度構築に向け調査研究を行いながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○ こども未来部長 森山真由美

仲田政美議員ご質問の(1)⑥及び(2)①から③について、順次お答えいたします。

(1)⑥DV相談につきましては、令和4年3月に設置した豊見城市配偶者暴力相談支援センターにおいて、女性相談員2名体制で対応をしており、電話や来所による相談の受け付け、支援に係る制度の情報提供、申請手続など援助を行い、DV被害者の気持ちに寄り添った支援を行うよう努めております。令和4年度における相談受付件数は、2月末時点で113件となっており、そのうちDVに関する相談は42件となっております。なお、前年度同月と比較すると相談件数は32件の増、DVに関する相談は15件の増となっております。

続きまして、(2)①②につきましては、関連

いたしますのでまとめてお答えいたします。

伴走型相談支援及び出産子育て応援給付金の一体的実施につきましては、妊娠・子育て家庭の身近で一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体的に実施することを目的に、国の令和4年度第2次補正予算で新設がされております。事業内容といたしましては、妊娠届出時及び出生届出後に子育て世代包括支援センターの専門職による面談を実施し、出産・子育ての見通しを一緒に確認しながら子育て支援サービスにつなげるとともに、面談後に出産応援給付金5万円及び子育て応援給付金5万円、合計10万円を支給するものでございます。本市では、令和5年4月から事業開始を予定しておりますが、令和4年4月以降出生した乳児の養育者に対しても遡及して給付を行う準備を現在進めております。給付金の支給後も継続して相談に応じ、関係各所と連携し、切れ目のない支援を行ってまいります。

次に、③についてお答えいたします。リトルベビーハンドブックは、低出生体重児の成長と発育を記録できるように作成された冊子でございます。低出生体重児の保護者にとって、通常の母子健康手帳の発育曲線や発達の目安では子どもの成長の確認が難しく、かえって育児の悩みが深まることが懸念されることから、リトルベビーハンドブックの意義は大きいと考えます。現在、県が医療機関や当事者等で構成するリトルベビーハンドブック作成検討会を立ち上げ、素案の検討、作成を進めております。本市においても県が作成する「沖縄リトルベビーハンドブック」を活用し、低出生体重児のいる家庭の支援に努めてまいります。

○ 消防長 新里秀樹

仲田政美議員の(1)⑧についてお答えいたします。

議員からもありましたが、初期消火救命ボールとは、一つの事例として、ボールのような形をした自動消火器具のことで、炎に触れると約3秒で消火器と同様な成分の消火剤が四方に散布され、初期消火することができると聞いております。使用方法は火に投げ入れて使用するほか、あらかじめ火災が発生しそうな場所に設置することもあります。この商品につきましてはネット等で販売されているようですが、本市では詳細な内容等については把握しておりません。また、本商品については、総務省消防庁からの情報提供や通知等も確認できていないことから、当面は調査研究していきたいと考えております。

○ 経済建設部長 比嘉 操

仲田議員ご質問の(5)の②③④について、順次お答えいたします。

②について、座安集落と伊良波集落を結ぶ市道12号線のこととしてお答えします。当該道路は県道256号線と並行し南北を結ぶ道路で、抜け道としても多く利用されており、議員ご指摘のとおり、スピードを出して通行する車両も多いことや、座安小学校、伊良波中学校の通学路となっていることから、スピード抑制を促す注意喚起の看板を路線沿いに設置し、安全対策を図っていきたいと考えております。なお、バンプの設置については、騒音面や振動、緊急車両への配慮など課題等も多いことから、慎重に検討する必要があると考えております。

次に③について、豊見城団地周辺の通学路の安全対策につきましては、横断歩道へのカラー塗装、注意喚起の電柱幕の設置、横断歩道両端へのポストコーンの設置など様々な対

策を行っております。ご質問のスピード抑制のための路面標示についてですが、当該箇所の横断歩道はカラー塗装を行っており、新たな路面標示を行っても効果は同様と考えております。今後の対策としましては、より目立つ蛍光色で作成された注意喚起の看板を路側帯側に設置し、運転手が視認しやすいようにさらなる注意喚起を行い、安全対策を図っていきたくと考えております。

次に④について、ご質問の道路につきましては、個人所有となる私道となっており、管理は道路所有者が行うこととなっておりますので、維持修繕は厳しいものと考えております。なお、当該道路は、都市計画法に定める開発道路となっており、無償での譲渡及び諸条件はございますが、市へ移管することが可能な道路となっております。今後道路所有者が市へ移管することとなりましたら市で管理する道路となり、維持修繕の対応も市で行うことが可能となります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時52分)

再 開 (13時54分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 消防長 新里秀樹 一訂正一

先ほど答弁した内容で訂正がありましたので、お願いいたします。

先ほど使用方法についての中で、「あらかじめ火災が発生しないような場所に設置する」と答弁しましたが、「あらかじめ火災が発生しそうな場所に設置する」ということで訂正をよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については、議長にて許可いたし

ます。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

再質問をさせていただきます。

(1)の②奨学金の拡充についてでございます。(ア)ですが、去る12月定例会の市長の答弁では前向きな答弁があったかと思えます。今この時代背景といいますか、時になかった措置をぜひ求めたいのですが、長引くコロナ禍、あるいは物価高騰といった時代的に、経済的に苦しい方々が多くいらっしゃるわけです。そのようなことで、給付型奨学金の利用者枠を拡充することは本当にみんなが望んでいるところですか。ですので、再度この利用者枠を拡充できないかお伺いしたいと思います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

育英会に対しまして、拡充を求める意見については十分承知をしているところでございます。また、その必要性についても認識しておりますので、拡充に当たっては、その原資となるのが個人の方や一般からの貴重な寄附を頂戴いただいて運営していくことになっておりまして、その原資の確保もしながら給付の拡充というところも検討しなければいけないということもあります。給付の枠を広げることによって原資が継続していかないと、その育英会事業も継続した運営が成り立たないということもございまして、今現在はその検討に時間を要しているところではございますが、引き続き拡充の検討については行ってまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

繰り返しの答弁で、私もよく承知しているところですが、原資確保の努力、あるいは様々な制度設計が再度必要ということも存じているところですが、だからといってみんな

が期待している、要望が強い事案でございますので、ぜひもっと積極的にどうすれば拡充できるか、そういうことを取り組んでいただきたいと思いますが、それについてはやはり同じようなことではございませんか。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

繰り返しの答弁にはなるのですが、いろいろな検討をしていく必要があるということから、現在時間を要しているところでございます。政美議員の奨学金の拡充につきましては十分承知はしているところでございますので、引き続き検討については行ってまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

それでは見通しとしてはどのぐらい先になるとか、そういうことは計画されていますでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時59分)

再 開 (13時59分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

再度の繰り返しの答弁にはなってしまいますが、奨学金につきましては枠の拡充、給付型奨学金の拡充につきましては様々な検討、原資の継続性とかいろいろな検討をしていく必要があるということから、今後も引き続き検討に努めてまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

時間も押しておりますので、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入については、先ほどのご答弁ではまだまだ導入

には遠いと感じるところがありますが、早めのパートナーシップ・ファミリーシップの制度導入に向けてどうお考えでしょうか。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

本制度は、各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度でありますことから、その証明書の適用を認めるよう事業所等に理解を求めることが必要かと思っておりますので、今後、昨年度宣言しました「レインボー宣言」を、まずは市内全域に周知を図っていきたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ですから、このように長い間取り組んで一般質問をしている中で、このようにだんだん形が整ってきていると思います。そういうことでいつ頃をめどに制度を導入するということをお考えになっていきますでしょうか。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

繰り返しになると思いますが、先行地域であります那覇市や浦添市、あとは国の動向も鑑みながら、制度の進め方についても検討していきたいと思っております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

早急な取組を期待したいと思います。要望いたします。

続きまして、(1)の⑤帯状疱疹の予防ワクチンについてです。帯状疱疹予防ワクチンは定期接種化はされていませんが、全国では任意接種として一部助成されている自治体が多数あるのです。そういうことで市民からも助成の要望があるのです。一部助成ということではありますが、これについて本市も同様に助成できないか、見解をお伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

任意接種として帯状疱疹ワクチンの一部助成を行っている自治体は、令和4年5月現在、全国で32自治体となっており、県内においては未実施でございます。帯状疱疹ワクチンの種類には生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、発病予防効果や費用にも開きがある状況でございます。市といたしましては、国の定期接種化の動向も注視しつつ、費用対効果なども含め検討してまいりたいと思っております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

続きまして、(1)の⑦について。Tポイントは、先ほど特定健診を受診したら300ポイントを付与するということでしたけれども、Tポイントはどのぐらいの人がもらっているのでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

Tポイントにつきまして、令和4年度の国保加入者の特定健診のTポイント付与されたものは、令和5年1月現在で477件で、受診者の24%となっております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

このTポイントについてもっと広報して、付与の周知を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

Tポイントについての広報でございますが、はがき通知や市広報紙、ホームページでの周知を増やすことや、個別医療機関にポスターの掲示やTポイント申請用紙の設置を依頼するなど、受診者へさらなる周知と申請しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○ (22番) 仲田政美議員 ー再質問ー

(5)①の通学路の安全対策についてです。

信号機が設置される間、子どもたちの安全対策はこのままではいけないと思うのです。多くの保護者、また地域の方々からも不安の声が寄せられておりますので、その対策の一つにスピードを抑制するためのスクールゾーン等の路面標示や、また道路の形状がカーブになっているので、周辺の防風林等の見通しがよくなるように対策が必要だと考えますが。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

地域の交通安全を確保するため、特に児童生徒の歩行、横断が多い場所であることから、スクールゾーンの路面標示等を行い、ドライバーへの注意喚起を促すよう取り組んでまいりたいと考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 ー再質問ー

この3月で定年など退職なさる執行部の皆様、本当にお世話になりました。そして、お疲れさまでした。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

—— 通告番号4 (7番) 瀬長恒雄議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長恒雄議員の質問を許します。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 ー登壇ー

こんにちは。日本共産党の瀬長恒雄です。よろしく願いいたします。

今回の一般質問は、市議会議員選挙に向けて日本共産党市議団が行った市民アンケートや、選挙期間中に市民との対話の中で寄せられた意見・要望についての質問が中心となっております。それでは、通告に従って質問をいたします。

(1)生活環境整備について。

上田の琉球銀行豊見城支店横の道路の凸凹がひどく、車の運転中ハンドルを取られる、自転車で転びそうになったなどの声がありました。①市民の皆さんから、上田の琉球銀行豊見城支店横の道路整備をしてほしいとの要求がありますが、市の見解をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

ご質問の道路につきましては、個人所有となる私道となっており、管理は道路所有者が行うこととなっておりますので、維持修繕は厳しいものがあると考えております。なお、当該道路は、都市計画法に定める開発道路となっており、無償での譲渡及び諸条件はございますが、市へ移管することが可能な道路となっております。今後道路所有者が市へ移管することとなりましたら市で管理する道路となり、維持修繕の対応も市で行うことが可能となります。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 ー再質問ー

私有地だというお話でしたが、ぜひ所有者との協議を早めに行って、早期の道路整備につなげてほしいと要望いたします。

続きまして、②豊見城団地から南部農林高校までの市道40号線の歩道整備についてですが、私も現場を確認してきました。団地集会所から200メートルほど下ったところの左側に土のうが積まれていて、その土のうから染み出した土砂が歩道に堆積し、特に雨天時には滑って大変危険な箇所となっております。南部農林高校に通う生徒から、その場所で転んで団地に着替えに戻ることが何度もあったというようなお話がありました。また、その

歩道側に土がたまらないような抜本的な整備が求められていると思います。また、街路樹が歩道を覆っていて歩きにくいことや、雑草が背丈を超えるぐらい伸びることがあり、車道を通ることもあるとお話をされておりました。そこで市道40号線の歩道整備について、市の見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

ご質問は市道40号線歩道の維持管理のこととしてお答えいたします。

当該道路の一部区間において斜面地からの湧水が多く、歩道部に流れ出し、道路表面に苔が発生する箇所が数か所ございます。対策としまして、今年度は4回の高圧洗浄機による洗浄を行い対応しているところでございますが、市内全域の道路修繕と調整しながらの対応となるため、完全には対応できていない状況でございます。今後につきましては、湧水が歩道上に流れ込まないような小規模な側溝、もしくは溝などが設置できないか検討していきたいと考えております。また、街路樹の伐採については、令和4年9月において台風対策として、電柱にかかる部分について大規模な伐採を行っているところです。歩道部の暗さに関する分までの伐採となりますと多額になるため、対応できていないのが現状でございます。

除草については、市内全域での対応となり、小中学校の通学路を優先に対応している状況であることから、当該路線については状況を見ながら対応していきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

経済建設部長から次年度で側溝を整備した

いというようなお話だったのですが、次年度の整備でできるのかお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えしていることについては、今できないか検討している段階でございますので、設置ができるかについては今後の検討次第になるのかと考えます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

早めの整備をよろしくお伺いいたします。

続きまして③についてですが、県道7号線の美化ボランティアをしている団体の方からのお話だったのですが、今県道のボランティアは500メートルごとに年間5万円の補助金があり、それを使って除草や花の植栽などを行っているというお話でした。その方から市道整備のボランティア活動へのこのような補助金があれば、ぜひとも市道整備のボランティアにも参加したいというお話がありました。

そこで、③市道整備ボランティア活動への補助金創設ができないか、市の見解を伺います。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

ご質問は環境美化ボランティア及び緑化ボランティアのこととして認識し、お答えします。本市では、道路の清掃や除草、街路樹の管理などを行う環境美化ボランティアと、道路の植樹ますを管理する緑化ボランティアの2つのボランティア活動の支援をしております。登録状況としまして、環境美化ボランティアが48団体、緑化ボランティアが15個人となっております。現在のボランティアへの支援としましては、清掃及び除草後のごみの回収及び処分、植樹ますへの花の苗及び肥料の現物支給を行っているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

このボランティア活動については登録が必要なのでしょうか。

○ 経済建設部長 比嘉 操

必要となっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

この活動についての周知については、どのように行っているのかお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

市のホームページ等で案内しているところがございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

ありがとうございます。

では、次に進みたいと思います。④豊見城団地郵便局前の交差点をスクランブル交差点にできないかお伺いいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

豊見城団地郵便局前の交差点は、現在歩行者専用現示方式による歩車分離式信号機が設置されております。歩行者専用現示方式からスクランブル方式への変更につきましては、豊見城警察署へ確認しましたところ、スクランブル方式は歩行者が1日を通して常時通行することを想定したものであること。また、交差点に設置している縁石、ガードパイプなどの道路構造物の撤去がなされることも変更の要件となりますが、その場合、万が一車両が歩道に進入したときに塞ぎ止めるものが何もないため、毎朝の豊見城小学校へ通学する子どもたちを含めた歩行者の危険性が増すことが懸念されるとのことでした。当該交差点でのスクランブル方式への変更は、1日を通しての歩行者の利用状況、交通量、道路構造物の撤去などの要件を踏まえると難しいものと考えておりますが、今後も地域住民と児童

生徒の交通安全の確保のため、地域の意見を伺いながら施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

豊見城団地郵便局前の交差点については、私も現場を確認したのですが、朝夕の登下校時、子どもたちが大急ぎで一回反対側に渡って、もう一回反対側に渡ると。そういう行動をしているのですね。もうちょっと斜めに渡れるということができればそんなに難儀しないでもいいし、本当に駆け足で二段階で渡っていくということがあるので、ぜひ提案にもあるように斜め横断ができるようなスクランブル交差点。ここは押しボタン式なので、パレットくもじの前とかよりは実現可能なのではないかと。押しボタンを押して、その間に斜め側に渡れるような対策ができれば十分スクランブル交差点と言わなくても、斜め横断ができるような交差点で地域住民、そして子どもたちの利便性が高まると思いますので、ぜひ検討をよろしくお願ひいたします。

次に、⑤万人橋交差点の信号機を時差式信号機に改善できないかお伺いいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

万人橋交差点の信号機を時差式信号に変更する件につきましては、豊見城警察署に確認したところ、現在全国的に時差式信号機の運用の見直しを進めているところであるため、当該交差点の信号機を時差式信号機に変更することは難しいとのことでした。理由といたしましては、信号が先に赤色に変わる側の車両が右折する際に、青信号で直進してくる対向車との衝突事故が発生していることから、十字路交差点における時差式信号の運用は渋滞の改善を目的にしておりますが、危険な場

合が多いと考えられるためでございます。
当該交差点の信号機の変更は難しいと認識しておりますが、今後も地域住民の交通安全の確保のため、地域の意見を伺いながら施策に取り組んでまいりたいと思います。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

この万人橋の交差点についての要望は北分譲の地域の方々からなのですが、朝夕の時間帯、北分譲のほうから下りてきた車が全然前に進まない。その大きな原因が、先頭の車がもし高速側への右折の車があれば対向車が全然止まらないので、その場所でもうずっと止まっていると。北分譲から下りてくる車が青信号のときに1台も前に進まない。そのような状況が本当に常態化しているという訴えでありました。先ほど市民部長がおっしゃったように、ぜひ警察、あるいは地域住民との話し合いを通して、実現できるような方向に持って行ってほしいと思います。

次に、⑥豊見城団地地域の青年の皆さんとの話の中で要求があったのですが、豊見城団地地域に豊崎ビーチや与根漁港多目的広場にあるようなバスケットリングを設置し、3on3ができるようにコート整備をしてほしいというような声がありました。市の見解をお伺いいたします。

○ 都市計画部長 大城 堅

お答えします。

議員ご質問の箇所については、市道130号線沿いの沖縄県が所有する広場の認識でお答えいたします。土地所有者の沖縄県に確認したところ、現在バスケットリングの設置予定はないと伺っております。当該広場については、住宅地から比較的距離があり、地域住民への騒音の影響が少なく、豊見城団地地域周辺の整備地としては適しているものと考えて

いることから、今後は沖縄県と調整を行いながら、整備主体や整備手法などを調整してまいります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

地域の青年の皆さんからの要望も大きいので、都市計画部長がおっしゃったように県との調整をしていただいて、実現に向けて取り組んでほしいと思います。

次、⑦豊見城団地内の芝生広場にサッカーのできるスペースが確保できないかお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

豊見城団地緑地について、基本的にサッカー等のボール遊びについては禁止しておりませんので、公園利用者や近隣住民などに迷惑がかからないようなボールの遊び方であればよいと考えております。現在の状況を確認しますと、子どもたちが適度な範囲でサッカーなどを楽しく遊んでいる状況が見受けられました。緑地一帯を囲うことなく、広々と遊べる自由な空間がいいと考えているところでございます。なお、今後自治会と利用状況を踏まえながら意見交換を行い、問題が生じるのであれば様々な検討をしていきたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

では、(2)豊崎ビーチの駐車料金についてお伺いしたいと思います。

豊崎ビーチの駐車料金は現在入車後10分無料、以後1時間ごとに料金がかかりますが、入車後1時間まで無料にしてほしいとの市民の要求が多数寄せられておりました。市の見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

豊崎地区公園駐車場有料化の目的については、目的外駐車や長時間駐車などの迷惑駐車に対する適切な駐車場管理及び全体の草刈りなども含めた公園施設の維持管理費捻出を図るためとなっております。豊崎海浜公園ビーチの駐車料金について、以前は1時間無料を行っていましたが、駐車場利用者の安全性、料金支払いの公平性、管理業者の採算性を考慮いたしますと入車後1時間を無料とすることは難しいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

南部地域の近隣市町村のビーチの駐車料金は、どのような状態になっているのかお伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

近隣市町村の事例を見ますと、糸満市の美々ビーチ、南城市のあざまサンサンビーチ、新原ビーチなどは無料時間の設定もなく、入車時に500円を支払う設定となっております。豊崎海浜公園ビーチ駐車料金については、夏季（5月～10月）までは1時間200円、冬季（11月～4月）までは1時間100円、最大料金500円の設定となっておりますので、利用者負担も他の市町村に比べますと大きな負担とはなっていないものと考えているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

近隣市町村に比べると負担は少ないというようにお話だったのですが、豊崎海浜公園はウォーキングや散歩、またビーチのロケーションを楽しみながら歩いているという市民の方が多いのですが、そのような方々への配慮ができないかお伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

豊崎海浜公園にウォーキングや散歩、ロケーションを楽しむ利用者などについては、豊崎海浜公園庭球場付近の駐車場94台、それから豊見城市民体育館側の駐車場135台など、合計229台が無料となっておりますので、そちらを利用させていただきますとよいのかと考えているところでございます。なお、今後の駐車場利用状況を見ながら、駐車場料金等については検討していきたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

では次に、(3)農業振興についてお伺いしたいと思います。

市長の施政方針の中にも「商工業者と連携を図り、農業の6次産業化の支援を行う」としていますが、豊見城産農産物の6次産業化の取組状況についてお伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

豊見城産農産物の6次産業化の推進に向けた取組としまして、JAおきなわ豊見城支店と食品加工販売関係企業などと連携し、豊見城産農産物を使用した商品開発、販売までを一連して行っていただいているところでございます。直近の取組状況、事例としましては、株式会社ハートコネクションによる豊見城産ちゅらとまを使用した「豊見城産ちゅらとまとまぜ麺」がメニュー開発されまして、同企業が事業展開する「ラーメン暖暮」にて、令和4年3月14日から令和4年5月31日までの期間に県内5店舗で販売された実績がございます。また、オキコ株式会社による豊見城産ちゅらとまを使用した調理パンの「ポケットランチトマジローのトマトタコス」の商品開発が行われ、令和4年7月5日から約2か月間、県内のスーパー、コンビニで販売された実績もでございます。

それから南部農林高等学校にて、豊見城産ちゅらとまとを使用した「ちゅらとま麻婆豆腐」のレシピ開発が行われ、令和5年2月15日に市内小中学校の学校給食に提供された実績もございます。現在は株式会社沖縄ファミリーマートにおいて、豊見城産ちゅらとまとを使用したサラダやサンドイッチ、ハンバーガーの4品目の商品開発が行われ、令和5年2月28日より県内の沖縄ファミリーマート全店にて販売中でございます。今後も継続しながら拡大に向けて取り組み、6次産業の推進につなげていきたいものと考えているところでございます。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

多くの実績が上がっていると思います。6次産業化の取組は農家の所得向上、あるいは豊見城市のさらなる発展にもつながると思いますので、ぜひとも強力に6次産業化の推進をお願いしたいと思います。

次に(4)選挙についてですが、①豊見城小学校区の投票所を豊見城小学校体育館に固定できないかお伺いいたします。

○ 選管兼監査委員事務局長 運天俊郎

お答えします。

投票所として豊見城小学校体育館を活用した直近の事例といたしましては、令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙、令和4年7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙となっております。従来は豊見城市立中央公民館を投票所として利用しておりましたが、先ほど申し上げた選挙時においては、市が新型コロナウイルス感染予防の集団接種会場として中央公民館を活用していたため、豊見城小学校体育館を投票所としました。当選挙管理委員会としましては、選挙時において体育館を投票所として使用することにより、児童

生徒の部活動等を制限するのを最小限とするため、開票所でもある中央公民館の出入り口を投票所として活用しております。今後の選挙において、投票所の場所として中央公民館、豊見城小学校体育館のどちらがよいかを検討してまいりたいと思います。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

豊見城小学校区の投票所については、豊見城団地地域の方々から特に要望が強いのですが、豊見城団地地域も高齢化が進んでいて、車を持ってない方々も多くいると。豊見城小学校であれば徒歩で投票に行けると。しかしながら中央公民館になると車を利用しないと行けないということで、不便であるというような声が寄せられております。今後検討していくということですが、ぜひとも豊見城小学校区の投票所は豊見城小学校体育館に固定していただきたいということを要望いたしたいと思います。

次に、②豊見城市においても選挙費用の公費負担をすべきだと考えるが、見解をお伺いいたします。

○ 選管兼監査委員事務局長 運天俊郎

お答えします。

選挙公営制度に係る公費負担はお金のからない選挙のため、また候補者間の選挙運動の機会均等等を図るために採用されている制度です。ポスター掲示場の設置や選挙公報の発行、公営施設使用負担、通常はがきの交付に係る公費負担については、現在本市でも実施しております。議員のご質問は、現在本市で実施していない選挙運動用自動車の使用料、ビラの作成費、ポスターの作成費の一部を公費で負担することだと理解し、お答えいたします。これらを豊見城市の市長選挙及び市議会議員選挙において公費負担する場合は、条

例を制定する必要がございます。今後実施するかにつきましては、県内他市の状況等を踏まえて、関係部署との協議を行い検討してまいりたいと考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

県内の他市町村でやっているところがあればお伺いします。

○ 選管兼監査委員事務局長 運天俊郎

お答えします。

選挙運動自動車使用の費用負担、ビラの作成の費用負担、ポスター作成の費用負担の実施状況について、現時点で把握している市町村についてお答えします。これらの公費負担を行っているのは、県内11市においては那覇市と沖縄市の2市、町村ですと国頭村、大宜味村、東村、本部町、与那原町、粟国村、伊平屋村、久米島町、八重瀬町の9町村が実施しております。ポスターの作成費用負担のみを行っているのは、うるま市の1市となっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

豊見城市でもしこれを実施しようとした場合、費用としては幾らかかるのかお伺いします。

○ 選管兼監査委員事務局長 運天俊郎

お答えします。

先月行われました市議会議員選挙候補者26名の場合で限度額を試算しますと、選挙運動用自動車の使用の費用負担については、一般常用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合は1,173万9,000円、ビラ作成の費用負担については78万1,040円、ポスター作成の費用負担については896万380円で、合計いたしますと2,148万420円になります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

現在、他市町村で実施しているところが増

えてきていると。豊見城市でもぜひ次回の市長選、あるいは市議選挙で実現できるように検討して行ってほしいと思います。

次に進みます。(5)与根体育施設の補償費についてお伺いいたします。

①与根体育施設の所管は教育委員会がいいのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

与根体育施設の所管につきましては、教育委員会となっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

では、②与根体育施設の残存価値（現在価値）は組合の事業計画書、予算書作成時の調査、設計の段階で積算されていると思いますが、組合から幾ら提示されたかお伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

与根西部土地区画整理組合の当初事業計画書におきましては、区画整理事業全体の補償費として4億1,360万円が計上されておりますが、その内訳を含めた与根体育施設個別の補償費の提示はまだ受けておりません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

野球場を保留地処分するときに上物の除却が行われたのですが、そのときは幾ら提示されたのかお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時37分）

再 開（14時38分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

組合と本市におきましては、本市が所有する附帯工作物と街路築造工事などの関係が複数年度にわたることから、旧野球場の部分についても組合からは補償金額の提示は受けておりません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

では、サッカー場は令和3年度に除却されているのですが、そのときには幾ら提示されたのかお伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

先ほどの野球場と同じになりますが、基本的には組合と本市の間では、本市が所有する附帯工作物と街路築造工事等の関係が複数年にわたることから、組合との間においては一括で補償契約の締結を行う旨、これまで協議をしておりますので、その都度の補償額の提示は受けておりません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

令和元年度に野球場の半分が除却されて、令和3年度にサッカー場が除却されていると。それについての契約書は交わしたのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますが、本市が所有する附帯工作物と街路築造工事等の関係が複数年にわたることから、組合との間ではこれまで一括での補償契約を締結する旨協議しておりますので、契約の金額については提示を受けておりません。契約も交わしておりません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

契約書も交わさないで、もう除却は済んでいると。これは非常に重大なことだと私は思っているのですが、12月定例会の都市計画

部長の話では、区画整理事業の通常の補償の場合については、契約を地主と行い除却を行って、その補償額の支払いをするということが通常だというふうになっております。この通常ではないことを、これまで令和元年度から今日に至るまでやってきているということなのですが、次、③与根体育施設の処分は市の公有財産規則に違反していないのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

与根体育施設に係る附帯工作物の除却につきましては、令和元年度に施行した旧野球場の保留地部分に係る支障物件の除却及び令和3年度の体育施設を横断する市道218号線に係る支障物件の除却、並びに令和4年度における市道218号線東側のフェンスを除く与根体育施設全体の上物除却を施工しております。そして、令和5年度におきましては、残りのフェンスを全て除却し造成工事を行うことにより、本市が所有する工作物の除却が全て完了することになります。これまで除却してきました附帯工作物などにつきましては、その都度、豊見城市公有財産規則に基づく手続を踏まえ、関係図面及び書類を附属した公有財産台帳を備え付けております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

教育委員会のほうとしては、公有財産規則の処分規定に違反はしていないということですか。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

これまで適切に公有財産規則に基づき手続を行っておりますので、適正な対応と考えております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

公有財産を所轄する総務企画部長にお伺いしたいと思いますが、このように与根体育施設の残存価値も示されていない、契約書も交わさない、それで処分は行われたと。このような処分の仕方は公有財産を管理する総務企画部長としては、公有財産規則に違反していないのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほど教育委員会からありましたように、豊見城市公有財産規則においては、しっかりとその範囲内で事務処理されているものと理解しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

公有財産の処分については売り払う相手方、あるいはその方法、いろいろ書類が書いてあるのですが、契約書、当該財産の公有財産台帳の写し、当該財産の登記簿及び公図その他の関係図、当該財産の評価調書もそろえなければならないとあるのですが、その調書は全部そろっているのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時44分)

再 開 (14時44分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

今議員からご指摘のありました、公有財産台帳に関する書類については全て整っております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

契約書もつけて決裁を受けなさいということになっているのですが、契約書を交わしていないということはこの決裁は通らないのではないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時45分)

再 開 (14時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

先ほど来の答弁の繰り返しになりますが、組合との協議におきましては、基本的な本市が所有する工作物と街路築造工事などの関係が複数年にわたることから、最終的な年度において補償契約を交わすことにしておりますので、協議の上対応してきたことから、問題ないと認識をしております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

非常に重大な発言だと思うのですが、都市計画部長は契約書を交わして除却をして、その後補償費が支払われると。その手続を行っていないのに違反していないということなのですか。

○ 教育部長 嘉川聡子

再度、区画整理事業の手続についてご説明したいのですが、区画整理事業の補償契約の手続といたしましては、12月も私のほうで申し上げましたが、補償交渉を行った後に除却を進めていくというのが一般的な方法としてまず一つあるというところです。また、事業の早期進捗を図るために施工承諾という形で補償契約の前に除却などを先に行う方法も区画整理事業の中においてはございますので、与根体育施設につきましては、先ほど来申し上げているとおり、組合とは工事完了後に補償契約を結ぶということで、これまで協議を行ってきております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

私は納得できないのですが、野球場とサッ

カー場で約1億8,000万円の公有財産があると。それらの残存価値は幾らあるのかをまず提示して、その額に市が納得すれば除却していいですとオーケーを出す。その流れではないのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時48分)

再 開 (15時00分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

今回の与根体育施設の一連の除却手続きにつきましては、土地区画整理法第73条第2項により協議を行うものとされており、それに基づきまして、令和元年度と令和3年度、それぞれの除却する年度において、旧野球場の敷地に係る工作物などについての組合からの照会がございましたので、本市として組合による除却を依頼しているところでございます。そのような形で協議を行いまして、令和4年度につきましては除却の最終年度となりますので、土地区画整理法第77条第2項の正式な形での照会を受け、それに対する本市からの回答を行う形となって、全ての協議を行ったというところでございます。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

もう時間もないのですが、これまでの議論の中で残存価値も示されていない、契約書も交わしていない、幾らの補償金が入るのかも明確にされていないと。このような市の財産管理が市民に認められるのか。市長、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時01分)

再 開 (15時01分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

与根のこの地区の補償につきましては、しっかりと土地区画整理法に基づいた施行というふうに認識しておりますので、しっかりと事業ができるものと認識しております。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質問一

今までの議論は、市民の皆さんからすれば絶対に理解不能だと私は考えています。今後この問題を追及していきたいと思えます。

これで本日の一般質問を終わらせていただきます。

—— 通告番号5 (10番) 川満玄治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、川満玄治議員の質問を許します。

○ (10番) 川満玄治議員 一登壇一

通告に従い、一般質問を開始したいと思います。すみません、少し順番を変えていきたいと思うのですが、(3)、(4)、(5)、(2)、(1)の順でやりたいと思えます。では、一般質問を始めたいと思えます。

私が以前から市民からの声として要望していました片耳難聴と高齢者の難聴について、市長にも理解していただき、早速ですが令和5年度に当初予算編成のこんな厳しい中にもかかわらず予算措置していただき、本当にありがとうございました。まさか、前山川市政のときに共産党をはじめとする、当時与党だった皆様が訴えても全く予算化できなかったことを、私たち、今の与党市議団が訴えたことをしっかりと予算措置していただき、本当にありがとうございました。また、今後も

引き続き、ぜひ豊見城市のためにしっかりと提案していきますので、これからもよろしくお願ひします。

では、(3)学校整備について伺いたいと思います。

①長嶺小学校のグラウンド整備について伺いたいと思います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

各学校のグラウンド整備につきましては、令和2年度に策定いたしました豊見城市立学校施設長寿命化計画を基に、全面的な修繕の計画を実施していきたいと考えております。議員ご質問の長嶺小学校につきましては、長寿命化計画において令和10年度に改修予定となっておりますが、現場を確認したところ、経年による土の減少と土が固められている状況を把握できましたので、応急対策について検討してまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

私も長嶺小学校の現場を確認したのですが、やはり土が固くてけがをすることもありますので、また部活動でも野球でも使っていますし、夜もナイターもできるということですので、ぜひ早急な整備をよろしくお願ひします。

②とよみ小学校のグラウンド整備について伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

各学校のグラウンド整備につきましては、先ほど答弁したとおり、本市の長寿命化計画に基づき、改修の計画を実施してまいる予定となっております。とよみ小学校につきましては、その計画におきまして令和7年度に改

修予定となっておりますが、経年による土の減少により、石の露出やバックネット付近の基礎など構造物の露出があることから、対策が必要と認識しております。これまでも応急対策として土を搬入し、学校において必要に応じ敷きならしするなどの対応をお願いしていることから、改修計画を令和6年度に前倒しし整備することについて、今後関係部署と調整してまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

とよみ小学校は雨が降ると水がすごく流れて、下のほうの土が川のほうに流れていくという状況もございますので、ぜひそこら辺、その土が流れないか等もしっかり見ていただいて、令和6年度に前倒して整備するということですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

(4)公営墓地について伺います。

①現在の進捗状況について伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

公営墓地整備事業につきましては、平成27年度に公営墓地建設用地立地可能性調査を実施、平成28年度に公営墓地整備計画の策定、平成29年度に基本設計の実施、平成30年度から令和元年度にかけては実施設計を行っております。地元自治会との合意形成に向けての説明や意見交換等につきましては平成29年度に1回、平成30年度に1回、令和元年度に1回、令和2年度に5回、令和3年度に2回行っており、令和4年度につきましては令和5年2月21日に行いましたが、現時点におきまして、地元自治会の理解は得られていない状況でございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

令和5年2月21日には私も行ったのですが、

説明会及び意見交換会の内容について伺いたいと思います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

2月21日に行った説明及び意見交換会につきましては、これまでの公営墓地事業に関する説明、地元自治会が要望していた里道整備が困難であることの説明を行ったところでございます。自治会からは、里道の整備ができるように様々な方法の検討をしてほしいとのご意見をいただいております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

自治会からは辻西団地の里道整備を強く要望していて、ただ、今の話によりますと、お金がかかるということで厳しいという話を聞きました。そうであれば、その里道整備についてですが、別ルートでの検討の考えはないか伺いたいと思います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

自治会からの里道整備の要望につきましては、自治会と意見交換を行いながら実現の可能性も含め、様々な方法やルートの検討を行ってまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

先ほど言った最初の案が難しいのであれば、第2案、第3案、またあちらの要望も聞きながらしっかりと膝を交えて話していただければと思います。

ちなみに、墓地の規模等の変更も念頭に置いて検討することはできないか伺いたいと思います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

墓地需要の変容や物価高騰などの社会情勢等も踏まえながら、地元自治会と密に意見交

換を行いながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

公営墓地は遅れ遅れ、前市政がほったらかしていたのか分からないのですけれども、本当に前に進んでいないものですからぜひ聞きたいと思いますが、②今後の市の対応について伺いたいと思います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

今後の市の対応といたしましては、地元自治会との意見交換、課題整理、対応事項の整理を行い、地元住民の意向をしっかりと把握し丁寧な説明を行いながら、地元自治会の理解を得てまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

私も前回いったのですが、嘉数の人も驚いておりました。市長、副市長がしっかりと来てくれたと。本当に誠意ある対応だと。前市政では一回も来なかったということでした。

ただ、私が聞きたいのは、最初だけ来てもらうのではなくて、地元自治会との意見交換会などに市長、副市長を含めて、また今後も行く予定はあるのか伺いたいと思います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

地元自治会とは担当部署にて密に意見交換を行いながら、意向の確認、課題の整理、対応事項の検討を行い、丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。また、必要に応じて市長、副市長と一緒に自治会へ赴くなど、対応を行ってまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

前回は一回も行っていないということで、ほかの事業でもそうなのですが、こういう重大事項はトップセールスという、市長が行くことの重さというのがあり、また相手もここ

まで本当に本気で考えているんだなと多分考えられると思います。この墓地事業だけではなく、今後様々な事業、難航していく事業があると思います。市長どうですか、そういうものもしっかりと対応する予定でしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

当然ながら行政はたくさんの課題を抱えていまして、もちろん重いものからそうでないものもあると思うのですが、やはり自ら足を運んで課題解決に向かっていく姿勢というのは大事なことでありますので、これからもそのような体制を整えていきたいと思っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

こうやってトップが動くとなんか変わると私も思っておりますので、前回嘉数の自治会のほうに2人でおじゃましたと思いますが、部課みんな行ってやってもらったと思うのですけれども。どうでしたか、そのときの市長としての意見、思い等は何かございますか。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

公営墓地の件に関しては、嘉数自治会の皆様と以前から、私は議員時代から意見交換をさせていただいておりますので、その自治会の皆さんが描いている思いというのは理解はしているところでありますので、そこはもちろん解決に向かって、お互い力を合わせて進めていくしかないだろうと思っていましたので、その意味合いも込めまして行かせていただいたのですが、すぐには課題解決ということにはならないのですけれども、これは時間をかけてでも、しっかりと膝を交えて議論をさせていただきたいと思っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

市長が行ってくれたということは、本当に

自治会のほうも重さは感じていたと思います。今、根差部等でも問題になっている民営の墓地があります。そういうことも含めて、市にしっかりと公営墓地がないといろいろなところに墓地が乱立したり、また民間業者が着手するということがございます。そこら辺、公営墓地は時間はそんなにかけられないと思いますので、また市民の要望も私が聞いているだけでも10件以上はございましたので、多分担当課にも結構電話はいつていると思います。ぜひ迅速に動いていただければと思います。

続きまして、③今議会で上程される墓地経営許可の条例について伺いたいと思っております。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

現在、市における墓地等の経営許可等については、豊見城市墓地等の経営許可等に関する規則及び事務取扱要領に基づき行っておりますが、墓地・納骨堂及び火葬場の経営許可等に関し必要な事項を改めて定め、その適正化を図る必要があるため、現在の規則を廃止し、新たに豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例として上程することといたしました。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

分かりました。今の時期に上程したということなのですが、条例の詳細について伺いたいと思っております。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

今後霊園等の申請があった際に、予定地周辺住民との紛争等を未然に防ぐために、事前協議や墓地計画に伴う標識の設置、説明会の開催、近隣住民等との協議など、経営許可申請前に申請者が行うことなどを明文化しております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

この事前協議というのがありますが、その内容について伺いたいと思います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

事前協議につきましては、当該墓地等の経営または変更の計画を申請しようとする者に対し、あらかじめ協議書を提出して市と協議しなければならないとしております。また、市は申請予定者に対して、必要な助言及び指導を行うことができることとしております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

標識の設置時期や内容についてはどうなっておりますか。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

標識の設置につきましては、近隣住民等に対し、墓地等の計画について周知するため、事前協議を開始した日以後、速やかに当該墓地等計画の概要を記載した標識を、当該計画地の見やすい場所に設置しなければならないとしております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

私もこの条例、賛成しております。理由は簡単でございます。今、本当に根差部自治会の件、根差部地域に民間の方が墓地建設をするということやっておりますので……。これはぜひ聞きたいのですが、今後新たに墓地ということなので、いまだに根差部自治会のほうにある墓地はまだ申請さえしていないということなのですが、今後申請していった場合は、根差部自治会の墓地にもこの条例は当てはまりますか、お聞きしたいと思います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

今定例会に条例のほうは上程させていただ

いておりますので、条例が制定された以降は、その条例に沿った対応をしていきたいと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

民間の業者が来た場合、事前打ち合わせもしっかりやっていただければと思います。

続きまして、(5)下水道整備事業について。

金良、長堂地域の下水道整備について伺いたいと思います。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えします。

金良、長堂地区の下水道整備計画につきましては、令和4年度に沖縄県が沖縄汚水再生ちゅら水プランの見直しを予定していたことから、本市も委託業務を発注して資料を取りまとめ、金良、長堂地区を公共下水道の全体計画区域として追加するため、昨年度より沖縄県と協議を進めてまいりました。しかし、沖縄県では、令和8年度までの汚水処理施設の概成に向けた取組を推進しており、人口減少や財政事情等の汚水処理事業を取り巻く環境が今後厳しさを増していくことから、金良、長堂地区を含む新規地区に対して、下水道区域の単純な拡大は厳しいとの説明を受けております。厳しい状況ではございますが、今後も補助事業の延伸と金良、長堂地区の整備に関し、沖縄県と協議を進めてまいります。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

本当に厳しい、また令和8年度という時限がついてしまった。しかし、これは人口減少しているということや財政諸事情ということですが、まだ、豊見城市は人口も増加していますので、ぜひそこら辺はしっかり考えていただければと思うのですが。

続きまして、金良、長堂地区について仮に下水道を整備するとした場合、整備面積と事

業費はどのくらいかかりますか、伺いたいと思います。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えします。

整備面積につきましては、約28.4ヘクタールでございます。事業費につきましては過去の実績を参考に算出し、概算で約7億4,000万円となっております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

結構な金額ですので、これは補助なしではかなり厳しいと思いますので、ぜひ県のほうに諦めずに訴えていただければと思います。

では、再質問をさせていただきます。金良、長堂地区は、なぜ今まで計画区域に入っていなかったのでしょうか。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えします。

これまで金良、長堂地区が計画区域に入っていなかった理由としましては、まず現行の面整備が遅れていること。そして、現行の事業計画が策定された平成28年度時に、市街化編入が行われていなかったことが挙げられます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

その当時は入っていなかったからできなかったということなのですが、今はもう令和5年になります。令和8年まで残り期間は少ないのですが、市は沖縄県へどのような協議調整を今まで行ってきたのでしょうか。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えします。

令和4年度に沖縄県が沖縄汚水再生ちゅら水プランの見直しを予定していたことから、本市も委託業務を発注して計画案を作成し、金良、長堂地区を公共下水道の全体計画区域として追加するために、令和3年度より沖縄

県と協議を進めてきました。具体的には、県下水道課との協議については何度か行うとともに、令和4年2月に沖縄県土木建築部長及び下水道課長に対して、金良、長堂区域を含む下水道区域の拡大について要請をしております。また、県知事公室の副参事や土木建築部の統括監に対しても要請を行っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

市街化編入した令和3年度よりいろいろと協議を進めてきても、やはり私が聞くところによるとまだ厳しいということなのですが、このままですと実際令和8年度で打ち切られてしまうと、これは多分かなり苦しくなると思います。

そこで聞きたいのですが、市長自ら市長会や沖縄県の会議などで令和8年度以降の下水道整備について補助事業の延伸を要望する考えはないか、伺いたいと思います。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

下水道は市民の安全安心な都市生活や社会経済活動を支える重要な社会インフラであることから、令和8年度以降も下水道事業が継続されるよう、しっかりと要請を踏まえた上でのいろいろ要望をしていきたいと思っておりますし、先ほど上下水道部長からもあったように、金良、長堂地区がこれまで入っていなかった理由を答弁いたしましたけれども、向こうを都市計画区域の中で市街化編入を認めていただいたのはもちろん県でありますので、その一方で下水道は認めないというのはちょっと逆行している部分があると私も思っています。全国的には人口減少に入っていて、もう面整備は終わりだということにおいても、子どもたちが多くいるということも含めて、我が街は2045年まで人口は自然増をしていくというこ

とのデータもありますので、そういうところから含めて人口を伸ばしていく、国力を高めていくということについても、私たちの豊見城市というのがどれだけ突出していくのかということも期待性を込めていただきながら、その内容としての要請を進めていきたいと思えます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

市長、本当に今の力強いお言葉ありがとうございます。この金良、長堂の問題は、過去遡ってみると本当に20年近く前から話はずっと出ているということを知っています。これができると多分、徳元市長は金良、長堂に銅像が建つぐらい、本当に表彰されると思えます。これは市長、パイプとかそういうことではなくて、しっかり国にも訴えながら、その市長のパイプを使ってぜひやっていただければと思います。

もし補助事業の延伸が市長が頑張った場合、市はどのような対応をするか教えていただけますか。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えします。

補助事業の延伸が決まれば、令和8年度の計画見直しに向けて金良、長堂地区を計画区域に追加するよう、県と協議を進めていく考えでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ぜひ市長、よろしくお願ひします。

続きまして、(2)の学童保育について。補助金について伺いたいと思えます。

(ア)補助金の種類について伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在本市において、放課後児童クラブに対して行っている補助金は12種類ございます。

1つ目として放課後児童健全育成事業、2 放課後子ども環境整備事業、3 放課後児童クラブ支援事業、4 放課後児童支援員等処遇改善事業、5 新型コロナウイルス感染症対策支援事業、6 放課後児童クラブICT化推進事業、7 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業、8 放課後児童クラブ利用支援事業、9 放課後児童クラブ支援事業、10 放課後児童支援員等処遇改善事業、11 放課後児童クラブ食材費負担軽減事業、12 放課後児童クラブ光熱費負担軽減事業、以上12の補助を行っております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

こんなたくさんのお事業を言っていていただき、ありがとうございます。12の事業でもいいかなと思ったのですけれども、そういういろいろな事業があるということですね。

いろいろな事業、そういう補助金があると思えますが、その入金タイミングについて聞かせていただけますか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

補助金の交付につきましては、3回に分けて交付をしております。1回目は6月上旬に交付申請を受け、決定後、7月下旬に申請額の概算費を交付しております。2回目は11月中旬に変更交付申請を受け、12月中旬に変更交付決定、1月下旬から順次補助金の交付を行っております。3回目につきましては、補助金の実績報告により精算確定をし、5月に交付予定となっております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

3回に分けてやられるということで聞きました。私、市民からちょっと相談がありまして、この補助金の交付が遅れているということを知ったのですが、事実でしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今年度、児童クラブへの補助金の交付が遅れている現状があります。その要因といたしましては、4つの補助事業が今年度新たに追加され、補助金交付に向け関係機関との調整、交付要綱の作成等に時間を要し、2回目の変更交付申請の案内が遅れた現状がございます。また、各児童クラブから受理した変更申請書の精査にも時間を要しております。今年度は補助金の支払いが遅れることで、放課後児童クラブにおける事業運営等に支障をきたし、大変ご迷惑をおかけしている現状があります。次年度におきましては、事業内容の見直しや事業の効率化を図り、補助金の早期執行に取り組んでまいります。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

やはり遅れているわけですね。

今、理由を聞いたのですが、案内が遅れたと。また、審査に時間がかかっているということでございます。私から見ても確かに2階にいる皆様、本当に仕事量は多岐にわたって大変というのは分かるのですが、これは忙しいから遅れていいものではないのです。ちなみに、私が聞いたところによりますと、数百万円単位のお金が遅れる。そのことによって従業員の給与が払えない、そういう事実もあるということを聞いております。忙しいからできないではなく、これは規模が小さければ小さいほど影響は大きく受けます。ぜひ今後は、これは必ずなくすということでお約束できないでしょうか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

川満議員からあるように、支払いが遅れることで児童クラブに支障をきたしていること、

大変ご迷惑をおかけしていると認識をしております。次年度に向けましては、事業内容をしっかり見直して業務の効率化を図り、補助金の早期執行に取り組んでまいりたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

本当にお金をあげているという感覚があるのかちょっと分からないのですが、これはどの事業でも言えることなのですけれども、業者だから払われる側、支払う側ということで上下をつけるのではなく、同じ仕事をみんなで子どもを育てていくということをやっているのです。ぜひそういう意味も含めて、職員の皆様はこの300万円、400万円がもし1か月遅れたらどうなるかって、本当に親身に考えてほしいのです。そこは切に私はお願い申し上げます。

(1) 保育行政について。

① 保育園に通っている5歳児が急に転園を余儀なくされる子どもたちの問題について市は把握しているか伺いたいと思います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

5歳児が転園を余儀なくされる場合といたしましては、在園している園において4歳児定員より5歳児定員が少ない場合が想定されます。在園児につきましては、原則入所を継続するものとしておりますが、施設や年齢によっては同じ施設を継続利用できない場合がございます。そういう場合がある旨を認定こども園、保育園等利用申請のご案内に記載し、案内をしているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今の答弁を聞くと、まるで案内に書いてあるから分かりますよね、理解してくださいと言っているようにしか聞こえなく、何かあま

りにも対応がよくないと思うのです。書いているからではなくて、案内しているからではなくて、そういう事例があって、かなり私のところに不満の声が寄せられているのですよね。そういう意味で、ぜひ考えていただければと思うのですが、そのまま②に行きたいと思います。

②転園を希望しない児童に対して特別な加点配慮を施す考えはないか伺いたいと思います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市において保育所等入所の決定を行うに当たり、豊見城市保育所等利用調整の基準に関する要綱第2条に基づき、保育所等の利用を希望する児童の保育の実施の承諾につきましては、保育所等の定員、年齢別定員等の事情により、保育を必要とする程度の高いものから順次行うものとしております。保育を必要とする程度につきましては、保育の実施基準、基本指数と調整指数により点数化し、保育を必要とする程度の高い者より入所決定を行っているところです。また、基本指数と調整指数の合計が同一の場合における優先順位を定めており、施設を案内する場合は保護者が申請書に記入していただいた希望園を案内しているところでございます。これらによって今後も入所選考を行ってまいります。指数に転園を希望しない児童への加点を追加するかにつきましては、入所選考時に必要である項目であるかや、他市の状況等を踏まえた上で判断をしてまいりたいと考えます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

実際あった話なのですが、希望していないのに転園をしないといけなくなった。実際長嶺小学校校区からとよみ小学校校区ということで

全く反対側に行ったということで、きょうだい児がいるのにもかわらず、そういう転園を余儀なくされた保護者がいるということは現実としてあるので、そこら辺はぜひ加点の配慮をいただければと思います。

これは①から③まで連続しているので、そのまま③に行きたいと思います。

③市の待機児童の基準について伺いたいと思います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市における待機児童の定義としましては、国が実施する待機児童数調査における保育所等利用待機児童数調査要領に基づく定義をもって、市の待機児童の基準としております。国の要領におきましては、調査日時点で保育の必要性の認定を受け、特定教育・保育施設または特定地域型保育施設の利用申し込みがされているが利用がされていない者と規定されています。ただし、調査日時点の保護者の状況等により待機児童数に含めない場合の記載があり、その一例といたしまして、企業主導型保育事業所で保育されている児童、地方公共団体における単独保育施設、認証保育園において保育されている児童、特定の保育所等を希望している者などがございます。それらに該当する方につきましては、待機児童数には含まれないこととなります。待機児童の定義につきましては、国の要領に基づき決定されていることにより、市の裁量により変更ができないことをご理解いただければと思います。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

すみません、理解できません。

分かりました。市が今言う待機児童は今年度何人ですか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和4年度の待機児童数におきましては、国及び県が実施する待機児童の調査が4月1日現在と10月1日現在の年2回となります。その時点での待機児童数をお答えいたします。

令和4年4月1日現在の待機児童数は6人、令和4年10月1日現在の待機児童数は42人となっております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

今40人いる、年度初めが6人、確かに減っていますね。私はその減っていることを言いたいのではないのですが……。

豊見城市は第5希望まで記入とのことですが、複数の希望園を選択できるにもかかわらず、1園のみを希望した場合は待機児童に含まれないということで聞いております。そういう方々も含め、先ほど言った、記載があった一例ということもあったのですが、そういう隠れ待機児童は一体何人いるのですか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

潜在的待機児童数となりますので、潜在的待機児童数についてお答えいたします。令和4年度4月1日現在で107人、令和4年度10月1日現在で168人となっております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

やはりそこら辺なのですよね。保護者の方が希望する園を1園のみにするという理由は、本当に様々だと思います。しかし、ぜひ想像してほしいのですが、皆さん、普通であれば朝起きてみんなでご飯を食べて通勤すると思います。しかし、小さい子どもがいるところというのは、朝起きて子どもにご飯を食べさせますよね。さらに親というのは、保護者等は子どもにご飯を食べさせながら準備しながら、

またご飯も口の中にぱっぱっぱって入れて食べて行く。そして、保育園に行く準備をして、子どもを保育園に送ります。そして自分の職場に向かうのですが。先ほど言ったように、きょうだい別々になった保護者もいるということなのですが、そうなった場合、出勤前に2か所の保育園に子どもたちを送り、そしてようやく出勤。これが希望する園に入園することができず、職場と反対方向の保育園に預ける、そういう保護者もいらっしゃるかと私は聞いております。少し想像してみるだけでも本当に大変なことだと私は想像できません。これが少子化対策、子育て支援と言われているのですが、そういう対策ができない、こんなに現実とかけ離れているのであれば、私はこれって本当に行政の自己満足にしかすぎないのかなと。こういうことで待機児童を減らしていると言っているのは、私はいかなものかなと正直思います。待機児童については、先ほど言った希望園を1園のみにするというのは、ある意味ではもう保護者の自己満足という部分もあるのかなとも思います。しかし、保護者が希望する保育園に入園することが理想の状態であることは、多分誰も否定はできないと思っております。

また、財政面や制度面、保育士の確保等、人的資源の問題など、まだ課題は確かに多いと思います。また、実現はかなり厳しいとは思いますが、できないと諦めるのではなくて、ぜひこの理想に向かってほしいのですが。

財政面の話をしたいのですが、ゼロ歳児から3歳児の1人当たりの保育にかかる費用は税金で幾ら負担しているか分かりますか。

○ こども未来部長 森山真由美

現状、今数字を持ち合わせておりません。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

私のほうで聞いたところ、東京の区の話なのですが、児童1人当たりの月の保育料は3歳児で約11万円、2歳児で18万円、1歳児で20万円、ゼロ歳児では何と41万円。ゼロ歳児は1、2歳児の2倍、3歳児の4倍に上ります。総務省の労働力調査によると、30歳以上の専業主婦世帯と、出産・子育て中も育児休暇を利用し、生涯働き続ける共働き世帯の生涯収入を比べると、何と1億5,000万円の差が生じると試算されております。その上で保育要件に欠ける資格を持つ親は、ゼロ歳児を預ければ月40万円余りの税金を保育サービスとして受けることができます。しかし、家庭で育児をする場合は全児童対象の児童手当しかないというのが現実でございます。これで仕事と家庭の両立支援を図る保育所ありきの子育て支援というのは、私はちょっと公平性に欠けるのではないかと思います。

そこで提案なのですが、ゼロ歳から2歳児、できなければ1歳児でもいいのですが、予算があると思いますので、自宅で母親が保育する方に10万円ほど、本当に4分の1ほどでもよいのですが、保育費を助成することはできないでしょうか。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

ゼロ歳から2歳児の保育園等を利用していない児童への在宅育児手当の支給につきましては、現時点において国・県の事業メニューがないことから、市独自での予算措置による支給の検討を行わなければならない、現状の本市における財政状況等を勘案すると、市独自で給付事業を行うことは厳しい状況であると認識しています。

○ (10番) **川満玄治議員 一再質問一**

分かりました。厳しい……、どうにか考え

ていただければと思います。

保護者が希望する保育園にいつでも入園できることは理想なのです。市長をはじめ、子ども未来部長、また職員の皆様も本当に日々お仕事に奮闘しているとは思いますが、そして、みんなが待機児童ゼロに向けて、様々な面から頑張っているのは本当にありがたいと思うのですが、しかし、私は数字上の待機児童ゼロではなくて、保育者の潜在的ニーズに応えるためにも、真の待機児童ゼロを目指すべきだと考えております。山川市政では、そういう量を確保する待機児童ゼロを目指し6人まで減らしたということですが、私は全くこれはまだまだだと、道半ばだと思っております。ぜひとも徳元市政では、そういう潜在的待機児童も含めた真の待機児童ゼロに向けた抜本的改革をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○ **市長 徳元次人**

待機児童がゼロになればそれでいいのかということでは、もちろん今玄治議員がおっしゃっているとおりで、私もそう思っています。市民の子育て世代のニーズがどこにあるのかというのをしっかり見極めて、その施策展開ができればいいなと思っておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○ (10番) **川満玄治議員 一再質問一**

市長、私もしっかり子育て施策をやりたいと思うので、ぜひみんなで知恵を絞って話し合いをしていきましょう。よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ **議長 外間 剛**

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は3月20日、午前10時開
議といたします。ご苦労さまでした。

散 会（15時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（6番） 高 山 美 雪

署名議員（7番） 瀬 長 恒 雄

— 令和5年第3回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年3月20日（月）

令和5年第3回

豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和5年3月20日（月曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
市民部長兼 税務課長	高 良 忍	福祉健康部長	久手堅 勝
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	大 城 堅
経済建設部長	比 嘉 操	上下水道部長	金 城 道 夫
消 防 長	新 里 秀 樹	教 育 部 長	嘉 川 聡 子
総 務 課 長	上 原 元 樹	秘書広報課長	長 嶺 茂 樹
人 事 課 長	翁 長 卓 司	防災管財課長	大 城 武
企画調整課長	東上里 豊	協働のまち 推進課長	喜久里 則 子
市 民 課 長	宮 良 望	生活環境課長	新 田 靖
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	こども応援課長	大 城 史 貴
子育て支援課長	喜如嘉 依 子	保育こども園課長	赤 嶺 渚
都市計画課長	比 嘉 真 人	市街地整備課長	大 城 英 貴
道 路 課 長	城 間 保 光	公園緑地課長	健 山 博 之
農林水産課長	国 吉 有 貴	上下水道部 施設課長	新 垣 栄
学校教育課長	金 城 徹	学校施設課長	石 川 ミ コ
農業委員会 事務局長	浜 本 亨		

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
日程第2. 一般質問

令和5年第3回豊見城市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年3月20日（月） 午前10時 開 議

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に吉濱智也議員、宜保安孝議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号6 (4番) 長嶺吉起議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、長嶺吉起議員の質問を許します。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一登壇一

皆様、おはようございます。これより人生初の一般質問に入らせていただきます前に、少しでもご挨拶をさせていただきます。去る2月12日に執り行われました豊見城市議会議員選挙において、たくさんの仲間と市民の負託を受け、初当選させていただきました。新人議員、会派城の風、長嶺吉起と申します。分からないことだらけで、まだ至らない点多々あるかとは思いますが、どうしても野次りたくなつた際は、皆さんで愛情を持ってやさしくお願いをいたします。休み明けでなかなかテンションも上がらない月曜日かと思えますけれども、安心してください。明日もお休みです。ということで、3月定例会一般質

問2日目、元気よくトップバッターを務めさせていただきます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

(1)学校教育環境整備について。

①豊見城小学校の運動場は、雨天後の水はけが非常に悪く体育の授業や部活動等に支障をきたしているとのことであり、早急に改善していただきたいと強く願います。本市の見解を伺います。

(ア)具体的な改善策を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

豊見城小学校の運動場につきましては、平成21年度に校舎の建て替え事業と合わせて整備しておりますが、もともと運動場であった場所については、既存の排水管を残し、舗装のみの整備を行っているところでございます。現場を確認したところ、既存の排水管を切り回した箇所におきまして、詰まりが生じていることを確認しており、次年度排水管の詰まり除去及び調査を行うなど、対応してまいりたいと考えております。また排水不良の原因として、経年劣化による排水管の全体的な機能低下も考えられますが、運動場の全面改修には多額の費用がかかることから、一つずつ原因の確認を行いながら対応してまいります。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

そのまま質問を続けます。(イ)いつ頃までに改善できるか等を含めた具体的なスケジュールを伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

改善の時期につきましては、まずは原因を

調査した上で、どのような対策を行うのか決定する必要がございますので、具体的なスケジュールは現時点では確定しておりませんが、確認できている排水管の詰まりの除去につきましては、次年度早い段階で実施できるよう取り組んでまいります。また原因が排水管の脱落など、大がかりな改修工事が必要となった場合にも早急に対策できるよう関係部署と調整を行ってまいります。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。(ア)(イ)をまとめて再質問をさせていただきます。次年度早い段階とは具体的に何月頃か伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

可能であれば5月末頃までには調査を行い、詰まりが除去できれば梅雨時期の雨で排水状況を確認できるものと考えております。しかし、管の脱落などが原因だった場合には、改修工事が必要となりますので、対策にはしばらく時間を要すると考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

運動場の状況として、排水以外にも今、土が流出し、石が露出している状況が見られることから、運動会までには土を入れ、敷きならすなどの対策が必要と考えますが、対応は可能でしょうか。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

土の減少による石の露出については、これまでも必要に応じ土を入れる対策を講じてきているところですが、まずは排水の改善を先に行わなければ、土を入れることにより排水の状況が悪くなる可能性もございますので、排水対策の状況を見ながら一時的な対策を含め対応してまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

抜本的な改善については、豊見城市立学校施設長寿命化計画に基づいて実施されると思います。ただ計画を見ると、豊見城小学校の運動場は令和7年度に約3,600万円の予算で修繕する計画となっておりますが、まず、この予算で足りるのか。足りなければ早めに財政部局と調整が必要だと思います。また令和5年度に排水管の詰まりを除去し、改善できなかった場合は、長寿命化計画の計画年度を令和7年度から令和6年度に前倒しも必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○ 教育部長 嘉川聡子

長寿命化計画におきましては、経年劣化により傷んだ表面の舗装のやりかえを見込んでおり、排水管の修繕は含まれていないことから、排水管も含めた修繕が必要となった際には、実際に今後設計を入れてみる必要があります。その設計を入れて後、計画に記載されている以上の費用がかかる可能性もございます。排水の状況が改善できなかった場合には、計画の前倒しも含め、予算の確保についても関係部署と調整を行ってまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。豊見城小学校は今年の運動会において、雨の後のグラウンドの状況がひどく、3回もの延期を余儀なくされ、結果、保護者なしでの平日開催となっております。またサッカーや野球といった部活動の停止、体育の授業の遅れも出ているとのこと。これは天災ではなく人災において、子どもたちのせつかくの活躍の場を見る機会が奪われていると感じますので、同じような状況を繰り返さないように、適切な対応を切に願いま

す。しかし、先ほどの答弁において、令和5年度5月末頃までに調査し、詰まりの原因を除去していただけるということで、少しでも改善できることを願っておりますが、最悪のケースも想定し、土を入れるような応急措置や学校長寿命化計画の実施年度の前倒し等も含め、本市として臨機応変なご対応をよろしくをお願いします。また大がかりな工事が必要となった場合にもそこから動き始めるのではなく、事前に想定し、令和5年度内ではこの問題の完全解決への道筋が立てられるよう、財政課との予算措置も含めて、学校施設課のほうでしっかり対応していただけるものだと受け止めております。市長のほうでも後押しをしていただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

今、長嶺吉起議員がおっしゃっている豊見城小学校のグラウンドについては、私も運動会の時期に見させていただきました。実際、PTAの方々からもこういう状況があるんだということで、現場にも行きました。雨は上がって結構時間はたっていたんですが、全くの全面水浸しという状況がありまして、もちろん私はそれを目の当たりにしたわけですが、いまでも、いまだにそれが改善できていないという状況があります。児童・生徒をはじめ、保護者、先生方にも相当ご迷惑をおかけしているという思いがありますので、今、教育部長がお答えいただいたとおり、まずは新年度に入ってすぐ対応をさせていただきながら、何が原因かというのを突き詰めて、長寿命化計画もありますが、今やり取りの中でもあったけれども、豊見城小学校は令和7年だということがあるんですけども、これが続くよ

うであれば、令和7年まで待ってくださいというのはさすがに苦しい状況だと私も思っていますので、この計画を置き換えて、令和6年、もしくは令和5年、6年やるところを交代するということも可能なかどうかも含めて、積極的に調整を図っていただければいいと思っていますので、そこはぜひご理解いただきたいと思えます。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

市長、ありがとうございます。私のほうでも今後市民の皆様への説明や、学校施設課との協議を含め、できる限りのことをやってまいりますので、よろしくお願いたします。

では続けて質問させていただきます。②市内小中学校の児童・生徒に、社会で生活するために必要な知識・判断力等を身につけてもらうためにも、金融(マネーリテラシー)教育を推進すべきであると考えます。本市の取り組み状況について以下を伺います。

(ア)金融教育の必要性について市長の見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時10分)

再 開 (10時11分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

金融教育につきましては、子どもたちの将来へ向けた多くの可能性を引き出すため、施政方針にもグローバル人材の創出や、未来の担い手に全力で応援に取り組んでいく必要があるとしております。その中でアナログからデジタルへの移行等での金銭の在り方が多様化する中で、生き残っていくためには金融事

情も分かっていないといけません。また金融トラブル等が複雑化している状況を見ても金融教育を行うことで、未来の担い手をトラブルから防ぐことにつながります。それにより市民自ら稼げるように、富を生み出せるようになっていただきたい。笑顔あふれる家庭づくり、地域づくりにつなげていきたいと思っております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

続きまして、(イ)金融教育を進めるに当たり、課題は何か伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

本市教育委員会では金融教育につきましては、従来より小中学校で行っている授業に金融教育を結びつけた指導計画例を提示し、継続的な金融教育の展開を図っておりますが、小中学生の習熟度に合わせた内容となることから、義務教育卒業後の取組につきましてもさらに必要であると考えております。また外部講師の招聘につきましても、引き続き検討しておりますが、授業時数と経常的な講師の確保が重要と考えておりますので、引き続き関係機関と協議を進め取り組んでまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。一概に金融教育といっても小中学生それぞれに合わせた内容でというのは簡単なことではないと思いますが、引き続き協議のほどよろしく願いいたします。ちょっと余談にはなるんですけども、私のほうもマネーリテラシーが全然身につけておらず、お金の使い方によく妻に怒られることが多々あります。怒らせた詳しい内容はちょっと伏せさせていただきますが、私みた

いにならないよう早い段階で教育の一環として、子どもたちに正しいお金の知識を身につけていってほしいと願います。

質問を続けます。③昨今の教育現場では教職員の多忙化が問題となっておりますが、学習支援員の必要性について本市の見解を伺います。

(ア)配置状況と充足率について伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

学習支援員の配置状況につきましては、適応指導教室に2名、長嶺中学校に1名、豊見城中学校の自立支援教室に1名、伊良波中学校の自立支援教室に1名、合計5名の枠がございますが、実際に配置できていますのは適応指導教室に2名、伊良波中学校の自立支援教室に1名の計3名でございます。充足率としましては60%となっております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。充足率100%を目指してやっていただきたいと思っております。

続けて(イ)現状の課題と今後の対策について伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

現状の課題につきましては、教員免許保持者を採用要件としていることから、なかなかその担い手を確保することが困難となっております。今後の対策につきましては、あらゆる手段で募集を図りながら、早期に人材確保ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

再質問をさせていただきます。

教職員の多忙化の解消を図る対策についてあれば伺いたいと思っております。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

本市教育委員会では教員が児童・生徒への指導や、教材研究を十分に行えるよう、スクールサポートスタッフを引き続き各小中学校へ配置してまいります。また、令和5年度より各中学校へ3名ずつ部活動支援員を配置し、中学校教員の負担軽減を図っていく予定としております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。教職員の多忙化の解消は課題が多く、早期の改善は難しいとは思いますが、本市学校教育課における懸命な働きによって、その結果一つ一つよくなっているものと感じておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、(2)子育て支援について。

①全天候型で安心安全な室内公園の整備を推進していただきたいと考えております。以下について伺います。

(ア)その必要性について市長の見解を伺います。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

室内型公園の整備の推進については、私の政策公約の中にももちろんあるわけでございまして、長嶺吉起議員がおっしゃるとおりであるんですが、過去にも子どもたちがどこで遊んだらいいかということのニーズ調査もさせてもらいましたら、この室内型公園は特に未就学児対象のことを言っているのでございますけれども、当然、沖縄には直射日光、もちろん日光が照らす時間が少ないわけでもありますが、12時という正午に近い時間帯で子どもたちが、小さいお子さんが歩いて行けるぐらいの子たち、2歳、3歳、4歳

というところで、直射日光に照らされている遊具に触れることすらできないんですと。そういう中でどうやって遊べというんですかということのお声も結構いただきました。世の中のニーズを見てみますと、やはり自ら歩いて行って、公園で遊ぶことができる小学生とは違って、小さい子は必ず親御さんが、保護者が同行の下、遊ぶ環境に行くというのが常でございますので、そうするとやはり民間が運営しているようなところにしか行かないんですというのがあったので、できれば市内にそういう、まだ沖縄県内にはないというふう聞いておりますけれども、存分に遊べる、時間を気にせず、天候にも左右されずやっていけるところがあれば、非常に子育て環境にはありがたいということを相当な件数の意見を聞きました。その意味もありまして、思い切り遊べる全天候型の整備をすれば、子どもたちが多く育つ豊見城市にとっても非常に的を射た公約なのではないかということで、必要性を感じているところであります。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。改めて市長の子どもたちに対するその思いが聞けてうれしく思います。

(イ)実現に向けての課題を伺います。

○ 経済建設部長 比嘉 操

おはようございます。お答えいたします。

全天候型室内公園整備の課題については、今後先進事例や民間活用も含め、整備手法や活用できる補助メニューの調査研究を進めていく中で、財源の確保や人員体制の強化、設置位置についてなどの課題が出てくるものと考えているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。これも一概に全天

候型と言ってもそれぞれイメージが異なっており、多数あると思います。例えばですが、既存の公園に屋根をつけるのか、完全な室内型なのか、またその場合、既存の建物で整備を進めるのか、新設をしていくのか、また賃貸なのか、その後の管理は等、課題は山積みだと思います。しかしながら、市長公約でもあることから、私自身の選挙期間中も市民の皆様から多くの期待の声があったのも事実でありますので、実現に向けて、まずはその方向性を決めて、推進して行ってほしいと要望いたします。

質問を続けます。②学童保育の待機児童について伺います。

(ア)本市の現状と課題を伺います。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

現在市内の放課後児童クラブは34施設、35支援設置されており、うち公設放課後児童クラブは9施設、10支援となっております。待機児童数につきましては、毎年放課後健全育成事業の実施状況調査5月1日現在において確認しております。令和4年度につきましては34施設で、定員数は1,382人で、1,283人の児童が放課後児童クラブへ通っており、待機児童数は60名となっております。課題につきまして、利用者数に対して、施設全体の定員数は満たしているものの、小学校区ごとで利用者数や施設数が異なることから、待機児童が発生している状況となっております。

○ (4番) **長嶺吉起議員 一再質問一**

(イ)問題解消のために具体的な支援策があれば教えてください。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

待機児童の解消に向けては、児童の受け皿

となる施設数の増が必要となります。令和5年度につきましては、2施設の新規児童クラブの開所を予定しており、待機児童数の多い小学校区から優先的に施設の開所を行うことで、待機児童の解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○ (4番) **長嶺吉起議員 一再質問一**

ありがとうございます。ここからは(ア)(イ)をまとめて再質問をさせていただきます。

今、待機児童数が現在60名ということなのですが、待機児童の多い地域とその人数、内訳があれば教えてください。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

待機児童数の多い地域につきましては、令和4年5月1日付調査において、多い順に上田小学校区で32名、ゆたか小学校区で12名、長嶺小学校区で11名となっております。

○ (4番) **長嶺吉起議員 一再質問一**

ありがとうございます。次、開所予定の地域について決まっていればお伺いいたします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

令和5年度予定をしております2施設の増につきましては、令和4年度の待機児童の状況や令和5年度に想定される待機児童の状況も確認しながら、待機児童数の多い小学校区から優先的に施設の開所を行う予定としております。

○ (4番) **長嶺吉起議員 一再質問一**

ありがとうございます。では令和5年度予定している2施設の決定時期について、いつ頃か決まっていればお伺いいたします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、令和5年度に

想定される待機児童数の状況も確認を行う必要があると認識しております。令和5年度開始、早めのうちに決定をしていきたいと考えております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。先ほど待機児童の多い地域と人数について、上田小学校区、ゆたか小学校区、長嶺小学校区が主ではあったんですが、今後ほかの小学校区の待機児童の解消に向けた取組等があればお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今後、他の小学校区の待機児童の解消に向けては、毎年実施しております放課後健全育成事業の実施状況調査の結果を踏まえ、待機児童の状況に応じ、検討してまいりたいと考えております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

市内学童におきましては34施設、35支援設置と、受入れ定員数が市内全体としては満たしていることは素晴らしいことだと思います。年度、年度でその地域ごとの児童数に変化があり、待機児童が発生している状況ということは理解いたしました。令和5年度に待機児童の多い小学校から優先に2施設の開所予定ということで、待機児童の解消に向けて期待をしておりますので、ぜひともよろしく願います。

続いて(3)スポーツによる健康推進について。南風原町においては高架下でスポーツができる環境が整備されておりますが、本市内においても道路空間（高架下・桁下）を有効活用し、スポーツ環境を整備していく必要があると考えますが、以下伺います。

(ア)市長の見解を伺います。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

高架下有効利用につきましては、私の公約でも掲げているとおり、市内桁下利用でスケボーパークの整備ということがあります。長嶺吉起議員と同様に、私も同じ思いがありますので、南風原町でやられているスケボーパークを利活用して、その都度イベントをしているということも聞いております。昨年でしたか、昨年末あたりにもその案内があったんですが、スケジュールが合わずに私は見に行けずにいたんですけれども、そこでもすごい成果があったと。今後もこういうイベントを開催してほしいという南風原町内の皆さんを中心に、そういう声が巻き起こったということも聞いております。ですので、我がまちにおいてもその桁下の有効利用ができる場所もございますので、そこは早期に、いろいろな手法を使って最善の方法を見出し、整備していこうという考えを進めながら、調査研究をやっていききたいと思います。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

市長、ありがとうございます。

質問を続けます。(イ)伊良波地区においては、高架下の活用により街灯が設置されれば夜間の防犯対策にもつながると思いますが、本市の見解を伺います。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

那覇空港自動車道の高架下の有効利用につきましては、当初、平成11年度に那覇空港自動車道にかかる高架下利用計画として検討され、平成29年度に庁内で検討委員会を立ち上げ、周辺自治会の活用事例、庁内各課の意見聴取を下に、議論を行い、有効活用の方向性について取りまとめが行われております。現

在の進捗状況としましては、平成29年度の取りまとめから時間が経過していることから、令和3年度都市計画課にて、庁内各部署へ有効活用可能性について調査を行ったところ、平成29年度の公園的利用が望ましいとの検討結果と同様の結果でありました。高架下の有効利用につきましては、当初計画から時間も経過しており、広範囲の計画となっていることから、総合的に判断を行い、高架下の利用については関係部署と協議、調整を行いながら調査、検討してまいりたいと考えているところでございます。また街灯については、公園整備の中で、夜間利用のための園内街灯を設置することはございますけれども、道路に向ける街灯ではなく、公園内の街灯となりますので、周辺を明るくする程度のものと考えているところでございます。なお、公園が整備された場合においては、街灯も含めた公園や、公園利用者などでにぎわいができることは一つの防犯対策にもつながるものがあると考えているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

続けて(ウ)整備を進めていく上で、今後の課題について本市の考えをお聞かせください。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

高架下有効活用の課題については、国庫補助事業を活用することを基本としており、現在の補助メニューでは採択要件が厳しいことに加え、平成30年度から社会資本整備総合交付金を活用し、長嶺城址総合公園の整備を行っているところでございます。課題といたしましては、財源の確保や事業化する場合における国道との占用協議や許可、あと人員体制の強化などがあるものと考えているところ

でございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。こちら市長公約の1つとして、市民の皆様の期待の声が多いと感じた内容であります。市内桁下の空間を有効活用し、スケボーパークだったり、バスケットリングの設置整備等、様々な要望があります。一つ一つ課題をクリアしていったら、実現の第一歩を踏み出していただけたらと強く願います。

続きまして、(4)地域活動の活性化について。各自治会が様々な行事やイベントを行いやすいよう、それに対する支援を推進していただきたいと考えます。

(ア)本市が行っている支援策があれば具体的にその内容を教えてください。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

本市では自治会等が地域内の子どもたちから高齢者まで、お互いの関係と環境づくりに加え、より充実した潤いのある生活環境づくりと地域づくりを行いやすいような支援を行っております。自治会の行事やイベントなど、自主的なまちづくり活動事業の支援策等につきましては、豊見城市自治会等まちづくり支援補助金交付要綱を定めており、メニューの中の活動活性化補助金をご利用いただいております。この補助金は自治会等が自主的に企画提案し、継続的に実施する事業に要する費用に対して補助を行うものでございます。同一事業につきましては、連続3か年まで補助することができ、補助の金額につきましては予算の範囲内ではありますけれども、上限10万円となっております。また、対象団体としましては、自治会だけではなく、令和3年度より、子ども育成支援補助金が追加さ

れ、地域の子ども会等も申請を行うことも可能となっております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。

続きまして、(イ)各自治会の存在意義について本市の見解を伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

自治会は地域のつながりを広げるコミュニティ組織、また地域住民と行政をつなぐ大事な架け橋と考えております。自治会では子ども会向けのイベントや敬老会などの年間行事によって、地域内の子どもたちから高齢者まで幅広い年代間の交流を行っております。また夜間パトロールや街頭指導などの見守り活動や、地域周辺の清掃、草刈り作業などの美化活動も行っており、より充実した潤いのある生活環境づくりと地域づくりに取り組んでいただいているところでございます。本市では市民への適切な情報発信に基づく市政への市民参画を進めるとともに、防災、防犯、交通安全等をはじめとした地域の課題解決と安全安心なまちづくりを目指していることから、市政の円滑な運営と住民の利便を図ることを目的とし、自治会に対し、事務委託を行うことで、行政と自治会が連携を密にし、地域のつながりを広げるコミュニティ組織、また地域住民と行政をつなぐパイプ役を強化することができると考えており、自治会の存在する意義は非常に大きいものと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

(ア)(イ)について再質問させていただきます。

先ほどご答弁をいただきました自治会等まちづくり支援補助金の中の活動活性化補助金についてなんですが、令和４年度の事業実績が何件あったのか、お伺いいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

今年度、令和４年度につきましては、４つの自治会、１つの子ども会より申請がございました。事業内容につきましては、草刈り、花植え等の花壇整備等の美化活動事業が３事業、ステージイベントや敬老会、ハロウィン等の合同開催など、地域間交流事業が２事業でございました。いずれの事業も通学路の整備や地域の方々に参加を促すなどしており、自治会員以外の地域の皆様とも交流を深めることができるような事業内容となっております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。補助の対象として認められる経費についてなんですが、令和４年度の例でいけばどういった事業内容だったのか、再度お伺いいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

令和４年度に実施いたしました花壇整備による美化活動事業におきましては、花の苗木や肥料等の経費を補助対象としております。また地域間交流事業では、ステージトラックのレンタル料金やバーベキューの食材費用等を対象費用として認めております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ご答弁ありがとうございます。市内自治会が主体となっていた各地域活動においても青年会や子ども会が盛んだった過去とは違って、高齢化や担い手不足が原因で弱体し、衰退化している印象を受けます。市が出している補助金があることは承知しましたが、衰退化しているものを根本的に解決していくためには、その補助金の活用までを市がもっと積極的に促し、実績を増やしていくことが大

事だと思います。個人的には自治会こそ豊見城市民のダイレクトな声を聞ける最初の部分であり、世代間交流を含め、とても大切なコミュニティだと考えておりますので、各自治会の諸問題を放っておくと、いずれ豊見城市全体の問題となり得る可能性もあるだろうと思いますので、自治会の機能が停止することのないように今後も手厚いご支援を講じ、大いに盛り上げていただきたいと思います。

人生初の一般質問、緊張の中どうにか最後まで全うすることができました。これからも豊見城市にお住まいの皆様が、ここ豊見城市に産まれてよかった。また豊見城市に住んでいてよかったと。豊見城市で仕事をしてよかった。子育てしてよかった。ここ豊見城市が大好きだと言っていただけるよう、これからの4年間、21名の議員仲間の皆様とともに、一生懸命に汗水垂らし、市民の思いを議場へ届ける代弁者として、その職責を果たしてまいりますので、市長、副市長、教育長並びに執行部、そして職員の皆様、今後ともよろしく願いいたします。以上で私の人生初の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

—— 通告番号7（6番）高山美雪議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、高山美雪議員の質問を許します。

○（6番）高山美雪議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。日本共産党、高山美雪です。通告に従って、一般質問を行います。初質問となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(1)子供の貧困について。

子供の貧困問題は、現在の日本の大きな課題となっております。厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によりますと、日本全体で

7人に1人の子どもが貧困と発表されております。その中でも沖縄県はワースト1位となっており、課題解決に向けての対応が求められております。貧困対策に反映するために沖縄県が実施した2021年沖縄子ども調査の結果が公表されておりますが、小学校5年生と中学校2年生の親子を対象に行われたこの調査では、最も所得の低い層の割合が2018年の前回調査時から小学校5年生、中学校2年生ともに増えており、県内の困窮の程度が悪化しているという結果になっております。その中でも低所得層の6割以上が減収したという結果が示されており、コロナ禍において、もともと不安定で脆弱な就労状況にある人々の生活が脅かされ、格差や貧困がさらに深刻化しているものと思われます。これを解決するためには原因の特定と根本的な対策が必要だと思います。

①豊見城市内の実態把握状況について。

本市における現在の子供の貧困状況を把握し、それぞれの状況に応じて必要な施策を打ち出す必要があると思われませんが、この貧困に関しては様々な背景があることから、沖縄県によって出されたデータから市町村ごとの数値を明確にすることは配慮が必要と感じますので、沖縄県の貧困の指標の一つとして挙げられております就学援助率の本市のコロナ禍にあった直近3年間の受給状況を伺います。

②具体的な支援について。

これまでの子育て支援課、学校教育課の取組について伺います。

(2)ヤングケアラーについて。沖縄県が以前に学級担任などを対象に行った調査では、県内にはヤングケアラーと思われる子どもが1,000人余り存在していることが分かっています。ヤングケアラーを調査しております沖

縄大学名城健二教授によりますと、恐らく実態としては、この2倍、3倍いると予測されております。理由といたしましては、子どもたち自身が、家が大変だということを隠そうとする傾向があるそうで、学校も周りも機関も気づきにくいのだと指摘されております。ヤングケアラー問題の大きな課題点は、当事者であることを自覚していない子どもが多いという点にもあると思います。また社会保障制度の多くが申請主義であることがハードルの一つだと考えます。ヤングケアラーに向けて、例えばソーシャルワーカーの整備や福祉サービスの拡充を行ったとしても、当人である子どもたちがそのサービスの存在を認知せず、また自分が不当な環境にいることさえも疑問に抱かなければサービスを利用するまでに様々なハードルがあると思います。もともと社会との関わりが希薄で、家族や友達としか関わったことのない環境にあった場合、子ども本人が突然ソーシャルワーカーなど、外部の支援サービスと接点を持つようには抵抗があるものと予想されます。沖縄県ではさらなる実態把握のため、改めて県内児童・生徒13万人を対象に昨年9月から10月にかけて県内全ての小学校5年生と6年生、中学生、高校生、それに高等専門学校の一部の生徒、合わせて13万人余りを対象に行われ、アンケートの集計中と伺いました。

①豊見城市の実態把握状況について。

調査結果の集計が公表された際、本市における実態把握のため、情報開示を求めるべきだと思いますが、そのことについてどのような対応をされるのかお伺いいたします。

②支援方針について。

支援する側、される側への教育委員会と福祉部門において、これまでの取組をお伺い

いたします。

(3) (仮称) 豊崎中学校の建設について。

① (仮称) 豊崎中学校建設スケジュールについて。(仮称) 豊崎中学校の建設につきましては、豊崎地域のさらなる発展が大きく期待されており、地域住民の長年の要望となっております開校を心待ちにしております保護者、児童も期待を寄せている声が多く届いております。今後の建設スケジュールについて伺います。

②通学路の整備について。

(仮称) 豊崎中学校への通学路ともなります翁長橋につなぐ市道257号線と203号線の開通交差点部分は地域住民から一日も早く開通してほしいと切望されてまいりました。交差点部分は先月開通しており、利用者から歓迎されております。ありがとうございました。周辺道路のさらなる利便性を図るため、市道257号線の市道改良工事の進捗状況についてお伺いいたします。

③温水プールの市民開放について。

(仮称) 豊崎中学校におきましては、屋内運動場棟の1階に本市初の屋内温水プールが整備されるとのことですが、年間を通して利用可能となれば、市民の健康増進に大いに役立つことも期待されております。屋内温水プールに関しまして一般開放も検討されているのか、お伺いいたします。

(4) 農漁業者支援について。

日本人の食料の6割以上を海外からの輸入に頼っているという現実があります。農林水産省が2020年度に発表したカロリーベースでの日本の食料自給率は37.17%になっており、統計データが存在している1965年度以降、過去最低の数字であるとともに、先進国として最低クラスの状況です。また沖縄県において

の食料自給率はカロリーベースで33位となっており、全国でも低い状況となっております。他府県に比べて輸送コストがかかることや、台風などの自然災害によって物流が絶たれるリスクを鑑みると、一次産業である農業、酪農、畜産、漁業者への支援は大変重要課題だと考えます。食料の自給は国民、市民の命を直接左右するものであり、ある意味では防衛やエネルギー資源以上に意識しなければならない問題だと考えます。太平洋戦争におきましても約230万人が戦死したと言われておりますが、そのうち餓死した兵士が半分以上だったとのデータがございます。本当の意味でのリスクに直面してしまう前に、今のうちに対策をしておかなければならないと強く感じております。このような現実を目を背けたままでは本当の市民の安全保障にはつながらないのではないのでしょうか。今や海外での国防は戦争やミサイルの数よりもサイバーセキュリティや食料の確保といったことに重きが置かれていると言われております。本気で国民、市民の安全保障を考えるのであれば、自治体でも一次産業を支えるため、ウクライナ情勢などの背景で物価高騰により資材・飼料・燃油高騰などで困っている農漁業者への支援が必要だと思います。このような立場でコロナ対応をはじめ、物価高騰の対策など、これまで本市が取り組んできた農産物物価高、物価高騰など、緊急支援事業補助、また水産業原油価格高騰など、緊急支援事業補助金の支援事業の継続の可能性とこれまでの取組についてお伺いいたします。

(5)名嘉地の排水路整備について。

現在工事が着工されております下原雨水幹線事業は川の氾濫によって命の危険を感じる不安があったとの声もあり、地域住民の安全

のためにも早急に対応していただきたい工事です。またこの工事が完了することにより、川の氾濫が収まることで、住民の安全が確立されると同時に、道路の幅が拡張されることで、通学路としても利用する児童の安全性が高まることや、交通の利便性が高まることから、地域住民だけでなく、周辺の市民からも早くの開通が期待されている事業だと聞いております。下原雨水幹線事業の進捗状況と工事の終点となる農道が突き当たる集落内の橋、名嘉地211番地1までの工事計画についてお伺いいたします。

(6)公民館の建て替えについて。

本市では48の自治会が存在し、各地域に住まう住民の人たちが互いに手を取り合い、地域生活をよりよいものにするため様々な活動を行っております。自治会の活動を通して地域の交流、防犯、子どもたちやお年寄りが安心して暮らせる環境を整えるために、大切な存在だと感じます。その拠点としましては、多くの自治会が公民館を中心に活動を展開しております。大切な活動の拠点となります市内国庫補助などで建設した自治会公民館として利用されている共同利用施設の老朽化が進んでいる地域がありますが、老朽化した施設に対しての本市の対応についてお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

高山議員のご質問の(1)①②及び(2)②、(3)①③について順次お答えいたします。まず(1)①につきましては、子供の貧困対策における本市教育委員会で取り組んでおります就学援助につきまして、直近3か年の就学援

助受給者数は、令和元年度1,199名、令和2年度1,273名、令和3年度1,341名でございます。

次に②についてお答えいたします。具体的な支援につきましては、学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などを支援しております。また小学校、中学校に入学する児童・生徒の通常必要とする学用品費などにつきましては、支援が必要な保護者などに対し、入学前準備金として支援しております。加えて新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の支援や給食費については、対象世帯を拡充し支援を行っております。

次に(2)②についてお答えいたします。本市教育委員会におきましては、小中学校が子どもと関わる機会の多い機関といたしまして、アンケート調査などについて教職員に協力を依頼するとともに、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、登校支援員、学習支援員など、各支援員を配置することで、ヤングケアラーを含む児童・生徒に対する相談体制を構築し、必要な支援につなげるよう取り組んでおります。

次に(3)①についてお答えいたします。(仮称)豊崎中学校建設スケジュールにつきましては、令和4年9月27日より工事に着手し、これまでに磁気探査業務及び地盤改良杭地業工事が完了しており、現在は基礎掘削工事及び基礎躯体工事を行っているところでございます。令和5年3月時点の進捗状況につきましては、掘削工事に伴い、湧き水が発生していることから、湧き水対策や掘削工事に時間を要しており、工程に若干遅れが生じているところではございますが、引き続き安全管理及び工程管理に努め、令和5年12月の完成を

目指してまいります。今後のスケジュールにつきましては、令和5年度に倉庫や部室などの屋外附帯施設建築及びグラウンドや外構などの整備を行い、令和6年4月開校を目標に建設を行ってまいります。

次に③についてお答えいたします。現在施工中のプールにつきましては、屋内温水プールとして整備することから、年間を通して施設の利用が可能であり、一般開放を見据えた施設計画を行っているため、将来的には市内各学校の屋内運動場と同様に一般開放ができるよう、管理方法も含め関係部署と協議してまいります。管理運営の方法につきましては、原則学校運営が優先されることから、開校後における学校活動での利用状況や需要などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

○ こども未来部長 森山真由美

高山美雪議員ご質問の(1)②及び(2)①②につきまして、順次お答えいたします。

はじめに(1)②につきまして、本市においては内閣府が全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に対応するため、平成28年度より実施している沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用し、子供の貧困対策支援員の配置事業、子どもの居場所の運営支援事業の2事業を実施しております。子供の貧困対策支援員の配置状況につきましては、現在4名の支援員をこども未来部子育て支援課に設置しており、学校やスクールソーシャルワーカーなどの関係機関と情報を共有し、支援を必要とする児童及び家庭の現状を把握するとともに、就学援助や子どもの居場所の利用といった必要な支援につなげるための調整や援助を行っております。次に子どもの居場所の運営支援事業につきましては、現在市内には6か所の子どもの居場所が設置されており、

食事の提供、生活指導、学習支援、キャリア形成支援等を実施しながら、日中や夜間に子どもが安心して過ごすことができる居場所を運営する事業者に対し、運営の補助を行っております。子供の貧困対策にかかる取組は、子どもの乳幼児期、小中学生期、高校生期のライフステージに応じた支援や保護者への支援、雇用の質の改善に向けた取組など、生活・教育・経済・就労の分野における支援が多岐にわたることから、関係機関と連携をし、支援を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、(2)①についてお答えいたします。令和3年度沖縄県が県内の小学校5年生と6年生、中学校、高等学校の学級担任を対象に実施したヤングケアラー実態調査において、ヤングケアラーと思われる児童は県内に少なくとも1,088人確認され、うち523人は学校生活に影響が出ているという数値が示されております。本市におけるヤングケアラーと思われる児童は20人で、そのうち学校生活に影響が出ている児童は10人という調査結果となっております。また令和4年度に県が県内全ての小学5年生と6年生、中学生、高校生、専門学校の一部の生徒を対象に実態調査を実施しており、年度内の公表を目指し、現時点では最終的な分析を行っているところであります。県が実施したヤングケアラー実態調査における各市町村の数につきましては、最終的な集計、分析結果発表後に各市町村からの依頼に応じ、資料を提供いただけることとなっております。今後、こども未来部子育て支援課から県へ資料の提供を依頼し、資料取得後には関係機関と情報共有を図りたいと考えております。

次に(2)②についてお答えいたします。ヤングケアラーは年齢や成長の度合いに見合わ

ない重い責任や負担を背負うことで、本人の育ちや教育に影響が出てくるのが課題でございます。また背景には家族の障害や病気、貧困問題といった家庭内のデリケートな問題が複雑に絡んでいること、本人や家族に自覚がないといった理由により、支援が必要であっても表面化しにくい構造もあることから、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠であると考えます。本市の取組といたしましては、去る9月にヤングケアラー相談窓口をこども未来部子育て支援課に設置し、市広報及びホームページなどで周知を図るとともに、市要保護児童対策地域協議会において、沖縄大学より講師をお招きし、関係機関の実務者等を対象に、ヤングケアラーの理解と関わり方や関係機関の役割と連携について、知識を深めることを目的とした研修を9月と11月の計2回開催しております。また実際に支援を必要とする家庭に対しましては、沖縄県が令和4年9月から令和5年3月の時期において実施するヤングケアラーがいる家庭、困窮家庭、その他困難を抱えている家庭を直接訪問し、家庭に必要な支援を行う要支援家庭寄り添い支援事業の活用や、市要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携により、家庭へのヘルパー導入をはじめとしたヤングケアラーへの支援にも取り組んでいる状況であります。今後もヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援を進めていくため、教育機関、福祉担当部署をはじめとした各関係機関のヤングケアラーに関する理解の促進、問題の意識向上に取り組み、相談、支援体制の整備について調整を図ってまいりたいと考えております。

○ 経済建設部長 比嘉 操

高山議員ご質問の(3)②及び(4)について順

次お答えいたします。

(3)②について、ご質問は市道257号線のこととしてお答えします。豊崎小学校から翁長橋を渡り、県道256号線へ向かう市道257号線につきましては、沖縄振興公共投資交付金、ハード交付金を活用し、事業を実施しているところでございます。事業期間としましては、平成24年度から令和7年度となっております。令和4年度末予定進捗率は、事業費ベース73.8%となっております。また令和5年2月23日には翁長橋も開通しており、引き続き市道257号線全面開通に向け事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に(4)について、令和4年度の物価高騰等に対する農漁業者への支援としまして、業種別に3事業実施しております。1つ目に農業者への支援としまして、農産物物価高騰等緊急支援事業を実施しており、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に、農業を営むために購入した肥料や資材等の購入費のうち、物価高騰分を算出しまして、補助するもので、1農家当たり4万円を上限に支援しております。2つ目に畜産農家への支援としまして、畜産農家経営支援事業を実施しており、畜産業を営むために必要となる配合飼料について家畜の種別ごとに1頭当たりの令和4年分の物価高騰による農家負担が増大する額を算出しまして、その額の2分の1の9割を畜産農家が保有している頭数に応じて、補助するものであります。3つ目に漁業者への支援としまして、水産業原油価格高騰等緊急支援事業を実施してまいりまして、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に漁業を営むためにかかった燃料費のうち、各燃料の価格高騰分を算出し、その額を購入した燃料の数量に応じて補助するもので、漁業者1世

帯当たり4万円を上限に支援しております。令和5年度の支援策につきましては、多様な世界情勢の影響による物価高騰等へ対応するため、さらなる経営継続安定に向けた取組としまして、農漁業者に対し、1世帯当たり一律4万円の支援を実施する予定でございます。

○ 上下水道部長 金城道夫

(5)についてお答えいたします。

名嘉地地域の一部につきましては、大雨や局地的集中豪雨により、たびたび浸水被害が発生しております。その原因につきましては、既存水路である下原雨水幹線の排水断面不足が一つの要因であることが分かりました。その対策としては、既存水路断面より1.6倍大きいボックスカルバートを設置してまいります。計画延長は約240メートルを予定しており、社会資本総合整備計画における事業期間は6年度までとなっております。工事の進捗状況につきましては、令和3年度繰り越し予算を執行して、県道231号線沿いの下流側から工事を進め、令和5年2月末に工事が完了いたしました。また2月末時点での事業進捗率につきましては6%となっております。引き続き令和4年度繰越予算及び令和5年度予算での工事を実施してまいります。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

高山議員の(6)についてお答えいたします。ご質問にあります国庫補助で建設された自治会公民館は、豊見城市共同利用施設等の設置及び管理に関する条例により、市内に17施設ございます。これらの施設は、昭和の頃に建設されたものもあり、共同利用施設の老朽化への対応として、現在、本市の公共施設等長寿命化計画の下位計画であります豊見城市共同利用施設等長寿命化計画の策定を進めてい

るところでございます。この計画では、計画期間、対策の優先順位の考え方、対象施設の状態等、対策の内容と実施時期、対策費用を取りまとめることとなっており、進捗状況といたしましては、自治会へのヒアリングや利用団体のアンケート、施設の目視調査にコア抜き調査等の劣化調査が完了し、今後対策に関する検討などを取りまとめる作業に入っております。計画策定後は本市と対象施設の指定管理団体であります各自治会の予算状況や推進体制を確認しつつ、国庫補助金などの財源確保に努めるなど、各施設の老朽化への対応を行ってまいりたいと考えております。

○（６番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。子供の貧困についての回答に再質問をさせていただきます。

就学援助受給者が増加傾向にあるということは、新型コロナウイルス感染症による世帯収入への影響が大きくあったことが顕著に現れた数字だと受け止めます。低所得収入で生活に余裕が持てない家庭において、さらにその収入が減少することにより、これまで以上に苦しい生活を強いられていることが予想されます。沖縄県の予算も活用しながら対応されているということでしたが、学校を通して周知されているとお伺いしました。様々な事情から学校に行けていない子どもたちに対しての周知、また対応など、取組についてお伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

学校からの周知につきましては、毎年年度末に学校を通し周知しております。また新入生につきましては、入学オリエンテーションで周知しているところです。様々な事情により、学校へ行けない児童・生徒に対しまして

は、保護者面談時や家庭訪問などを通し、周知を図っているところでございます。併せまして、本市ホームページや広報紙での周知、また全県を挙げたCM公告などにより、取り組んでいるところでございます。

○（６番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。子供の貧困に関しましては、プライベートなことと非常にデリケートな部分が絡むことから状況を把握することに、様々なハードルもあるかと思いますが、子供の貧困は沖縄県でも本市でも、一日でも早く克服すべき重要課題だと考えます。子供の貧困率が全国と比べ高い沖縄だからこそ、社会の一番の宝でもある子どもたちが現在から将来にわたって、その生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長していける誰一人取り残さないやさしい社会の実現のために、子どもにつながり支援につなげる仕組みの構築を図るとともに、教育、福祉、そして経済的な支援に加え、総合的なサポートを引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

またヤングケアラーについての再質問をさせていただきます。

本市が沖縄県の要支援家庭寄り添い支援事業のモデル地域として、ヤングケアラーからのSOSを待つのではなく、ヤングケアラーの子どもたちがSOSを発信しやすい環境をつくり、積極的に手を差し伸べられるような支援体制が求められていると感じます。やりたいことをできなくなるのではなく、無理なく両立できる豊見城へと歩いていくためには、福祉サービスや行政サービスがあるものの、なかなかつながるすべがないということも考えられると思いますので、このような支援を受けられますと適切な提案ができる役目を

担っていただくスクールソーシャルワーカーや、ヤングケアラーコーディネーターの存在が重要になると思われまます。要支援家庭寄り添い支援事業の今後の展開の可能性と併せて、相談窓口での支援員の配置状況をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

沖縄県が令和4年9月から令和5年3月の期間において実施する要支援家庭寄り添い支援事業につきましては、令和5年度予算成立後、委託業者を選定し、次年度も引き続き実施する予定だということをお聞きしております。また本市では要保護児童対策地域協議会及び子ども家庭総合支援拠点を設置している子育て支援課において、窓口の設置をしているところではございますが、ヤングケアラーコーディネーターの配置につきましては、必要性について十分認識をしているところでございますので、引き続き関係各課と調整を図り、配置に向けた取組を続けてまいりたいと考えております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。全国で子どもの多いまち豊見城だからこそ、実態状況を把握し、率先して支援員の配置を対応いただきますよう、そしてまた家庭を、家族を介護していても進学や就職など、夢を諦めなくてもいい社会構築のため引き続きヤングケアラーの支援強化への取組をお願いいたします。

(3)の豊崎中学校の建設について回答をいただきましたけれども、豊崎中学校の屋内プールにつきましては、市民の要望も多くあるかと思えます。豊崎中学校の建設と併せ、周辺整備、安全確保に取り組んでいただきつつ、今後とも引き続き対応をお願いいたしま

す。

また(4)の農漁業者支援につきまして、再質問をさせていただきます。

農産物物価高騰など、緊急支援事業補助金、そしてまた水産業原油価格高騰緊急支援事業補助金など、支援があったと伺いましたけれども、こちらに関しましては小規模でも大規模でも同額との理解でよろしいでしょうか。上限が4万円とお伝えしておりましたけれども、同額なのであれば大規模に事業を展開されている業者におきましては、さらなる支援を求める声があると予想されます。出荷量や規模に応じての支援を今後の支援策といたしまして、検討するお考えがございませうでしょうか、お聞かせください。

○ 経済建設部長 比嘉 操

ご質問は令和5年度の予算要望という形での答えとしてよろしいでしょうか。お答えします。

現時点では予算の範囲内で対応しており、厳しいと考えておりますが、今後の物価高騰等の状況や国、県の支援策を注視しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○ (6番) 高山美雪議員 一再質問一

県や国の状況を踏まえつつというお考えであるようですが、本市独自でも市民の命、暮らしを守るためにも一次産業に関わる方々への強い支援が必要になるかと思えますので、今後期待しております。よろしくお願いたします。

続きまして、(5)の名嘉地の排水路整備について再質問をさせていただきます。

こちらは工事が長期にわたるといことですが、地域住民の不安解消のためにも説明会を定期的を開催することは可能でしょうか。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えします。

今回の工事の実施に伴いまして、令和4年11月7日に地域説明会を実施しておりますが、今後につきましても自治会長とも調整等、相談をしながら、地域のご理解、ご協力が得られるように地域説明会等を進めてまいります。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

併せて質問です。通り沿いに隣接しておりますアパートや住宅の自家用車の乗り入れや駐車場についてどのような対応をお考えになっておりますでしょうか。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えします。

住宅やアパート等への乗り入れについては、工事の際に別途乗り入れができるように対策をするとともに、駐車場についても必要に応じて近隣に駐車場を確保するなど対応してまいります。またその際にも利用者に説明を行い、ご理解とご協力が得られるよう努めてまいりますと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

いま一度確認したいのですが、下原雨水幹線事業の事業計画は、この農道が突き当たる橋の名嘉地211番地1まで完成させる計画となっておりますでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時16分）

再 開（11時18分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（6番）高山美雪議員 一訂正一

すみません、これまで質問に上げてまいりました「名嘉地11番地1まで」の質問を「名嘉地211番地1まで」に訂正させていただきます。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については、議長において許可いたします。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えします。

現時点では県道231号線沿いの下流側から240メートル付近まで設計が完了しておりますが、工事の進捗状況を見て、農道が突き当たる名嘉地211番地の1付近までの残り40メートルの設計を実施してまいります。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。地域住民の暮らしと命を守るためにも迅速な対応をこれからもよろしく願いいたします。

続きまして、(6)公民館の建て替えについて再質問をさせていただきます。

ただいま調査を行っているということでしたが、数ある公民館の中でも特に伊良波地域の老朽化は、一部コンクリートの剝離している危険箇所があるため使用できない状況となっております。確認したいのですが、補助事業で建設した共同利用施設は市の財産に当たると思いますが、市の所有となると自治会活動の拠点となっている公民館の人的被害も起こり得る可能性も懸念される危険箇所が放置された状態で使用停止になっている状況は異常な状況と思われまますので、一日も早く解決すべきと感じます。伊良波自治会の共同利用施設につきましては、具体的にどう対応されているのか、お伺いいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

危険性の除去を図るための緊急的な対応といたしましては、自治会等まちづくり支援補助金の特別支援補助金を活用し、自治会にて対応していただくこととなりますが、補助率

が50%であるため、自治会負担を考慮した検討が必要と考えております。なお、当該施設につきましては、自治会に指定管理していただいております、大規模な修繕及び改築等の経費は協定書に基づく協議対象となりますので、個別に対応策を検討していくものと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

ありがとうございます。豊見城自治会など、まちづくり支援補助金につきましては、上限が設けられておりますが、解決に向けての自治会の負担軽減のためにも予算の拡充は検討いただけませんか。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

金額につきましては、これまで担当課と財政課等含めて、協議して決定している経緯があります。現時点におきましては、金額の改定等の予定はございませんが、今後とも自治会と丁寧な対応をして検討していきたいと考えております。

○（6番）高山美雪議員 一再質問一

前向きに検討をいただきまして、ありがとうございます。安心して自治会活動が行えるよう一日も早い対応を強くお願い申し上げます。私の初質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時22分）

再 開（11時35分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号8（19番）大田正樹議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、大田正樹議員の質問を許します。

○（19番）大田正樹議員 一登壇一

会派城の風、大田正樹です。午前中、新人議員2人がすばらしい一般質問、初めての一般質問とは思えないような質問をされていて、しかも拍手まで起こって、私も終わった後、拍手が送られるよう、フレッシュな気分で頑張りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。去る3月10日、徳元新体制での人事異動の内示があったと思います。私も少し見させていただきました。次なる指揮官というか、管理職の皆さん方の配置というのは、これまで以上にすごく適材適所という意味では、私はいい配置だったのではないかと率直な感想を思いました。ただ、やはり人事というのは100点というのではなくて、自分が希望を出していた課に配属されてなかったり、自分の分野ではないところに期待を込めて動かされたりとかした職員もいるかとは思いますが、それでも納得のいく人事ではなかった職員の皆さん、これまでの4年間のように、毎月の人事異動が起こったり、その場所でストレスや不安、飛ばされるのではないかという不安を抱えながらの仕事というのは、恐らくこの徳元市政では行われなと思いますので、職員の皆さんぜひ市長のためではなくて、以前の市長のための市政運営ではなくて、職員の皆さんは市民を見て、市民のためにぜひ徳元市政を、徳元丸の船に乗って、一緒に漕いでいただきたいと思います。振り返れば、前市政の4年間は法解釈の違いや、執行部と議会との対立が目立ちました。私たち議会も権能でチェックや否決、修正などを行いましたけれども、これらは私たちが当時の市政に反対したから行っていたわけではなく、監査意見でも我々と同じような意見が多数、厳しい監査意見が出されたことは、執行部の皆さんはぜ

ひ肝に銘じていただいて、今後は監査委員からも、そして我が議会からも指摘のないような正しい行政運営を行っていただきたいと思っています。

では通告に従い、一般質問を行います。

(1)字豊見城自治会の市長要請について。

①市道1号線ガードレール撤去進捗状況について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

ご質問の件につきましては、令和4年11月に字豊見城自治会より市道1号線の整備として、劣化したガードレールは美観を損ねております。また集落内の住宅増、近隣からの通過車両でもはや交通の阻害要因となっており、早急に撤去をお願いしますとの要望がございました。市の回答としましては、令和4年12月に既設のガードレールは多少さびが発生しているものの機能への支障はない状態となっており、特にさびや破損状況がひどい箇所につきましては、一部修繕を行いたいと回答しております。今後におきましては、街なみ環境整備事業で検討されておりますガードレールの代わりとなるボラード、石柱などを整備し、歩行者の安全が確保でき次第、撤去が可能になると考えております。また全国的に通学路の安全点検が実施されておりますが、その契機となった事故は、小学校の列にトラックが突っ込んだことが原因であり、ガードレールの設置が強く望まれているのが現状でございます。このような現状におきましては、歩行者の安全確保の代替えとなる安全対策が図られるまでは、ガードレールの撤去はできないものと考えておりますので、ご理解を願

いたいと思います。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

②市道2号線と県道7号線の交差点信号機設置要請の進捗状況を伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

市道2号線と県道7号線の交わる交差点への信号機設置につきましては、令和3年度信号機横断歩道設置等要望書の中で豊見城警察署へ要請をしております。豊見城警察署に確認しましたところ、空手会館近くの当該交差点は、県道7号線の交通量が多く、市道2号線の完成後は交通量が増加することを見据えて、現在信号機設置の必要性があるかを検討するために、交通量等の調査に入っているとのことございました。今後も信号機の設置等に向けては豊見城警察署と意見交換を重ねながら、地域住民の交通安全を確保するために対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

③景観条例制定時に字豊見城自治会と実現に向け約束したヒージャーガー周辺整備の進捗状況について伺います。

○ 都市計画部長 大城 堅

お答えします。

豊見城市景観まちづくり条例に基づき、平成31年に景観形成重点地区に指定した字豊見城地区では良好な景観形成に向けた取組の一環として、令和2年度より国の補助制度である街なみ環境整備補助金を活用し、住宅、外構の修景に対して助成を行っております。ヒージャーガー周辺整備については、令和5年度において地域住民の方々と意見交換を行うとともに、沖縄県や関係部署と協議等を行いながら、令和6年度予算化に向けて取り

組んでまいります。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

（1）をまとめて再質問します。まず①で聞いたガードレールですけれども、幅が狭くて、ほとんどこのガードレールの中を歩行者は歩きません。事故防止とおっしゃっていましたが、ガードレールがあっても中を歩かないので、ガードレールの意味をなしていない。これが現実ですし、あのガードレールの設置は、30年ほど前に海軍壕へ通じる道が1号線のみだったので、そこを大型観光バスが通る、そのときの不安から宇豊見城自治会が要請してガードレールを設置してもらった。その経緯なんです。今そこは大型バスは通らないし、確かに抜け道として交通量は年々増えてきてはいますけれども、ガードレールの役目を果たしていないのが実情です。景観条例に伴って、自治会役員の方々がいろいろな先進地を視察させていただきました。景観条例にあたっては先進地を見て、この1号線がこういうふうになるんですよ、我々は整備しますという期待をすごく持たせて、あの景観条例を臨時総会まで開いて自治会に同意を取る可決をしたんです。それなのに今は規制の網だけかかっている状態。要望しても通らないというのはなかなか、これまで宇豊見城という地域は、私が知っている範囲内の議員活動の中でも、古くは中心市街地の縮小、あと南斎場の建設、ゆたか小学校の建設、城址公園の文化観光創出事業の宇有地の売却、市政に市が行うまちづくりのためならと先輩方も含めて、地権者は市にずっと協力してきた。そういう地域なんです。今ですら南斎場の約束がまだ実現されていません。先に景観条例をやりたいがゆえに、街並みを守りたいがゆえに、それをやったけれども、実際は地域の

人たちに過重な網をかけただけ、そう感じている人も多々いるので、道路課は道路課の視点で答弁を言うのは構わないんだけど、都市計画課の皆さんがこの条例を作って、この網を作っていったので、そのときのアメとムチではないけれども、あめ玉をぜひ提示していただいて、豊見城、あの周辺に住んでいる人たちが願っているまちづくり、信号機設置、またはガードレール、石畳の景観のいい道づくりだとかというのにしていきたいと思います。これは要望にします。しっかり考えていただきたいと思います。

次、（2）障がい児保育について。

①次年度、障がい児保育の予算はどのようになっているか伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和5年度の障害児保育の予算につきましては、発達支援児を受け入れるため、保育士を加配配置した園への人件費の補助である豊見城市発達支援保育事業を当初予算にて計上しております。財源につきましては、令和4年度より沖縄振興特別推進市町村交付金（一括交付金）を活用しており、補助基準額につきましては、令和4年度までは加配保育士等1人当たり月額上限10万円としておりましたが、令和5年度につきましては、加配保育士等1人当たり月額15万円を上限としております。また令和5年度からの新規事業といたしまして、認可保育所等において、障害児を担当する保育士等の補助を行う者を雇い上げた際に係る費用の補助として、障害児保育支援員配置支援事業補助金につきましても予算に計上しており、当該事業の財源につきましては、沖縄県の沖縄振興特別推進市町村交付金事業を活用する予定となっております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

今回加配の増額予算を組んでいただいたことは、半歩進んだかと私も思っています。とても評価したいと思います。障害児審査会等で加配を認められたら、この補助は使えるけれども、もし認められなかったり、または親御さんが審査会にかけるのを拒否した場合、それでもこの園児は少し手がかかる、気になる子であった場合、加配をつけないと保育現場は回らない。でも審査会で認められていないので、加配がつけられない。こういうパターンもあり得ると思います。加配をつけなければちょっと暴れたりするし、もしかしたら飛び出したりして、ほかの子に危害を加えるかもしれない。そういった子を放っておくわけにはいかないから、加配が認められていなくても園はすみやかにほかの児童を守るために加配をつけたりするパターンがあると思います。こういうのに今、対応できていないんです。もう少し穴があると思います。上限15万円なので、仮にですけれども、時間数を短くして、補助員的に加配をつけている園もあるでしょう。そうしたらその人の場合は給料、例えばですけれども、分かりませんよ、金額は分かりませんが、例えば少し時間を短めにして、10万円で雇っている場合もあるかもしれない。この場合は認められるのか、15万円くれるのか、10万円しかくれないんです。今、払っている10万円しかくれないと思うんです。そうしたら私たち15万円増額していますということにはならなくて、15万円払いますから、今の10万円を15万円マックス使えるように、先生方の時間帯を延ばすとか、またはそういう段取りをしていただきたい園には、安全を守るために15万円払うんだからということで、そうであればそういう手

配をしていただくような、皆さんこの穴をもう少し……、15万円を認めるんだけれども、増額はとてもうれしいんだけれども、抜け穴があって活用できない部分があるということをご理解していただきたいと思います。12月定例会のときに、市長が初当選した議会のとときに現場を視察したほうがいいです、見てくださいと言いました。早速、市長があちこちの保育園を視察されたということで、保育現場を見てもらったと思います。市長の率直な現場を見た感じの意見をいただけたらと思います。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

前回の12月定例会に大田正樹議員からご指摘があったように、現場を見ることは、常々保育業界だけではないんですが、現場で行われていることがどういうことなのかということを知らなければ、どういう予算措置をしていいかが分からなくなってきますので、私はこれを信条として、これからもやっていきたいという思いがまず前提にあります。それを大田正樹議員からのご指摘を受けて実際に、全ての園にはまだ伺っておりませんが、幾つか回らせていただきました。先生方の対応はもちろんそうですけれども、急に伺ったもので、日常的な保育を見たいという目的がありましたので、なるべく通常保育にご迷惑がかからない程度で、私と担当部長と課長と伺ったんですけれども、先生方はやはり私が思っていた以上に、大切な子どもたちの命を預かる仕事でありますので、対策に対策を重ねてやっていたという印象がありました。やはり一生懸命やられている施設長である園長先生もそうですけれども、子どもたちに向き合っている保育士の先生方のまなざしだった

り、子どもに愛する愛情だったりというのは、あの一瞬でも感じる事ができました。現場で非常に頑張られているなどということがありましたので、私たちは卓上で予算措置とかということをやったりする上では、あの現状は見なければいけないなど改めて思った次第であります。今、質問にあります障害児保育の件もそうですけれども、この部屋でこういう形でやっていますということの説明もそのときに受けました。大田議員が今おっしゃるようなことで、実際もうやらなければいけないことは、この予算があるかないかに関わらずやっていますということもありましたので、本当に実態に即したことを私たちとしても対応しなければいけないと思っています。もちろん法律に照らし合わせて、条例もそうですけれども、やっていかなければいけない、そういう側面もありますけれども、なるべく近づけるように、これからは努力してまいりたいと思います。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

市長、ありがとうございます。やはり現場を見るのは大事だと思います。引き続きそのスタイルで保育のみならず、いろいろな現場の応援団になっていただきたいと思います。議長、休憩をお願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時53分）

再 開（13時30分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

午前に引き続き一般質問を行います。

午前中、障害児保育の増額予算について少し指摘させていただきました。②に入ります。

市が地方交付税の積算に使用した障害児保育の金額を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

地方交付税における基準財政需要額の算定は、標準的な地方行政を行うために必要な経費である単位費用、自治体ごとの数量である測定単位及び自治体間の自然的、社会的条件の違いによる行政経費の差を反映させるための補正係数、これらの全てを乗じて算出されます。ご質問の障害児保育に要する経費はこの基準財政需要額の社会福祉費を算定する過程の一つとして積算がなされておりますが、基準財政需要額の算定方法は複雑なものとなっております、明確な障害児保育に要する経費を算出することは困難な状況であります。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

ちょっと財政課と議論したいと思います。今の総務企画部長の答弁はすごく財政課らしい答弁、言い方を変えれば非常に難しい言葉を並べて冷たい答弁だったかと思います。でもその計算式や金額が公表できないというのは非常に分かります。私も理解します。この地方交付税の中に何が幾ら、何に幾らというふうに明確に答弁すると今後いろいろ支障が出るでしょうし、そういうふうには交付税上ならないという仕組みも私も理解しますし、そういう仕組みになっていることだと思います。ちょっとお伺いしたいんですけれども、今回の増額予算になって1人15万円ですから、年間で180万円。交付税措置の150万円という交付税の中で言われている障害児保育の150万円はクリアしているものと考えているのかと思いますけれども、財政課的に今回の加配補助で、午前中指摘した穴があるんです。だから今150万円をクリアしているというふう

には私はまだ思っていないんですけども、財政課的に総務企画部長の見解を伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

議員ご指摘の件につきましては、障害児保育が交付税にどのように反映されているかということにつきましては、審査会でしっかり審査してもらって、加配が措置されている児童を対象にした予算になっておりますので、議員がおっしゃるように、審査会をクリアできていない児童については、交付税措置されていないという状況になります。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

だから午前中、私が話したのは加配に該当しない人たちが審査会を通らないといけないという状態を財政課も出せるような状態をつくってあげてほしい。これが私の願いです。今、総務企画部長の答弁も理解しますが、総務企画部長は約七、八年前ですか、当時現場を預かる保育課長として、私と大いに議論してきた経緯があります。だから保育にも理解がある方だと私は思っています。当時、幼稚園の複数園化、または1法人複数園化、公立の民営化や保育園や幼稚園の認定こども園化、当時ではすごく、今では考えられないような改革を一生懸命、一緒にやってきたと。この待機児童解消に向けて保育の課題を保育課長もしっかり現場の皆さんと一緒にやってきたという思いがあります。あの時代の現場と今、何が課題かという、年々増えている障害児保育の課題、これはゆくゆくは保育園を出た後は、教育委員会の皆様方、小学生として入学してきます。その後は中学まで障害児の児童たちのケアをしていかなければならない。そこを考えた場合に、早期の改善をするほうがその児童のためにもいい。

だから私は障害児保育をどうしてもしていただきたいと思っているわけです。これまで保育の現場のみならず皆さんが頑張ってきたことはすごく私も分かっていますので、これ以上は質問しませんけれども、この課題、午前中に話した穴を埋めていただくような、そういう児童たちのケアをするための加配保育士をつけていただく措置をぜひつくっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。(3)教育行政(教育委員会)についてです。

①今年度と比較し次年度の予算はALT、JTEの予算は増額または強化(教育委員会の取り組み)されているか伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

中学校へ配置しておりますALTと言われる外国人英語助手の令和5年度の予算につきましては、現状維持で考えております。また小学校へ配置しておりますJTEと言われる日本人英語補助員につきましては、令和4年度までは講師派遣を事業者へ委託しておりましたが、予算を増額し、直接雇用に切り替える予定としております。それによりJTEが入る授業のコマ数は減りますが、授業前の教職員との打ち合わせ時間を現在より充実させるなど、内容の強化を図っていきたくて考えております。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

①については、予算委員会でいろいろ質疑させていただいたので、次②に入ります。

②英語教育に具体的な数値目標を設定すべきと考えるが、教育委員会の見解を伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

本市教育委員会が行う英語教育につかまし

ては、児童・生徒が英語によるコミュニケーション能力を高め、国際社会に貢献できるような人材育成を行うため、小学校にJTEを派遣し、中学校にALTを配置しております。具体的な数値目標につきましては、中学校卒業程度の英語3級レベルの英会話力及び読解力を義務教育の間で身につけられることを目指した英語教育に取り組んでおり、今年度より沖縄県の事業として英検IBAテストが中学生全員を対象に実施されております。このテストにおいては、英検の各級の合格レベルや分野別の正答率が示されることから、生徒も意欲向上や教員の授業改善の数値として活用できるものと考えております。今後の対策としましては、小学校についてはJTEを直接雇用に切り替え、教諭と英語教育について事前調整や振り返りの時間を設けることで、質の向上を図ってまいります。また中学校につきましては、コロナ感染拡大防止のため、これまで中止していたイングリッシュサマースクールを開催し、ALTを中心に生徒のコミュニケーション能力を高め、英語への興味、関心の向上を図ることとしております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

教育委員会の考えがしっかりしているのであればいいのかと思います。若干提案なんですけれども、例えば市長公約でもある英語教育の充実というところに、今言った英検だとか、そういうスキルをつけさせる。そこに設置目標を作るのではなくて、広げていきたいというのはよく分かったんですが、例えばですが、学校内のあちこちに英語表記をしていただく。エントランスであったり、会議室は何というのか、ミーティングルームかな、そのようにしてやっていく。そういうことによって英語に触れ合う環境を増やす、機会を

増やすというのも予算をかけずにできることだと思います。PTAにも協力してもらって、英語を使ったレクリエーションだとか、そういう遊びの中で学ぶ英語というものもあると思います。昔、テレビ番組で何でしたか、逆に英語禁止ゴルフとかというのがあって、バーディーとか、こういった全部罰があたった。あれと同じような感じで逆に、日本語禁止にして、この1時間、極力英語で遊びましょみたいなことをやることで、予算もかけずに英語に触れ合う環境、機会を増やすということはあり得ると思うので、そういったのも少し検討してはいかがかと思うんですけども、どうでしょうか、見解を伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

今、議員のおっしゃった英語になるべく興味を持ってもらう対策を予算をかけずにという話がありました。このことに関しましては、今年度コロナ感染予防で中止しておりましたが、各学校の計画訪問を再開いたしました。ただ時間等を短縮して、全小中学校を回らせていただきましたが、その際に、いろいろな小学校につきましては、階段ですとか、廊下等に英語に親んでもらうような表記を、階段の踊り場部分に貼り付けたり、そのような形でなるべく英語に興味を持ってもらうような形の対応は各学校やっていることを確認しておりますので、これについても引き続き各学校へは周知を図っていきたいと考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

教育委員会も率先して、そういう環境づくりにしていただけたらと思います。

③念願のスクールロイヤーの設置が予算化となっています。活用方法を伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

スクールロイヤーにつきましては、豊見城市立小中学校において行う学校教育に関して必要な公的サービスを提供することにより、学校教育の充実を図り、在籍する児童・生徒の最善の利益を実現することを目的に実施したいと考えております。事業内容としましては、次の3項目を考えております。まず1点目が学校への法律指導助言、2点目に在籍する児童・生徒や教職員に対する授業及び研修、3点目に学校の問題解決に資する取組などを対象とした市教育委員会とスクールロイヤーの協議を経て必要と判断した公的サービスを検討しております。スクールロイヤーの活用方法につきましては、学校から相談申込書を本市教育委員会に提出していただき、スクールロイヤーと協議の上、具体的な取組を決定していきたいと考えております。またスクールロイヤー制度は、学校活動全般において発生する対応に苦慮する事案、例えば学校に対する過剰な要求やクレームに関する問題、またいじめなどの生徒指導に関する問題などへの対応として、法律の専門家である弁護士に深刻化する前の初期段階で相談できる制度ですので、問題の早期解決、安心、自信を持った対応につなげることにより、児童・生徒及び教職員にとって有益なものになると考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

予算委員会のときにも少しお話をしましたけれども、学校現場はスクールロイヤーの設置をすごく喜んでいまして、すぐにでもいろいろ相談したいことがたくさんあるようです。ただ直接弁護士の先生に相談できるではなくて、一回教育委員会に相談に行っていて、それから教育委員会が判断して弁護士と相談すると

いうことになっているので、一回ワンクッション入るので、教育委員会の皆さんの仕事が逆に増えるのかもしれませんが、学校現場を安心させるような形で、入り口ではねつけるのではなくて、どんどん声を吸い上げて、相談をしていただいて、学校現場の不安などを取り除いてあげるような活用をぜひされていただきたいと思います。

④学校現場・中央公民館・中央図書館等、多様なニーズに応えるため、教育委員会の組織強化が望まれています。見解を伺います。

○ 教育長 瀬長盛光

お答えします。

教育委員会の所管事務の範囲が広範囲なことから、職務権限に関する事務を具体的に処理し、執行するための教育委員会の事務局の役割は重要かつ不可欠であるということから、組織の強化の必要性については十分認識しております。市長部局と協議を行った結果、令和5年度に関しては、教育委員会の配慮をいただいたものと理解しているところです。今後ともさらなる組織強化が図られるように市長部局と連携を図りながら努めてまいりたいと思います。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

教育委員会は学校現場をサポートする委員会ですので、ぜひ学校現場から頼られる、頼りになる教育委員会づくりに職員の皆さん頑張ってくださいと思います。

⑤これまでの4年間、教育委員会議事録等を読んでも体育施設の問題ばかりが議題・議論になっていたかと思います。各現場では諸問題が山積しています。今後は本来のあるべき姿で委員会を運営していただきたいと思います。見解を伺います。

○ 教育長 瀬長盛光

お答えします。

教育委員会は教育長と非常勤の教育委員により構成される合議体であり、大所高所から教育事務の管理執行に関し、方針を決定し、教育長が教育委員会事務局を指揮監督しながら具体的な執行を行う役割と理解しております。それらの事務執行に当たっては、教育委員会事務局の役割は先ほども申し上げたとおり重要であり、不可欠であります。また学校現場の困り感等については、各部署において学校と意見交換や調整を重ねながら、どう解決していけるかについて、日々連携しながら努めているところであります。そのことにとっても職員に対して感謝しているところであります。今後とも教育委員会は市の教育の振興について、最終的責任を負うという自覚を持ちながら、教育委員会事務局の各課の職員とともに、学校をはじめとした現場での諸問題の解決に向けた努力をしながら、教育委員会の運営を担っていく決意であります。理解をよろしくお願いします。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

教育長、決意を述べていただいたので、ぜひ教育委員会教育委員の皆さんとしっかりと、何か後ろで違うよとか野次がうるさい人がいますけれども、学校現場は今、学校も荒れ始めてきていて、昭和の時代にやや戻りつつある。元気のある子どもが出てきたというのはいいかもしれないけれども、これまでせっかくPTA、おやじの会を含めて、学校現場をよくしようというふうに来てきたのがだんだんと緩んできている。これは事実としてあります。そういう子たちの現状をどうしていくかというのをやはり教育委員会としても親身になって学校現場をサポートしないといけないと思いますので、教育委員会

の改革、教育委員会の委員の議論の在り方をいま一度研究されながら、よりよい学校というか、豊見城市の子どもたちの環境づくりにしっかり取り組んでいただきたいと思います。以上で、今回の私の一般質問を終わります。

— 通告番号9 (13番) 真栄里 保議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、真栄里保議員の質問を許します。

○ (13番) 真栄里 保議員 一登壇一

日本共産党の真栄里保です。質問通告に従って質問を行いたいと思います。

(1) 市長の政治姿勢について。

岸田政権は新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の安保三文書を閣議決定をし、相手国領内への反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有を含めて盛り込むなど、戦後の防衛政策の大きな転換点となるものです。憲法の恒久平和主義に基づく戦後日本の在り方を根本から変える暴挙であります。その中心はミサイルに対する迎撃と反撃などの多様な任務を統合し、米国と共同して実施していく必要があるとし、スタンド・オフ防衛能力と統合防空ミサイル防衛能力の強化を打ち出したことにあります。米国製のトマホーク巡航ミサイルの導入も明らかにしました。そのねらいは沖縄を再び軍事要塞の島に作り変えることにあります。与那国、石垣、宮古、自衛隊那覇基地、うるま市にミサイル部隊を配備し、沖縄市には弾薬庫を含む貯蔵施設を建設するとしています。それぞれのミサイル部隊の司令部は地下深くに建設し、自衛隊病院も地下に建設することを明らかにしました。沖縄が戦場になることを想定しているからであります。沖縄戦が始まる1年前、1944年、沖縄に日本軍第32軍が派兵されて以来、その結果、沖縄は戦場となりました。沖縄の自衛

隊を旅団から師団に引き上げ、本格的に戦争する体制を作り上げようとしています。タモリさんは2023年を「新しい戦前になるのではないか」と発言をしました。石垣の今度卒業する県外の大学に進学する高校生が、「私が大学を卒業して、この島に戻ってくることはできるだろうか」。こう発言をしていました。軍事的対応の強化は、相手国の新たな軍事的対抗策を招き、結果として日本をさらに危険にさらすことになることは明らかです。沖縄を戦場とすることを断固拒否するものであります。

①安保三文書に基づく南西諸島地域の軍事強化について、市長の見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する文書につきましては、国防に関することであり、まさに国の専権事項であります。なので意見を述べる立場にはないということで認識しておりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

琉球新報が今年1月に行った県民世論調査でも防衛強化反対、支持しないが51.9%で、支持するの24.4%を大きく上回っています。反撃能力の有無は、反対が55.6%、賛成が25.1%となり、防衛力強化のための増税は支持が12.4%、不支持は大きく上回る74%となっています。県民は抑止力一辺倒の軍事拡大に疑問を持ち、対話によって二度と戦争を起こさないでほしいと願っています。そこで伺います。

②戦争を起こさない、巻き込まれないため

に何が必要と考えるのか伺います。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

平和で安定した国際環境、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組を積極的に行うことや、多くの国や地域の特性を考慮した多角的な交流を推進する必要があると思っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

対話による外交、このことの大事さも市長に答弁をしていただきました。対話による外交、互いの価値観の違いを認め合って交流する。これは私たちの社会の中でも広く普通に行われていることであります。現在、全国の自治体において47都道府県をはじめ、332の市町村が中国の省や市町村と友好都市提携を行っています。東京都は北京市と、大阪府や横浜は上海と、沖縄県が福建省、那覇市は福州市、浦添市は泉州市、宜野湾市は廈門市、南城市は江陰市と県内では5つの自治体が友好都市提携を交わしています。そこで提案ですが、豊見城市でも中国の都市と友好都市提携を結んではどうでしょうか。交流を通して信頼関係を深めていくことができるのではないのでしょうか。

③国民保護法に基づく豊見城市の住民避難計画について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市の国民保護計画避難実施要領パターンは、想定される事態としてゲリラ攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃などとなっており、避難の形態としましては、避難準備時間、影響範囲により自宅及び近傍建物への避難、市内の避難場所、施設及び市外への避難となっております。基本的に突発的で影響の範囲の

小さな事態はゲリラ攻撃、弾道ミサイル航空攻撃、大規模集客施設への攻撃などが予測され、避難箇所は自宅や堅牢な近傍の建物への屋内避難となっております。また突発的影響の大きい事態は、弾道ミサイル攻撃、核爆弾等や航空攻撃、核爆弾に対しては直ちに近傍の建物に避難し、影響の低減をまって広域的に避難、他市への避難などとなっております。なお、時間的猶予があり、かつ影響が広範囲な事態、着上陸侵攻につきましては、計画的に市外へ広域的に避難となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

つまり戦争が起きれば市民を守ることは実際上は不可能だということになるわけであり、防衛省の国民保護計画によれば、自衛隊の任務は武力攻撃の排除、戦闘が自衛隊の主な任務で、国民保護は可能な限りとされています。つまり自衛隊は沖縄戦と同じように住民を守ることができない。守れないということであり、住民の命を守るためには戦争を行わないことが最善策であることを述べておきたいと思えます。

④琉球新報の安全保障に関する市長アンケートについて伺います。全てにおいて曖昧な回答を寄せていますけれども、市長として、ミサイル配備を求められた際にも明確な態度を表明しておりませんが、なぜでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

①の答弁と繰り返しになって大変恐縮ではあるんですが、安全保障に関するアンケートにつきましては、主に国防に関すること。つまり国の専権事項でありますので、意見する立場にはないということで回答させていただいております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

市長としての姿勢が本当に問われているのではないのでしょうか。

次に(2)会計年度任用職員について。

岸田政権は賃金を引き上げ、それによってGDP、国民総生産の半分以上を占める個人消費を伸ばすことで、企業の利益を拡大させ、それがまた賃金として還元されるという成長と分配の好循環を生み出したいとしています。

①時給の引き上げについての検討はどうなされたのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の給料は、地方公務員法第24条に定める職務給の原則に基づき、職務の内容や責任の程度、必要な資格や経験等を考慮し、条例等において正規職員と同等の給料表により規定しております。会計年度任用職員の時給の引き上げにつきましては、去る11月の給与条例の改正により、沖縄県及び各市と同様、令和5年4月より引き上げられることとなります。本市においては、今後も公務員給与の調査結果等を踏まえた県の人事委員会勧告を基本に公民較差を通して民間給与との均衡が図られる常勤職員の給与等を基礎とし、地方公務員法第14条に規定する情勢適応の原則に基づき、社会情勢等を見ながら国、県及び他市の動向を踏まえ、適正な給与水準の確保を図ってまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②月給制への移行についての検討はどうなされたのかについて伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

地方自治法第203条の2第2項によりますと、報酬はその勤務日数に応じて、これを支給する。ただし、条例で特別な定めをした場合はこの限りではないと規定されており、令和元年度制定の豊見城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条に基づき、基本的には日給で支給するものとなっていることから、本市におきましては、勤務実績に応じた日額による支給を行っております。議員ご質問の月給制を導入するには、関係条例等の改定も必要となることから、引き続き他市の運用状況を参考に調査研究し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

県内の自治体でも月給制への移行が進んでいます。いつまでに調査研究を重ねて結論を出したいと考えているか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほども答弁しましたが、日額から月給制へ改正するには、条例改正を行うこととなりますので、結論を出すためには内部調整をしっかりと踏まえた上でなければならないと考えております。このようなことから結論を出す時期を明言することは現時点では厳しいものと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

結論を出す時期を述べるのは厳しいということは、いつまでに出すか、決めるか分からないということです。これでは働く人の権利を守れない。暮らしを守れないということではないでしょうか。調査研究についてはいち早く進めていただきたい。そして一刻も早く結論を出していただきたいと思っております。再質

問の2つ目に、期末手当は全員に支給されているのでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

国の事務処理マニュアルによると、任用時において、6か月以上の任用期間の発令がある場合には、期末手当を支給して差し支えないとしております。本市におきましては、豊見城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条に基づき、任期の定めが6か月以上ある者及び1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対して期末手当の支給を行っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

つまり該当者には期末手当は支給されているということで理解していいですね。そこで伺いますけれども、地方自治体が非常勤のパートタイムを含む会計年度任用職員に対して、今月3日、地方自治法改正案を閣議決定し、勤勉手当を支給できるように法改正が3月中に行われます。勤勉手当についても出すべきだと考えるが、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員への勤勉手当の支給については、現在地方自治法に規定はございませんが、国は勤勉手当の支給について、地方自治法改正案を通常国会に提出し、早ければ令和6年度から適用する方針が示されております。本市としましては、国及び県の方針に沿って、法令等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

年度中に成立すれば補正も含めて実施すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

本市としましては、国及び県の方針に沿って、法令等に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひよろしく申し上げます。

③本人の意思に反して今年3月末で雇い止めになる会計年度任用職員の数について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、各課において公募によらない再度の任用の上限回数である2回までの任用を行った職種の公募をかけ、公募の申込みのあったものについて、第一希望から第三希望までの面接を実施し、内定されたものから順次人事課宛任用申請書の提出がなされている状況であります。希望の職種に内定されず、現時点において任用に至っていないものについては、できる限り任用につなげられるよう引き続き任用募集中の部署に対し、履歴書等による情報提供を行っているところであります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。再質問ですけれども、継続雇用を求むる職員は全体の会計年度任用職員の中で何名いらっしゃるのでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

履歴書等については、各課への提出となっていることから人事課において継続雇用を求むる全職員数の把握は行っておりません。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

そろそろ3月も終わらんやとしているわけですから、この希望を取りまとめて、可能な限り希望される職員が継続されるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

④会計年度任用職員だけで構成されている部課はあるのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

正規職員の配置がなく、会計年度任用職員だけで構成されている部署はございません。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

図書館長は一般職になっているのでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、図書館長の職員については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき、任期付職員として配置しております。ご質問の一般職になっているかについてですが、地方公務員法第3条第2項では、一般職は特別職に属する職以外の一切の職とするとし、特別職を規定する地方公務員法第3条第3項の規定において、任期付き職員の明記はありません。このようなことから図書館長は一般職として採用されることとなります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ここに総務省発行の会計年度任用職員制度の適切な運用についての通知があります。この中で非常勤の館長等については、事業遂行に当たって任命権者等に対し助言をする顧問、参与等と考えられる場合を除き、原則として一般職に移行することが妥当であるとうたっています。ですから当然、一般職として会計年度任用職員という扱いではないですね。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほどお答えしましたとおり、図書館長は一般職であり、会計年度任用職員ではありません。

せん。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

次(3)窓口業務職員について伺います。

①窓口業務を外部委託する目的はどこにあるのか伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

窓口業務外部委託については、限られた職員の効果的、効率的な配置を行い、生産性の高い組織を構築するため、民間の有する多様な専門性と機動性、ノウハウを生かし、質の高い市民サービスの提供を図ることを目的に、平成31年2月より実施しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②年間にかかる窓口業務委託費の総額を伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

令和3年10月から令和6年9月までの契約におきましては、年額8,046万7,200円となっております。内訳といたしましては、一般会計のほうで7,193万7,672円、国民健康保険特別会計におきましては852万9,528円となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ここに豊見城市窓口職員募集の求人案内があります。月に14万5,000円です。これは3月は22日間働くことになるんです。時給に直すと823円です。沖縄の最低賃金は853円です。これをどう見るかお伺いします。最低賃金を下回っているわけです。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

人件費につきましては、職責、職務経験及び雇用形態により給与額が異なることは委託業者より聴取しております。また最低賃金との比較ですけれども、委託事業者におきま

しては、1年ごとに2%から3%ほどの昇給があることを確認しております。沖縄県が定める最低賃金法に基づく沖縄県の最低賃金を下回る雇用でないことも確認しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

一人ひとりの労働者の賃金実態については把握をされていないわけです。人によっては労働基準法に違反して最低賃金を下回っている場合もあり得るわけです。これは市役所としては絶対にこれを見過ごすわけにはいかないと思います。

次に③窓口業務の職員数について伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えします。

令和5年2月現在で現場責任者が2名、業務リーダーが4名、フルタイム勤務者が9名、パートタイム勤務者が5名の合計20名で業務を行っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

先ほど答弁をしていただきました年間にかかる外部委託の総額は8,000万円を超えている。そうすると単純に平均すれば1人当たり400万円かかることになっているわけです。ところが実際に窓口職員に支払われる賃金は200万円を切っているわけです。夏、冬のボーナスは数万円だと聞いていますから、200万円を切っているわけです。400万円、1人当たり市が委託契約で払って、ところが200万円余りはこの会社の管理費のために使われている。これはかけ離れた実態だと言わなければなりません。この実態をどう見ているのでしょうか。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

窓口業務委託費につきましては、人件費以外にも管理費といたしまして、雇用事務のコ

ストや、現場配置前の教育専属スタッフによる教育費コスト、あとは配属後も継続的な教育研修を通じ、インシデント事例の共有や接遇力の強化にも加え、法改正対応の構築及び安定した業務を遂行するための必要ツール等の費用が含まれております。人件費につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、職責や職務経験及び雇用形態により給与額が異なることを確認しております。また委託費の中には社会保険、待遇に必要な費用など、支給以外の人件費も含まれるものと解しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

何を言っているんですか。社会保険料自己負担分は14万5,000円の中から引かれているんです。職場研修にかかる費用が労働者の賃金を上回って、管理会社に支払われている。これは非常に現雇用率としては、当初導入したものと比べてもあまりにも非効率で、働く職員の意欲をそぐものになっていると私は思います。この際、外部委託をやめて、窓口業務職員を直接雇用すべきです。この年度の期限がこの国和システムの雇用契約は来年度までではないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時15分)

再 開 (14時16分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

今回の窓口業務委託の期間につきましては、令和3年10月から令和6年9月までとなっておりますので、この契約期間で業務委託は継続するものと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

働く人の暮らしを守っていく。そして権利を守っていくことによって、市の最前線で働く職員の皆さんのやる気を引き出していく。このことが市政の発展につながっていくと私は確信しています。改めて市として、外部委託をやめて、直接職員を雇用する。このことを求めたいと思います。

(4) ジェンダー平等について。

2020年3月定例会でパートナーシップ宣言を行うことを求めました。検討を進めるという答弁でしたが、改めて伺います。

①パートナーシップ宣言を行うことについて伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

ご質問は各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度であるパートナーシップ制度のことと認識してお答えいたします。本市では第5次豊見城市総合計画において、性の多様性の理解増進を図り、パートナーシップ制度の検討など、当事者の様々な課題解決に積極的に取り組むことを掲げております。令和4年度はレインボー宣言を発表し、お互いの立場や気持ちについて理解し、多様性のある社会へこれからの生き方、働き方を見つめ直すことを目的として、市民講座を2回開催しております。また今年の男女共同参画標語は、市内の小学校から一般の方まで510件もの応募をいただき、その作品からも性の多様性を柔軟に受け止める市民が年齢を問わず増えてきていることを実感しております。パートナーシップ制度は自治体が発行する証明書をそれぞれの事業所で適用できるよう理解を求める内容となっていることから、証明書の適用がより多くの事業所で認められるよう、市民や市内

事業所様に対し、性の多様性への理解を深め広げる取組に努めているところでございます。その取組と並行して、本制度を導入している那覇市や浦添市を参考にし、当事者、関係者、有識者から意見等を聴取して、調査研究するとともに、国の動向も鑑みながら、本市におけるパートナーシップの在り方を検討してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②女性の管理職への積極的登用について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

女性の管理職の積極的登用につきましては、第3次豊見城市男女共同参画プランにおいて、基本目標として定めた誰もが個性と能力を生かした住みよいまちづくりの指標として掲げた市役所管理職課長級以上の女性登用率10%の実現に向けて取り組んでいるところであります。またさらなる推進に向けて、第5次豊見城市総合計画の中では、管理職の女性登用率目標値を令和7年度14.6%としているところです。管理職の女性登用率の直近の数値につきましては、令和5年2月1日時点において、管理職全体に占める女性職員の登用率としまして、16.7%となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

国際社会の中から見ても、日本の数値目標から見ても極めて低いのだと思います。そういう点では、引き続き積極的に登用を図っていく。この点でも努力をしていただきたいと思えます。

(5)給食費について。

①学校給食費の無償化についての市長の見解を伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

学校給食は健康の保持、増進、食育の正しい理解、協同の精神の育成、自然を尊重する精神などの養成、食を通じた勤労を重んずる態度の養成、食文化の理解の促進、食料の生産、流通、消費の理解など、教育的意義が高いものと認識しております。また本県は子どもの割合が高い一方、平均県民所得が低いことから、子育て支援策は沖縄県の課題となっております。学校給食の無償化につきましては、各市町村独自の取組が行われておりますが、同じ県下で給食費にかかる子育て支援に不均衡が生じている中、給食費無償化の実現を政策としている沖縄県知事には、子育て世帯にとって大きな期待が寄せられているものと考えております。先月には沖縄県市長会におきましても、全額県費負担による一刻も早い公約の実現を求めたところでございます。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

全国で給食費の無償化が広がっています。小中学校とも給食費無償化の自治体は、全国で254自治体、県内では宮古島市や名護市を含む12自治体に広がっています。岸田首相は昨年10月、共産党の小池晃参議院議員の質問に答えて、無償化については自治体において適切に判断すべきものとし、憲法第26条に基づけば、保護者が負担する学校給食費を自治体などが補助することを妨げるものではないと答弁をしています。豊見城市で給食費の支払いで困っている世帯はないという認識かどうか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時23分)

再 開 (14時23分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

支払いが厳しい世帯につきましては、これまでも従来より就学援助制度を活用しております。さらに平成28年度より対象者を拡充し、支援を図っているところでございます。また今後につきましては、全県において支援の不均衡をなくしていただきたく、沖縄県による給食費無償化を要請してまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

給食費の無償化については、沖縄県任せで取り組むという考えではないと思います。豊見城市としても積極的に連携して無償化についての取組を図るべきだと考えますけれども、見解を伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

沖縄県内においては独自に学校給食費の無償化を実施している自治体もありますが、一方で、財政状況が厳しく、学校給食費の無償化または一部支援を実施していない自治体もあり、学校給食に対する地域間格差が生じている状況でございます。そのような状況におきまして、沖縄県が学校給食費の無償化の実現を政策としていることは、学校給食費における地域間格差が解消されることが大いに期待されることから、本市としましては沖縄県による全額県費負担による学校給食費無償化制度を一刻も早く確立し、子育て世帯への負担軽減が図られるよう沖縄県に要請してまいります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

学校給食費の無償化については、やはり岸田首相が言うように、それぞれの自治体が

しっかりと取り組むということを書いているわけですから、豊見城市としても沖縄県と連携して、協力をして無償化に踏み出していく。このことが求められていると思います。

③物価高騰に伴う給食費への支援について伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

学校給食費保護者支援事業として、栄養充足率を満たすため、これまで小学生月額600円、中学生月額700円の支援を行ってききましたが、栄養充足率を満たしつつ、物価高騰に対応するため、保護者徴収額は据え置き、令和5年度につきましては、小学生月額800円、中学生月額900円を支援していきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

これについては今後も続けていくという認識だと思います。

次に(6)道路行政について。

市道253号線、根差部部落内、公民館近くの道路の安全対策について伺います。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

ご質問は市道253号線と市道38号線の交差点のこととしてお答えします。現場を確認したところ、当該交差点は市道38号線の道路幅員が6メートル、市道253号線の道路幅員が4.6メートルとなっておりますが、どの道路が優先なのか分かりづらい状況となっております。優先順位や停止線などの規制については、所管である豊見城警察署へ相談を行ったところ、幅員の差はあるものの、優先順位はないとのことでした。現状を見ますと、市道38号線は下りの交差点となり、速度が出やすい形となっているため、より慎重に通行する

必要があると判断しております。対策としましては、市道38号線側の交差点手前に速度抑制と交差点を示す看板の設置、交差点部分へのカラー塗装を検討していきたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(7)補聴器購入助成制度について。

私は2021年6月定例会、そして2022年6月定例会、この片耳難聴、加齢性難聴問題について取り上げてきました。担当課が調査研究を重ねて、次年度実施が盛り込まれたことは大変すばらしいことです。心から感謝申し上げます。そこで伺ひます。補聴器購入の際の助成制度導入実施の内容について伺ひます。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

高齢者への加齢性難聴者補聴器購入費助成事業につきましては、令和5年度より65歳以上の市民の方で聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に対し、高齢者福祉の推進を図るとともに、経済的負担を軽減することを目的に、補聴器購入費用の一部助成を開始する予定としております。現在、要綱等の整備を進めておりますが、助成対象者につきましては、豊見城市民の方で満65歳以上の住民税非課税世帯で、医師から補聴器の使用が必要と判断された方とし、助成額は1人当たり2万5,000円を上限とする予定としております。また片側難聴児への補聴器購入に係る助成につきましても、現在、既存の要綱改正を進めており、現行対象要件の聴力レベル、両耳の聴力レベル30デシベル以上をいずれかの耳、または両耳の聴力レベルが30デシベル以上とすることにより、片側難聴児への対応を予定しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

再質問を行います。予算規模は何名を予定されているのでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和5年度におきましては、予算としましては20名を予定しております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

どのような方法で実施するのか伺ひます。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

広報紙やホームページ等で申請手続等の十分な周知期間を設け、申請受付を行う予定としております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

20名を超えた場合の対応はどうなるのでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

現時点においては予算の範囲内での対応を考えておりますが、申請状況によりましては、補正での対応も検討したいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

大変すばらしいと思ひます。片耳難聴児の実態掌握はされておられるのでしょうか。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

市立の小中学校における健診結果によりますと、片側難聴児疑いを含む児童・生徒は小学校で7名、中学校で5名となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

しっかり取り組んでいただきたいと思ひます。これで3月定例会の一般質問を終わり…。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時41分)

再 開 (15時23分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

真栄里保議員の発言を許します。

○ (13番) 真栄里 保議員 一発言訂正・取消一

発言の訂正をお願いします。

窓口勤務職員の「給与からさらに社会保険料が引かれる」という発言の部分を、「給与から自己負担分が引かれる」に訂正し、——
—————と
いう部分については取消しをさせていただきたいと思います。

○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいまの真栄里保議員より発言の一部訂正と発言の一部取消しの申出がございました。

まず発言の訂正については、申出のとおり議長において訂正を許可いたします。

次に発言の一部取消しについてお諮りいたします。

真栄里保議員の申出の部分を削除することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、真栄里保議員の発言取消しの申出を許可することに決しました。

○ 議長 外間 剛

時間内に終わりそうにありませんので、会議時間を延長いたします。

時間延長 (15時25分)

—— 通告番号10 (17番) 大田善裕議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、大田善裕議員の質問を許します。

○ (17番) 大田善裕議員 一登壇一

市民の皆さん、多大なるお時間を浪費させ

てしまったことを心からおわびを申し上げます。私がこのロスタイムを責任をとって20分で質問を終わりたいと思いますので、どうか執行部の皆さん、満額回答で答弁をしていただけたら時間どおり終わりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは(1)物価高騰対策についてお尋ねいたします。

本市の令和5年度当初予算における独自の具体的な物価高騰対策についてお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

ウクライナ情勢をはじめとした国際的な情勢不安や急激な円安による物価高騰は今なお継続しております。特に原油価格は大幅に上昇し、また世界的な穀物価格の上昇などを背景に、肥料価格や飼料価格が大幅に上昇しております。令和5年度当初予算においては、こうした原油、肥料、飼料等の価格高騰の影響を大きく受ける事業者に対し、事業活動の維持、継続を図る目的で、必要な経費を助成するために、4,123万円の事業者支援対策を講じております。具体的には市内の観光バス事業者や公共交通事業者に対して、サービス維持のための費用の一部を助成するとともに、農水産業者に対して肥料、飼料、燃料費等の購入にかかる費用の一部の補助を実施いたします。また物価高騰により給食の食材料費も上昇している中、質や量を保った給食を実施するために保護者の皆さんに負担増を求めることがないように、学校給食費保護者支援事業として、1,713万2,000円の予算を計上しております。なお、令和4年度最終補正予算においても令和5年度当初予算と一体となって物

価高騰により大きな影響を受けている子育て世帯の支援をするため、子ども1人当たり5,000円を支給する子育て応援一時給付金の事業、第二弾として7,598万6,000円の予算を計上し、今後の原油価格物価高騰等の影響への軽減策を講じてまいりたいと思います。

○(17番)大田善裕議員 一再質問一

昨年11月28日の臨時会においても、この物価高騰対策における様々な支援というのを打ち出してきたと思います。今回、私がこの質問を通告するに当たって、一番はこの4月から沖縄電力の電気料金が値上げされるという報道があったとおり、これは全国で一番高い電力を支払う県民が、一番所得の低い県民がそのまま家計に受ける影響は大きいだろうと。そういうような流れで12月の定例会でもそうですけれども、市独自で国、県にかかわらずいち早くこれらのものに対して対策を講ずるべきではないかということの趣旨を申し上げまして、また同様な質問を3月定例会でやるということを出しましたが、この間この報道等でもありましたとおり、国や県でもいわゆる104億円相当のお金で電気料金を緩和措置すると。激変緩和を避けるための対策がなされるというお話がありましたので、それだけはほっとしたんですけれども、それ以外は市民の皆さんのこれから控えるこれらの環境の変化にもう一度政策を練り直して、市として独自で何らかの政策が打てないかということを少し提案させていただきたいと思います。そういった中では今、答弁でもお示しいただいたとおり、事業所の支援、これも昨年の臨時会の補正予算でもあったかと思いますが、また子育て支援、学校給食、そして子育て世帯への支援、これは大事なことで、大変いいことだと思います。しかしながら、市長、少

し思い起こしていただきたいんですが、私たちが市長選挙の際に、市民の皆さんにコロナのこともあって反省して、徳元市長を誕生させるに当たって、山川前市政の物事の考え方というものが少し柔軟に市政を変えていこうという話の中で、子ども改革というものがあって、そして様々な子育て支援を打ち出しておりましたけれども、高齢者の皆さんにもバランスよい政策を、事業をやっけてこなかったということに対して、この選挙の中で大きく反省して、アンチテーゼとして、高齢者の皆さんにもしっかりと皆さんが納められた税金を再分配していく。世代間のギャップというものをなるべく平たくしていくということテーマにして、市長選挙を戦われたことだったと思います。そういった中で、この11月の補正予算のときに取られた物価高騰対策、子育て世帯への支援、そして今回の当初予算でも取られますけれども、事業者は置いておいて、一般の生活者の支援に重点を置いた支援策という中で、先ほどから繰り返しておりますように、子育て世帯以外の高齢者の支援というものも補正予算が組めるならば、そういうような形で検討するべきではないかということをお話させていただきたいと思います。そういった中で、一説、統計がありますけれども、65歳以上のシニアの方で6割以上が働いているというデータもあります。そして男女で70歳から74歳のご高齢になられても3割強の方が年金だけでは生活できずにお仕事に出られているという実態もあって、一説には先進主要国でこれだけお年寄りが社会に出て稼がなければならないということの問題が指摘されているわけですが、そういった中で私たち沖縄県の場合は、米軍統治下で27年間続きました。そういったことで年金制度への加

入の遅れが無年金者や低年金者、そして所得が低いがゆえに年金をもらったとしても低年金の方々が多くいるということも勘案したときに、やはり国、県がいろいろな形で支援する報道がなされていますけれども、ここは少ない財源で、対象が少ないかもしれません。しかし、我々は市長選挙で唱えた高齢者の皆さんにもしっかりと目を向けていくということ、この哲学をしっかりと示していく必要があるのではないかとことを思うわけがあります。ですから近いうちに補正予算で高齢者の皆さんに、子育て世代の皆さんにやったような、もしくは何らかの形で安心して今のこの時期が少し緩やかになるような予算というものを作るべきではないかと考えますけれども、徳元市長のお考えをお聞かせください。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

選挙戦のときは全世代に寄り添った施策を展開していくということの記憶が私もありまして、そのように一緒に活動させていただきましたので、そういう意味からしても大田善裕議員がおっしゃるとおり、子ども政策だとか、子育て世代の皆さんに対する手厚さというのはこれまでも継続してきたとおり、これからもそれはもちろんやりつつ、今ご指摘のあった、そうではない高齢者の世帯に対してセーフティネットに引っかからない、いわゆる何の手当もなく苦しんでおられる方も一定数いるだろうということだと思えます。そこについても確かに独自政策の中に予算化ということは今のところないんですが、どのような形で手当をすべきか、どういうニーズがあるのかということからまずは調査といたしますか、状況を見極めて、その市民生活に合う

経済活動を含めた上で見極めて次なる展開、市民に寄り添った地域経済活動に努めていければいいなと考えております。よろしく願いいたします。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

財源に限りがあると思います。12月定例会でも提案させていただきましたが、場合によっては、市中金融機関から一時借入れをして、そのお金をそういうような皆さんに支給していくということも、うちの財政力が許すならば、ぜひとも大胆にやっていただきたいと思います。

次に移ります。②県下において独自の物価高騰対策を実施している自治体についてお尋ねいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

那覇市においては、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、学校給食牛乳の購入について、市が3か月分負担する事業を行っております。また、うるま市においては、飼料価格高騰への対策として、畜産農家に対し、飼育頭数に応じた補助金の交付や保育所や放課後児童クラブに対する食材料費負担軽減のための給付金の支給を行っております。宮古島市におきましては、物価高騰による農家負担を軽減するため、生産農家や購入する肥料等に対する補助金の交付や水産業の経営圧迫の措置を行うための燃料費高騰分の差額支援を行っている状況であります。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

それでは(2)に移ります。西部地域の振興についてお尋ねいたします。

①座安小学校区域の児童公園の整備について、よろしく願います。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

座安小学校区域にある公園整備について、公園整備は必要と考えておりますが、国庫補助事業を活用し、整備することは採択要件が厳しいことから、市単独事業による整備になるものと考えております。今後早い時期に公園の場所について、学校やPTA及び地域自治会など、様々な意見を踏まえ、関係部署と協議、調整を行いながら検討してまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

早い時期という言葉が少し気になるわけですが、早い時期というのほどこままで早い時期なんですか。私の認識では秋は早くはないと思いますけれども。春なのか、夏なのか、それまでにというのが早い時期という意味を含めた答弁だったのでしょうか。

○ 経済建設部長 比嘉 操

4月、春から夏にかけて対応させていただきたいと考えます。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

私が1期目のときに副市長が経済建設部長で、平成28年に緑の基本計画に盛り込んで、そのときに私はばりばりの野党でしたけれども、副市長から「やったからね」という形で喜んだ覚えがあります。しかしながら、緑の基本計画のままで公園整備を待つとあまりにも要件が、例えば国庫補助の2分の1で、面積が2ヘクタール、6,000坪必要だと。こうなってくると一大事業になってしまって、20年、30年スパンで長嶺城址公園の工事が終わった後に、そういうことに取りかかるとなると、とてもではないけれども、私はそれを見ることできないだろうという中で、この間ずっと11回ぐらい質問してきて、今ご答弁にありましたように、単独費用で整備すると

いう方向性を見出していただくことができませんでした。そこでなんです、市長、座安小学校の校区では、保守市政の中で宜保晴毅元市長が1期目の4年間の中で、座安小学校の建て替えをやり遂げました。そして前市長の山川市政では、1期4年間の間で座安児童クラブを完成させました。私はこの1期4年間の中で、前の市政、その前の市政を見ると、徳元市政としては、座安小学校の校区の中でやる事業、1期4年間の大きい実績としては、学校の建て替え、そして児童クラブの完成、そして公園の完成を見て、次の市長選挙に臨むほうが一番流れとして、そして市長になられた者としてはいいのではないかと思うわけですが、この1期4年間の中で完成までするというお気持ちがあつて、今回の答弁をご用意されたのでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今、経済建設部長が答弁したとおりであります。やはりアクションを起こすということは一番大事であろうと思います。予算化することが全てではないですし、もちろん座安校区一帯、大田善裕議員と一緒に歩いたあの景色を見てみますと、確かに座安校区にはないと。長嶺中学校校区、それから豊見城中学校校区の中には充実した公園があるのに、伊良波中学校校区の中の座安の一帯だけはないということも認識しておりますが、その時点で必要性は大いに感じているところであります。どういう公園をどの規模でやらなければいけないかということに、先ほど緑の基本計画のお話もありましたけれども、やはり学校のPTAの皆さん、子どもたちが遊ぶ公園になっていくはずですから、そこまた地域のお年寄りの皆さんの憩いの場にもならなけれ

ばいけないだろうと思いますので、その地域意見をまず聞くことがファーストアクションなんだろうと思ひまして、そこをさせていただきながら、その規模が見えてくると思ひます。そこについてはスピーディに、任期限内にある程度のめど、もちろん完成が最終形でありますから、そこを目指して取り組んでいきたいと思ひます。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

完成すると思ひます。規模の話をしました。単独費用なので、恐らく小さな公園にしかならないと思ひます。ですが日本一大きい小さい公園をつくっていただきたい。単独費用の中でここまでできるのかというようものを期待しておりますので、ぜひ1期4年の中でやり遂げていただきたいということをお願いさせていただきますと思ひます。

次に移ります。②字渡橋名「クンジャーガー」周辺の水路整備についてお尋ねいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

水路整備については、本市全体的に多数の整備要望や維持、修繕等の要望があり、現在、危険度の高い箇所や被害の大きさ、また予算などを考慮しながら優先度や対策方法等を検討し、実施に取り組んでいるところであります。去る令和4年5月から令和4年6月にかけての長雨や記録的豪雨に伴い、複数箇所の農道の冠水や土砂崩れが発生しております。当面の間は多くの市民生活に影響を及ぼす可能性が高い箇所から優先的に復旧、整備に取り組んでいきたいと考えております。クンジャーガーの周辺の水路整備については、今後も他の水路等も含め、状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えています。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

何名かの議員のほうから市長のほうに、現場に赴いていただいて、この現状を確認してほしいというお話がありました。これはあえてタイトルを西部地域の振興というものにさせていただきます中に組み込ませていただきましたが、私は市議会議員の選挙の中で、多分市長も私の事務所開きの中でお話を聞いていただいたと思ひますが、東部と西部の、私はこれは東高西低という言葉をつくって、いつもやっていますけれども、いわゆる西海岸地域、瀬長島、そして豊崎、そういうようなところと違って、西部はよく西海岸まで含めて一緒にたにされるんですけども、豊見城市の要覧で見て分かると思ひますように、西部地域というのはいわゆる西海岸とは区別して物事を考えていかなければならないと思ひます。そういった中で、そういうことはなかったと思ひますけれども、しかし地域の声として、これまで長い間東部側のほうから市長がずっと輩出してきまして、それで県議会議員もずっと東部側の出身の皆さんですから、なかなか現場で市長だったり、県議というものをこうやって現場の中でいろいろ話を聞いてもらって、そうやっていただくという機会がどうもこの住民の皆さんには、それは当然平等にやってきたと思ひますけれども、そういう意識があるのも間違いありません。そういった中でクンジャーガーの現場も、徳元市長が来たら本当に喜ぶと思ひます。こういうような形で何度か予算がはねられておりますので、実際現場に来ていただいて、できるかできないかは別にして、この現場の中でいわゆる西部地域の皆さんに囲まれて、現場の確認をするということも一つ大事なことで思ひます。ぜひとも現場に赴いていただきたい

と思いますが、市長の考えをよろしくお願ひ
します。

○ 市長 徳元次人

大田正樹議員の質問のときにもお話をしま
したが、現場に行くという、現場を知らない
とどこに予算を充てていいか分からないとい
う話をさせていただきました。そのとおりの
スタンスで挑んでいきたいと思ひますので、
クンジャーガーの視察もさせていただきたい。
早いうちに、新年度に入ってスケジュールを
組ませていただければと思ひます。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

ちょっと時間内に終わりそうにないので、
延長させていただきます。質問をします。

③県営渡橋名団地には早急なのり面工事が
必要と考えます。市から県への予算化も含め
対策を促してほしいのですが、見解をお伺い
します。

○ 都市計画部長 大城 堅

お答えいたします。

議員ご質問の県営渡橋名団地周辺ののり面
等について現地確認を行ったところ、駐車場
の沈下や擁壁の傾きなどを確認しております。
現地確認を踏まえ、管理する沖縄県に今後の
対応について確認したところ、現在対策工事
に向けて実施設計を行っており、令和5年度
予算において工事を実施する予定であると
伺っております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

先般、現場も担当課におきまして確認をし
ていただきました。私が説明した、質問した
ときもそうだったんですけども、いわゆる
渡橋名団地から見ると北側になるんですか、
北東ですか、駐車場があるところ。保育園が
あって、その脇のところの擁壁がずれている
ということで、これは上の団地を高層化した

際に、荷重に耐えられなくなって、駐車場の
あたりが地盤が沈下して起こっている現象だ
と思ひますが、昨日ちょっとまた近くの住民
から呼ばれまして、その反対側、エコシテ
渡橋名側ののり面も大雨のときに2回土砂崩
れをしているというお話もありました。なの
で、県のお話が、私がお伝えした場所だけ
ではなしに、反対側も含めての事業なのかとい
うことを後で県のほうにも確認をしていただ
けたらありがたいと思ひますので、どう
ぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(3)ごみ行政について質問をします。

①一般廃棄物収集運搬委託業者の陳情に対
する今後の対応について。これは2度、山川
市政のときにも徳元市長にも同じ内容で出さ
せていただいております。1つは、委託料を
大幅にベースアップすること。そして区割り、
車を増車して負担を軽減するように図ること。
そして週休2日制を実現すること。そしてご
みの収集漏れ、いわゆる取り漏れ、そういつ
たものに住民とのトラブルや、もしくは行政
と業者との意思疎通を図りやすくするために、
GPSのようなものを用意して、運行管理を
しっかりとやっていくべきではないかという
ことの要請でした。このことの対応について、
今後のお話をお伺いしたいと思ひます。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

令和4年5月20日及び11月25日に、委託事
業者7社の署名を添えた一般廃棄物収集運搬
業務委託契約内容の見直し及び処遇について
の陳情の提出がございました。陳情を受けて
生活環境課では実態把握のため、委託事業者
の皆さんと意見交換やヒアリング等を重ねて
まいりました。令和4年12月には原油価格高
騰、物価高騰の影響を受けている状況の下、

本市の家庭系ごみ収集運搬業者の業務の維持に努める委託事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援金を交付しております。陳情に対するそれぞれの対応状況につきましては、①事業者やその従業員の生計改善を図る観点から、現在の委託料より大幅にベースアップすることについては、令和4年の月95万円から令和5年につきましては月35万円の大幅アップにて予算要求をしているところでございます。次に収集にかかる区割りについてですが、過度な作業量からくる過酷な労働環境の改善を図ることにつきましては、地区ごとにばらつきのある人口やごみ量の均衡が保てるよう、地区割の見直しを行いたいと考えております。次に週休2日制を実現することにつきましては、ごみ収集日における完全週休2日制の導入は、3地区での収集を行っている本市では対応が難しいため、これまで3名以上としていた体制を引き上げた委託料にて4名以上の体制とし、シフト勤務により日曜日以外にも休日を設定することや、今後の区割りで負担軽減を図っていけるよう、今後も検討していきたいと考えております。ごみの収集漏れ等の住民等からの問合せに即座に対応が可能となるよう、車両に運行管理システムを導入することにつきましては、引き上げた委託料にて各事業所において導入を検討していただきたいと考えております。以上の内容につきましては、2月の委託業者会議において説明を行い、次年度以降の委託の継続についてもおおむね了承をいただいておりますが、今後も引き続き委託事業者の皆さんとは意見交換を行い、対応が可能なものから一つ一つ取り組んでいきたいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

②の委託業者の組織化について。

事業組合についてです。県内ではいわゆる自治体からの委託について15の組合があるということです。本市におきましても、そういう方向性を議論してもいい時期にあるのではないかという考えから質問を出しました。市政の見解をお尋ねしたいと思います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

組合のメリットにつきましては、燃料や車両、タイヤから消耗品までの共同購入によるコスト減や法律や管理体制など、研修会を実施し、共通理解を図ること。あと体調不良や車両故障などで休みの業者があった場合に、組合員の皆さんでカバーする、市民サービスの向上などのメリットがあります。委託事業者の組合化につきましては、これまでも委託事業者の皆様と意見交換を行っているところでございますが、本市の委託業者は個人事業者と法人が混在しているとの理由から、組合化に向けての議論が進んでいないところでございました。次年度、令和5年度からは全ての委託業者が法人となる予定であることから、全委託業者の皆さんが寄り集まった組合化の可能性についても意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

ぜひその方向性で意見交換をしていただきたいと思っております。まず、先ほどの最初の答弁で処遇改善についての陳情で、車を増車させる、区割りを増やすということと、週休2日制を実現するということについては、いわば現状で今の運営を見直しながら、これに相当するような多分労働環境を改善するという意味合いだったと思っております。しかしながら、今7社、8区画やっていますけれども、7社の

皆さんと個別に委託契約をする中で、実際にこういう区割りの見直しとか、労働量についていろいろやるよりも、まずは一旦組合化を促して、それでその中から労働環境を見直していく。もしくは今の過重な運営というものを見直していくというほうが実際、私はうまくいくのではないかと考えております。実際に私は2月27日に、糸満市の清掃組合の皆さんと、あと組合化に向けて沖縄中小企業団体中央会の皆さんを招いて、あと本市の委託業者の皆さんと2時間程度勉強会をしました。すると、やはり行政のほうもメリットがあります。例えばこれまでずっと7社の個別に委託契約をしていたものが、先ほども答弁にあったとおりですけれども、組合化をすることによって、組合と一括契約を結んで、その後の中のものに関しては組織として、皆さんが今までやっていた作業を、組合としてやっていく。そうするほうが毎年委託を契約するにも行政として非常に効率的です。また組合の中で、おのおのの仲間内の中で、先ほど様々なものに対して自分たちで調整できるものを組合の中でやる。一括して委託料を払って、その中でエリアを自分たちで分けて、例えば多い地区には多い委託料を払う。早く終わるところには少なくする。また組織の中でも調整ができると思います。人数も調整ができると思います。そういう中で、市としては毎年これだけの委託料、あとは皆さんでうまくやり取りしながら、例えばお休みの件もそうですし、自分たちのエリア割り、作業量の調整、そういう部分も現場の皆さんがスムーズにできるような形でやっていくほうが、これまでの皆さんとの今までのやり取りを見ますと、より信頼関係が深まるのではないかと。もしくは安心、安全な委託契約ができる

のではないかと思います。ですから繰り返し申し上げますけれども、まずは組合化を先にして、先ほど言った陳情の2番と3番を実現していくと。卵が先か、鶏が先かという議論だと思いますけれども、その方向でぜひやっていただきたいと考えますけれども、今のお話をさせていただく中で、市民部長、所感をお尋ねしたいと思います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

組合化に向けてはいろいろなメリットもあるというふうに考えておりますので、委託事業者の皆さんと調整を重ねながら、方向性を定めていきたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

先ほど事務効率の話もしましたけれども、これまで連絡するにも1社、1社連絡していたものが、窓口も一本化されますし、契約も一本化されますし、またその中の作業についても自分たちの中で、これまで皆さんがヒアリングをする中で、A社はこう言っている。B社はこう言っていない。C社はこう言っているということで、意思統一が難しかったと思います。しかし、組合の中で何を行政に改善を求めるのか、もしくは自分たちに必要なものが何なのかということも組織の中でしっかりと意思疎通を図らせて、そして行政と団体交渉をすることになると思いますけれども、いろいろな部分で改善に向けたそういうような相談をしっかりとやりやすい、そういう組織化ということも含めての意味ですので、ぜひとも皆さんのほうもそういうことを肝にとどめていただいて、これらの早めの話し合いを進めていただきたいということを要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

— 通告番号11（3番）新垣繁人議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、新垣繁人議員の質問を許します。

○（3番）新垣繁人議員 ー登壇ー

皆さん、こんにちは。会派城の風、新垣繁人と申します。一般質問を始める前に、改選後ということもありまして、少しばかり所見を述べたいと思います。まず去る2月12日に行われました豊見城市議会議員選挙、本当に多くの方々に、今回の3期目も含めまして、支えていただき当選させていただきましたことをこの場をお借りし、感謝申し上げます。と同時に、またこれから4年間、時代が変わっていくのもしっかり情報キャッチもしていきながら、新市長、徳元次人市長とともに、そして市議団とともに、また豊見城のために頑張っていくことをこの場をお借りし約束したいと思います。そして今回いろいろな新人の方々が今日から一般質問が始まっております。21期としても一般質問が始まっております。ただ少しだけ私として腑に落ちないというか、どうかというところを今ちょっと試行錯誤というか、思っているところがありまして、それは何かと言いますと、去る3月16日、予算決算特別委員会が行われました。そのまとめの中で、豊見城市の令和5年度の当初予算、今、予算審議中ではあるんですけども、その委員会の中で野党の皆様が反対したこと、私は本当にいかなものかと思っております。反対するのではなくて、私たちが行ったように、この部分では駄目だから、この部分は駄目だということの本来、修正案でもってやるのが本当ではないかという中で、そして本来でしたら今回、ヤングケアラーもそうです。生活保護費もそうです。学校にかかるお金もそうです。予算もそうです。全て反対したん

です。ですからそれを一般質問をする中でお願いします。それはぜひやってくださいと言いながら、やっていることが矛盾しているということにいかなものかということの思いがある中で、ここはしっかり市民の皆様も今後も注視してください。よろしく願います。

それでは通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まず(1)令和5年度豊見城市施政方針について。

①組織改革について以下を伺います。

(ア)行政を継続しながら市長公約を実現していくにも各課と連携を図り、進捗状況などを常に把握し、そして実現へ向けて課題解決をしていく必要があると考えますけれども、そういった意味で政策管理室、もしくは政策管理班などを設置していく考えがないか、見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和4年度の市長公約の管理等につきましては、秘書広報課において事務を所管しておりましたが、令和4年度豊見城市組織改革検討委員会においては、市長の公約の管理にかかる所管事務については、調査を検討した結果、政策管理や総合計画の策定、調整及び推進を所掌する企画調整課において、市長公約を管理することが円滑な推進を図れるものとして所掌事務の移管を決定したところです。このようなことから令和5年度より企画調整課において、市長公約にかかる企画立案や各課との調整、進捗状況の管理を行ってまいりたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ここは市長ぜひとも、私は市議の1期目の頃からこれを訴えております。元役所にいた者としても、やはり各課間にまたがる案件というのはなかなかつながらないところが実はありまして、そういったところを市民の方々が、市長は徳元次人市長なんだということで、しっかりみんなで負託しているわけですから、市長公約が実現していくためにも各課の連携が必要だと思っております。今、答弁をお聞きしますと、令和5年度において早速企画調整課の中で政策管理をしていくということなんですけれども、ここは確認としまして、半年で政策管理班的なものとして管理されると思うんですけれども、ここは今、私の思いがいったように、各課との政策に関わる案件も含め、行政としての継続案件も含め、そこはしっかり間を取っていくというイメージも含めた政策管理班でスタートしていただけるのか、そこら辺を教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

企画調整課のほうに令和5年度から政策管理に移るわけですから、その辺をしっかり企画調整課のほうで市長との政策調整や各課との連携はやっていくこととなります。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひともよろしく申し上げます。市長の目玉政策の一つでもあります森の風テラスとか、まさにそのような形になると思います。あれは一つの課ではできないんです。企画調整課もそうです。公園緑地課、都市計画課、いろいろな民間を扱う財政課とか、全てが一つのチームにならないと、これは絶対できない案件でありますので、ここはまた政策班を中心にまた新たな中心の課となるところを中心に

実現へ向けてよろしく願いいたします。

それでは続きまして、(イ)今回、施政方針で組織改革のテーマとなった「職員の声が届き職員の変化を感じられる組織改革」がどのように実際、令和5年度として表れているのか、そこもまたお聞かせください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和4年度の組織改革検討委員会では、令和5年度組織改革に向けた検討に当たり、組織体制のテーマとして、職員の声が届き職場の変化を感じられる組織改革を掲げ、令和5年度に向けた組織改革を取りまとめてまいりました。その具体的な内容としては、総務企画部デジタル推進課において、デジタル技術やデータを活用し、市民の利便性の向上や、行政サービスの業務効率化を図るものとして、新たにDX推進班を設置し、自治体DXの推進をしてまいります。また福祉健康部社会福祉課においては、生活保護業務の増加に伴い、今後の円滑な生活保護業務の実施のため、現状の第1保護班、第2保護班を社会福祉課から分離し、新たに生活保護の経理業務を管理する保護管理班を新設して、3班体制の保護課を新設してまいります。保護課の新設については、県内7市においても生活保護に特化した課を設置しており、円滑な業務推進につながるものと期待をしております。さらに上下水道部施設課においては、下水道の施設老朽化にかかる調査計画、対策のほか、近年の大雨、台風時の浸水対応など、適切な維持管理を図るために新たに下水道管理班を設置してまいりたいと考えております。このように組織体制の見直し、検討に当たっては、職員の意見を反映した課長ヒアリングや部長ヒアリングを実施した上で、豊見城市組織改革検

討委員会で調査検討を行い、組織改革を進めてまいりましたが、今年度掲げたテーマは、令和5年度の組織改革で終結するものではなく、その第一歩であり、今後も職員の声が届き職場の変化が感じられるよう、引き続き組織改革に取り組んでまいりたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

早速の新たなスタートとして、素晴らしい組織体制だと思っております。やはりここはしっかりと市民の声をキャッチした中で、それを職員が声として上げていただいて、ここがまた市政運営に反映されますよう、よろしく願いいたします。本当に今回、令和5年度のスタートを新市長とともに、新しい風といえますか、スタートを切れることを本当に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)は今、置いておいて、ちょっと順番を変えます。

(3)新たな街づくりについて。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時09分)

再 開 (16時10分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

すみません。(1)の②です。「森(むい)の風(かじ)テラス構想」「(仮称)豊見城スポーツ拠点エリア構想」が一体となる構想策定、また実現へ向けて、令和5年度はどのような取り組みを行っていくのか、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

森の風テラス構想につきましては、これまで検討してまいりました(仮称)豊見城スポーツ拠点エリア構想とエリアを同一しておりますので、周辺を一体として検討することとしております。(仮称)豊見城スポーツ拠点エリア構想につきましては、これまで市民等へのアンケートを実施し、そのアンケート結果により取りまとめられた基本方針案を、豊見城市スポーツ拠点エリア構想策定懇話会において、意見及び助言等を賜っております。その後、市長の公約であります森の風テラス構想が示されたことに伴い、同構想の在り方、進め方について調整を進めてきたところです。今後につきましては、令和4年度の予算としておりますスポーツ拠点エリア構想、エリア基本構想策定事業の予算を令和5年度へ繰越明許費として繰越し、両構想の内容について再度、庁内で検討を行い、懇話会等を通して新たな基本方針案、基本構想における本エリアの具体的なゾーニング配置案や導入機能案等を取りまとめを行うこととしております。なお、令和5年度に策定いたします基本構想につきましては、市民からご意見を賜るパブリックコメントを実施することとしております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

本来でしたら令和4年度のほうでスポーツ拠点エリア構想の策定が予定されていたはずであります。答弁でもありましたように、市長公約ということで、森の風テラス構想もそこに足していこうということで、今回、令和5年度繰越しになっております。その中で現在の基本構想にどうやって、どこまで基本構想に盛り込んでいくかというのを令和5年度ではしっかり検証と、事務としてやっていくかと思うんですけれども、基本構想が令和5

年度策定されたということを想定した場合、今後の動きとして、こういった形で今後実現へ向けて進めていくのか。もしスケジュール等を今、答弁できるのであればよろしくお願ひします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えしたいと思います。

基本構想策定後におきましては、令和6年度以降にはなりますが、基本計画、基本設計、実施計画を経て建設工事に着手することになります。なお、PPP/PFI手法をはじめとした各種手法に基づき、エリア整備を想定しておりますので、基本計画と合わせ、PPP/PFI手法の導入可能性調査も併せて実施する予定となっております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

基本構想策定後は基本計画、そして実施計画、そしてまた検証していく中で、PPP/PFIも検証していくということでもありますので、ここは本当に丁寧な審議とともに、また実現していただけるようお願いしたいと思います。先ほど言った企画調整課の政策班がしっかりありますので、この構想を実現するにも現在の総合陸上競技場の土地利用として、まず実際どうなのかというところも公園緑地課としても確認しないといけないでしょうし、その後に都市計画としても土地利用の見直しも含めて可能なのか、補助的な問題もいろいろあるかと思ひます。そういった中で、莫大なお金がかかるわけですから、豊見城、本市だけの予算では確かに非常に厳しい、ハードルがある構想だと思ひております。だからこそ行財政改革の一環として、PFI/PPP、これは民間の活力を活用しようということでもありますので、ここをうまくしっかり先進地も視察していただきながら、みんな

が一つになって実現していけますよう、私たちもしっかり実現に向けて頑張っていきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、(2)と(3)の順番を入れ替えたいと思ひます。(3)新たな街づくりについてということで、これも昨年からずっと継続して、今、質問させてもらっているんですけども、そこで第8回、この第8回というのは5年後です。第8回那覇広域都市計画区域区分定期見直しに向けて将来ビジョンなど、計画や取り組み方針(特定保留地区を含む)など、本市の見解を伺ひます。ここは特定保留地区だけではなくて、新たな計画も含めてよろしくお願ひします。

○ 都市計画部長 大城 堅

お答えいたします。

本市のまちづくりの基本となる市都市計画マスタープランや上位計画である那覇広域都市計画区域マスタープラン、市総合計画、市国土利用計画に基づき、都市化の動向や市民ニーズを踏まえ、本市の実情に沿ったまちづくりを進めていけるよう取り組んでまいります。また市都市計画マスタープランはおおむね20年後の都市の姿を見据えながら、10年間の都市づくりの基本方針を定めるものであり、前回は平成28年度に策定していることから、令和6年度より改定に向け、基礎調査等を行い、令和8年度に改定を行う予定でございます。続いて、特定保留地区の県道東風平豊見城線沿道地区につきましては、現在まちづくりの考え方について、協議会設立当時と準備会内での現在の意向に多少違いが見られることから、今後は準備会を中心とした総会を開いていただき、地権者の意見を集約した上で準備会とともに検討していきたいと思ひております。次に豊見城名嘉地インターチェンジ

周辺地区につきましては、計画的市街化誘導地として位置づけられておりますが、市街化調整区域のため、低未利用地が多く残っております。地区内には都市雨水や農業排水が入り混じっているため、下流域の排水能力不足が発生している状況であります。そのような課題がある状況を踏まえつつ、周辺地区におけるまちづくりに対する地域のニーズを把握するため、簡易的なアンケート調査に向け取り組んでおります。最後に、国道331号小祿バイパス沿道地区につきましては、民間企業活力を生かし、土地区画整理事業などによるまちづくりを検討してまいりたいと考えており、現在、企業主導によるアンケート調査を実施していると伺っております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

今、特定保留地区の答弁もありました。今、答弁の中で企業調査という答弁をされていましたが、アンケートのほうもされているということなんですけれども、アンケートとして調査状況というのはどういった状況ですか、現状としまして。

○ 都市計画部長 大城 堅

今アンケート調査のほうは、3月末を回収予定としており、4月以降市民の意見等が確認できるものと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

しっかり市民の意向を確認して、また市民の意向が反映できるようなまちづくりにしていただけたらと思っております。そこで都市計画マスタープランが令和8年度に改定時期ということで、その改定へ向けての作業が令和6年度から始まるという答弁をいただいているんですけれども、今、言いました特定保留地区の3地区、県道東風平沿線と、名嘉地インター、小祿バイパス沿い、メイクマンと

いうんですか、ここは改定後もしっかり市街化編入すべきという地区として、改定後も盛り込まれる予定なのか。お聞かせください。

○ 都市計画部長 大城 堅

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（16時19分）

再 開（16時24分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

ただいま都市計画部長から新垣繁人議員の質問に対する答弁発言の取消しの申出がありましたので、説明させます。

○ 都市計画部長 大城 堅 一発言取消一

失礼しました。今、答弁した全ての内容について取消しをお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（16時24分）

再 開（16時24分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 都市計画部長 大城 堅 一発言取消一

今、発言を行った—————
—————以降についての発言取消しをお願いいたします。

○ 議長 外間 剛 一許可一

お諮りいたします。

ただいまの発言取消しの申出について、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、都市計画部長の発言取消しについては許可することに決しました。

○ 都市計画部長 大城 堅 一再発言一

お答えします。

今、市都市計画マスタープランについて、特定保留地区も含め、今後の方向性についての質問でございましたので、それについては計画どおり進めてまいります。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ぜひとも保留期間が万が一あったとしても令和8年度の都市計画マスタープラン改定のほうでも盛り込んでいただけたらと思います。あと特にまた県道東風平沿線については、いろいろなハードルが、時がたっているのも含めてあるかと思っております。そこは準備会の方々の意見を聞いて、しっかり意向に沿った中でまたやっていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、(4)安全、安心で快適な街づくりについて。

①豊見城団地(平良、高嶺)の生活交流拠点整備について以下を伺うということで、これは実は瀬長恒雄議員も質問されております。私もですけれども、最終日の伊敷光寿議員も似たような質問になっているのが、実は去る2月4日に平良、高嶺地区をよくするために考える会というのがありまして、そこで3名、実際その場に行って、地域の方々の声と意見交換をしてきました。ここは政治思想とかを外して、是々非々で、これからも地域のことは瀬長恒雄議員、そして私、また伊敷光寿議員、この3名でもってできる限り対応していきたいらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(ア)豊見城団地交番詰所の跡地利用について、

地域との話し合いや今後の取り組みなど進捗状況を伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

旧豊見城警察官詰所跡地の利活用につきましては、令和4年6月に行われました豊見城団地での地域懇談会において意見交換を行っております。本市からは当該用地を取得した経緯や、公社との契約により公共施設整備が前提であること、当時の本市の施設整備の考え方などを説明いたしております。地域からは安全、安心に資する施設整備が必要であるところのご意見をいただいているところでございます。今後はさらに対象を広げ、地域全体への説明と意見交換会を予定しております。今後の取組といたしましては、豊見城小学校区域内の7自治会等を対象として、用地取得の経緯や、施設整備の前提などの説明を行い、地域住民からの意見やニーズを聞き取りしてまいります。また本市においても当該箇所に最も適した施設整備が可能となるよう、国庫補助やPPP/PFIなどの導入についても検討を行ってまいりたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

地域との話し合いをできる限り早めにやっていただきたいというところで、早速なんですけど、3月27日にそのような場を持っていただけるということで、本当に早めの対応をありがとうございます。この場所は都市計画マスタープランの中でも言われていますように、実は豊見城団地、平良、高嶺、真玉橋もそうなんですけれども、豊見城のまちづくりの位置づけとしては、生活交流拠点としてのエリアになっております。これまでは団地交番の詰所ではあったんですけど、そこが上田交番と一つになるということで今、なくなっ

たわけではありますけれども、ある意味、実は豊崎の交番も、私は以前できませんかということだったんですけれども、当時は免許センターのほうが那覇市から移ってきたということもあって、交番的な機能も兼ねているということもあって、最初は交番整備しないような話だったんですけれども、今、イーアスのほうでも新たにできております。もし、改めて上田交番では団地のほうが一括してできるとなっているかもしれないんですけれども、改めて地域の声として、ここは交番がほしいとか、いろいろ案件が出ると思うんです。そうでなければ、また生活を交流していく中で、施設をつくってほしいとか、いろいろな案件が出ると思いますので、そこはしっかり寄り添った内容の施設整備をしていただきたい。ここは申し訳ないです。見せかけの意見交換をするのではなくて、1回やったから、意見を聞いたんだと。だからあとは市が描いてこうですというような、まあないと思うんですけれども、押しつけ的な施設整備をするのではなくて、3月27日にお会いします。それはまた何度も何度も市長を先頭にといいますか、必要なところはしっかり市長も出席していただいて、地域の方々の声を聞いた、地域の声に沿った施設整備をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、今(イ)(ウ)(エ)、こちらは瀬長恒雄議員も質問をされております。伊敷光寿議員のほうも質問をされておりますので、ここはしっかり執行部として整備をしていただけたらと。中身としては、豊見城団地、郵便局から南部農林に通っていく坂道、あそこは滑りやすいですと。そして草があつて防犯対策にもならないと。そこはしっかり草を刈っていただけるのはありがたいです。できれば

今後、草も生えないようなことも検証していただきながら、生えるのを何度も切るのではなくて、生えない方法も考えていただけたらと思っております。よろしくお願いします。これは要望です。

そしてまた北分譲から下におりる万人橋、あれもいろいろと課題はあると思います。渋滞緩和も含めて。そこはまたみんなで一緒になって、少しでも解決できるようなことを引き続きよろしくお願いします。

あとは同じく(4)の中であります③豊崎都市拠点整備について。

(ア)豊崎護岸整備について見解を伺います。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

豊崎護岸整備について、管理する沖縄県南部土木事務所に確認したところ、令和4年度は壊れた護岸の補修を優先して対応したとのことでありました。令和5年2月までに豊崎南西側の護岸を中心に、10か所、42本の転落防止柵の修繕を実施しているとのことでした。

また令和3年9月には同じく豊崎南西側の破損した護岸の1か所において、護岸保守及びモルタル間詰めを優先したことから、除草、伐採については実施していないということでした。市としましては、引き続き継続した護岸整備及び除草、伐採、護岸のモルタル間詰め工事を行っていただけるよう、沖縄県南部土木事務所に要望してまいりたいと考えているところでございます。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

護岸の壊れたところの修繕も含めまして、ご対応ありがとうございます。ここはまた修繕も含めて、やはり安全な護岸でなければいけないですし、また安全も確保した中で、やはり景観も含めて、豊崎地域はまた都市計画

でいえば、都市拠点エリアとなっておりますので、そういった景観も含めて、そこをやることによっても防犯対策にもなってくるのかということも含めて、ここは引き続きまた沖縄県との連携を図っていただいて、護岸の整備、除草も含めた対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、③(イ)こちらも豊崎の市道284号線の防犯灯、そして街灯整備についてということなんですけれども、こちらも昨年12月定例会で質問いたしました。これから豊崎中学校も開校されます。あの一带、夜が大分暗くて、今後はちょっと危ない場所だということもありますので、改めまして、その整備について見解を伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

夜間における歩行の際の足元を安全に照らすよう、本市におきましては、自治会等と連携して防犯灯の設置を行っております。市民や自治会などから防犯灯設置の相談があった場合は、自治会等まちづくり支援補助金の中の特別支援補助金を活用していただき、自治会での新規設置の際にかかる費用に対し、支援を行っております。また通学路安全点検などで要望があった場合は、当該箇所が自治会が管理する区域内である場合には、地域の自治会へ設置の相談を行っております。それ以外の地域の場所に関しましては、小中学校の周辺における交通事故の防止及び防犯上、特に必要な箇所に関しましては、行政管理防犯灯を設置しております。議員のご質問の箇所である市道284号線への防犯灯の設置につきましては、近隣の自治会に意見を聞いて対応してまいりたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

この市道284号線の通りは間違いなく120%、みんなが暗いと間違いなく言います。これは申請時期が6月か、8月頃ということでお聞きしておりますので、ここはまた豊崎の自治会の方々とも、私のほうもお話をし、実際その申請時期がありますから、タイミングを逃さずに絶対申請をしてという話はしていきますので、ただ申請した後、実はこの場所、以前申請されたらしいんです。けど予算化されなかったということもあって、ただ時期的なものもあるのかと。時期的なものと言いますと、やはり来年4月には豊崎中学校の開校も予定されておりますので、冬になれば早めに暗くなりますし、部活動等もある中で、あそこは間違いなく街灯をつけないといけない場所なのかと。防犯もそう。そして交通事故対策も含めて、絶対やらなければいけない場所でもありますので、ここは申請が上がった際、できる限り優先順位も考慮していただいて、早めの対応をよろしく申し上げます。間違いなく今年の6月、8月、豊崎自治会がその申請をした際は、その予算化されるのは来年度でありますので、来年の開校よりもしかしたら少し遅れる整備になるのかということもありますので、ここは早めの対応をよろしく申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、③(ウ)翁長橋交差点の信号機設置についてということで、こちらは今議会もそうです。仲田政美議員のほうも常日頃からこの案件を質問されております。ここは私としても早めに信号機を設置すべきだという思いが強いです。ここは豊崎地域の方々のほとんどがここも先ほどの防犯灯と同じぐらい、それ以上に、まずは信号機を設置してほしいという思いがかなり強いです。信号機設置に

ついて再度、すみません、答弁も聞いてはいるんですけども、再度お聞かせください。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

翁長橋前の信号機の設置につきましては、令和元年度の豊崎自治会での地域懇談会において、豊崎側への信号機設置の要望があり、令和元年度と令和2年度に豊見城警察署へ信号機横断歩道設置等要望書の中で要請を行っております。去る3月8日に市長が、豊見城警察署長へ、令和4年度信号機横断歩道設置等の要望書を提出に伺いました際に、当該交差点につきましては、(仮称)豊崎中学校の開校及び市道257号線の完成後、常時一定以上の交通量があることを見据えて、調査をするので、将来的に交差点の処理能力の改善を図る必要があると判断された場合は、信号機設置を検討するとのことでした。先月には市道257号線の一部、翁長橋部分が開通しており、令和6年4月には(仮称)豊崎中学校が開校予定であることから、児童の通学路として歩行者がさらに増えると認識しております。引き続き信号機の設置に向けて豊見城警察署と意見交換を重ねながら、地域住民並びに児童・生徒の交通安全を確保するための施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

実際豊崎小学校もちろん子どもたちの通学路になっています。今現在もリアルタイムです。そして来年4月にも豊崎中学校ということで、多分非常に交通量が増えてくるのかと。もちろん登下校を含めた通学路であります。そこでちょっと今、答弁の中で、警察のほうで交通量を調べるということであつたんですけども、どの時期に調べられるのか、

ちょっとお聞きしてもよろしいですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時40分)

再 開 (16時41分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えします。

詳細な時期等につきましては把握しておりませんが、市道257号線の完成後、一定以上の交通量があることを見据えて調査するというのみ今、説明を受けている状況でございます。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

若干それるんですけども、去る3月17日に市内の小学生の卒業式が行われました。これから未来をしっかりと担っていく子どもたちが次のステージへ行くわけなんですけれども、そのとき保護者の方々との話になりまして、「ここはやはり危ないですよ、繁人さん」とか、そういう声が出ております。ある方が言っていました。事故が起きて、信号機を設置するのではなくて、事故が起きる前にやっていただきたいと。だからこそ一日でも早く、来年の開校に合わせるのもそうですけれども、可能な限り、ここは県警にもできる限り、どの時期に交通調査をするんですかというところを常に確認しながら、優先的に引っ張っていただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(5) (仮称)豊崎中学校開校について。(仮称)豊崎中学校開校へ向けて、開校というのは来年4月であります。へ向けて以下を伺います。

(ア) 準備室設置について伺います。

○ 教育長 瀬長盛光

お答えします。

沖縄県より令和5年11月より校長予定者である開校準備室長が配置されることから、(仮称)豊崎中学校準備室は11月1日設置を予定としております。なお、令和5年4月より本市の予算で当該校長予定者を学校教育課内に配置し、開校に向けての準備を4月から進めていければと考えております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

教育長、ありがとうございます。この1年しかない準備期間ではあるんですけども、ここはまた学校の先生方、そしてPTAの方々、いろいろな方々の意見をしっかりと聞いた中で、この1年間、準備をよろしく願っています。

(イ)中学校の名称募集について伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

(仮称)豊崎中学校の校名募集につきましては、令和5年2月15日から令和5年3月15日の1か月の期間で、市ホームページ及び広報3月号等で周知を行い、募集を行いました。応募方法としましては、ホームページ、または広報記事からのQRコード、またはリンクを読み込むと応募フォームにアクセスすることができ、スマートフォンやパソコンから気軽に応募できるようにいたしました。また同時に、市役所4階教育委員会や市立中央公民館、市立中央図書館に募集箱を設置し、幅広い世代を対象に募集を行ったところでございます。今後のスケジュールとしましては、伊良波中学校分離新設校校名選考委員会において、候補名を選定し、教育委員会での審議を経て、令和5年6月定例会に学校設置条例の改正案を提案する予定としております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ここはちょっと参考に質問をします。募集を今かけていただいたというところなんですけれども、これは募集の内容として一番多かった名前が決定されるというイメージでよろしいですか。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

募集要項にも選考の基準等について記載しておりますが、必ずしも応募数の多い候補名に決定されるものではございません。校名選考委員会においては、選考基準等を考慮した上で候補となる学校名を選定し、その後教育委員会で審議に諮り、決定に向け手続を行う予定としております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ありがとうございます。特に今回、令和5年度豊崎中学校開校へ向けて、教育委員会としまして、そういった準備も含めて、大変忙しい時期になるかと思うんですけども、ここはまた地域のためにも、子どもたちのためにも一緒に汗をかいていきたいと思っていますので、よろしく願います。大変お疲れさまです。あと2分ちょっとしかありませんので、これで一般質問を終了するんですけども、最後に伺いますか、今回3月末をもちまして退職となります先輩方、そして勸奨退職を含め、卒業されます先輩方、本当にこの長年にわたり豊見城市の発展、そして教育も含め、子どもたちのために、そして未来のために長きにわたって本当にご尽力いただきまして、ありがとうございます。これからもまた卒業された後も、次のまた人生ステージがあると思うんですけども、また豊見城市のためにこれからも一緒になってご指導いただければと思っておりますので、よろ

しく申し上げます。これで私の一般質問を終了いたします。本当に皆さんお疲れさまでした。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は3月22日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (16時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (8番) 吉 濱 智 也

署名議員 (9番) 宜 保 安 孝

— 令和5年第3回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年3月22日（水）

令和5年第3回

豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和5年3月22日（水曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主 査 大城 利枝
次 長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班 長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
総務企画部 参事監	大 城 智	市民部長兼 税務課長	高 良 忍
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	大 城 堅	経済建設部長	比 嘉 操
上下水道部長	金 城 道 夫	消 防 長	新 里 秀 樹
教 育 部 長	嘉 川 聡 子	総 務 課 長	上 原 元 樹
防災管財課長	大 城 武	協働のまち 推進課長	喜久里 則 子
国保健康保険課長	大 城 達 宏	社会福祉課長	仲 座 ひろみ
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	こども応援課長	大 城 史 貴
保育こども園課長	赤 嶺 渚	道 路 課 長	城 間 保 光
公園緑地課長	健 山 博 之	農林水産課長	国 吉 有 貴
上下水道部 施設課長	新 垣 栄	学校教育課長	金 城 徹
学校教育課参事 (指導主事)	平 良 真 也	生涯学習課 振興課長	宮 里 卓 道
農業委員会 事務局長	浜 本 亨		

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 一般質問 |

令和5年第3回豊見城市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年3月22日（水） 午前10時 開 議

日程 番号	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に川満玄治議員、新垣亜矢子議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号12(9番) 宜保安孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、宜保安孝議員の質問を許します。

○ (9番) 宜保安孝議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。本日のトップバッター、議席番号9番、宜保安孝です。皆さん、今日は朝からそわそわしているようですが、今日は一般質問3日目の朝一番ということで、とても楽しみにしていましたが、野球がどんどん勝ち進むに従って、本当に間違った時間帯になったなと思いました。ふだんインターネット中継をご覧になられている市民の方も多くいらっしゃると思います。本日はそちらのほうに集中していただいても構いませんけれども、後日アーカイブ録画がありますので、そちらでまたしっかりと見ていただければと思っております。

それでは一般質問に入りたいと思います。

(1)経済政策について。

沖縄振興特定事業推進費は、直面する課題に対してソフト交付金(一括交付金)を補完し、迅速で柔軟に対応するための市町村等(市町村と密接に連携する民間事業者を含む)が実施する事業に要する経費の80%を補助しており、各市町村の首長、職員、議員が知恵を出し合い、県内各市町村の政策課題の実現に大きく寄与してきたことを踏まえて、以下の質問を行います。

①令和元年度から4年度までの沖縄全体の交付決定額と本市の額、それぞれをお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

沖縄振興特定事業推進費補助金は、市町村補助金事業と民間補助金事業に分かれておりますが、内閣府で公表されております交付決定事業一覧によりますと、沖縄県全体での交付決定額につきましては、令和元年度から令和4年度現時点におきまして、209億3,700万円が交付決定されております。年度別では令和元年度が約34億円、令和2年度が約50億円、令和3年度が約74億5,000万円、令和4年度現時点におきまして、約50億9,000万円となっております。本市におけるこれまでの交付決定額につきましては、市町村補助金事業、民間補助金事業について事前協議をこれまで行ってまいりましたが、採択までは至らず交付決定を受けた事業はない状況となっております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

再質問なんですけど、前山川市政のときは、正直私はこの特定事業推進費、他の市町村が

ばんばん取って、様々な事業を国と直結して市町村が連携をしながら進めてきた事業を、本当に羨ましく思っていて見えておりました。豊見城市は様々な事業に補助金をいただいておりますけれども、それで一括交付金も活用してきました。まず最初に、沖縄振興特定事業推進費と一括交付金の違いについて、いま一度説明をお願いします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金につきましては、市町村が沖縄の振興に資する事業等を自主的に選択して実施することに対し、沖縄県が市町村に交付金を交付することになります。沖縄の実情に即した事業の目的かつ効果的な実施を図ることが目的とされております。一方で、沖縄振興特定事業推進費は一括交付金のみでは沖縄の直面する多様な地域課題、政策課題の迅速、柔軟な対応が困難なケースに備えまして、国から直接市町村、または民間事業者に補助金を交付することにより、沖縄の実情に即した事業の的確、かつ効果的な実施を図ることを目的としております。両制度の違いについては主に3つございます。1つ目は、一括交付金が沖縄県を通して交付されるのに対しまして、沖縄振興特定事業推進費は国から直接市町村、または民間事業者に交付されることとなります。2つ目に、沖縄振興特定事業推進費は、民間事業も補助対象となることから、民間事業者による交付金申請も可能となっていることとなります。3つ目に、一括交付金の補助対象要件に加えまして、他の市町村にも広げていくことが望ましい先導性要件、または事業効果が当該市町村にとどまらず、広域に波及することと見込まれる広域性要件を満たすもの

が補助対象要件として異なることとなっております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

②に行きます。この4年間で本市にどのような成果があったのか、具体的にお伺いいたします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

先ほども述べておりますが、本市市町村補助金事業及び民間事業補助金については、交付決定を受けた事業がなく、そのため実績がないことから具体的な成果はございません。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

成果がなかったでありますけれども、何か立案して、何か提案された実績はありますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時06分)

再 開 (10時06分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

現時点で民間事業の皆様から幾つかのご相談はある状況であります。申請に至ったのは現在、提案を1件、内閣府にしているところでございます。内閣府との疑義のやり取りを行っているところですが、現在、内容としましては非常に強い拠点、調剤薬局施設整備事業というものを現在提案しているところでございます。協議中ということもございまして、現段階におきまして、詳しい内容の説明については控えさせていただきたいと思っております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

民間事業、民間の実績ですね。今やっているところということでもあります。そうではな

くて、豊見城市として山川前市長がリーダーとして、他市町村がばんばん取ってきて、どんどん街が変わっていった。その事業に対して、何かトライを一度でもいいからやったのかということを知っているのです。

○ 総務企画部参事監 大城 智

市町村補助金ということのご質問を通してですが、過去に令和元年度におきまして、豊見城城址跡地の整備を行う豊見城城址跡地景観保全活用事業、民間補助事業につきましては、医療関連事業の提案が一度ございました。内閣府との協議を進めておりましたが、結果的に採択に至っていないということになっております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

③市町村の要望ではなくて、民間事業者から豊見城市と連携をしてという部分の中での連携実績についてお伺いします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

民間補助金事業につきましては、令和3年度より株式会社おきでんC p l u s Cという企業が実施する宜野湾市と沖縄市、豊見城市を対象としたITを活用した高齢者みまもり体制構築実証事業というのを実施して協力しているところです。当該実施事業につきましては、ICT機器の活用を通しまして、高齢者の見守りにかかる自治体や高齢者を支える家族の負担軽減を目的としており、本市では令和5年3月1日時点で62世帯が実証事業に参加しているとの報告を受けております。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

③です。民間事業者との連携実績についてということですが、今お答えいただきました株式会社おきでんC p l u s Cが実施する高齢者のみまもり事業、これに対して豊見城市

と連携して取れた事業なのか、それをお答えください。豊見城市から提出されたものなんですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時10分)

再 開 (10時10分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

認定そのものが宜野湾市のほうで事業として認定しており、企業が広域にわたりまして、各企業と豊見城市で協定を結び、各世帯にみまもり事業の展開をしているというところがございます。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

おきでんC p l u s Cは宜野湾市をお願いをして、宜野湾市のお墨付きをもらって、印鑑をもらって、国に要請をした。このおきでんC p l u s Cはなぜ豊見城市ではなくて宜野湾市にいて、それができたのか。これも実際はおきでんC p l u s Cが宜野湾市で採択されましたけれども、範囲を広げて、沖縄市と豊見城市も入れてくれたというだけの話でありまして、やはり豊見城市が出しても通らないだろうと。力がない。そういった状態であれば、採択実績が幾つもある宜野湾市と連携したほうが自分たちの事業も進むという結果なんです。そういった面も含めて、本市では実績が全くなかった。民間事業者の連携もない。その中で④他市町村の事業については、どのような事業が採択されてきたのか、お伺いいたします。

○ 総務企画部参事監 大城 智

お答えいたします。

これまで他市町村の採択事業につきまして、内閣府で公表されていますホームページに掲載されております交付決定事業の中から一例を挙げますと、主な市町村補助金事業としまして、那覇市においては第一牧志公設市場を整備する沖縄の食の魅力発信拠点整備事業、交付決定事業33億1,800万円。沖縄市におきましては、1万人規模の観客を収容可能なアリーナを整備する沖縄アリーナ整備事業、交付決定額47億6,200万円。うるま市におきましては、うるま市きむたかホールの情報発信機能の強化、体験機能を整備する沖縄の歴史・文化体験関連施設整備事業、交付決定額8億1,300万円などが採択されております。また主な民間補助事業につきましては、那覇市が認定しましたパレットくもじ前の全天候型屋外イベント会場を整備する観光ブランド向上に向けた全天候型屋外イベント会場整備事業、交付決定額が2億2,800万円。大宜味村が認定しましたアカジンミーバイと地場産品を活用した新たな特産品を開発するアカジンミーバイ陸上養殖体制整備事業、交付決定額10億5,500万円、読谷村が認定しましたイチゴなどの農産物をビニールハウスにおける周年栽培技術を確立する周年栽培技術確立実証事業、交付決定額2億3,300万円などが採択されております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。ほんの一例の紹介になると思います。今は大まかなものを述べてもらいましたが、新しく来られた議員の方も調べたら各市町村の採択部分が出てきますので、本当に見たらこういうことにこの補助金が使えるんだ。逆に言えば、これが豊見城市では4年間全く使ってこなかったんだということが分かると思います。しかし、徳元市

長、これからは違います。よく選挙において、豊見城市議会議員だとか、市町村長だとか、国のパイプとか、そんなの関係ないとかという人もいます。しかし、これが結果なのです。オールおきなわという形で、国と反発ばかりしてきた市町村、その中でも那覇市はしっかり補助金を取っています。これは副市長の力なんです。国と市、県は対立していても、裏で一生懸命、それとこれは別ということをやってきた、この副市長の力があつたからこそ、それが実現できている。それを前那覇市長の城間さんも那覇市がこのまま基地問題のイデオロギーばかりで反対、反対していくと、那覇市や沖縄の発展はできない。そうであれば、あの方か、それとも現市長かとなったときには、現市長、そのときの知念副市長の手腕を信じて、託して今があります。ばんばん那覇市も変わってきます。豊見城市も変わるべきです。ぜひ市長も各市町村と連携しながら一緒に取り組んでいけたらと思っております。

そこで⑤前市政での結果を踏まえまして、徳元市長の考えや今後の取組についてお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

宜保安孝議員ご承知のとおり、沖縄振興予算は年々減少傾向にあり、その中においても一括交付金もソフトもハードも問わず減額がなされ、他市町村長からも事業の進展への支障のおそれがある旨を伺っております。本市のソフト交付金においては、昨年度、令和4年度当初予算においての配分額6億600万円を満額予算に計上できなかった反省を踏まえ、令和5年度当初予算では配分額満額の5億9,900万円を予算に計上し、一括交付金事業

の着実な進捗に務めてまいりますが、今般の一括交付金の減少傾向は、他市町村同様に事業の進展に影響しないか懸念しているところでございます。このような年々減少傾向にある一括交付金に対して、沖縄の直面する課題に迅速、柔軟に対応するための沖縄振興特定事業推進費が令和元年度から創設されておりますが、これまで市町村補助金事業、民間補助金事業、ともに直接採択を受けた実績が豊見城市はないことから、今後の取組として両補助金事業の活用できそうな事業を改めて掘り起こしを行うとともに、各事業に関する担当課の企画立案について、総括担当課から積極的なサポートができるよう努めてまいりたいと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

財政課、そして企画調整課、それぞれ庁舎内からの要望、また市民からの要望、そしてまた議員からの要望、様々出てくると思います。ぜひ市長が先頭になって、この補助金を取って行ってほしいんですが、実は5月14日にも予定しているんですけれども、我々与党議員団は、地元選出の西銘代議士を窓口、県議、そして市内の受入れ団体の方々と市長が進めるウミカジテラス、そこの先進地事例であったり、行く予定があります。そして僕らはパイプがありますので、しっかりと国会において勉強会を開いてもらって、そのとき5月までに豊見城市が今やろうとしていること、それを逆に私たちに託してください。私たちがみんなと一緒に行って、豊見城市では今こういった事業を考えているんですけれども、ぜひとも特定事業推進費を通してくれませんか。通すためにはどこを改善した方がいいですかということでお互いにチェックできる。そういった立場で我々は事業を推進でき

るんです。それに我々だけではなくて、ぜひ市長も一緒に日程を空けて行ってほしいんですけれども、市長、どうでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今5月14日というスケジュールは、まだ未確定ではあるんですけれども、スケジュールが合えば、私もしっかりその場に行って、こういうことをやりたいということ、豊見城市のこれからの発展も、もちろんそのためにはあるので、調整をさせて、可能であれば伺いたいと思います。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。ちょっと日程は前後するかもしれませんが、また調整させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(2) 耕作放棄地について。

本市の耕作放棄地（休耕地）は多数あると考えております。理由として様々あると思います。例えば農地を他人には貸したくない。農業従事者の高齢化及び後継者不足、若者の農業離れ等の課題もある中、一方ではありますが、チャレンジしたい市民も多くいらっしゃいます。貸し手と借り手のマッチング推進を豊見城市に期待し、以下の質問を行います。

①本市の耕作放棄地の実態について伺います。

○ 経済建設部長 比嘉 操

おはようございます。お答えいたします。

本市の耕作放棄地の実態につきましては、農業委員会が令和4年度に調査した結果によりますと、市内全体の農地筆数は6,405筆、面積は471.09ヘクタールであります。そのうち遊休農地として判定された農地筆数は475

筆、面積では28.85ヘクタールとなっております。率に換算しますと、筆数は7.42%、面積は6.12%となっております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

②この問題を解決するには、行政が間に入り、テコ入れをしたほうが前に進むと考えますが、本市の取組、見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

農地を売買等、または賃貸借、使用貸借する場合においては、状況に応じて農地法や農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律の手续が必要となります。農業委員会においては、農地における利用意向調査を実施しており、確認した農地所有者等の意向や人農地プラン等を勘案しつつ、農地の農業上の利用の増進が図られるよう、農地の利用調整、あっせん等を行っているところでありますが、現状としましては、農地の貸し手が少ない状況となっており、なかなか難しい状況にあります。なお、令和5年度に農地法や農業経営基盤強化促進法など、関係法令が改正される予定でございますので、改正内容を確認し、農地の利用促進が図られるよう対応してまいりたいと考えているところでございます。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

令和5年度に農地法が改正されるということですが、まだはっきりしたことは分からないと思います。ただ、よく聞こえてくるのが、豊見城市の実態に合わない法改正というか、豊見城市の場合は面積が小さいので、県外の九州だったり、東京ドーム何個分の畑を一人でやっている方もいらっしゃる中、豊見城市は農地が少ない状況の中で、それをどう運営をしていくかというときに、こ

の法律の部分と照らし合わせてくると、なかなかちょっと難しいという部分はあると思います。これは市長も含めて、沖縄県の狭い実情があるということも含めて、法改正に対しても県としてもまとまって、声を上げていただきたいと思います。本当に豊見城市では農業をしたくて、土地がないからできないだけで、お手伝いをしながらやっている方であったり、いろいろな声を聞きますけれども、例えばですが、空いているビニールハウスを活用して、イチゴが作りたい。もう販路は決まっている。サンエーも、どこどこもあれば買う。全部ルートも決まっている。ただ、それができない状況があるとか、そういったのは多数ありますので、ぜひその辺も念頭に入れていただきたいと思います。

続きまして、(3)学校給食について。

①本市の学校給食は、県内他市町村に先んじて令和2年度より約5,300万円（小学生月額600円、中学生700円）の予算を、当時の野党が賛成して計上しております。与党の皆さんは反対しておりましたが、現在でもそれはしっかりと続いているものだと思っております。当時、80%台しかなかった子どもたちへの栄養充足率も100%以上となっております。令和5年度以降もぜひとも継続していただきたいのですが、見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

学校給食費保護者支援事業といたしまして、栄養充足率を満たすために、これまで小学生が月額600円、中学生が月額700円の支援を行ってまいりましたが、栄養充足率を満たしつつ、物価高騰に対応するため保護者徴収額は据え置き、令和5年度においては小学生月額800円、中学生月額900円を支援していき

いと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。当時5,300万円だった予算が1,800万円も追加いただきまして7,100万円と。200円アップの中身としましては、ご飯、パンに100円。牛乳に100円、それが子どもたちにそれぞれ市が補助するという中身であります。でもこれも今回の新年度予算が通らないと意味がないですから、これを反対することで、もし我々多くの方が反対してしまったら、子どもたちの栄養充足率は下がります。このことを踏まえて、我々議会議員はしっかりと判断しないといけないと思っております。

②玉城知事の公約である学校給食費の無償化について、県議会での答弁を見ると、前進がほとんど見えないが、何か県から豊見城市に対して調整等があるか伺いたいします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

令和5年3月20日時点におきまして、沖縄県からの問合せや調整等はまだございません。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

私がちょっと懸念しているのが、玉城知事は、今回の議会でも調査費を少しつけて、各市町村と調査を始めるという言い方をしておりました。例えば所得制限を設けたりとか、また様々な条件をつけて、それを豊見城市に訴えて、各市町村に訴えていくことになるのが一番いけないことだと思っておりますけれども、実は議会運営委員会において、我々与党のメンバーから沖縄県に対して、学校給食の無償化を求める意見書案というのがありまして、それを見させていただきました。当然通るものだとは思っておりますけれども、少し異論があったようで、沖縄県ではなくて、政

府にさせろとかという方もいましたが、そうではなくて、県知事の公約でそう述べたわけだからということで、しっかりと各市町村の負担は空くというふうに我々の思いがある中で、この中で、全部は読めませんので、記について説明しますけれども、教育長、市長と連携する形でちょっと確認なんですけれども、記の部分で①給食費の無償化については、多子世帯などのくくりはせず、知事の公約どおり誰一人取り残さないよう、全世帯、全児童・生徒を対象とすること。②無償化の財源は沖縄県で全額負担し、市町村に負担金を求めないこと。③段階的無償化ではなく、速やかに実現実行すること。この3つが豊見城市の思いとして、議会の思いとして届けようとしております。もちろん議会でも全会一致を目指しますけれども、教育長、この我々が求める案についてはどのように考えますでしょうか。

○ 教育長 瀬長盛光

お答えします。

教育委員会としても市長部局と連携をしながら、要請ができればと考えておりますので、そのように進めていければと思います。よろしく申し上げます。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。市長部局も、市長も今、私が述べたその内容どおりの議会の思い、全会一致になると思います。これは市長も同じ考えでしょうか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今の質問からすると、今議会で議会のほうから県に対して給食費無償化ということを目指していく意見書が出るということについては、私としても非常にありがたく思っています。

今、内容のことも宜保安孝議員が述べていただきましたけれども、もちろん内容そのものについては議会のほうで決定して、県に要請する形になると思いますが、私としてもお聞きした部分については大賛成でありますし、ぜひともこれは沖縄県全体、全市町村でお願いをして、やってくれたらという思いがあります。私としても市長会、それからチーム沖縄で組織している市長の皆さんと県内の方々といろいろお話をしてみますと、これは当然ながら県知事の公約でもあるので、実際予算額も既に分かっているはずだということもあって、県は我々に何を求めているかまだ分かっていませんけれども、調整はもちろん速やかにさせていただいて、早期の実現を目指していきたいと思っております。同じ思いであります。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

最終本会議が楽しみになってまいりました。続きまして、(4)高齢者支援について。

運転免許を返納した方や高台地域、または市街地から離れた場所に住まわれている方に早急な買い物支援の取り組みを期待する声があります。次年度に向けた取り組みについて伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

運転免許証返納等により、買い物に行くのが不便な方などへの支援といたしましては、市社会福祉協議会へ委託している生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターによる民間企業と自治会の橋渡しによって実現した移動販売が行われております。令和４年度におきましては、販売エリアとしまして、コープおきなわまちかど便が５自治会、移動スーパーとくし丸が１４自治会で移動販売

が実施されております。そのほかにも豆腐、惣菜、パン、鮮魚などの移動販売を行う事業者が市内各地を巡回していることを生活支援コーディネーターから報告を受けております。生活支援コーディネーターは、既存の社会資源と地域ニーズのマッチングを図り、地域をコーディネートする役割がありますので、今後においても地域ニーズの把握を行い、情報を発信しながら支援の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

昨日、長嶺議員が自治会の重要性を訴えておりましたけれども、生活支援コーディネーターは多分、豊見城市には３名ですか、一生懸命されている姿をよく見かけるのですが、地域の公民館で行われるミニデイサークルであったり、こつこつ健康体操だったりとか、またゲートボールをやられている、グラウンドゴルフをやられている、そういった人が集まるような場所に行って、様々な地域の声を聞いていると思っておりますけれども、例えば私が今、住んでいる上田地域はそういった取組はないんですけれども、隣の自治会、上田山川地域は急傾斜地というものもありますので、自治会が中心となって、そういったものをどんどん取り入れていっている。そういった事例を生活支援コーディネーター、また自治会長会とかで、こういった実績をどんどんアピールして、市全体で取り組むこと。あとは市としての予算のつけ方にもなってくると思っております。これは様々な今からの議論になってくると思いますが、これは一般質問ではなくて、私の要望として訴えたいのが、実は市長の公約の中に、タクシーチケットであったり、高齢者の支援をしていく。それも選挙期間中に直の声を聞いてという部分の中で、そう

いった思いが強いというのがあります。しかし、これはすぐにできることではないというのは承知の中で、例えば市内を走る市内一周バスを運営する那覇バス。最近意見交換をする機会がありまして、ルートの見直しをしっかりとやっていきたい。もっと市民の生活に密着する場所をくまなく回りたい。そのためには今のバスからもう少し小型化にしようかとか、またEVバス、今、沖縄県ではバスターミナルからおもろまの1本だけを通っています。本当に静かなバスで、大きさも小型なものでありますけれども、それを実証実験的にというか、モデルとして、コンパクトな豊見城市ではあるけれども、困っている人がたくさんいるという中で、タクシー感覚で利用できるようなバスを沖縄県のどこかで実証実験的にやっていきたいという話を聞きました。ぜひともこれは豊見城市でやってほしいという訴えもしておりますけれども、市長にもその辺の話をしたという話もありましたので、そこでまた一緒に意見交換ができればと思っておりますし、今始まっていると思うんですが、交通体系に関する何か座談会ではないですけども、何でしたか、始まっていますよね、いろいろな意見交換会が。そういった中に、そういった事業者を中に入れ込むことも一つの案ではないかと思っておりますので、ぜひともお願いします。

続きまして、(5)室内型公園整備について。

徳元市長の公約にある室内型公園については、人口が密集し、歩いて来られる場所、駐車場があまり多くなくても済む場所として、児童館のない豊見城中学校区がいいと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

室内型公園の整備推進については、市長の公約でもある雨や台風など、天候に左右されず、特に真夏の直射日光や熱中症対策などの観点からも、子どもたちが思い切り遊べる完全室内型、雨や直射日光を防げる屋根つき広場なども含め、遊び場が必要だと考えております。室内型公園整備については、今後民間活用も含め、整備手法や活用できる補助メニューの調査研究を進めていくとともに、議員提案の豊見城中学校区も含めた設置位置についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○ (9番) 宜保安孝議員 一再質問一

市長の公約でもあります。どのようなものがふさわしいのか、また予算的な部分、様々あると思います。例えばとみとんの遊具場所、おきなわそば博物館があった、真ん中に公園があり、遊具がある。その辺を少し大きく見て、豊見城市がそれを賃貸してやるか、そういった話も出ているとかというのも聞きましたし、また既存の施設であれば土地を購入だったり、借りたりするという中では、既存の公園も対象になってくると思いますし、またその予算は財源をPFI等で使うのか、また先ほど言いました特定事業推進費を活用するのか、また私が少し別件で調べてきたのが、日本財団の第三の居場所づくりという補助金が建築費用5,000万円までは日本財団が出して、でもこれはハードルが厳しいのかと思って調べましたら、実は沖縄県がこの事業を一番取ってしまっていて、沖縄県で11事業採択されています。うるま市で3施設、本部町、那覇市、宜野湾市とありますけれども、本部町などに関しましては、廃校になった学校を改装する費用、3年間の運営費、これは人件費も含めてです。そういった形で補助が出る。こ

ます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

実施期間について、令和2年度までは約12か月実施されていた事業が低減された理由は何か、お伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和2年度は12か月間でございましたが、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が令和3年9月まで発令されていたため、開始時期を10月にしたためとなっております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

他市町村について調べてみると、同じ時期、嘉手納町では10か月、宜野座村では11か月、うるま市では12か月実施できています。高齢者の方の1か月、1か月というのはとても大きいことだと考えます。まして豊見城市では令和3年度は12か月のうち5か月、令和4年度は8か月しか実施できていない。コロナ禍の中、いろいろ気を使いながらの開催であったはずですが、豊見城市の健康寿命を延ばすための事業なのに、これではちょっと心配です。

(ウ)本市の転倒、骨折予防教室について開始時期など、令和5年度はどのように計画されているのか、お伺いします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和5年度におきましては、委託事業者選定を令和5年5月に公募型プロポーザル方式で行う予定で、開始時期を令和5年6月から令和6年2月までの9か月間とし、実施場所につきましては、地域型を28か所、中央型を

1か所予定しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

昨年よりは1か月多くできるようで、とてもいいことだと思いますが、令和2年度のように間を空けずに年間を通して教室が開催されるということは無理なのでしょうか、見解を伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

本事業につきましては、沖縄県介護保険広域連合の地域新事業負担金で賄われておりまして、その実績報告が4月中旬となっているため、2月末までの実施となっております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

そうすると毎年実施期間というのは9か月というふうにこれからもなっていくのでしょうか、見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時44分)

再 開 (10時44分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和5年度が6月から令和6年2月までの9か月間ということで、もっと長い間やってほしいというご要望でございますが、実績報告等や事務等の手続き等もございまして、この期間しか実質的に難しいと思いますが、できる限り、プロポーザルのほうも早めにして、少しでも長くできるように努めてまいりたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

3か月空くというのは、高齢者の方にとってとても大きなことだと思いますので、なる

べく早くプロポーザルを行っていただいて、
間が空く期間を短くしていただければと思
います。

(エ)業者の選択についてどのような方式で
行っているのか、お伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

当該事業は、平成18年度から令和2年度ま
では特定の事業所と随意契約を行ってあり
ましたが、市の監査委員や議会の決算委員会等
において、契約の在り方について改善を求め
られた経緯もあり、令和3年度より契約方法
を改め、優れた事業内容や実施方法などのノ
ウハウを有する事業所を幅広く選定するため、
公募型プロポーザルによる事業者選定を行っ
ております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(ウ)これまでは業者を2者選択してきてい
るのに、令和4年度は1者選択になった理由
をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

令和3年度までは市内事業者1者を含む2
事業者に委託を行ってありましたが、今年度
においては、その市内事業所からの申込みが
なかったことや、公募型プロポーザル実施要
項の項目で、委託事業者数について1から2
事業者に委託を行うと明記していたことから、
プレゼンテーション審査の際に、事業者から
の意見として、選定された場合、市内全域を
1事業者で事業を実施したいという意見が多
かったため1事業者に委託を行っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

それは市民のためというよりも業者のため
の選択になっているように思えるのですが、
そこはどうお考えでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時48分)

再 開 (10時48分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

業者のためということではないんですが、
その事業者たちも市民のためにそういった形
で自分たちのノウハウを市民のために行いた
いということで、その事業者の意見を聞いた
ときに1事業者で行いたいということのお答
えでございました。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(カ)に移ります。令和5年度については業
者の選択は何者にするのか、お伺いいたしま
す。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

現時点におきましては、採択する事業者数
については決めておりませんが、1者から2
者を検討しております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(キ)多くの市民の皆様から以前に転倒骨折
予防教室を担当していた業者が楽しく、筋力
アップを実感できた。ぜひもう一度受講した
いと熱望する声が届いていますが、当局の見
解をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

市民の皆様からの要望につきましては承知
しておりますが、適切な契約方法として、公
募型プロポーザル方式による事業者選定を行っ
ておりますことをご理解いただきたいと思います。
今後におきましても、契約方法について

ては公募型プロポーザル方式による業者選定を行ってまいりたいと考えておりますので、選定された事業者に対しては、市民の皆様からの要望等もお伝えし、事業実施に当たっては参加される皆様とコミュニケーションを図りながら、事業の意向に沿ったプログラムを取り入れると、より多くの市民の皆さんが楽しく参加してもらえよう事業に努めてまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

市長は施政方針の中で、職員と共に多くの試行錯誤を重ねながら、全ての市民に寄り添い、市民のためのまちづくりに取り組み、市民の幸福と本市の発展につなげてまいりますとお話をされていまして。ぜひ市長の見解もお聞かせください。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今の件については、私も承知をしておりますので、先日も直接その声を聞かせていただきました。そのことも踏まえてどのような選定方法がいいのかということをももちろん職員一緒になって市民の皆さんが望む方向性を見出していければいいなと思っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。高齢者の皆さんが毎回行くのが楽しみになって、参加する意欲が出る業者の選定をぜひお願いしたい。そして業者も1者ではなく2者選択していただき、各自治会が選べるようにしていただくことを望みます。豊見城市の高齢者の皆さんがたくさん参加して、元気に健康に暮らしていけるための事業だと思いますので、市民が望む声に寄り添って事業を展開していただけるように、市民の皆様のためにぜひよろしくお願ひいたします。

次に移ります。

(2) 保育園の虐待問題について質問させていただきます。

テレビでも度々保育士の園児に対する虐待、不適切な保育について報道されるたびに、親御さんの気持ちを思うと胸が痛くなります。

(ア) 本市の保育園の虐待の実態について相談を受けているのか、お伺ひいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育所等において虐待が疑われる事案を把握した場合、保育所等は状況を正確に把握した上で、市区町村や都道府県の担当部署に対して把握した状況等を速やかに情報提供し、今後の対応について協議することとなっております。本市においても保育所等より、そういった報告、相談を受けている事案がございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(イ) 対処はどのようにしたのか、お伺ひいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市において保育所等より受けた事案の報告、相談につきましては、厚生労働省の不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引きを基に、保育所等と連携をして事実確認を行い、再発防止等に向けた対応について保育所等に対する助言及び指導等を行っているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

保護者の不安というのは、本当に大きいものかと思ひます。未然に防ぐことができれば一番よいのですが、そういう報告があった際には、事実確認はもちろんのこと、例えば防犯カメラの設置、それも保護者が携帯電話で

見れるようなタイプの防犯カメラの設置を進める等、保護者の不安を取り除いていただけるようにしていただきたい。保育園で働く保育士を守るためにも防犯カメラは大変効果があると思いますので、ぜひそのように指導するお考えがないか、伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

事案によって必要性があるものについては、そういった対応、対策を取るよう助言、指導を行ってまいりたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

特に話すことのまだできない乳幼児は辛かったり、嫌だったりしても、それを伝えることができません。そして園での保育者は子どもたちにとって大きな存在なので、保育者の反応は子どもの心に大きな影響を与えていると言われています。子どもたちのため、そして保護者の皆さんが安心して自分の子どもを預けられるように、今後も定期的な視察や指導のほうを希望いたします。

(3)に移ります。学童の待機児童については、新垣龍治議員や長嶺吉起議員が質問していたことと同じなので、(ア)(イ)については質問を飛ばさせていただいて、(ウ)のその改善策について伺うのところをもう一度質問させていただきます。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

待機児童の解消に向けては、児童の受け皿となる施設数の増が必要となります。令和5年度につきましては、2施設の新規児童クラブの開所を予定しており、待機児童の多い小学校区から優先的に施設の開所を行うことで、待機児童解消に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

学童の問題は校区によって毎年待機児童の数もまちまちであり、どこの校区に増やしていくのかを決めるのも大変難しいところであるということが分かりました。学童の待機児童問題は、保護者にとっては仕事を辞めなくてはいけないという本当に大変な問題だと考えます。特に小学校へ入学する新1年生を抱えている保護者の方で、学童に入れないとなると、入学してしばらく給食は練習期間があり、パンと牛乳だけや、下校時間もしばらくは早いなど、さらに悩みは大きくなります。ぜひ1年生は優先的に入れてあげてほしいと考えます。毎年待機児童の出る校区もまちまちであるならば、市の全体的な待機児童解消のためにどこの校区とかではなく、市内2か所ぐらいに入れなかった子どもたちのための学童を作り、送迎体制をしっかりと運営していくことはどうでしょうか。足立区では賃貸マンションを借りて、需要に合わせて増やしたり減らしたり、柔軟に対応できるようにしているそうです。学童の待機児童の問題は、子どもの多い豊見城市において解決しなければならないことだと強く思いますので、諦めずに共に取り組んでいきたいと思っております。

(4)に移ります。出産育児一時金について。

公明党の強い要望で令和5年4月より、現在の「42万円」から「50万円」にアップと過去最大の引上げになると決まりましたが、本市でも4月からスタートするのか、お伺いいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

国民健康保険被保険者に関する出産育児一時金につきましては、現在、当該被保険者が出産した際に、1子当たり総額で42万円の支

給を行っております。今般、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げることとする豊見城市国民健康保険条例の一部改正を今定例会に上程し、先日議決をいただいたところであります。今回の条例改正では、出産育児一時金の基本額に当たる部分の改定で、これまでの「40万8,000円」から「48万8,000円」に改める内容でありました。これに出産育児一時金のもう一つの内訳であります産科医療補償掛金相当の加算額1万2,000円を加えられる仕組みとなっております。この一部改正により、令和5年4月1日以降の出産からその支給総額が50万円に引き上げられることとなりました。この引上げの背景は、厚労省において令和3年度に公表いたしました正常分娩の全国平均値が公的病院で前年度比2,706円増の45万4,994円となり、出産一時金の現行額を上回っている現状を踏まえ、一時金の引上げに至ったものであります。なお、この出産育児一時金の引上げにつきましては、広報紙やホームページなどを活用して周知に努めてまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

本市でも4月からスタートすると確認ができ安心いたしました。本市での対象者はどれくらいなのでしょう。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

国民健康保険者のほうで把握している数ですけれども、直近5年間でいきますと、平成30年度が99件、令和元年度が103件、令和2年度が81件、令和3年度が81件、令和4年度は2月末のデータになりますけれども、56件という件数となっております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。2月末までですが、

やはり出生率が下がっているということを確認させていただきました。

(5)に移ります。安心・安全対策について。

長堂・南部農林高校から真玉橋へ向かう市道42号線について。

(7) 高校生の通学路になっており、市民より外灯が全くないため部活帰り暗くて危ないため外灯の設置をお願いしたいとの声が届いていますが、計画があるか、お伺いいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

夜間における歩行の際の足元を安全に照らすよう、本市では自治会等と連携して防犯灯の設置を行っております。市民や自治会などから防犯灯設置の相談があった場合は、自治会等まちづくり支援補助金の中の特別支援補助金を活用していただき、自治会での新規設置の際にかかる費用に対し、支援を行っております。また通学路安全推進会議の構成メンバーで行います通学路安全点検などで要望があった場合は、当該箇所が自治会の管理する区域内である場合には、地域の自治会へ設置の相談を行っております。それ以外の地域の場所に関しましては、小中学校の周辺における交通事故の防止及び防犯上、特に必要な箇所に関して行政管理防犯灯を設置しております。議員ご指摘の箇所につきましては、近隣の自治会に意見を聞き、新規設置の要望がある場合には補助金の活用を案内してまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

高校生だけではなく、市民の皆様も通る道になりますので、外灯の設置を希望いたします。よろしく申し上げます。

(1)に移ります。琉球海運物流センターが

できることにより、大型車両が多く通行してとても危険なため、ガードレールの設置を求める声も届いていますが、当局の見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

ガードレールの設置基準については、道路構造令により定められており、擁壁や橋梁等での高低差による路外逸脱における危険性の高い箇所、道路の立体交差等で近接する区間において路外逸脱による他道路への進入防止を図る箇所、高速道路等の走行速度が高く、対向車線及び歩道区間への路外逸脱による影響が大きい箇所、長い直線区間の後の急カーブ等、線形条件が厳しく路外逸脱のおそれのある箇所などとなっております。また線形条件が厳しい区間などは車両の衝突角度及び離脱角度が大きくなることが多く、ガードレールを設置することにより、衝突車両が道路内に跳ね返り後続車両との衝突事故の増加が懸念されるため、設置については十分な検討を要することとなっております。市道42号線におきましては、これらの諸条件と合致する区間はないものと判断していることから、ガードレールの設置は行わず、看板設置等での注意喚起を行っていきたいと考えているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。ガードレール以外の安全対策ということで看板設置を考えていらっしゃるということなので、ぜひそのようをお願いしたいと思います。やはり交通量がこれから大型車両がたくさん通ったりして、危険な、今までとはちょっと状況が変わってくる市道42号線になると思いますので、またそこら辺もしっかりと見ていただきながら、

また改善策というのを一緒に考えていけたらと思います。ありがとうございます。残り14分残っておりますが、貴重な42分間のうちの14分を残して終わるのは申し訳ないというか、心苦しいところではあるんですけども、本日人生初の一般質問をこれにて終了したいと思っております。どうもありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時07分)

再 開 (11時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号14 (15番) 要 正悟議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、要正悟議員の質問を許します。

○ (15番) 要 正悟議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。粹和会、要正悟です。去る2月12日に投開票されました市議会議員選挙において、2期目の当選をさせていただきました。改めて感謝申し上げます。しっかり豊見城市民のためにお役に立てるよう引き続き取り組んでまいりますので、市民の皆様、執行部の皆様、また各議員の皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

(1) 学校給食について。

① 児童参画の給食メニューについて。

2月の新聞だったと思うんですけども、北中城小学校で実施されている取組ですが、給食残量調査の結果を基に、学校給食を残さず食べようという趣旨で給食をおいしく食べる委員会というのを立ち上げて、栄養士、教職員、児童代表、学校給食共同調理場代表の各委員で考案し、メニューを給食で提供する

という取組で、児童からは非常に好評を得たそうです。こういった取組は非常によいと思います。本市でもこういった取組を検討してみてもどうかと思いますが、本市の見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

本市の学校給食では昨年末に小学6年生と中学3年生に学校給食のリクエストを募り、人気のあったメニューを1月の献立から提供するという取組を行っております。また令和5年2月には沖縄県立南部農林高等学校生活デザイン科の2年生が考案しました本市特産のちゅらトマトを使った麻婆豆腐を学校給食用にアレンジして提供いたしました。議員ご質問の取組につきましては、子どもたちが給食に関心を持つ、いいきっかけになるものと考えておりますので、今後も取組について続けてまいりたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。一度試験的にでも本市でやっていただき、児童からの意見を聞いてみてほしいと思います。児童がメニューを考えるとというのは難しいかと思いますが、食材であったりとか、そういったものの意見を児童から聞いてみるのもいいかと思っておりますので、ご検討をよろしくお願いします。

②給食残量について伺います。

本市では給食の残量について把握しているのか、伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

学校給食の残飯につきましては、これまで沖縄県が主体となり、年2回の残量調査を

実施してきましたが、最近では新型コロナウイルス感染症の影響により残量調査が中止となっており、残量につきましては、数字の把握はできておりませんが、学校給食の残量は増えているものと捉えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

給食なんです、小学校で言えば例えば1年生から6年生までの給食の量、いわゆる給食センターで準備する段階で量は同じなのか、違うのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時28分)

再 開 (11時28分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

給食の量につきましては、学年ごとに食する量が違いますので、量については異なるということとなります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

すみません、一つ確認したいんですけども、これは昔から1年生、2年生、3年生の量、小学校で言えば6パターンの量というのは昔からですか、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時29分)

再 開 (11時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

学年別の対応がいつからかというところは把握できておりませんが、現在におきましては、低学年、中学年、高学年によって摂取す

るカロリー一量に応じた給食の量の提供となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

②給食の残りはどのように処理しているのか、伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

各学校の給食の残りにつきましては、一度給食センターに集められております。そこで一括して指定した時間に処理業者が回収を行っております。また回収された残飯につきましては、業者のほうで家畜の餌などとして再利用されていると聞いております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

教育部長の答弁で、養豚場とかで処理していると。今もやっていますか。以前はそうだったんですけども、豚コレラ、豚熱とかの影響で熱処理をしないと餌にならないということで、今は養豚場が引き取らないと聞いたんですけども、間違いはないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時32分)

再 開 (11時32分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

以前は養豚業者が無償で受け取るということも過去にはあったようですが、今現在は無償による提供は行っておらず、養豚を行っている処理、一般廃棄物の処理業者が処理を行っているというところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。それには年間幾らぐらいの予算が使われているのか、お伺いし

ます。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

令和4年度につきましては、一般廃棄物の処理費といたしまして、192万5,000円となっております。また次年度、令和5年の予算額につきましては238万2,000円を予定しているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。豊見城市では給食の調理量というんですか、給食の量は現在がベストという認識でしょうか。もしくはまた調理量の見直しを検討する必要があるとの認識なのか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時33分)

再 開 (11時34分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

今後の給食量につきまして、現在の栄養充足率を満たしながら、給食の提供を行っておりますので、それにつきましては引き続き提供していくとともに、次年度におきましても予算を、物価高騰による予算によるもので増額をして対応していきたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

給食の残飯はできるだけ少ないほうが様々な面でいいので、まずは子どもたちに不満を感じさせないことを前提に、今後検討できるところはしていただきたいと思っております。これは要望ですので、答弁は結構です。

次の質問に移ります。(2)指定管理者制度について伺います。

①指定管理者制度とはどのような制度なの

か伺います。できるだけ簡潔にお願いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

指定管理者制度とは地方自治法の一部を改正する法律の施行により、公の施設の管理について従来の管理委託制度に代わって、指定管理者制度が創設され、管理主体となるものの範囲が、市が出資している法人で政令にて定めるもの。または公共団体、もしくは公共的団体に限定をされておりましたが、その改正後において、株式会社など民間事業者やNPO法人等を含めた法人、その他の団体等へ拡大されております。多様化する市民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者などが有するノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の削減を図るとともに、目的に創設された制度であります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

②本市では主にどのような施設が指定管理者制度を導入しているのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市においては、指定管理導入は原則として公の施設を対象としており、現在自治会が利用している共同利用施設や公園、体育施設、児童クラブ、観光施設等に導入しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

③本市では指定管理者制度は何に基づき運用されているのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市における指定管理者制度の導入及びその運用に関してのガイドラインを定め、指定管理者制度の適切で円滑な運用を推進するこ

とを目的として、指定管理者制度に関する運用指針を令和3年4月に策定しております。指定管理者制度において対象とする施設導入の検討等を指針に基づき運用をしているところであります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

指定管理の実質的な運用は指定管理者制度に関する運用指針に基づいて運用されているということが確認できました。

④指定管理者を決める際はどのような手続で決定されるのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

指定管理者制度に関する運用指針に基づき、指定管理者の選択の手続きを行っております。まず施設の所管課において、基本方針であります制度導入、更新、廃止、直営、公募・非公募等の検討を行い、庁内検討会議にて施設所管課から提案された基本的な方針について決定いたします。基本方針にて公募として決定された施設は、所管課にて原則1か月以上で募集を行い、その後、庁内検討会議において、①としまして、応募状況の確認、②で選定委員会への附議事項の確認を行います。応募により指定管理者候補者が決定された後、豊見城市長から選定委員会に対し、候補者選定について諮問を行い、選定委員から審議結果の答申がございます。次に非公募で決定された施設においては、施設所管課から特定の事業者の指定を行い、庁内検討会議において書類審査を行い、指定管理候補者を選択いたします。指定管理者の決定については、議決事項となっておりますので、施設所管課において、議会に提案を行い、その後、指定管理者の指定、告示及び協定書の協議、締結を行います。以上が指定管理者を決める際の手続

となります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。通常指定管理者として指定される期間は、運用指針では何年となっているのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

3年から5年となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

これまでに1年間の指定期間で指定管理を行った施設はあるのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

指定期間を1年間とした施設は2施設ございます。豊崎海浜公園等が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の指定管理となっております。また豊見城市複合型福祉施設真嘉部コミュニティーセンターが令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間の指定管理を行っております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

今2件あるというご答弁でした。それではこの指定管理者の指定期間として、これまで2件ということは1年という期間はとても特殊な指定期間であると理解してよいのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

指定管理者制度に関する運用指針では、指定管理者の指定期間の設定は施設の性質、目的等を考慮し、3年から5年を標準に設定されております。ただし、特別な事情が認められる施設においては、それぞれの事情を考慮して、適切な期間を設定するとなっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

⑤今年度、指定管理の期限切れを迎える施

設は幾つあるのか、伺います。また、この内訳もお願いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和4年度に期限切れを迎える対象施設は4施設ございます。内訳は長嶺児童クラブ、豊崎海浜公園、これは市民体育館も含んでおります。豊見城市都市公園41公園です。あと豊見城市観光プラザていぐま館となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

⑥今年度、期限切れを迎える施設の現状について伺います。ここでは放課後児童クラブに絞って伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

長嶺児童クラブにおきましては、非公募により指定管理者候補を決定し、議案を今議会、令和5年3月第3回定例会に議案を提出し、可決されております。現在3月中の協定書の締結に向けて作業を進めている段階であります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

本議会初日に議案第27号の長嶺学童クラブの即決案件にて、大田正樹議員から幾つか質疑があり、答弁が少しダブるかもしれませんが、すみません、改めて質問させてください。放課後児童クラブ、学童です。の指定管理者制度の対象とされていますが、そもそも学童クラブの設置目的とは何か、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時43分)

再 開 (11時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

児童クラブの設置目的といたしましては、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の育成及び指導をすることにより、児童の健全育成を図ることが目的とされております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。市内学童クラブの指定管理者件数は何件か、伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在、市内には34施設、35支援の児童クラブが設置されており、うち9支援が公設の児童クラブとなっております。公設9施設が指定管理者の指定を行っている現状がございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

その中で指定期間が1年の指定管理者がいるのか、伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在指定管理者の指定を行っている9つの公設の児童クラブにつきましては、全て公募により指定管理者の選定を行っており、指定期間は全て5年間となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

これまでに1年という短期間で指定管理を受けた学童クラブはないということで間違いないか、伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

全ての指定管理期間は5年間となっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

今回長嶺学童クラブの指定期間が令和5年

3月末日で切れるということで、長嶺学童クラブの指定管理者の進めていたかと思いますが、担当課はいつから進めていたのか、また関係各所との協議も含めて、主に現指定管理者との協議も含めてお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

長嶺児童クラブに関する指定管理候補者の選定に向けた手続きにつきましては、当該児童クラブの指定管理期間が令和5年3月31日をもって終了となることから、指定管理者制度の担当部署となっております防災管財課と令和4年度当初より庁内検討会議の開催などについて調整を図っておりました。また指定管理者であります長嶺児童クラブに関しましては、第1回の庁内検討会議において、公募と決定され、また第2回庁内検討会議において、非公募とされた検討会議以降、必要な申請書類の提出依頼を含め、必要な調整や進捗の説明などを行っている状況でございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

その手続きのスケジュールの確認ですが、指定管理の指針にあるフローどおりに粛々と進められていたとの認識でよろしいでしょうか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

議員の質問のスケジュールにつきましては、指定管理の指針にありますフローどおりに行っております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

それでは今回、長嶺学童クラブは公募を行いましたか、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時48分)

再 開 (11時48分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

令和5年4月以降の指定管理の指定については、非公募による決定となっていることから、今回は公募によるプロポーザル方式、前提という形にはなってはおりません。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時49分)

再 開 (11時50分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

山川前市長のときに非公募となった理由はなぜでしょうか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

長嶺児童クラブのことについて説明したいと思えます。令和4年8月に第1回が開催されました庁内検討委員会において、指定管理の原則どおりの公募というふうに変更されています。しかし、現在指定管理者である長嶺児童クラブから山川前市長宛てに要請書が提出されたこと。また山川前市長から長嶺児童クラブに関する指定管理者の指定について、庁内検討会議の会長である小川前副市長に再度検討ができないかと依頼があったことから、令和4年9月に開催した第2回の庁内検討会議において再度検討した結果、長嶺児童クラブを地域密着型施設としての観点から、当該施設の住民団体等による指定管理が効果的であると判断したため、指定管理制度に関する運用指針の①の地域に密着した施設に該当す

るとし、非公募となりました。その後、徳元市長就任後の担当部署からの業務報告により、指定管理者の選定については、指針により公募であるべきとの方針が示されたことから、担当課より、選定基準の検討について疑義が生じたことから、再度庁内検討会議の開催依頼があり、令和4年11月に第4回庁内検討会議にて再度検討した結果、指定管理者の原則である公募にすべきと決定しております。しかし、短期間での公募によると指定管理者選定にかかる準備、また指定管理者が変更となる場合の引き継ぎなどが困難となること。児童、保護者にも負担がかかることが想定されることなど課題が生じました。担当課より長嶺児童クラブの指定管理における庁内検討会議の再度開催依頼がございまして、令和4年12月に第5回庁内検討会議を開催し、担当課から説明を受け、検討した結果、非公募とし、指定期間を1年とすることを決定しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

要するに山川前市長が非公募と決めた時系列からすると、学童クラブから要請書が出された後に市長の指示で非公募に決まったという認識でよろしいですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

庁内検討会議においては、そのような流れになっております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

徳元市長もこの要請書の中身は把握されていますでしょうか、伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

要請書については情報の共有を図っているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ここで長嶺学童クラブから出された要請書、要約文、要約文というか、重要な部分は4つに分かれると思うので、その部分だけ読ませてもらいます。1つ目に、クラブの運営は保護者が主体となった運営委員会が行っている。自主運営であると。2つ目に、自分たちの子どもは自分たちで継続して見守っていきたい。3つ目に、長年学校や地域と連携を取りながら運営を行ってきた。4つ目に、保護者が継続して運営を担うことで、子どもたちに対する見守りを誰よりも責任感を持って行えるというのが要約書の重要な点だと思い、読み上げさせていただきましたけれども、もう一度確認しますが、これまで市内学童クラブで1年間の指定期間で指定された実績はあるのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

児童クラブにおいて、1年間で指定した学童はありません。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

一度、これは当時の山川前市長が指針に基づいて非公募の要件に該当するという理由で非公募の決定を行った事実があるという認識を持っているんですが、その認識で間違いないですか、お伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

山川前市長の認識、見解等については把握してございません。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

この件、山川前市長に確認しました。本人は指針に基づき、非公募に該当すると判断して決定したと。また指針にある標準期間の指定でしか想定しておらず、1年間の短期間の指定は全く想定していなかったと言っており

ました。現指定管理者の要請書の中に、指定期間を1年での短期間でも構わないという表記があったのか、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時56分)

再 開 (11時56分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

要請書の中においては、そういった要望はなかったものと認識しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

当時の長嶺学童クラブとしては、1年間の指定期間を受けるために要請したわけではなく、子どもたちのことも考えて、引き続き5年間の指定を受けるための要請だったと私は認識しております。要請した側も要請を受けた側、当時の市長です。1年という短期間の指定期間を全く考えていなかったことが今はっきりしましたけれども、とても不可解なことだと思っております。時系列で確認しても事務方は粛々と指針に基づき手続を進めていたことが分かりますし、適正に積み上げてきた議論をなぜこの短期間で変えたのか。トップの判断で行ったと徳元市長が答弁しておりますが、指針に基づき標準指定期間で決定した案件を、徳元市長が就任した途端、なぜこんな短期間に変えたのか。指針に基づき、現指定管理者が不利益になるような状況になっていると私は思っております。市長は、原則論をおっしゃいますが、原則というのは調べてみますと、一般の現象に共通な法則。特別な例外が起こり得ることを念頭に置いて、一般に適用されるものとする基本的な考え方とあります。特別な場合があるから指針には

原則と書かれているわけですがけれども、もちろんその特別を恣意的に運用されることがないように、特別な取扱いについても指針では書かれているわけです。その特別な取扱いについて伺います。いわゆる非公募の要件です。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時58分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えしたいと思います。

指定管理者制度に関する指針では、指定管理期間は施設の性質、目的等を考慮し、3年から5年を標準設定するとあります。ただし書きとしまして、ただし、特別な事情が認められる施設においては、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定するとなっております。今回1年という期間の設定については、庁内検討会議において、令和6年度からの指定管理選定を公募により行うために必要な期間であると認識において決定しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

本会議初日の即決案件議案第27号で、私も一度だけ質疑させてもらったんですけれども、その際には総務企画部長に答弁していただきましたが、もう一度、総務企画部長に確認ですが、長嶺学童クラブは地域に密着した施設ではないでしょうか、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時30分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

地域に密着した施設であるかどうかについては、いろいろな考え方があると思いますが、今回児童クラブにつきましては、地域密着施設という解釈ではなくて、地域に密着する施設というのは地区の共同利用施設か、コミュニティ共用施設、農村公園等という理解をしており、今までの児童クラブについては、公募により行っているところであります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

地域に密着した施設に含まれないという解釈でよろしいですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

そのように解釈しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

この地域に密着した施設というのは、指針で地区共同利用施設とコミュニティ共用施設、農村公園等とあります。これまでの考えを踏まえれば、農村公園等の中に含ませることも可能ではなかったのか、また行政が等やなどを使う場合は、裁量の幅を持たせておくためによく使う言葉だと職員から聞きました。指針についてもコミュニティ施設や農村公園以外にも上記の考え方に合致する施設が出てきた場合は、そこを今、含ませることができるように「等」を使っているのではないかと私は思っておりますが、逆に上記に当てはまり、指針上も問題ないのになぜこちらへ適用しないと切り切れるのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

指針におきましては、「等」と「など」という言葉を使っております。これにつきましては、こういった地域に密着した、地域の場所とか、そういったものになりまして、学童

の運営につきましては、広く公募して、よりよい指定管理者を選定することを目的としておりますので、地域にある例えば団体、先ほども言いましたように、NPOとか法人とかでもできると認識しておりますので、幅広く公募して、住民ニーズに応じていく施設だと認識しております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

私はそもそも前市政が決めたことは全て間違っていると。おかしな考え方を持っていたのではないか。だから適用される案件であったにもかかわらず、まともな議論もせずに適用させなかったのではないかと感じてしまいます。徳元市長の見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時34分)

再 開 (13時34分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

詳細については、総務企画部長が答えていただいた、そのとおりであります。今、要議員が質問しています前政権が行った決定してきたことは全て間違っているという認識は私はありませんし、その業務報告の中で、本来、過去にも児童クラブに関しては非公募を行ったことはないんです。今回についても公募すべきであろうということを当時の執行部をはじめ、第1回の検討委員会でもそうです。全部公募すべきだと。本会議初日のときにも私は答えさせていただきましたが、時系列で聞いている内容の報告を受けたところでは、当時の副市長までもがこれは公募すべきだと。公平性を担保するためという

ことの理由だったそうなんですけれども、最終的には市長判断で、この地域密着に該当するというだけで非公募にしたということであったんですが、これをしてしまうと全てのバランスが崩れると私は考えておりますし、今後とも全てにおいて公平公正であるべきだということの認識で、今回は非公募から公募に変えるべきだという判断をしたところであります。説明いただいたとおり、準備期間が整わないということで、1年間は準備期間の一つとして置かせていただいているところがございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

私は無理なものを無理やりやったほうがいいのか、そういったことは一言も、いやいややっていないです。無理やりやったほうがいいのか、そういった考えは一切ありません。私はこの指針に該当すると思っているので、ここに今、立っていますけれども、長嶺学童クラブはほかの学童クラブと違う、要請書もご覧になったと思うんですけれども、徳元市長。そのクラブはすばらしい理由があると思います。その理由というのを市長、お伺いします。

○ 市長 徳元次人

長嶺児童クラブを含む、市内各児童クラブにつきましては、保護者や学校などと連携を図り、子どもたちや働く保護者のためにご尽力されてきた施設だと認識しております。市といたしましては、指定管理者制度に関する運用指針にのっとり、今後とも原則公募による選定を行ってまいりたいと思います。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございました。これまでの答弁で、長嶺学童クラブの現指定管理者の指定管理者としての適格性がはっきりしたと思いま

す。これこそが住民自治が目指す最善の形での運営形態ではないでしょうか。自らの子どもたちを自分たちで責任を持って見守る。学校や地域と協力しながら運営していく。私は最善の自主運営だと考えます。ほかの市内学童クラブを運営されている民間事業者ではなかなかできない運営形態だと思っています。その形があったからこそ、これまでに長嶺学童クラブが保護者や地域からも信頼され、大きな事故なども起こさず、流れ安定的に継続できた最大の要因ではないでしょうか。これこそ徳元市長が再三言っておられる行政の継続性が必要な案件ではないでしょうか。市長、次年度も公募をせずに、引き続き非公募として通常指定期間の5年で継続して安定した福祉サービスを、長嶺学童クラブの現指定管理者へお任せすることはできないでしょうか、伺います。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今、一連的に答弁をさせてもらったとおりでありますので、原則公募による選定をしつかりとさせていただきたいと思っております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

さきの本会議で、初日の本会議で要請書が出たら全てそれに従うのかという趣旨の発言がありましたが、そんなことは馬鹿げていますし、そのようなことがあれば業界団体がこぞって要請に来ると思います。要請書ありきではないというのはもちろん分かっております。この問題は要請書を出したことでなく、要請をすることは法律で明記されているわけではありませんし、様々な団体などが自分たちの思いや現状を知っていただき、その思いを生かしていただけるようお願いすることだと理解しています。さきの本会議の答

弁で、こども未来部長が答弁していましたが、公募が原則ではあるが、非公募の適用については要請書の中身、思いを酌み取って判断していくものという答弁をされておりました。今回の問題はまさにそこだと思っております、要請書の中身を理解したのか、その思いを酌み取ったのか、そこが問われている問題だと思います。私は今回非公募になったことについては、とても評価します。指針の非公募の要件に合致していると考えておりましたので、そこは前市政のよい判断を徳元市長も尊重していただいたことに感謝申し上げます。しかし、指定期間があまりにも短い期間で、現指定管理者からすれば結果、要請の内容の重要な部分、指定期間が聞き入れられなかったというところはどうしても納得できませんでしたし、逆に不利益な内容だと考えましたので、即決案件としていた長嶺学童クラブの採決については退席をさせていただきました。長嶺学童クラブの保護者の皆様、関係者の皆様には私の採決の対応について不快な思いをされた方もいたかと思いますが、私の採決の際の行動にはこのような理由があったのだとご理解いただければ幸いです。それでは次の質問に移ります。

(4)セラピードッグについて。

セラピードッグとは特殊な訓練を受けた犬が保育園や学校関係を訪問して、子どもたちとのふれあい交流などを行い、このふれあい交流を通して動物愛護の精神を養い、命の尊さ、弱いものへの思いやりなどを体験する情操教育を行います。これは犬猫殺処分の問題にも大きく寄与しますし、今後需要は増えていくと考えられます。また子どもたちだけではなく、老人福祉施設などでご高齢の方とのふれあいや、ゲームなどを行うことによって、

ご高齢者の方が笑顔にあふれ、心も和み、身体のリハビリ効果を高めることも期待されています。

①市内でセラピードッグを導入している施設等はあるか、伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

セラピードッグとは、動物とのふれあいによって、人の心に癒やしを与えるアニマルセラピーを行う犬のことであり、主に高齢者施設などで活躍していると認識しております。セラピードッグの導入状況につきましては、市内にある14の高齢者施設へ確認したところ、現時点において導入している施設はございませんでした。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

このセラピードッグについては、徳元市長もご興味があるとお聞きました。

②行政が補助をして、市民サービスの一環にする考えはないか、市長の見解を伺います。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

セラピードッグとふれあうことで高齢者等が精神的、情緒的安定、社会的機能、運動機能回復などの効果が得られ、精神面でも落ち着いてくる効果が期待できると考えております。しかしながら、市内高齢者施設での導入状況等から、現段階において市が補助を行う予定はございませんが、施設へのセラピードッグの導入については推奨してまいりたいと考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございました。こういった人と動物が共存共栄できるような、動物にもやさしい豊見城市というのを今後進めていただければと思いますので、よろしく願いいたし

ます。

(3)学童保育待機児童について伺います。

②支援員に対する待遇について伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く放課後児童支援員や補助員等の放課後児童クラブ職員の処遇改善のため、豊見城市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を実施し、3%に当たる月額上限9,000円の賃金改善にかかる経費を補助しております。当補助事業は令和4年2月から9月までの期間で34支援員に対し、934万2,000円を補助しており、令和4年10月からは新たに放課後児童健全育成事業に追加されており、引き続き支援を行ってまいります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。時間が足りないので、ほかの質問に関しては次回の一般質問でやりたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号15 (8番) 吉濱智也議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、吉濱智也議員の質問を許します。

○ (8番) 吉濱智也議員 一登壇一

皆様、こんにちは。会派無所属、日本維新の会、吉濱智也でございます。本日この議場に立ち一般質問ができることに、市民の皆様感謝いたします。これから豊見城市のために頑張ってもらいますので、よろしく願いいたします。

それでは通告に従い、ご質問させていただきます。

(1)スポーツ振興について。

①豊見城市陸上競技場の施設整備について。

(ア)ナイター設備設置の考えがあるか、お伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

豊見城総合公園陸上競技場におけるナイター設備設置につきましては、市民が夜間においても安心して利用ができるよう、今年度において与根体育施設で使用していたナイター施設の投光器を陸上競技場に移設し、活用する計画をしておりました。与根体育施設におきましては、組合が施工した附帯工作物の除却工事に合わせ、投光器を取り外しましたが、既に数基については点灯しない状況でありましたので、検査及び点検を行いました。その結果、当初予定していた陸上競技場への移設数より不足することが分かり、見込んでいた照度、明るさが確保できない状況にあることから、設置方法について再度の検討が必要であると考えております。教育委員会といたしましては、陸上競技場の夜間における安心、安全な利用のためには照明設備の整備は必要だと認識しておりますので、ナイター設備の強化につきましては、今後とも関係部署と協議、調整を図ってまいりたいと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。与根体育施設の投光器につきましては、その活用を期待しておりましたので、大変残念な結果であると感じておりますが、次の方法ですとか、どうすれば実現できるのかというところ、前向きな姿勢でぜひ検討を進めていただければと思います。

次の(イ)につきましては、ただいまの回答

で理解いたしましたので、進めさせていただきます。

(ウ)です。今、豊見城陸上競技場の設備についてお伺いさせていただいておりますが、私も幼少期からこの施設は大変活用して、たくさん思い出がございます。それとともに老朽化というのは、否めないところだということでは分かっているところではありますが、その中でもトイレとシャワールームの改修については、大変急務と考えております。ご質問いたします。

(ウ)トイレ、シャワールーム等の改修をする考えがあるか、お伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

当該競技場につきましては、平成30年度にトラック部分を全天候型へ改修し、機能強化を図り、令和元年度にはフィールド部分をプロサッカー競技仕様の天然芝へ草種の変更をしております。その後トイレや更衣室を含めた附帯施設のスタンドなどの改修につきましても各種補助メニューを検討する中におきまして、(仮称)豊見城市スポーツ拠点エリア構想の策定の中で一体的に検討するため、現在関係部署と連携し、協議を行ってまいりました。ご質問の陸上競技場のトイレやシャワールームの改修整備につきましては、その整備の必要性は十分認識しているところでございますので、引き続き関係部署と連携しながら協議を行ってまいりたいと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

①として、陸上競技場ではこれまでもプロサッカーチームや陸上競技の合宿等が大変盛

んに行われてきたというふうに思っていますが、そういった団体のほうからトイレとか、シャワールームを改修してほしいというご要望等がなかったのか、お伺いをさせていただきます。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

当該競技場のトラックやフィールドの改修後、様々な団体が施設の利用を行っており、本市におけるスポーツ推進を図るため、アンケートや要望などを聞き取っております。その中において、トラックやフィールドにつきましては満足しているが、トイレや更衣室の整備についての要望はございました。またキャンプを実施したプロサッカーチームからは、芝については県内のキャンプ地の中でも仕上がりについては満足している。あとトイレや更衣室、会議室などが整うことにより、プロチーム同士のトレーニングマッチが実現できるとの説明がございました。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。プロチームからのお墨付きをもらうような環境が徐々に見え始めているということで、大変すばらしいことだと思っています。その中でトレーニングマッチという言葉が出てまいりましたが、豊見城市の陸上競技場において、プロサッカーチーム同士のトレーニングマッチというのが本当に実現できれば、子どもたちの夢とか、希望を持つきっかけになることがあると私は信じています。そのためにはトイレやシャワールームの整備を早めに実施する必要があると考えておりますが、改めてその見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

教育委員会といたしましても、陸上競技場のスタンド部分は老朽化しており、早めの改修が必要と認識しているところでございます。また本市でプロサッカーチームのトレーニングマッチが実現すれば、子どもたちにとっても夢や目標ができること。キャンプ期間中の誘客により経済効果や地域活性化にもつながるものだと考えております。そのようなことからスタンド全体の改修前にトイレや更衣室などの整備を含めまして、関係部署と調整を行い、検討してまいりたいと考えております。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。プロチームの一流選手が豊見城市にやってくることで、子どもたちと交流して、競技力の向上というのが図れることがあります。選手たちと触れ合うことで子どもたちの人材育成というものにもつながっていくと考えております。またトレーニングマッチの実現については、地域活性化という大きなものになると考えておりますので、市長が今、観光振興、スポーツの観光振興、後ほど質問をしますが、そういったところを含めたところでしっかりと前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。

質問を続けます。②与根漁港多目的広場についてお伺いします。

(ア)人工芝面の整備をする考えがあるか、お伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

与根漁港多目的広場に人工芝の整備を行うには多額の費用を要することから、補助事業での整備の検討が必要となりますが、当該整備につきましては、漁港関係事業における採択要件に合致しないことから、現時点での整備は厳しいと考えております。また与根漁

港多目的広場はその性質上、多様なスポーツや行事等に利用できるようにする必要がありますが、人工芝を整備することで、利用ができなくなるスポーツもあることが懸念されますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

続きまして、ご質問させていただきます。

(イ)多目的広場周囲への防球ネット設置をす
るお考えがあるのか、お伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

与根漁港多目的広場の周辺への防球ネット設置については、それも同じく多額の費用を要することから、補助事業での整備の検討が必要となりますが、当該整備につきましては、漁港関係事業における採択要件に合致しないことから、現時点での整備は厳しいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。

(ア)(イ)についてはまとめてご質問というか、ご要望させていただきます。まず質問です。人工芝面を整備することで利用できなくなるスポーツという話がありましたが、具体的にスポーツの名前とかというのはお考えの範囲でいいので教えてください。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

全てのスポーツについて検証を行っていることではありませんけれども、当該多目的広場については、今年度にサッカーに対応できるよう整備を行う前までは、主に野球に利用されております。サッカーコートにつきましては、野球のピッチャーマウンドを外した箇

所を起点としてコートの計画を行っておりますが、人工芝を整備することで野球の内野半分が利用できなくなることや、少年野球も利用しており、大会ではバックネット側と公民館側に分かれて２面で利用しておりますので、そちらにも影響が出るものと考えております。なお、野球で最低限必要なピッチャーマウンド、各塁周囲を土にすること、サッカーコートが確保できなくなりますので、ご理解をお願いいたします。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。この多目的広場については与根の地域の少年野球の方々がいつも練習したりというのは私も十分承知しているところです。今回ご質問させていただいた人工芝面につきましては、県内にもそういった多目的広場というところで人工芝を敷設して利用している箇所があるということは私も実際見てきたところなのですが、その中で野球のラインが引かれたり、バックネットが設置されたりというところがあったものですから、率直に、雨天後も子どもたちが野球の練習、泥んこの中だと結局、野球の練習ができなくなると思うんですけれども、そういったところでも野球の練習ができたり、もちろんサッカーをしたりとかというようなところで、子どもたちのためになるのではないかという視点で今回ご質問をさせていただきました。各種競技によって環境は様々だと思いますが、子どもたちが何かやりたいというときに、すぐに活動ができるような場所というのもぜひ豊見城市内にあったらうれしいと考えておりますので、莫大な費用もかかるということも承知して、理解しておりますので、そういった環境づくりについては市全体として、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、

取り組んでいただければと思っていますので、よろしくをお願いします。質問を進めていきます。

(2)市長の施策方針についてお伺いいたします。

①新たな成長戦略として、スポーツを軸とした産業について具体的な構想をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

スポーツを軸とした産業を本市における新たな成長戦略にするための具体的な構想といたしましては、年間を通しての国内外のプロスポーツチームや、トップアスリートの合宿誘致等を考えております。合宿で訪れる選手や関係者のサポート関連の新たな需要が生まれ、新たな産業へと結びつくことで、本市の成長戦略につながるものと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。このスポーツを軸にした産業については、豊見城市の立地条件から考えても大変重要な事項になると思っています。今、総務企画部長から説明をいただきましたが、今後オリオンECO美らSUNビーチというのをしっかり活用して、そこでビーチスポーツとか、サッカーとか、バレーというのが代表的になってきますが、そういったものの全国大会とか、国際大会というところの実現に向けて、しっかり取り組んでいただければ、間違いなく県内、国内でも豊見城市が注目されることになりまして、観光振興というところに必ずつながっていくと思っていますので、ぜひこちらも前向きに取り組んでいただければと思いますし、このビーチスポーツというものも構想の中に入れていただければと思っていますので、要望とし

てお伝えさせていただきます。

続いて、②児童生徒派遣費補助事業についてお伺いいたします。

(ア)支援内容の拡充の考えがあるか、お伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

児童生徒派遣費補助制度につきましては、県内の大会などで優秀な成績を収め、九州、全国大会などに派遣される児童・生徒を対象に航空賃、宿泊料、車賃などの対象経費の2分の1を補助率として助成を行っているところでございます。当該制度につきましては、平成16年度に制度化されて以降、これまで数度の制度改正を行い、できるだけ児童・生徒の派遣に係る負担軽減を図る取組をしてきたことにより、一定の成果を収めてまいりました。一方で、児童・生徒を県外などへ派遣する際には監督、コーチなど、指導者の帯同は必須であります。指導者に対する補助については対象外となっております。教育委員会といたしましては、市体育協会が令和4年度までの3年間で実施した豊見城市子ども派遣事業の実績を踏まえまして、指導者などへの補助対象者の拡充の必要性を認識していることから、令和5年度からは指導者への補助対象の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。こちらも改めて、後ほどまたご質問をさせていただきたいので、(イ)の質問をさせていただきます。

令和5年度からの引率者に対する支援の内容についてお伺いをさせていただきます。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

ご質問の件につきましては、先ほども答弁しました内容となっております。児童生徒派遣費補助制度について、県外への派遣に対して2分の1補助率として助成を行ってきたところ、次年度からは指導者へも支援の拡充を行うものとしております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。豊見城市におきましては、ご存じだと思いますが、近年豊見城中学校男女サッカー部の県大会の優勝ですとか、同大会における長嶺中学校、男子サッカー部が第3位という形で、子どもたちはかなりすばらしい活躍をしております。子どもたちとか、保護者の方が安心して活動に取り組んでいけるように、今後ともさらなる拡充等の検討をお願いさせていただきたいと思っております。

③市民一人ひとりが障がいに関する理解を深めるための地域に即した施策をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

市民一人ひとりが障害に関する理解を深めるための地域に即した施策につきましては、4月2日の世界自閉症啓発デーと4月2日から8日までの発達障害啓発週間に合わせて庁舎1階多目的スペースにおきまして、自閉症及び発達障害の理解を深めるためのパネル展を1週間実施しております。また12月3日から9日の障害者週間に合わせて市内全小学校の4年生を対象に、障害者への理解を深めるためのパンフレットを配布しており、今年度は975部の配布を行っております。それから障害のある一般市民や市内の障害者施設及び障害児施設において、利用者が作成した作品を市内商業施設において展示するエイブル

アート展を毎年1回開催しております。今年度におきましては、2月1日から7日まで商業施設のイーアス豊崎にて154点の作品の展示を実施しております。令和5年度におきましては、豊見城市障害者計画及び第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の終了年度となりますので、次年度におきましても引き続き施策の推進に努めてまいります。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。こういった障害のある方々が安心して暮らせるようなまちづくりというのをしっかり目指して、施策に取り組んでいただきたいと思います。市長の施策の中で新たな就労サービスと農福連携の取り組みというものもございましたが、もし分かれば教えていただきたいと思います。今朝の新聞にも載っていましたが、一般企業に対する障害のある方々の受入れという環境づくりというところで、市として、今はなかなか難しいのかもしれないのですが、お考えとか、実際にこういったところで一般企業に指導というか、受入れの環境づくりをあっせんというか、そういったところの取組とか、計画とかがもしありましたら、分かる範囲で結構ですので、教えていただけないでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時06分）

再 開（14時07分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

これに特化した計画ではございませんが、先ほど申し上げました障害者計画及び福祉計画、また障害児福祉計画の中で、そういった

部分もうたっておりまして、それに取り組んで推進してまいりたいと考えております。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。私も家族に車椅子や障害を持つ家族がおりますので、こういったところを少しお話しさせていただきましたが、今しっかり民間で仕事もしていますので、そういった人たちが豊見城市の中でもっともっと増えていけばという思いもありますので、様々な取組をされているというのが聞こえましたので、今後とも拡充しながら取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。では質問を進めます。

（３）市民を支える仕組みについて。

ベーシックインカム（最低限所得保障）制度について。

市民を支える仕組みの一つとして、豊見城市版のベーシックインカムというものを検討するお考えがあるのか、お伺いいたします。

○ 福祉健康部長 久手堅 勝

お答えいたします。

ベーシックインカム（最低限所得保障）制度につきましては、国民の生活を最低限保障するために全国民に一律の金額を支給する制度であると認識しております。現在の日本には社会保障制度として、65歳以上に支給される年金や失業者に支給される失業保険、生活困窮者に支給される生活保護費、その他多数の手当関係など、一定の条件を満たす場合に適用される制度がありますが、ベーシックインカム制度は年齢、性別、所得の有無を問わず、高所得者にも支給されるため、労働意欲にも影響することが懸念されるだけでなく、これまでの社会の在り方を幅広く見直す必要があるものだと考えております。また一律に支給する金額の設定においては、最低限の暮

らしを送れる生活費として、家族構成や様々な要因から検討する必要があり、膨大な財源の確保が必要となってくることなどから、厳しい財政状況にある本市において検討することは難しいものだと考えております。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

ありがとうございます。このベーシックインカムという聞き慣れない言葉を非常に分かりやすくご説明いただいて、ありがとうございます。私自身もこのベーシックインカムという言葉が今回使わせていただきましたが、福祉健康部長がおっしゃるように、本市において、この制度をそのまま導入というのは、まず難しいというのは私も十分理解しておりますので、今回、豊見城市版という言い方、ベーシックインカムという言い方をさせていただきましたが、こういったベーシックインカムは今、福祉健康部長が説明いただいたような制度の視点というか、を少し生かしながら、限られた財源であるとか、新たに財源をつくれるのであれば、そういった財源を生かして、生み出しながら、豊見城市でできる、市民を支える仕組みづくりというのを行いたいという考えからご提案をさせていただいております。例えばですけれども、お金を配るということではなくて、既にアゴマゴクーポンとかというのを市民生活に十分役立っているクーポンがありますが、例えばその適用範囲は日用品の購入とかでも非常に役に立っているんですが、それを例えば市内の医療費でも使えるとか、給食費の話もいろいろ出ていますが、給食費にも使えるというような範囲を少し広げて、増やしていくことで各世帯、各市民、それぞれ必要なお金のニーズというのは様々ですので、そういったところの補助、サポートができるようになっていけば、そう

いった視点から市民を支える仕組みの一つとして、市民生活を助けることができるのではないかと考えております。この問題は今回いきなり初質問をするのは私自身もかなり勉強をしながら、まだまだ足りない部分はあるんですが、しっかりお伝えしながら、私はいいいことだと考えていますので、そういったところを取り組んでいながら、すぐに結果が出てくるものではないと分かっています。もちろん財源が必要になってきますので、そういったところも今後十分検討していながら、執行部の皆様とも、議員の皆様とも会話をしながらまたご提案を引き続きしていきたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

新人議員として初質問をさせていただきました。今後とも市長、副市長をはじめ、教育長、また職員の皆様、議員の皆様とも会話をしながら、豊見城市のために頑張っていきたいという所存ですので、ぜひまた今後ともよろしくお願いたします。これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

—— 通告番号16（20番）赤嶺吉信議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、赤嶺吉信議員の質問を許します。

○（20番）赤嶺吉信議員 —登壇—

皆さん、こんにちは。会派城の風の赤嶺吉信でございます。まず一般質問の前に所見を述べさせていただきます。去る2月12日に行われました市議会議員選挙において、多くの支援を受け当選することができました。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。今期、私は21期の議員として、同期の議員各位と活発な議会活動が展開できますよう、初心を忘れずに

取り組んでいく所存であります。

さて、国は令和3年6月、千葉県八街市で発生した児童・生徒の交通死亡事故に鑑み、緊急事案として通学路の安全確保を図るよう、予算措置を講じ、各自治体に指示が出されたのは周知のとおりでございます。そこに基づいて、本員は令和3年12月定例会で質問をいたしました。教育委員会と関連部署は積極的に指摘箇所の改善に取り組み、通学路の安全性が飛躍的に向上しております。市民から大変喜ばれております。さらにゆたか小学校、県道7号線歩道にある3か所の不要な車両乗入れ口も縁石施工がなされると聞いて、一連の取組を高く評価するものであります。次代を担う児童・生徒のために通学路の安全確保は私たち議員、そして大人の役割であります。それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

まずはじめに、沖縄県の教員不足が深刻化しており、那覇市地区では24校で教員38名が不足しており、このままでは学校が崩壊する。また子どもたちの教育への影響が心配されるとの報道がなされました。そこで次のことをお伺いたします。

(1)教育行政について。

①市内小中学校における教員不足について。

(ア)直近の月の教員不足数をお伺いたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

3月1日時点における休職を要する教員1名に対して、代替職員が未配置の状況はございますが、年度を通し、市内小中学校で教員が不足している状況はございません。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。私、新聞報道を見て、この質問を作りましたけれども、豊見城市内においては教員不足はなかったと。1名はいたのだけれども、教員不足には至っていないということだと思います。

(イ)(オ)については、これに関連して質問していますけれども、続けて(イ)(オ)までは流れに沿って質問します。では(イ)について、教員が確保できずに一時的に児童や生徒をほかのクラスに振り分けたケースもあるのか、お伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

市内の小中学校において教員が確保できず一時的に児童・生徒をほかのクラスに振り分けた事例はございません。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

続いて、(ウ)にまいります。教員不足による児童・生徒への影響はありましたでしょうか。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

市内小中学校において教員不足という状況は現在ございませんので、児童・生徒への影響もないと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

分かりました。(エ)ですけれども、教育長にお伺いいたします。教員不足に当たり、本市の対応方針など教育長の見解をお伺いいたします。

○ 教育長 瀬長盛光

お答えします。

教員が適切に配置されていないことは、子どもたちの学習環境に大きく影響を与えることから、沖縄県に対して、市内小中学校で教

員不足が生じないように、島尻教育事務所と連携を取りながら要望しているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

これは教育長がおっしゃるように、市が考えることではなく、県のほうで考えるべきだという見解だと思います。では再質問をさせていただきます。

教育長に再度お伺いいたしますけれども、現在教員不足がない本市ではありますけれども、本市も教員不足になるかもしれない状況でありますけれども、今後教員不足にならないための学校関係の支援員、支援員でなくともいいですが、一時的な対応についてはどのようにお考えですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時22分)

再 開 (14時22分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

今の赤嶺吉信議員の再質問、教員が一時的に不足する場合の市の対応についてはどうかということで認識してお答えいたします。例えば小学校の場合には、学級担任制になっております。その場合、休職などを余儀なくされた際には、まず先ほど答弁したとおり、沖縄県の島尻教育事務所に対しては教育委員会から速やかに代替教員の配置を依頼しております。それと学校現場におきましては、クラス担任を持っていない教務主任ですとか、管理職である校長先生、教頭先生などが一時的に授業を行うことにより対応している状況がございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

分かりました。次の教育行政の不登校について何点かお伺いいたします。

②市内小中学校における児童・生徒の不登校について。

(ア)令和4年中、把握している月から過去3年間の不登校の児童・生徒数をお伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

令和元年度の不登校児童・生徒数は、小学校で57名、中学校で85名、合計142名。令和2年度におきましては、小学校で56名、中学校で96名の合計152名。令和3年度は、小学校で70名、中学校で117名の合計187名。今年度、令和4年度の1月末現在におきましては、小学校で76名、中学校で114名、合計190名となっております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございました。今の令和元年度から令和4年度までに計算をしてみますと、48名という不登校児が多くなっているという結果が出ましたけれども、その中で再質問をしますが、増加傾向にある現状をどういった理由で増加しているとお考えでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時25分)

再 開 (14時26分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

不登校児童・生徒の数は本市のみならず、沖縄県全国同様に増加傾向がございます。令

和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により長期の学校休業や部活動の停止などにより、平日、休日とも友達や知人に会えない状況が続いておりました。また学校が再開した後も体育、音楽、家庭科などの活動が制限されたり、給食では黙食を行うなど、コミュニケーションを取る機会も減りました。学校休業による生活リズムの乱れや、コミュニケーション不足からくる児童・生徒の不安増大により、不登校の児童・生徒が増加したものと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございます。

(ウ)不登校対策について教育委員会の対策・方針をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時27分)

再 開 (14時27分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

本市小中学校におきましては、校長先生、教頭先生、教育相談担当、生徒指導担当などで構成する校内支援委員会におきまして、児童・生徒個々にケース会議を持ち、それぞれの児童・生徒に応じた支援を行っております。市教育委員会におきましては、スクールソーシャルワーカー、登校支援員、自立支援員、学習支援員、こころの教室相談員、特別支援教育支援員などを各学校へ配置し、登校しぶり及び不登校児童・生徒への支援、充実を図っております。またケースによりましては、適応指導教室であるとよむ教室での支援や福祉部署をはじめ、関係機関などと連携し、不

登校児童・生徒の社会的自立を目指し、支援を行っているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございました。

(イ)で答えてもらいましたけれども、本市では24.7人が不登校がいて、全国及び沖縄県に比較すると下回っているということなんです。右肩上がりです。不登校児が多くなっているという現状がございまして。そこで再質問をしますが、不登校の原因が各家庭において様々あるということをおっしゃっていただけますけれども、子どもたちをいかに不登校にさせないかという原因を探るのも皆様方の仕事だと思っておりますけれども、その様々ある家庭内事情もあろうかと思っておりますけれども、様々ある中で具体的な対策というのは、本市ではお考えあるんですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時29分)

再 開 (14時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

議員の再質問につきまして、市としての対応につきましては、まず学校が原因とする不登校児童につきましては教育委員会のほうで把握しておりますので、教育委員会で各種支援等で対策について支援をしているところでありますが、不登校の原因が家庭的な問題に及ぶ場合には、本市の福祉部署と連携し、児童・生徒の支援を行っている状況でございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

大変な作業だとは思いますが、ぜひ

この不登校が我が本市で多くならないように全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。では次に移ります。

(2)農業行政についてであります。農家の方々から農薬や肥料が高騰し、営業が大変厳しいとの声が寄せられております。市や農協も農家のバックアップを行っていると思われませんが、十分でないとの意見があります。そこで次の質問を行います。

物価高騰による農業への支援等について。

(ア)農薬や肥料の高騰に当たり農家の声について伺いをいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

農業者の方々からは新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢など、激動する世界情勢の中で円安や穀物類の輸出入の停滞、燃料価格高騰に加え、生産資材価格の高騰によって厳しい経営状況であるとのことで、経営安定に向けた支援を望む声が寄せられているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

ありがとうございます。

(イ)に移ります。現在、行っている本市の支援等について伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

令和4年度は物価高騰等に対する農業者への支援としまして、業種別に2事業を実施しております。1つ目に、農業者への支援として、農産物物価高騰等緊急支援事業を実施しており、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間に、農業を営むために購入した肥料や資材等の購入費のうち、物価高騰分を算出し補助するもので、1農家当たり4万円を上限に支援しております。2つ目に、畜産

農家への支援として、畜産農家経営支援事業を実施しており、畜産業を営むために必要となる配合飼料について、家畜の種別ごとに1頭当たりの令和4年度分の物価高騰による農家負担が増大する額を算出し、その額の2分の1の9割を畜産農家が保有している家畜の頭数に応じて補助するものであります。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございました。今の答弁では農家の方には一律4万円の上限があつて、4万円の支給をしているということと、家畜の頭数に応じて補助する上限が畜産にはないという答弁だつたと思ひますけれども、まさしくそのとおりだと私も思ひます。畜産で1頭、2頭飼育している畜産農家と、20頭、30頭大幅に畜産している農家とは飼料の価格も全然違ふだろうと。それと農家にしても畑を何ヘクタールも持っている農家もいるわけですから、その一律4万円というのは大変厳しい数字だと私は思ひております。そこでお伺ひしますが、その支給額をさらに今年度、来年度、国の補助に応じて引き上げることは可能なのか、聞かせてください。

○ 経済建設部長 比嘉 操

今年度の支援事業については、実施完了しているところでございますので、上限を増やすというのは難しいものがございます。来年度については、議員の質問の(ウ)のほうで質問されているものがございますけれども、一律4万円を支給するという中では、今後物価高騰等が続いた場合にどうなるか、市の見解としてはどうかということでのお答えをしたいと思ひますけれども、今後の物価高騰の状況や国、県の支援策にも注意をしながら必要に応じて検討してまいりたいと思ひます。

しているところでございます。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

ぜひその対応をしていただいて、物価高騰に嘆く農家の皆さん、畜産農家の皆さんも、引いてはまた漁業者の皆さんも安定した運営ができるように、皆さんで引き続き交渉をしていただいて、しっかりと農業、漁業を支えてもらえればと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。では次にまいります。

(3)市道66号線の整備についてであります。

市道66号線は一部の整備を行い、残りの整備が数年間行われていない状況であります。令和5年度は整備を行うのか、お伺ひいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

市道66号線につきましては、令和2年度に予算の範囲内で一部舗装工事を実施しているところでございますが、一部は未舗装の箇所が残っている状況でございます。令和5年度の整備についてですけれども、現在道路課では毎年行われております通学路安全点検にて危険と判断された箇所について早急に改善する必要があります、修繕を実施している状況であります。議員ご質問の箇所につきましては、これらの状況を勘案しながら、優先度を踏まえた対応となりますので、ご理解願ひいたします。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、再質問をしますけれども、市道であるにもかかわらず、当該道路だけが未舗装状態になっている。私としては、何回も市道66号線については質問をしておりますが、なかなか事業計画に至らないと。豊見城市も施行して20周年になりますけれども、まだこういった市道でありながら未整備のままの道路があるわけです。それは私も地域の議

員として、地域からどうかしてくれというお声があつて何度か質問させてもらっておりますけれども、早急に対応する必要があると思っておりますけれども、見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

先ほども答弁しましたが、現在、道路課では毎年行われております通学路安全点検にて危険と判断された箇所について早急に改善する必要があります、修繕を実施している状況であります。議員ご質問の箇所につきましては、これらの状況を勘案しながら、優先度を踏まえた対応となりますので、ご理解願いたいと思っております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

再度お伺いいたしますが、今、経済建設部長の答弁では、各道路において通学路の修繕をする箇所とか、優先度が高い道路の整備が優先だという回答だったと思っておりますけれども、この市道66号線はしっかりと認定された市道でありまして、この道路ができることで周りの地権者、土地の所有者は道路ができることで借地、あるいは農機具の置き場所であるとか、いろいろな多様性のある借地ができると思うんです。整備をすることで農家の皆さんは大変喜ばれると思っておりますけれども、地域住民から大変困っているという声が多々あつて、舗装についてはぜひとも議員、市に対して訴えてくれということで、今回も質問しておりますが、これは早急に対応してもらいたいと思っておりますけれども、再度見解をお伺いいたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

当該道路につきましては、令和2年度に予算の範囲内で一部舗装工事を実施していると

ころでございますが、近年では通学路安全点検により危険と判断された箇所を優先に修繕している状況であります。当該路線の整備が進まない状況でもあります。未舗装箇所の整備につきましては、多額の予算を要することから、今後、実施計画への要望を検討していきたいと考えます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

前向きな答弁ありがとうございました。実施計画に向けて要請をしていくと、検討していくということなのですが、この実施計画の期間というのは大体どのくらいをめどにしていらっしゃるでしょうか。

○ 経済建設部長 比嘉 操

実施計画への要望はこれから検討することになりますので、今ご質問の内容については今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

市長、この道路についてはご覧になったと思っておりますけれども、市長、この任期中に現場をぜひ視察していただいて、早急な対応を求めますので、よろしくお伺いいたします。では次にまいります。

(4) 下水道の整備について。

与根地域の下水道整備についてお伺いいたします。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えいたします。

与根地域の下水道計画につきましては、平成17年度の豊見城市流域関連公共下水道事業計画の変更時に全体計画区域として追加し、その後、平成28年度に都市計画事業認可を踏まえ、事業計画区域となり、下水道整備が可能な区域となっております。しかし、現在の下水道整備計画につきましては、西海岸地域

の汚水処理需要の増加に伴い、伊良波汚水中継ポンプ場から高安橋付近までの圧送増補管整備や、老朽化する汚水中継ポンプ場の改築等を優先的に進めているところであります。また与根地域を含む面整備につきましては、増補管や汚水中継ポンプ場整備の予算状況を踏まえ、整備の優先順位などを総合的に勘案し、進めてまいりたいと考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

上下水道部長、ありがとうございます。今回の議案説明でも、今回の一般質問でも川満玄治議員が金良長堂の下水道について質問されております。私の下原地域、与根もしっかりと下水道を整備してほしいというのは何度も訴えているところでございますけれども、今回委員会でも質問しましたけれども、下水道事業を国の考えでは令和8年度には概成と言われておりますけれども、与根地域は令和8年度までに完了するんですか、お伺いします。

○ 上下水道部長 金城道夫

お答えします。

与根地域の下水道整備につきましては、令和8年度までに完了する予定であります。下水道事業は現在、沖縄振興公共投資交付金を活用し、事業を実施しておりますが、令和5年度より新たな補助事業である地方創生推進交付金を導入し、予算を増額して取り組む予定であります。整備につきましては、補助金の交付状況にも左右されることから、令和8年度までに与根地域が完了するということは厳しい状況でございます。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

上下水道部長、厳しいということでありませうけれども、令和5年度に新たな交付金を使って進めていくという今の回答だったと思

うんですが、もし令和8年度までに完了見込みがない場合は、要するにこの事業整備は打ち切るということになるんですか、伺います。

○ 上下水道部長 金城道夫

今、完了見込みがないときは整備を打ち切るのかというご質問でございますけれども、下水道事業につきましては、市民の生活を支える重要な社会インフラでございますので、令和8年度以降も下水道事業が継続できるように、沖縄県と協議をしてみたいと考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

最後に市長にお伺いいたしますけれども、令和5年から新たな交付金も活用しながらやると。さらに国会の豊見城選出の西銘恒三郎代議士とか、県議会議員とか、そういったパイプを活用されて、市長自ら国、県補助金の延伸を要望していくお考えはありますか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

これは以前からも伝えており、下水道事業というものについては、やはり市民の安心安全な大事な社会インフラでありますので、令和8年度以降もこれが継続できるように、おっしゃるとおり、県、もしくは国に対しても要望してまいりますし、主要な会議においてもチーム沖縄、それから市長会とも連動して、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

市長の力強いお考えを聞いて安心しております。

今回の質問は終わりますけれども、今回3月に退職をされます部長の皆さん、本当にご苦労さまでございました。まだまだ60代でありますので、体に留意されて、今後とも私ど

も議員と市民のために活躍をされますよう、お礼を申し上げて終わりたいと思います。ご苦勞さまでございました。ありがとうございます。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は3月23日、午前10時開議といたします。ご苦勞さまでした。

散 会 (14時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (10番) 川 満 玄 治

署名議員 (11番) 新 垣 亜矢子

— 令和5年第3回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年3月23日（木）

令和5年第3回

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和5年3月23日（木曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
総務企画部 参事監	大 城 智	市民部長兼 税務課長	高 良 忍
福祉健康部長	久手堅 勝	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	大 城 堅	経済建設部長	比 嘉 操
上下水道部長	金 城 道 夫	消 防 長	新 里 秀 樹
教 育 部 長	嘉 川 聡 子	総 務 課 長	上 原 元 樹
人 事 課 長	翁 長 卓 司	財 政 課 長	宮 城 盛 秀
防災管財課長	大 城 武	企画調整課長	東上里 豊
産業振興課長	千 住 文 子	協働のまち 推進課長	喜久里 則 子
こども応援課長	大 城 史 貴	子育て支援課長	喜如嘉 依 子
保育こども園課長	赤 嶺 渚	都市計画課長	比 嘉 真 人
都市計画課参事	豊見山 直 樹	市街地整備課長	大 城 英 貴
道 路 課 長	城 間 保 光	公園緑地課長	健 山 博 之
農林水産課長	国 吉 有 貴	消 防 本 部 長	金 城 智
消 防 署 長	当 間 英 文	総 務 課 長	金 城 徹
農 業 委 員 会 事 務 局 長	浜 本 亨	学 校 教 育 課 長	

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 一般質問
- 日程第3. 議員提出議案第1号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

令和5年第3回豊見城市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年3月23日（木） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
3	議員提出議案第1号	豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	即 決

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に波平邦孝議員、真栄里保議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号17 (12番) 波平邦孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、波平邦孝議員の質問を許します。

○ (12番) 波平邦孝議員 一登壇一

皆様、おはようございます。会派城の風、波平邦孝です。皆様、予算決算委員会から始まり、お疲れのところだとは思いますが、本日は一般質問最終日、トップバッターを元氣よく務めてまいります。本日も一日よろしくお祈りいたします。質問に入る前に、去る2月12日、豊見城市議会議員選挙において、私の愛する仲間の皆様、そして市民の皆様から負託を受けまして、議場に戻ってくる事ができました。この場をお借りし、心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。そして今回の市議会議員選挙、最終最後まで戦い抜いた全議員の皆様、そして開票作業等に従事していただきました職員の皆様、本当に

お疲れさまでございました。市民の皆様の声をダイレクトに議場へ届けるという信条の下、感謝の気持ちと初心を忘れず、この4年間も愛する豊見城市のために必死になって汗をかいてまいりますので、市長、副市長をはじめ、執行部の皆様、よろしくお願い申し上げます。そして大城正副市長、ご就任おめでとうございます。今後とも卓越したリーダーシップを発揮していただき、徳元次人市長と共に豊見城市民の皆様を幸せに導いていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。私1期目の4年間、農業委員と自負してまいりまして、農業振興について多くの質問をさせていただきました。農業振興というのは私の政策の軸でもありますので、順番を変更させていただいて、2期目のスタートも農業振興の質問からさせていただきます。

(4)に入る前に、私はこれまで農家の皆様の悲願でありますビニールハウスの再生支援ですとか、豊見城ブランドの確立、そしてスマート農業の推進、さらには販路拡大、6次産業の強化を中心に、国ですとか、そして我が市の根幹である農業の振興、そして何より農家の皆様の所得アップというところに向けて、多くの議論をさせていただきました。農家が現場で求めている施策を展開してほしいという思いがすごく強いです。その思いを込めて以下の質問をさせていただきます。

①本市には、豊見城の農業をもっともっと盛り上げていきたいという熱意を持った若手農家が多くいます。今後、稼げる農業を目指す上での施策を展開してほしいと強く考えますが、市長の見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 比嘉 操

おはようございます。お答えいたします。

本市の農業は露地栽培では葉菜類が県内トップの生産量、また園芸施設栽培についても盛んな地域であります。特に本市が拠点産地の認定を受けておりますマンゴー、トマトにはこれまで多くの賞を受賞しており、行政として豊見城市産農産物のイメージアップに向け、農畜産業者、民間企業と連携し、商品開発や販促活動等を推進してまいりました。特にマンゴーについてはブランド化に向けた取組についても検討してまいりたいと考えております。また、今後必要とされる新たな取組についても検討してまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございます。市長もご存じだと思うんですが、本当に意識が高くて、農業の「農」という字があるではないですか、それをすなわち頭を使う農業の「脳」という漢字に変えて、脳業としてトライしていこうと。本当にどんどんチャレンジしていこうという若手農家が我が市には多いと私は感じております。稼げる農業を目指しましょうという熱意、意気込みを、やはりその熱意に応えるためには私は行政主導で様々な仕掛けを打っていくべきだと強く感じていますが、市長の見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

先ほど答弁したものの以外に、これまで市が主導とする取組としまして、市の一括交付金を活用した生き生き野菜生産支援事業や、優良母牛導入支援事業、県の一括交付金を活用した災害に強い栽培施設の整備事業や、園芸

ブランド機械整備事業により、農畜産業の生産性向上に向けて取り組んできたところがございます。また、新規就農者への支援としまして、新規就農者育成総合対策による経営発展支援事業や、経営開始資金等の活用を希望する申請者に対し、助言やサポートを行っているところがございます。近年においてはITの進化に伴い、情報発信や情報収集及び販促活動なども変化する時代となっておりますので、今後はITを活用した取組についても検討してまいりたいと考えております。また農業振興策の実施においては、農家と関わりの深い農協の協力も必要となりますので、市が主導する事業としても農協とも調整を行いながら連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

6次産業の強化ですとか、例えば販路拡大、豊見城ブランドの確立に向けて、もちろん今、経済建設部長がおっしゃったように、JAとの協力も必須だと思っております。最近で言えばトミバジルのような民間企業とのマッチングですとか、農家と企業のマッチング、さらには経営支援というところも含めて、行政主導で何か支援ができないかというところを思っているんですが、市長の考えを聞いたらお願いします。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。お答えいたします。

波平邦孝議員がおっしゃるように、若手農家の皆さんと意見交換をするたびに、びっくりするアイデアをいつも聞きます。常に進化を求めて、もっともっと稼げるのだということのアグレッシブな気持ちは非常に私にも伝わっておりますので、このような意見交換の場を絶やさずやりながら、行政ができること

は何なのかというのを常に求めていきたいと思っておりますし、これからは我々の豊見城から生産されますいろいろな作物については、公式アンバサダーもこれからやっていきますし、その中でインフルエンサーの方々の活用だとか、もちろん観光大使の皆さんの活用だとか、そういったものも含めてアピールをしていく。これからまた観光アピールのために県外に出られることもたくさんあると思うんですが、私が行かずとしても、もちろんトップセールスとして行きたいところはたくさんあるんですけども、そういった場でも生産農家の皆さん、若手の農家も含めて、現地と一緒にしてもらって、どういうところで販路拡大というきっかけがあるか分からないので、そのタイミングは逃さず、そういうことの大役を常々やっていきたいと考えておりますので、これからも意見交換を絶やさず頑張っていきたいと思っております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、大変力強いご答弁ありがとうございます。本当に農家の皆様もこの中継を見られていると思いますので、徳元市長にもすごい期待している部分も本当に多いので、またよろしく申し上げます。

今、市長の口から出ました稼げる農業、そしてインフルエンサーの活用という意味では、新垣亜矢子議員も常々訴えているインフルエンサーの活用ですとか、私は市長とかりゆし58さんとの関係性を理解した上で常々提言させていただいている農家の皆様とのコラボ動画ですとか、そのような作成を含めて、前に進めていただきたいという思いがあるんですけども、その辺の進捗状況は今いかがなんでしょうか。

○ 市長 徳元次人

かりゆし58さんは観光大使でもありますけれども、こういうふうにやっていこうということで、12月議会でたしか答弁はさせていただいたんですが、あれから話はどうする、ああするとかというところは少し進めているところはあるんですけども、具体的にいつ、どんな動画を撮ろうというのはまだ定まっていない部分があるので、この辺は私の努力だと思いますから、前に進められるように、新年度に入って早いうちにそういうことができればいいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、今後とも農業振興、そして農家の皆様が現場で求めている声をダイレクトにキャッチして、各施策に反映していただきますよう、よろしく申し上げます。そしてこの農業の街、豊見城を盛り上げてまいりましょう。よろしく申し上げます。

②経年劣化をしたビニールハウスの件数（令和4年度）をお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

ビニールハウスの経年劣化については、これまで調査を特に行っておりませんので、件数を把握しておりませんが、農業委員会に協力していただき確認しましたビニールハウスについて、ビニールハウスが設置されている農地の筆数は898筆で、そのうち22筆については遊休地や荒廃地となっており、ビニールハウスの管理がされていない状況があると伺っているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

2年前に同様の質問をさせていただきました。そのときは54件とおっしゃっていたと思いますが、今回の17件というのは農業委員会

を含めて、遊休地や荒廃地が減少しているという認識でよろしいのでしょうか。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

今回は17筆ではありません。22筆ですので、その件についてお答えしたいと思います。当該調査は農業委員会が毎年行う市内の農地利用状況調査の際に遊休地や荒廃地にビニールハウスがある筆数を調査していただいたものでございます。令和2年6月に答弁しました54筆については、令和元年度の調査結果となっており、令和2年度の調査では30筆、令和3年度の調査では19筆、令和4年度の調査では22筆となっており、2年前に比べますと数字的には減っているところでございますが、筆数の増減理由については調査を行っていないため、把握しておりませんので、ご理解願います。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

当該遊休地ですとか、荒廃地において市の農林水産課、そして農業委員会としましても、借り手がいないのか、それとも貸し手が少ないのか。例えば何か課題等があるのか聞いてもいいですか、お願いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

令和4年度に行った貸貸借の意向調査において、当該農地所有者からの回答は得られておりませんが、課題としましては、貸貸借は望まない農地所有者が多く、ビニールハウスの貸貸借を望む借り手の農家が少ないことや、ビニールハウスが放置され荒廃が進んだ農地への対応もあると考えられます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

経済建設部長、その主な理由というのはお伺いしてもよろしいですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時14分)

再 開 (10時15分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操 一訂正一

すみません、先ほど答弁したときにビニールハウスのことについて、借り手農家が少ないことやビニールハウスが「設置されている」という答弁をしましたがけれども、これについてはビニールハウスが「放置され」ということで訂正をお願いしたいと思います。

○ 議長 外間 剛 一許可一

この訂正については議長にて許可いたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

その理由等についてということでお答えいたします。

賃貸借を望まない農地所有者について、理由の調査は行っておりませんが、貸付期間終了後に農地を返してもらえるのか、賃料は確実に支払われるのか等の不安があるのではないかと推測しているところでございます。また荒廃が進んだ農地への対応については、耕作ができるよう整備するための費用負担が多いことも見込まれ、課題になるものと考えているところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

③6次産業を強化してほしいと強く考えますが、今後の展望について市長の見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

6次産業化は生産から加工、販売までを総合的かつ一体的に推進し、地域資源を活用し

た新たな付加価値を生み出すことを目的としております。これまでに豊見城産のマンゴーやちゅらトマトを使用した商品開発やメニュー開発を民間企業や、南部農林高等学校と連携して取り組んできたところでございます。今後につきましては、これまでの活用実績を生かし、継続、拡大に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。またさらなる6次産業化の推進に向けて、本市で展開している大型店舗等に本市の特産品を紹介するなど、新たな取組についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

冒頭に触れましたように、行政主導で6次産業については強化していただき、いろいろと仕掛けていただきたいと強く思います。市長の公約であります森の風テラスの一部ですとか、まちの顔拠点づくりの一部でもいいので、何か6次産業を絡めた施設を導入していただきたいと私は思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

④の質問に入る前に、市長、今回の新年度予算に農業・畜産の従事者の皆様に対して支援していただき、誠にありがとうございます。引き続き継続的な支援を含めて、よろしくお願いいたします。

④農・畜産従事者の皆様が近年の物価高騰の煽りを受け、経営難に陥っている状況が続いておりますが、今後の支援策について具体的にお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

農・畜産業者に対する物価高騰対策としまして、現在、農産物物価高騰等緊急支援事業、畜産農家経営支援事業を実施しているところ

でございます。今後の支援策につきましては、多様な世界情勢の影響による物価高騰等へ対応するため、さらなる経営継続、安定に向けた取組としまして、令和5年度に漁業者も含め、1世帯当たり一律4万円の支援を実施する予定でございます。その後の支援につきましては、物価高騰等の状況や国、県の支援策にも注視しながら必要に応じて対応してまいりたいと考えているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

経済建設部長、多くの農家の皆様に支援が行き渡るように周知を徹底してほしいんですが、そのあたりは大丈夫でしょうか。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

支援事業の周知につきましては、市のホームページや広報への掲載、また農協の協力を得て農家へ直接通知文を郵送するなど、周知に努めてまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

畜産に関してなんですけれども、以前一括交付金を活用して支援していた乳用牛改良支援事業ですとか、優良母牛導入支援事業ですとか、その辺の復活についてお考えはないか、お伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

優良母牛導入支援事業並びに乳用牛改良支援事業につきましては、数年前にも実施されておりますが、直接物価高騰等に関係するものではございませんが、畜産農家より事業の復活を望む声を伺っているところでございます。それで令和5年度に要望内容等を確認しまして、関係部署と調整を行いながら、事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

昨日、赤嶺吉信議員もおっしゃっていましたが、今回の緊急支援対策、本当にありがたい支援でございますが、一律4万円という計上を今後は再度見直していただいて、規模に合った支援ですとか、拡充を検討していただき、前に進めていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(3)保育行政について。

①令和4年度の地域別待機児童数をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

国及び県が実施する待機児童数の調査は、4月1日現在と10月1日現在の年2回となっております。その時点での待機児童数をお答えいたします。令和4年4月1日現在の待機児童数は6名、令和4年10月1日現在の待機児童数は42名となっており、また令和4年10月1日現在の地域別待機児童数は多い順に宜保8名、根差部6名、豊見城5名となっております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

こども未来部長、ありがとうございます。潜在的待機児童という言葉が今議会もよく出ていますけれども、その辺について本市として把握しているのか。把握しているのであれば人数をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

潜在的待機児童数につきましては、令和4年4月1日現在で107名、令和4年10月1日現在で168名となっております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

待機児童ですとか、潜在的待機児童の多い地区への対応はどのように考えているのか、

お伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

多い地域も含めて全体的に潜在的待機児童の対策ということにおきましては、令和2年3月に策定した第2期の豊見城市子ども・子育て支援事業計画を基に、令和4年度に新園3園、分園1園を開園し、利用定員の増を図ったところではございます。また国の事業等を活用して、市の主催で各教育・保育施設等で職員を対象とした保育の質の向上のための研修を開催しており、今後も研修を継続し、保育の質の向上に努めてまいりたいと考えているところです。また各保育施設において、利用定員枠内の受入れが行えるよう、国、県の事業を活用しながら保育士の処遇改善と人材確保に努めているところでございます。また保護者の皆様へは希望する園の待ち状況の説明や転園、教育認定としての利用のご案内など、保育ニーズを踏まえた丁寧な入所利用調整を行い、入園を希望する園児を一人でも多く受け入れられるよう努めてまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

待機児童の解消についてですけれども、単に施設を増やしても解消にはつながらないと思っております。2年前にも私、同様の質問をさせていただいたんですが、園の保育・教育に感銘を受けて、どうしてもこの園に入れたいんだ。入園させたいんだという保護者が近年増えているような流れがあるんですけれども、担当課としてもやはり保育コンシェルジュの幅を広げた活用ですとか、マッチングの柔軟性を含めて、今後どのように考えているのか、お伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育の質の向上というところにおきましては、先ほど申し上げたように、研修会を引き続き行っていければと考えております。またコンシェルジュの活用につきましても、やはり希望する園に一人でも多く入れていくことが努めだと思っておりますので、丁寧な説明、現在の待ちの状況とか、いろいろニーズを把握した上で、調整を図っていければと思っております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

こども未来部長とも質問取りのときにいろいろと議論をさせていただきました。ここでは控えますけれども、今、保育の現状の中ではそういった現状もあるので、また引き続きお願いしたいのと、待機中の児童に対してなんですが、川満玄治議員もおっしゃっていましたが、愛のある、愛を持った対応をしていただきたいという思いが強いです。待機中のアフターフォローも含めて、担当課としてしっかりとハンドリングを強く求めていきたいんですが、担当部長として、どのようなお考えがあるのか、お伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育を必要とする保護者にとって、保育所に入れるか入れないか、希望する園に入れるかというところはとても大きな課題だと思っておりますので、しっかりとそこはマッチングしながら、一人でも多く入園できるよう努めてまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

こども未来部長は我々自民党が主催したこども家庭庁についての勉強会にも積極的に参加していただいたりして、本当にフットワークが軽く、精力的に活動されていますので、

私も大変期待しております。引き続きよろしくお祈りいたします。

②保育士、学童クラブ指導員の処遇改善と人材確保について、本市独自でも負担軽減を進め、抜本的な施策を展開するよう求めてきました。現状と課題を具体的にお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育士の処遇改善、人材確保につきまして国、県の補助メニューを活用し、様々な補助事業を現在行っているところでございます。処遇改善策につきましては、保育士の働きやすい環境を整備するため、保育以外の業務を行う保育支援者の賃金等の一部を補助する保育体制強化事業を実施し、保育士の負担軽減を図っております。人材確保といたしましては、新規採用した保育士の宿舍借上げ費用の一部を補助する保育士宿舍借り上げ支援事業、県外からの人材確保のための県外保育士誘致支援事業、また市の単独予算におきましては、保育所等が新規採用した保育士へ支給した就職支援金を一部補助する保育士就職準備金支援事業を実施しております。保育士を目指す方への支援といたしまして、保育士試験対策講座を実施するなど、保育士の確保に対する取組を行っているところではございますが、新たな取組につきましても今後の保育士確保の状況を踏まえ、必要に応じ検討してまいります。また学童クラブ支援員への処遇改善につきましては、放課後健全育成事業において、放課後児童支援員や補助員等の放課後児童クラブの職員の処遇改善のため、豊見城市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を実施し、3%程度、月額上限9,000円の賃金改善に係る経費を補助しております。支援員の処遇改善を継続して図ることができるよう、引

き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

今回も多くの議員から学童についての質問が飛んでおりますが、私は今後も保育はもちろんのことなのですが、もっと学童についてフォーカスしていくべきだと強く思っております。学童こそこの指導員の処遇改善を含めた新たな支援策を打ち出してほしいと強く思っておりますが、担当課のお考えをお聞かせください。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在行っている事業を含め、今後増やしていける状況があるのかというところも検討しながら、また国、県のメニュー等も研究しながら処遇改善を引き続き図ってまいればと思っております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

③保育施設等入所調整において、きょうだい児で希望する同一の園に入所（園）できない世帯数をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和5年3月1日現在で兄弟児で同じ施設に入所できていない世帯は49世帯となっております。内訳といたしまして、1つ目に同じ園を希望しているが、別の園に入園している世帯が21世帯、同じ園を希望しているが、どこにも入園できていない世帯が28世帯となっております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

この件も過去に質問させていただきましたが、兄弟児が別々の園に入園となると、保護者は自分の出勤前に2園回って、そして当然お迎えも2園巡回しないといけないんです。

やはり各イベント等においては別々の参加が当たり前で、大きな負荷があるのは事実です。担当課として、兄弟児同一入園促進について、今後多くの議論をしていただき、前向きに進めていただきたいと思います。沖縄一子育てにやさしいまち豊見城を目指して、行政と議会が知恵を絞り合いながら前へ進めて行けたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

④については、新垣亜矢子議員の質問の中にもありましたので、割愛させていただきます。

(2)消防行政について。

①市民の生命、身体及び財産を最前線で守っている消防職員の業務負担の緩和に向けた令和5年度の増員について、当局の見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年度の消防職の増員につきましては、消防にかかる職員の定数を満たす4人を新規採用し、市民の生命及び身体及び財産を守る責務を果たしてまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

総務企画部長、ありがとうございます。まず確認のためなのですが、現在の条例定数をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、条例定数は67名となっております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

では令和5年4月1日からの職員数をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年4月1日現在の消防職員数について

ては68名となる予定であります。

○（12番）波平邦孝議員 ー再質問ー

まずは去った4年間を含めて、市民の生命、身体及び財産を最前線で守っていただいている消防職員に対して、特殊勤務手当をつけていただいたり、今回の採用も含めて、増員に関しても一定のご理解をいただき、市長、執行部の皆様、本当にありがとうございました。今おっしゃったように、体制強化に関してはようやくスタートラインには立ったのかと私なりの認識をしております。まだまだ100%の状態ではないと思っておりますので、前倒し採用ですとか、様々な積極的な体制強化について、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。私も引き続き消防行政について追いかけてまいりますので、よろしくお願ひします。

②に関してはもう既に人事が発表されてしまして、私が常々提言させていただきました現場経験が豊富な職員を昇進させるべきだという思いに応えていただいたのかどうか分かりませんが、本当にありがとうございます。今後は体制を整えた後に、12月定例会でも提言させていただいたように、防災機能を中長期的に消防部門が担っていくべきだという思いや考えもありますので、引き続き前向きな議論をお願ひしたいと思っております。

③新消防力整備計画について進捗状況をお伺ひします。

○ 消防長 新里秀樹

お答えいたします。

豊見城市消防力整備計画（案）につきましては、中長期的な視点を含めた計画を考えておりまして、現在の進捗状況としましては、消防本部、各課、消防署において検討を進めているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 ー再質問ー

この新消防力整備計画はいつ頃完成予定なのか、お伺ひします。

○ 消防長 新里秀樹

お答えいたします。

現在検討を進めているところでございますが、今後は他関係部局との調整も必要となることから、今年の6月頃を目標に取り組んでいきたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 ー再質問ー

6月策定後、次年度以降の人員増の動きも含めて、その辺の今後の流れを具体的にお伺ひします。

○ 消防長 新里秀樹

お答えいたします。

消防力整備計画（案）を作成した後については、将来にわたって持続可能な消防体制を整備、確立していくため、関係部局と連携し、実現できるように努めてまいります。

○（12番）波平邦孝議員 ー再質問ー

よろしくお願ひします。

(1)とみぐすく祭り産業フェスタについて。

①現状の計画を具体的にお伺ひします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

第3回とみぐすく祭り、第8回の産業フェスタの現状の計画につきましては、令和元年度の開催から4年ぶりの開催を目指し、市観光協会及び市商工会と事務レベルで調整を行っている段階でございます。詳細な計画につきましては、今後組織される実行委員会等で決定していきます。

○（12番）波平邦孝議員 ー再質問ー

前回のお祭りは周知の徹底がうまくなく、市民の皆様からお叱りを受けた記憶があります。今回の周知方法についても、市広報の活

用はもちろんだと思っているんですが、ほかに何か案や考えがあるのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市の広報はもちろんのこと、ホームページや各機関を通して幅広く市民の皆さんへ周知していきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

1期前の20期のときにですか、宜保龍平議員でしたか、公用車を使って周知したらどうかと委員会等で案を出していましたが、私もいいなと思います。その辺の議論も含めて、様々な角度からいろいろと仕掛けていただいて、とみぐすく祭りの成功に向けて、漏れないように引き続き前向きな議論をお願いしたいと思っています。

②本市の魅力を県内外、国内外に発信するため、市内の様々な業者（職種）が関わり、市民と来場者の皆様が笑顔と活気あふれる祭りを展開してほしいと考えますが、市長の見解を具体的にお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響で4年ぶりの開催となりますとみぐすく祭り産業フェスタが市民をはじめとする多くの方々に喜んでいただき、盛況なものとなり、もって本市の魅力を発信するイベントになるよう、今後組織されます実行委員会でしっかりと話し合い、実施してまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

例えば総務企画部長、先日的那覇めしぐらんぷりですとか、参考に様々な企画ですとか、案をいろいろともんでもらって、それを実現して、活気を出していくべきだと私は思っております。若い世代の様々なチャレンジワー

クも含めて、今後検討していく考えはないか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

具体的な祭りの開催内容につきましては、今後組織されます実行委員会において決定されますが、議員ご提案の内容等についても検討することは可能かと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

例えば産業フェスタというのであれば、市内の酪農家がありますから、ホルスタイン、牛を衛生面とかちょっと細かいことは分かりませんが、連れてきて、子どもたちに食と農の観点から搾乳体験をさせたりですとか、様々な仕掛けを今後検討していくべきなのかとっております。今回11月予定の開催に向けてまだまだ時間はございますし、あえて私は3月定例会で今回質問をさせていただきました。何が言いたいかと言うと、市長、市政が代わって、本当に豊見城が生まれ変わりました。新しい豊見城、新豊見城の一発目のお祭りでございます。やはり参加していただくアーティストも市長の様々なコネクションもあると思っておりますので、本当に笑顔と活気あふれる祭りにしていただきたい。豊見城は変わったな、すごいなという祭りにしていただきたいと強く思っております。市長、最後に見解をお願いします。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

まさに波平邦孝議員がおっしゃっている提案のとおり、世の中は完全と言っていいほど、アフターコロナに向けて進んでいると思いますので、4年ぶりとなる開催でありますから、そこは万全に、実行委員会の方々もそうですけれども、市民の皆さんが一番楽しかったと

言っていただけるようなものにしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、ぜひよろしく願いします。時間もないので終わりになりますが、昨日のWBCサムライジャパンの世界一、チームワークを含めて、本当に素晴らしい結果だと思いました。私はスポーツには無限の力があると信じております。今回の日本代表には県出身の選手が3選手いるんです。将来豊見城の子どもたちがサムライジャパンの代表として世界と戦う姿を想像するだけで幸せな気持ちになります。だからやはり多くの子どもたちにスポーツを通して、夢と希望を与える。そしてその施策を展開するためにもやはりスポーツを通して様々なことを経験してこられた市長、私、議員の皆様もいますので、スポーツ振興に向けて全力で今後とも取り組んでいけたらと思っております。市長、よろしく願いします。

今回3月末で退職される部長の皆様、そして職員の皆様、本当にこれまで豊見城市発展のためにご尽力をいただき、誠にありがとうございました。今後とも引退後も豊見城市の発展に向けていろいろとお力を貸していただけますよう、そしてご指導、ご鞭撻のほどを引き続きよろしく願いします。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号18（14番）瀬長 宏議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長宏議員の質問を許します。

○（14番）瀬長 宏議員 一登壇一

おはようございます。ちょっと時間が心配なので、すぐ一般質問に入ります。

(1)給付型奨学金について。

①どのような方が対象になるのか、伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

給付奨学金の対象につきましては、豊見城市育英会規則の中で資格の要件を定めております。具体的には本人、または保護者が豊見城市に住所を有する者、学業、人物とも優秀な者、父母、または父母がいない場合は代わって家計を支えている者が生活保護を受けている者であること、ほかの育英機関から同様な給与の援助を受けていないことなどが資格の要件となっております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

家計を支える方が生活保護を受けている。今、自民党、公明党政権は生活保護の世帯の高校生が卒業したら仕事をしなさいという仕組みになっていて、大学に進学しようとしたら世帯分離、その保護世帯から抜ける。当然、保護費も減ってくる。自らは稼いで大学に進学するためにいろいろと苦勞もするというところで、進学を諦めるという要因にもなっているんですが、これは改めるべきだと思いますが、現在の募集状況についてお伺いします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

現在の募集状況につきましては、令和5年3月16日までを期限として募集を行ってまいりました。その期限内に応募のあった方、2人について給与を決定しております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

募集要項を見ているんですが、定員に達し次第、募集を終了しますと書いてあるんですが、この定員というのは何名を想定されてい

るのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時45分)

再 開 (10時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

定員につきましては、予算での見積りを行っており、新規で3名、入学準備金のみで4名、在学分として2人を予算として計上しているところです。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

日本学生支援機構、ここでは要件に満たしていたら全て受け入れる、支援ができるという体制なんです、この定数枠を定めるという根拠はどういうことなのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時46分)

再 開 (10時47分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

当初の予算につきましては、ある程度の予算として見積りを想定した人数として予算計上しておく必要があることから、現在想定されている人数を計上しております。ただし、相談において申請のあった方につきましては、しっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

その点については、③の次にいろいろと議論していきたいと思いますが、③日本学生支

援機構との違いについて伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

日本学生支援機構との違いにつきましては、独立行政法人日本学生支援機構発行のリーフレットで確認できる範囲となりますが、対象者の違いとしましては、日本学生支援機構は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生などとなっていることが本市との違いであると確認しております。また給付型奨学金の支給額につきましても本市と違いがあることが確認でき、併せて日本学生支援機構は授業料、入学金の免除や減額も可能だということを確認しております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

これは2018年ぐらいから給付型の奨学金制度がスタートして、そして2020年に、今、教育部長が言われるような給付額の増額、そして入学金や授業料の減免、免除、そういう制度もリニューアルしてきているんですが、そこで4人世帯の収入で第1区分から第3区分まで、第1区分であれば住民税非課税世帯、これが4人世帯で270万円までと。第3区分であれば380万円までの所得は該当しますということで、枠が大きいんです。そこでお伺いしますが、住民税非課税世帯を市の給付型奨学金制度の対象にしないという何か理由があるのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時50分)

再 開 (10時51分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

これまでも育英会の拡充については、様々な指摘がございますが、現在、本市におきましても、拡充につきまして様々な検討を行っている段階でございます。この検討に当たりますとも、原資に関して限りがあるので、持続可能であることや、貸与と給付のバランスなどで公平公正性を担保することなどを考慮して検討しているため、現在時間を要しているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

これまでの原資の問題もいろいろ答弁で聞いているんですが、日本学生支援機構というのは財源的には国費ですから、私は調べたら財政融資資金、これを活用している。そういう意味で言うと、当然豊見城市は寄附金を中心に運営をしているというところでは、市長もよくおっしゃってありました寄附金というのは不安定財源だと。不安定財源で継続的な事業をやるのは駄目だと。そういうのであれば一般財源を投入して、そして必要な方にはしっかり支援が届くように、そういうふうな今の制度を改める必要があると思うんですが、そこはどうなんですか。

○ 教育部長 嘉川聡子

繰り返しの答弁とはなりますが、育英会拡充につきましては、その拡充を求める声も十分承知しているところであります。またその必要性につきましても、教育委員会としては認識しております。ただし、その拡充に当たっては様々な内容について検討を行っていかねばいけないということもございまして、今後も引き続き拡充については検討してまいりたいと考えているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

生活保護の方が大学に進学するときには、生活保護から一時給付といって30万円。これ

は世帯と分かれてアパート住まいをする場合は30万円が支給されると。一緒に同居しながら、要するに生活保護から外してもらって同居するという世帯分離をした場合でも生活保護から一時金として10万円もらう。ただ、私が気になっているのは、生活保護以下の所得で本当に頑張っていて、そして生活保護を受けないで頑張っている。こういう皆さんもいらっしゃる。しかし、そこにはなかなか支援の手が届いていない。ですからそういう意味で言うと、最低でも住民税非課税でなくても、生活保護に準ずるといふ所得であれば対象にするとか、先ほどは今後いろいろな方面から検討するとおっしゃっていましたが、そういうところも検討していただいて、気になるのは金額、年額30万円です。1年次だけは入学準備金ということで30万円プラスで、60万円支給するんですが、日本学生支援機構というのは一番第1区分であれば給付額が年間91万円、授業料の免除は70万円という形で大きいんです、金額の開きが。ですからこの給付の額についても引き上げないと、この制度は魅力がないということで活用されなくなってしまうと思うんです。そこについてはどうなんですか。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

確かに対象者の拡充については、生活保護世帯以外の方で生活に非常に厳しい状況があつて、進学を考えている世帯につきまして何とか進学を諦めることなく、子どもたちの将来を十分確保していきたいということは、十分認識はしております。ただ、その対象者をどのような範囲まで拡大していくかというのは、やはり先ほどからも答弁しておりますが、持続可能性が必要。枠はあまり広げ過ぎ

て対象者を増やし過ぎる。そのときに原資の
ほうが限りなく、単年で底を尽きてしまうよ
うなことがあってはならないというところも
十分チェックしていかなければならないので、
様々なパターン。拡充の方向について一つず
つチェックをしていきたいというところも考
えておりますので、もうしばらく時間をかけ
て検討させていただきたいと考えております
ので、ご理解いただきたいと思います。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

これは継続事業ですので、市長には一般財
源を入れてでも一定的、安定的な財源を確保
して、そして必要な人にはしっかり支援が届
くような制度に、教育委員会としっかり知恵
を出し合いながら、改善が必要なところは改
善をしていただきたい。

次に(2)就学援助について。

①準要保護は生活保護基準の何倍となっ
ているのか、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時57分)

再 開 (10時57分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

本市の就学援助の準要保護対象につきまし
ては、生活保護基準の1.3倍となっております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

それでは②準要保護の給食費拡充につい
ては、生活保護基準の何倍になっているのか、
伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

沖縄県子供の貧困対策事業による給食費の
拡充分につきましては、生活保護基準の1.5
倍まで援助対象としております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

ここで気になるのが、令和4年度就学援助
制度について、先月2月10日付でお知らせを
しているホームページから拾ったんですが、
これで言うと2人世帯で保護目安総収入額は
226万円、これが1.3倍だというと、これは単
純な話、226万円に130%で割れば、これの元
の数字が173万円というのが出てきますので、
173万円の計算で1.5倍でやると、拡充型のと
ころで言うと、2人世帯で243万円。ここは
本来259万円になるべきなんです、この243
万円というのは1.4倍で数字が出てきている
と思うんですが、これは間違いなんですか。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

議員ご質問のホームページにあるお知らせ
においては、拡充分の収入額の目安が1.4倍
で積算されております。ただし、これは間違
いではなくて、あくまでも現在新年度予算の
要求につきましては、予算額がまだ確定して
いないという状況もございますので、現時点
におきましては、1.4倍で掲載をさせていただ
いているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

本来であれば259万円というふうに1.5倍で
記載すべきで、これによって我が家は該当す
るなということで、申請もできると思うん
ですが、本来であれば予算に計上したのは1.5
倍で予算化は今、議会に提案していると思
うので、その予算に基づいて、この数字は申
込みの基準を示していかないと、これはちょ
っと早急に訂正をしていただきたいと思います。

あと③沖縄県と本市の就学援助率について

伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

沖縄県各市町村平均と本市の就学援助率につきましては、直近となる令和3年度実績の数値を報告いたします。沖縄県が取りまとめた令和3年度就学援助受給者数の速報値によりますと、沖縄県各市町村平均の就学援助率は23.98%、豊見城市の就学援助率は16.61%となっております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

文科省が出している令和3年度の数字で言うと、県は23.98%、私はいろいろ調べてみて市のほうの援助率、これは10市の状況を見た場合には豊見城市は上から数えて10番目、小学生であれば15.9%、中学生であれば19%、高いところはうるま市の31%、中学生であれば33%、那覇市であっても小学生が23%、中学生が27.9%、これは豊見城市と大分開きがあるんです。これは以前から言われておりました。所得が多くて、そういう就学援助に該当しないということなのかというと、豊見城市より那覇市のほうが所得が上なので、そこが豊見城市より援助率が高いということなんですが、そこは制度上、要するに皆さんの就学援助の対象者を決めるときに、ほかの自治体とのずれがあるのか、私からすれば現状を把握していないと思うんですが、それはどういうふうに見ていらっしゃるんですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時02分)

再 開 (11時03分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

本市の就学援助率が沖縄県及びほかの自治体と比較して低い要因といたしましては、生活保護級地区分が他市よりも低いことが認定率に影響しているものと思われまます。生活保護基準における級地区分につきましては、生活保護法第8条第2項に基づき、地域における生活様式などの違いにより、生活に要する費用に地域差が生じることを踏まえ、国が設定しているものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

級地は近いうち見直しをしようということで、政府が久しぶりに、何十年ぶりですか、見直しを始めると。これまで6区分でした。1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、これを1、2、3区分に変えようという話もあるんですが、ただ私が気になっているのは、3-2、同じ南城市、高いんです。南城市は小学生で24.3%、豊見城市が15.9%。中学生でいうと南城市が25.2%、豊見城市は19.0%。要するにそれは級地の問題以前の問題として、私は生活保護基準の1.3倍というところに何らかの形で改善の余地があるのかと、その辺をうまく工夫しないと、現状を把握、現状がずれた形で就学援助の制度が運用されているというふうに見えてしまうんですが、その辺他市と比較して何が違うのか、なぜこういうずれが出ているのか、その辺は今後検討課題として、ご検討いただけませんか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時05分)

再 開 (11時05分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

これまで対象を拡充するなどを行い、子どもたちが就学で困らないよう取り組んでおりますが、県内他市との比較においては、就学援助認定率が低い状況と認識しておりますので、引き続き調査研究の上、必要な取組について検証していきたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

お願いいたします。

④入学準備金を1月支給できないか、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時06分)

再 開 (11時06分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

休憩いたします。

休 憩 (11時06分)

再 開 (11時06分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

入学準備金の支給につきましては、これまで要望のありました入学前支給への改善に取り組み、令和3年度入学児童生徒分より入学前の3月に前倒しして支給を行っているところでございます。令和5年度入学予定者に対する入学準備金の前倒し支給分につきましては、令和4年9月1日より市ホームページや市広報で告知するとともに、対象者に対して通知を発送し、申請の受付を行っている状況でございます。入学準備金に対する判定作業におきましては、システムでの判定ができず、

別で手入力作業を行い、判定結果の突合作業を行うことから作業に時間を要しております。そのことからシステム判定の課題抽出・整理を行いながら、さらなる判定作業の効率化を目指すための検討と併せまして、現在の支給時期からどの程度まで前倒しして支給できるのかにつきましては、他市の事務執行状況も参考に組みこんでまいりたいと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

手入力、あるいは作業に時間を要している。それは以前からいろいろ言われておりました。ただ必要なときに支援が行かないとおかしいので、準備金が入る前に準備をしましたと。その後に3月中旬後に給付されたらそれは準備金として使うのではなくて、生活費に回ってしまう。そういうことになりかねないので、それは早急に改善を求めたいと思いますが、この入学準備金について私は以前、豊見城市は小学生であれば2万9,900円、ほかの那覇市、名護市、沖縄市、ほとんどのところが4万600円。中学校であれば豊見城市は2021年の時点で3万2,900円、ほかのところは4万7,400円というのが5か所、これの改善を求めたんですが、その後どのような対応をされたのか、伺います。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

以前からご指摘のありました新入学児童・生徒学用品などの支給額が他市よりも低額となっていたことから、令和3年度に予算を確保し、小学生が4万600円、中学生が4万7,400円に支給額を引き上げ、令和4年度新入学児童・生徒で就学援助支給対象保護者に対する支給を行っているところでございます。今後につきましても経済的に困窮している世

帯の児童・生徒に対し、学校生活を快適に過ごしてもらうための必要な援助を行っていきたくと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

ありがとうございます。素早く対応していただいて、感謝申し上げます。

次に(3)与根体育施設について。

①この土地は、新産業拠点地区として都市計画決定されているが、地区計画を含め、県の区域マスタープランや市都市計画マスタープランなどの上位計画を変更しないとサッカー場整備は不可能と考えるが、上位計画変更を考えているのか、伺います。

○ 都市計画部長 大城 堅

お答えします。

当該地区につきましては、新産業拠点地区(2)と位置づけ、土地利用の方針として交通の利便性を生かした新たな産業振興のため、工業、流通、業務施設や医療関連施設の立地を図るとされており、市都市計画マスタープランに合致した内容となっていることから変更は考えておりません。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

もし変更となれば大変な作業になるので、県が絡んできて、公聴会、公告縦覧、市の都市計画審議会、いろいろ経てきて変更というのができるんですが、それは当然、県のほうでストップがかかるということで、その協議は成立しないだろうと誰が考えても思うんですが、私が気になるのは、こういう上位計画を変更しないで、サッカー場整備が可能なのかどうか、それについてはどうなんですか。

○ 都市計画部長 大城 堅

お答えします。

当該地区の土地利用方針には体育施設としての位置づけがないことから整合性が図ら

れていないものと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

基本的には無理だと私は思うんですが、次に②普通財産だった野球場跡地を行政財産にした条例改正する前に、市長サイドとの協議が必要ではなかったのか、伺います。

○ 教育部長 嘉川 聡子

お答えいたします。

与根体育施設の旧野球場敷地につきましては、平成31年4月1日付で行政財産の用途廃止を行いました。市長部局への引き継ぎを行っておりませんでした。その後、令和3年3月市議会定例会におきまして、条例の改正が行われたことから、普通財産から行政財産へ変更する手続を行ったものでございます。その後の与根体育施設の管理費等につきましても課題がありましたので、市長部局との間で協議を重ねた結果、改めて手続を行ったところです。教育委員会といたしましては、その都度法令等を確認し、調整もしてきた上で市長部局との協議も行い、業務を遂行してきたところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

今の答弁については、実は令和3年9月定例会に教育部長からこういう答弁がありました。「本来普通財産は公有財産規則第4条第5項の規定に基づき、総務企画部長が所管すべきであり、普通財産から行政財産への変更は同規則第13条により、総務企画部長が行うべきこと。地方自治法第238条の2第3項及び豊見城市公有財産規則第4条第5項に基づき、直ちに総務企画部長へ所管替えをすべきでありました。教育部において、令和3年4月14日付で行った普通財産から行政財産へ用途変更をした瑕疵ある手続については、令和3年7月21日付で取消しをした」と。そうい

う答弁がありました。これはまともな方向に修正をしたということで確認をしているんですが、そういうことからすると、私はこの条例改正そのものは仮換地された土地に網を被せる形で条例を被せてきた。それは条例は法律を超えて制定はできない。要するに区画整理事業の執行を阻害するような条例制定を本来は制定できないと思うんです。もう一つは、立法事実がないということは、これまでも言ってきました。本当に必要なのか、必要であれば教育委員会もなぜこの条例を何回、再三にわたって廃止をしようとしたのか、教育委員会所管、事務執行の教育委員会はこれを必要としていない条例改正だと。もう一つは、正当性、今言った法的にこの条例の改正が正当性があるのか、あるいは適法性、こういうことも条例改正する上での立法事実の最低条件という必要性、正当性、適法性、これをクリアできていないんです。そういう意味で言うと、私は予算の関係においても、本来予算を伴う条例改正であればきちんとめどを付けてというのは、皆さんいろいろ、当時野党も言っておられましたが、一番最近、令和3年6月25日、国会議員が政府に対して、質問主意書の中で質問して、これに菅内閣総理大臣が答えたのがあります。ここにこの関係のところでは聞いていますが、「議員は新たに予算を伴うこととなる条例案を議会に提出することはできるが、計画的、かつ健全な財政運営を確保するため、予め執行機関と調整した上で提出することが適当である」と政府が答えているんです。それをやらないで条例改正をしたということなので、私はそれはこの条例は廃止すべきだと。このことは当然、今答える立場にはないと思うんですが、廃止することを求めて次の質問に移ります。

(4)パワハラ防止条例について。

①豊見城市ハラスメント事案に関する第三者委員会報告書で、パワーハラスメントの行為を行った人の役職のうち、議員が何名で、どのようなハラスメントがあったとなっているのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

ご質問の豊見城市ハラスメント事案に関する第三者委員会の報告書によりますと、第三者委員会が実施した職員等のアンケート結果のうち、12人の職員が議員よりパワハラを受けたとし、「パワハラを見た、相談を受けた、その行為者の役職」とする質問からは、「議員によるもの」と回答した者は19人となっております。またどのようなハラスメントがあったとなっているかについては、設問のパワハラを見た、または相談を受けた行為の具体例により、議員によるものとする具体例として、「議員が上司へ威圧的な行動を繰り返していた」とするものや、「職員採用に対し、ある議員が『市長が市民から信頼を得るために採用したのではないか』という発言をした。それにより採用した人が傷つき、心身ともに疲弊しているのではないかと思う」とするもの。次に「課長が市議会議員の方から窓口で大きな声で強い口調でかなり叱責を受けていた。その際は周りに不特定多数の職員がおり、何名かの職員も聞こえる状況であった」とするもの。次に「市議会議員の一部の方は政治的な姿勢を職員に勝手に当てはめ、大きな声で叱責する場面があることを複数の職員から聞いている」とするものでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

ありがとうございます。

②の市長や副市長及び議員から職員に対す

るパワハラを防止するための法的ルールや条例、規定などあるのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

パワハラを防止する法的なルールについては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第38条の2の規定では、一部の規定を除き地方公務員にも適用されるとしております。同法令に基づく国の通知では、事業主たる地方公共団体の各任命権者は職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと。その他職場におけるパワーハラスメントに起因する問題に対して、自らも関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならないとしております。また同法第30条の2第3項に基づく国の指針では、事業主たる地方公共団体の任命権者には、パワーハラスメントを防止するための方針等を明確に求められており、本市では令和2年度に組織内部にかかる事務処理上の必要な事項を定めた豊見城市職員のハラスメント防止等に関する規程を定めたところであります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

2022年4月以前、その半年前は大企業、この2022年4月からは中小企業も対象になって、事業主はパワハラ雇用管理上の措置が義務づけられたと。それによって市もそういう関係の規定を作ったんですが、ただ、そこにはいわば特別職、市長、副市長、教育長、あるいは議員は全く処罰対象なり防止対象になっていない。そういう意味でいうと、豊見城市には市長、副市長、教育長や議員を対象にしたそういうルールというのがあるのかどうか、そこについては限定して答えていただきたい。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時21分)

再 開 (11時21分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和2年度に制定した豊見城市職員のハラスメント防止等に関する規程では、国が労働施策総合推進法に基づき、相談に応じることや、研修の実施など、雇用管理上の措置に関する内容を規定しており、これらは任命権者にも及ぶ内容となっております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

ちょっと曲げてしまいますね。要するに第三者委員会としては、新たに特別職を対象にした、あるいは議員を対象にした政治倫理条例も含めて、条例を制定しなさいと。そういう市長、副市長、教育長、特別職は対象になっていないので、新たな条例制定は提言されたんです。今、浦添市長もパワハラでいろいろ問題提起をされましたし、那覇市の前の議長はいろいろとあって、議長を交代するという事態も起きました。そういう意味で言うと、パワハラ防止条例については③特別職を含む職員、あるいは議員によるハラスメント防止条例を豊見城市でも制定すべきと考えますが、市長はどう考えますか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

特別職を含む職員及び議員によるハラスメント防止条例を制定すべきとのことについてですが、まず本市のこれまでのハラスメント防止条例の経過をご説明しますと、本市におきましては、令和4年6月第3回定例会にお

いて、議案第29号 豊見城市常勤特別職ハラスメント防止条例の制定についてとして、条例案を提出しております。当該条例案は継続審議を経た後、市議会の改選に伴い、審議未了となったところです。当該条例案は豊見城市第三者委員会の報告書の提言を受け、他自治体の先進事例を参考に条例案を作成しております。報告書内におきましては、先進事例として全国で11の自治体が記載されておりましたが、現在、確認できる範囲においては全国で23の自治体がハラスメントに関する条例の制定を行っているところです。本市としましては、ハラスメントに関する条例の制定につきましては、新たな先進事例や、総務財政常任委員会の審議経過等も考慮しつつ、また今後の職員アンケートの実施を検討しておりますので、ハラスメント防止に向けた課題を踏まえた中で慎重に検討してまいりたいと考えております。なお、議員から職員に対するハラスメントを防止する条例、規則等の制定につきましては、豊見城市第三者委員会の報告書によりますと、議会に対する要望という形でハラスメント防止条例ではなく、政治倫理条例として定めている先進自治体の記載にとどまっていることもあり、答弁については控えさせていただきたいと思っております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

これだけパワハラ問題が課題として議論されてきた。今、全く緊張感のない答弁で残念ですが、市長は、要するに市長、副市長、教育長、議員によるパワハラ防止を求めるようなこういう条例提案については積極的に対応を考えていらっしゃるのか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時25分)

再 開 (11時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

先ほど総務企画部長からも説明がありましており、パワハラ防止条例を制定するに当たっては、他自治体の新たな先進事例を参考にすることや、職員アンケートの実施によって、パワハラ防止に向けた課題整理が必要だと考えております。私も議員と同様、職員を守るためにも働きやすい職場環境を整えることは重要なことだと考えております。私は去る2月に副市長、教育長と一緒に職員メンタルヘルス研修として、職場のハラスメントを防ぐコミュニケーションを受講し、働きやすい職場環境を作るために何ができるかという前向きな視点でハラスメントを考える機会を得ることができました。また令和5年度の施政方針の冒頭、本市の職員はこの豊見城市を思い、市民の幸福や市の発展を実現するために各事業を展開し、他の自治体に負けず劣らぬよう様々な業務に奮闘しております。私はこのような職員を誇りに思い、職員が活躍できる職場環境を作り出すことが、今後における本市の行政運営の安定及び発展につながるものと確信していると述べさせていただきました。パワハラ防止条例の制定いかにかわらず、私が施政方針で述べさせていただいた所信は、職員との対話や助言、サポートを通して、行政運営をしてまいりたいと思う強い信念であることをご理解いただきたいと思います。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

全く答えがないんですが、パワハラ6類型というのがあって、1、2は抜かして、3、

人間関係からの切り離し、要するに隔離したり、仲間外し、無視する。これもパワハラだと。4、過大な要求、業務上明らかに不要なことや、遂行不可能なことを強制、仕事の妨害することもパワハラだと。過少な要求、業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや、仕事を与えないことがパワハラになると。ですからこういうことが今の市政でも当然起こり得る。それを起こった場合にはしっかりと救済できる仕組みを作っておく。議員のパワハラもいろいろとアンケートで、今、総務企画部長が読み上げられたように、ひどい答えが出てきていますので、やはり安心して職場環境をきちんと環境整備をする。そういう働きやすい環境を作る意味で言うと、市長も早急に市長を含めて、副市長、教育長、議員を含めた形のパワハラが起こらないような防止策、条例制定に向けて積極的に動いていただきたいことを求めて、私の質問を終わります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時29分)

再 開 (11時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号19 (2番) 宜保龍平議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宜保龍平議員の質問を許します。

○ (2番) 宜保龍平議員 —登壇—

皆さん、こんにちは。会派城の風、宜保龍平でございます。去る2月12日の市議会議員選挙におかれましては、市民の負託を受けて戻ってくることができたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。この4年間市民のため、市の発展のために全力で頑張ってい

たいと思いますので、執行部の皆様のお力も必要となってきますので、ぜひお互い一緒になって頑張っていきたいと思います。そして波平邦孝議員が一般質問の最後にかなりいいことを言っていて、昨日のWBC世界一がとれたことを本当にすばらしいし、感動しました。その中で、私は興南高校だったんですけども、後輩でございます宮城君が日本を代表して世界で戦ったと。彼は実は貧困で、かなり苦しい時期を過ごして、ここまで成長できた。これはやはり周りの大人もそうですし、恐らくですが、行政の力もあったかと思います。そういった中で、こういった子どもたちに対して行政がどれだけ手を差し伸べるか、大人たちがどれだけ手を差し伸べるかということも私は非常に重要だと思っておりますので、やはり真心の精神で、市民のために働くということがとても重要だと思いますので、私もそういった思いで、このお仕事をやっていこうと改めて決意をしたところでございます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

(1)市の鳥クロツラヘラサギについてです。

市長、これは2月1日付で制定されたんですけども、思いを酌み取っていただいて、本当にありがとうございます。本当にうれしかったです。ありがとうございます。それでは質問に入ります。

本市は2月1日、絶滅危惧種のクロツラヘラサギを市の鳥として決めました。今後市のシンボルの鳥として観光・環境保護・子どもたちの人材育成につなげていく必要があると考えるが、どのようにつなげていくのか、当局の現時点においての見解を伺いたと思います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

去る2月1日、豊見城市制施行20周年という節目の年に、市民一人ひとりが本市の自然に思いを巡らせ、郷土愛を育み、本市の新たな魅力を発信するとともに、これからの本市を展望し、未来へ羽ばたくシンボルとして、クロツラヘラサギを市の鳥として制定しております。制定につきましては、市広報紙、市のホームページ、県内新聞紙において発信を行ったところであります。議員のご質問にありますように、市の鳥クロツラヘラサギを観光、子どもたちの人材育成につなげていく必要性につきましては、市民等の機運の醸成が十分になされる必要があるものと考えておりますので、今後、市民等に対しまして市の鳥クロツラヘラサギが周知されるよう、あらゆる機会を通して発信してまいりたいと考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。実は先日漫湖水鳥湿地センターのほうに伺いまして、向こうの職員とお話をさせていただきました。ちょうど今クロツラヘラサギが来ているということで、5羽ぐらいいたんですけれども、見ながらいろいろ話をさせてもらって、かなり積極的だったんです。クロツラヘラサギ、本当にありがとうございますと。令和5年度、向こうは設立20周年らしいです。なので、令和5年度はその設立20周年も含めて、市の鳥クロツラヘラサギを周知していくとかなり積極的でした。どのように周知を考えられているんですかと聞いたら、やはり渡り鳥なので、九州、朝鮮半島、中国、台湾だとか、タイだとかに飛んでいくので、そういった形で国外に

もしっかりと連携をとっていきたいとおっしゃっていました。これはかなり何と申しますか、可能性を感じたんです。私はもちろんこの令和5年度は周知というのは重要かもしれないんですけれども、このクロツラヘラサギにおける周知は私は活動することが最大の周知だと思っているんです。でもどうやって活動していくのかとか、これからの検討課題にはなっていくかもしれません。ですからその中でやはりこれまでには制定に向けた懇話会だったかもしれないんですけれども、次は活動に向けた懇話会、そういった野鳥の会の方々や湿地センターの職員だとかを呼んで、どうやってクロツラヘラサギを観光だとか、総合学習とか、それにつなげていくかという活動を懇話会の中でやる必要もあるのではないかなと思うんですけれども、見解を伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市の鳥の活用については、先ほど答弁しておりますが、まず市民等に対し、制定について十分周知し、認知される必要があるものと考えておりますので、現時点において、そこに注力したいと考えております。なお、活用の検討を行う委員会等につきましては、今後の課題として検討させていただければと考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

そこはぜひお願いしたいと思います。教育委員会の皆様にも、これは要望なんですけれども、先ほど言った湿地センター職員も講話として、全然いつでも行きますと。協力しますから、子どもたちにそういった講師として実際にやった経験もありますからということなので、そういった形で学習があるときには

ぜひ積極的に検討していただきたいと思いません。このクロツラヘラサギは、先ほど言った渡り鳥で韓国、中国、香港、台湾、ベトナム、タイ、カンボジア、フィリピン、そういった形で飛んでいると。様々な環境があるので、そのアジア各国が同じ目的で互いに手を取り合い、協力し合うことができることから、クロツラヘラサギはアジアを結ぶシンボルバードというふうに別の名称があるらしいです。とてもすごいと思って、先日いろいろ社会情勢の話だとかもあったんですけども、このクロツラヘラサギ、シンボルバードがある意味、平和外交だとか、そういったものにもつながっていくのではないかと思いますし、このクロツラヘラサギなんですけど、環境だとか、何というか、水質が変わることによって、飛来数だとかというのも影響が出てくるらしいのです。なので、ある意味、クロツラヘラサギが年間何匹飛来してきたというのも数字で見ることによって、環境の変化、要は環境のバロメーターになるのではないかと、そういったものにもいろいろつながりますし、実際、三角池に行ったときに写真を撮っている方々がかなりいましたし、そういった意味では観光にもつながりますし、だからもう何といたしますか、私の要望としては、あらゆる手段を使って、いろいろ仕掛けてほしいんです。仕掛けることによって、新たに何か生まれるかもしれません。そういったことで動いてほしいというのが私の思いでありますけど、今のこのやり取りの中で、最後に市長の見解だけ伺ってもよろしいですか。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

これはかねてより宜保龍平議員が思いをはせたところというのは、私も重々承知をして

おりますので、そのクロツラヘラサギを私たちの豊見城市の鳥として制定させていただきましたので、今後の活用については、当然今おっしゃった提案についてのことを目指せばいいなと思っていますので、それは当然教育に係る部門だとか、観光に資することだとか、いろいろな分野にあると思いますから、それをやるためにはやはり先ほど総務企画部長がおっしゃったように、まずは知っていただく。もちろん活動を通して知っていただくことも一つの手段だと思いますから、ベストを探しながら、今後につなげていければいいなと思っています。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問

非常に前向きな答弁ありがとうございます。よろしく申し上げます。クロツラヘラサギを通して、市の花だとか、市の木、そういった形でブーゲンビリアとか、リュウキュウコクタン、また何と言うんですか、連携して市をアピールできるのではないかと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次(4)に移りたいと思ひます。災害復旧について。

農道184号線の災害復旧について早急な対応が必要であるが、本市の見解を伺ひます。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

農道184号線については、去る令和3年6月の大雨で被災し、同年に調査設計を行い、令和4年7月から復旧工事を行っております。当初の主な工事内容につきましては、土砂崩れ箇所の土砂撤去や、抑止杭工、また道路東側のり面に雨水が流れ込まないような対策として、アスカーブの設置を行う内容となっておりますが、去る令和4年10月末の大雨により、本災害復旧工事現場の南西側において、

新たな土砂崩れが発生したため、本工事に応急対策工事を追加して対応しているところがございます。なお、本工事につきましては、令和5年3月末の完成予定となっております。今後も慎重に進めてまいりますので、ご理解をお願いします。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

実は私のこの質問は、農道があって、その下の斜面の部分のことを質問で災害復旧という形でやるべきというか、実はこの斜面の下に大きいビニールハウスが2つあるんですけども、土砂が流れてきて、ビニールハウスに何というんですか、倒れそうというか、なので、早急に対応しないといけないのではないかと考えております。私は現場に行って農家の方と話をして、実は土砂が流れ込まないように自分でビニールハウスのすぐ横を素掘りして、パイプで柵を立てて、流れ込まないように自分で努力してやったんですけども、それでも流れてきて柵も倒れている状態。私が率直に思ったのが、実際大雨だとか、災害級の大雨が降ったときとか、本当に土砂崩れが起きたときに、もちろん農家の方の生活もそうですし、一番は命、人命にも関わるのではないかと本当に率直に思いました。だからこそ災害復旧という形でやるべきではないかと思っているんですけども、実際担当課としては、これはやるべきではないかという認識はあるのか、伺います。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

当該箇所ののり面においては、私有地となっておりますので、市で対応することは厳しい状況でございます。なお、現在施工中の工事において、当該箇所ののり面に雨水が流れ込まないような対策を行ってまいりますの

で、ご理解をお願いします。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

私有地ということで理解はするんですけども、やはり農家の方もある程度そこまでは理解はしていたんです。なので、自分で素掘りだとか、こういった柵だとか、大きいパイプ管で水が逃げるようにだとか、なるべく自分で対策はされていたんですけども、もう土が流れてきていて、これはどうしようもないと、行政の力を借りないといけない、できれば借りないで自分でやりたかったんですけども、もうここまで来たらという思いで、雨の日はビニールハウスなので、作業中は心配しながら作業をされているという中で、実際、令和5年度当初予算において、のり面の設計だとか、調査費用を何と言うんですか、予算を求めたと思うんですけども、実際その辺はどうなっているのか、伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時55分）

再 開（11時55分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

先ほども答弁しましたとおり、その場所については私有地となっておりますので、市で行うことは厳しい状況にあります。なお、先ほど184号線の隣でまた新たな災害が出ているところがあったものですから、それについては応急対策を行っているところで、その状況を確認しながら設計等については、関係部署と調整しながら、予算要求はしたんですけども、今回ついていないところはあるということでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ということは、184号線ですか、が優先的に予算を認めて、こっちは次という認識になるんですか。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

今、令和3年度に起こった災害に対しての工事を実施しているところでございます。令和4年度に新たにまたその場所の隣で崩れているところがございます、そのところのものについては応急対策をしたところです。まだこのところの予算について来年度要求したところでありまして、当初予算についてはついていない状況です。議員がおっしゃるビニールハウスのところについては、先ほど答弁しましたとおり、民有地となっておりますので、本市での対応としては現在厳しい状況というふうに考えているところでございます。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

でも設計費用と調査費用は一応予算要求はしていますよね。だからその辺の整合性といえますか、その辺はどうですか。

○ 経済建設部長 比嘉 操

崩れているところが当初あったところから増えています。議員のおっしゃるところもまた民有地とはなっているんですけれども、基本的には全体を含めた調査も必要ではないかと考えているところで、根本的な調査については予算要求しているところでありまして、令和5年度の予算についてはついていないということで、ご理解願いたいと思います。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

以前から市長が現場に足を運ぶことはすごい農家の方々も何と申しますか、勇気づけられるというか、そういうふうに思いますし、

新垣繁人議員もおっしゃっていたんですけれども、事故が起きる前に対策、手を打つべきだと。事故が起きてからやるのではもう遅いという話をされていました。私もそう思います。本当に柵が倒れて、実際に土が流れてきて、その横で作業をするというのは非常に怖いと思うんです。だからこそ、まずは設計だとか、調査費用を入れて、どの部分を何と申しますか、工事を入れれば、この土砂が流れ込まなくて済むだとか、実はその農家の方は本来なら全体的にやってほしいんですけども、簡易的で、そんなに予算をかけなくてもいいよみたいな形での相談を受けたんですけれども、いやいや、これは命に関わる問題になりかねないので、これはぜひやっていただきたいと思っております。なので、民有地の問題だとかもあるかもしれないんですけれども、どうやってこの問題をクリアしていけるのかということも含めて、担当課もそうですし、予算を管轄している財政課の皆さん、市長も大変お忙しいとは思いますが、一度現場に足を運んでもらって、見ていただければ分かると思いますので、そこはまた引き続き私も追っていきたく思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時00分)

再 開 (14時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

午前中に引き続き質問を行いたいと思っております。

(5) 中心市街地再開発について。

①旧ITセンター跡地とJA豊見城支店と

の民間活力による再開発について、取り組み状況を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

旧 I T 産業振興センターの跡地利用については、J A おきなわ豊見城支店の敷地を含め、検討しているところであり、令和 4 年 3 月には J A おきなわの役員の皆様へ、まちの顔拠点計画について説明を行ったところであり、また令和 4 年度においては、庁内の検討部会を設置し、課題等の整理を行っており、J A おきなわ豊見城支店と随時情報を共有しながら、まちの顔拠点計画の実現に向けて取り組んでいるところであります。

○ (2 番) 宜保龍平議員 一再質問一

ちなみになんですけれども、以前サウンディング調査を行ったと聞いているんですけれども、その内容を教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和元年度においてサウンディング調査を行っております。サウンディング調査の進捗状況につきましてですが、新型コロナウイルスの関係により、民間事業者を集めることができない状況等がありましたので、第 1 回のサウンディングを踏まえて、容積率の見直しや本市、J A おきなわ、双方においても様々な課題があり、その課題整理に向けて今、時間を要しているところであります。

○ (2 番) 宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。ありがとうございます。私いろいろの間調べていまして、愛知県の安城市というところが同じように中心市街地の再開発、向こうは病院の跡地を P F I で再開発したというふうに、アンフォーレという建物を公共施設と民間施設を再開発したという

中で、まず何から手がけたかというところで、懇話会を設置して、サウンディング調査ももちろん必要だと思うんですけども、懇話会を設置して、幅広く意見を聴取する。市民の皆様の見解も頂戴しながら、こういった施設がいいのかというところを決めているんです。庁内の作業部会というのも分かるんですけども、やはり民間の知恵だとかも必要だと思いますし、アドバイザー、この P F I に精通した方が入ってくることによって、物事が一歩でも二歩でも進むと思うんですけども、その辺について見解を伺ってもよろしいですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市民の見解ということですが、市民については意識調査を計画策定の際に行っておりますので、その辺でしっかり意識調査を行ったデータを基に、しっかりと計画していきたいと考えております。専門の方、P P P / P F I の専門の方については、次年度その方と委託契約を予定していますので、その方の力を借りながら、しっかり検討していきたいと思っております。

○ (2 番) 宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。②の中で、市長のビジョンというふうにあるんですけれども、これは市長のビジョンというよりは、先ほど言った市民が求めているものとか、そういったものを改めてやっていくという中で、先日の宜保安孝議員の質問の中でも公園整備の話があったんですけども、既存の公園に屋根をつくるのか、これはそれで動いていいと思うんですけども、中心市街地にそういった全天候型の公園だとかというのも私は非常にいいのではないかと考えております。

この中心市街地の再開発、PFIなんですが、特定事業推進費の話も今議会いろいろ話が出ていたんですけども、そういったのも私は該当するのではないかと考えていますので、まずはそういった形で、精通した方から意見ももらいながら、今、抱えている諸課題をどのようにすれば課題解決に導けるのかというのもやっていただければ、物事が進むと思いますので、市長、市長が本気でやれば、必ず実現すると私は思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

次に行きます。(3)教育行政について。

令和4年度実施した習い事助成について伺います。

(ア)アンケートを実施しての内容を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

習い事助成事業終了後のアンケートにつきましては、豊見城市内小学校に通う児童5,317名の保護者に対し、各小学校を通じアンケートへの協力依頼文を配布し、ウェブにて回答をいただいております。アンケートの内容につきましては、習い事助成事業の評価としまして、よかったが94.2%、普通が5.4%、悪かったが0.4%という結果となっております。よかったと回答した方の中で多かった意見といたしましては、習い事を始めるきっかけになった。経済的に助かった。子どもの成長につながったなどの意見がございました。また習い事助成事業の対象者として決定したものの、クーポンを利用しなかった方での理由として多かったのが、今後も助成が続くか不安。やりたい習い事がなかった。やりたい習い事と生活時間の都合がつかなかった。習い事教室に通わせるための交通手

段が確保できなかった。助成費用は月額上限5,000円では足りないと感じたという意見が上位を占めておりました。また習い事助成事業の利用の申請をしなかった理由につきましては、クーポン券の使える習い事教室の中には、やりたい習い事がなかったから。やりたい習い事と生活時間の都合がつかなかったから。子ども、または保護者に新たに習い事を始める気がなかったから。クーポン券が1月までしか使えないから。習い事教室に通わせるための交通手段の確保ができなかったからなどとなっております。習い事助成事業につきましては、一定の評価をいただいているものの、クーポンを利用しなかった方の意見等も踏まえた上で、次年度は事業実施の在り方について、検証すべきと考えております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

今、こども未来部長の答弁で、いろいろ制度設計だとかも含めて、課題が出てきたと思います。そういった中で今、アンケートの結果を受けて、実際改めてお聞きするんですけども、どういったことが課題に上げられるのか、分かりますか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

習い事助成事業の利用申請をしなかった理由の1位が、クーポン券の使える習い事教室の中に、やりたい習い事がなかったからという声が多くありました。その結果から、多くの参画事業者の確保が課題に挙げられると考えております。また自由意見においても参画事業者の増や、現在通っている習い事へのクーポンの適用を希望する声、事業期間の拡大、補助額の増額の希望などの声もあり、事業を実施するに当たり、当該事業の検証や在り方について、検討すべきだと考えており

ます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

そういった課題にしっかりと目を向けていただいて、次年度はまたこの中身を検証していくと思うんですけれども、私はこの間ずっと訴えていたように、5,000円だけでは手出しが出るので、どうしても低所得の方々には大変苦しい。あと送迎の問題もありますし、なので、やり方、やるのであればしっかりと継続性、そして公平性を担保した上で行くべきだと思いますので、そこはしっかりと検証していただければと思います。

(イ)今後の習い事助成について伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

習い事助成事業につきましては、令和5年1月16日及び1月18日に開催した子ども改革推進委員会において、今年度の事業実施の状況を踏まえた上で、事業の効果などを令和5年度に検証し、令和6年度以降の事業実施の在り方を考えることと決定いたしております。令和5年度におきましては、同事業の効果検証を行うに当たり、子ども未来アンケート調査の結果や、必要に応じ市民会議を開催するなどし、様々な意見を参考にしながら、令和6年度以降の事業実施の在り方を検証してまいりたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

どの自治体を調べてもやはりこういった習い事を助成するというところで、生活保護受給者だとか、一人親世帯の所得が低所得の方々に、まずはそこから底上げというものを実施している自治体が多いんです。なので、まずはそこから、本当に習いたくても習えない子どもたち、そういった子どもたちをしっかりと目を向けてあげるのが大事だと思いま

す。ある自治体では、継続性もそうだし、公平性を担保するに当たって、小学校5年生と6年生の低所得者の子どもたちからまずやっているんです。そうすることによって、何と言いますか、豊見城市に住む子どもたちが5年生、6年生になって、また中学校に上がっていく。この5、6年生の間に教育の格差を埋めるという目的で、そういった自治体もありますので、これはあくまでも私の提案ではあるんですけれども、そういったことも中身をしっかりと精査していただいて、やるのであれば、そういった形でやっていただきたいと思えますし、市民会議でも活発な議論をすることを期待して、次に進みたいと思えます。

(2)高安自治会について。

①高安自治会内の三世代公園に水道、手洗場の設置ができないか、伺います。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

三世代公園については、沖縄県が管理を行っている旧河川跡地に豊見城市が平成27年に河川占用許可申請を行い、旧高安ゲートボール場の代替地として移設を行った経緯があり、現在、高安自治会が使用し、管理を行っている公園でございます。移設時における豊見城市と高安自治会との協議内容としまして、豊見城市は伐採と整地を行い、休憩所やトイレ、倉庫などの設置及び定期的な除草などの維持管理は高安自治会にて行うこととなっております。水道、手洗場設置については、高安自治会専用のゲートボール場として利用されていることから、当初の協議内容のとおり、市としての整備は完了しているものと考えておりますので、さらなる追加整備については、高安自治会でお願いしたいと考えております。なお、南部土木事務所へ占用変

更申請が必要となれば、協力していきたいと考えているところでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。ありがとうございます。これは自治会との協議内容を示されていたと思うんですけども、補助メニューだとか、整備するに当たって、そういった補助があるのかなのか、伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えします。

当該公園は高安地域全体の活用も期待できることから、まちづくり支援補助金の中の特別支援補助金をご活用いただくことができるものと考えております。この特別支援補助金とは自治会等で管理、または所有する施設の長寿命化及び危険性の除去、利便性の向上を目的とした修繕、整備等に対してかかる費用への補助を行っておりますので、高安自治会からの要望がありましたら手続の案内など対応してまいりたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

ちなみにこの補助というのは年に何件だとか決まっているんですか。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

当補助金につきましては、補助率が50%で、上限額が400万円となっておりますけれども、事業の申請につきましては、前年度の8月頃に要望調査に基づいて審査と予算の要求を行って6月に内示するものです。1年度で何件までという制限はありません。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。前日も新垣繁人議員が防犯灯の件でいろいろ議論をされていたので、ちょっと気になったので、確認のため質問しました。

②のサーター公園内も同じ補助でできると聞いていますので、これは自治会の土地ですので、自治会の判断になるかと思うんですけども、もし要望が上がってきただけひ検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。時間が余ったんですけども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

—— 通告番号20（18番）楚南留美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、楚南留美議員の質問を許します。

○（18番）楚南留美議員 一登壇一

こんにちは。城の風、楚南留美でございます。本来でしたら所見を述べたいところでございますけれども、多くの質問を用意しておりますので、早速ですが、通告に従いまして、一般質問を行います。

(1)習い事助成事業について。

習い事助成事業の継続について、当局の見解をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

習い事助成事業につきましては、令和5年1月16日及び1月18日に開催した子ども改革推進委員会において、今年度の事業実施の状況を踏まえた上で事業の効果などを令和5年度に検証し、令和6年度以降の事業実施の在り方を考えることと決定されました。令和5年度は同事業の効果検証を行うに当たり、こども未来アンケート調査結果や必要に応じ市民会議を開催するなど、様々な意見を参考にしながら、令和6年度以降の事業実施の在り方を検証していきたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

これまで習い事助成事業の目的は、子どもたちに夢を与えることとご答弁されておりました。実施となりますと継続することが重要となると思いますので、また今後しっかりと検証していただきたいと思います。

続きまして、(2)教育行政について。

大学生等の学生または生徒の能力向上、将来的に就業の拡大を図ることを目的に、中学生以上の学生を対象に資格試験等の受験に要する費用を助成することについて当局の見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

教育委員会におきましては、中学校で学習する教科との関連が強く、進学においても有利となる実用英語技能検定試験などの資格は子どもたちの将来に資するものであると考えておりますので、資格取得の助成につきましては、検討してまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。この質問はさきに質問いたしました習い事助成事業の様々な課題も先ほど宜保龍平議員の質問に対するご答弁で浮き彫りになったと思いますけれども、その対案としてもふさわしいと考えておりますので、ご提言させていただいておりますが、その事業内容について、先日その調査をいたしました。少しご紹介させていただきたいと思います。栃木県の佐野市では令和4年4月1日から実施されておりますこの事業は、中学生以上の学生に資格試験の受験料を全額助成するものです。対象となるのは中学生、高等学校、中等教育学校、大学、大学院及び短期大学、高等専修学校、専修学校等の生徒・学生です。また資格試験は108の全ての国家試験、日本商工会議所簿記検定1級から3級

やTOEICなどです。佐野市の人口は約12万人、それぞれの資格試験受験者を人口比などで算出した予算額は265万円です。これは次年度、令和5年度も同額の予算額とのことでした。令和5年1月現在の実績といたしまして、高校生67名、専修学校15名、大学生37名、合計119名が授業を活用しているとのことでした。また人気のある資格試験をお尋ねしましたところ、就職にも有利になるとの理由から、陸上・海上の無線資格やTOEIC、簿記などが人気とのことでした。そこで公約に人材育成を掲げております市長にお尋ねしたいと思いますけれども、率直に資格試験の受験料の全額助成についてどのようにお感じになりましたでしょうか、お伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時52分)

再 開 (14時52分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今、实例の話聞きましても、私も当然人材育成には力を入れて、将来開けていくという道を前提に話をしていますので、ご提案のとおり、内容を精査しながら、我が豊見城市にも適用できるものなのかどうかというのを検証させていただきたいと思います。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。ぜひ市長、お願いいたします。沖縄県の子供の貧困率は全国の2倍、3人に1人が貧困と言われております。また10代の出生率も全国と比較すると2倍、離婚率も全国一であります。また統計では小中学生の子どもを持つ家庭の約30%が世帯収

入300万円未満であることも明らかになりました。子どもの貧困は学力や自己肯定感に影響を与えたり、未成年犯罪につながったりする可能性も高くなります。生まれ育った環境、境遇による教育格差を解消する意味でも学生に資格試験の費用を助成、将来的に就労機会の拡大を図り、学力低下による連鎖的な原因の一つと思われる貧困対策にもつなげてみてはいかがでしょうか。魚を与えるだけでなく、魚の釣り方を教える。人に魚を与えると一日で食べてしまう。しかし、釣り方を教えれば生涯食べていくことができると老子が言ったとされる言葉です。教育という財産を与えることは重要と考えます。先進地であります佐野市におきましては、予算額265万円、単費でも十分に実施可能な予算額と思いますけれども、こういった事業こそ、こども未来基金を活用していただきたいと思っておりますけれども、当局のご見解をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

こども未来基金の充当事業につきましては、次年度こども未来市民アンケート調査や、市民会議委員の意見などを踏まえた上で、基金充当事業の効果や在り方について検証を行う予定となっております。議員ご提案の資格試験等の受験に要する費用助成につきましても、次年度の検証やこども未来基金の積み立て状況、基金充当事業の実施状況等も踏まえた上で検討をしてまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

こども未来基金の活用にすごくふさわしい事業だと思っております。それと同時に、単費も含めて、ぜひこの事業実施を検討していただきたいと思っております。また進捗についても今後取り上げてまいりますので、よろしくお願

いたします。

(3) 通学路の安全対策について。

①市道13号線（我那覇481-1付近）に防犯灯がなく安全に不安を感じるとの声が多く寄せられております。通学路でもあることから、早急に設置を求めたいと思っておりますけれども、当局のご見解をお伺いいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えします。

夜間における歩行の際の足元を安全に照らすよう、本市では自治会等と連携して防犯灯の設置を行っております。市民や自治会などから防犯灯設置の相談があった場合は、自治会等まちづくり支援補助金の中の特別支援補助金を活用していただき、自治会での新規設置の際にかかる費用に対する支援を行っております。また通学路安全推進会議の構成メンバーで行います通学路安全点検の中で指摘があった場合は、当該箇所が自治会の管理する区域内である場合には、地域の自治会へ設置の相談を行っております。また、それ以外の地域の場所に関しましては、小中学校の周辺における交通事故の防止及び防犯上、特に必要な箇所に関しては、行政管理防犯灯の設置に向け取り組んでおります。議員ご指摘の箇所である市道13号線は、伊良波小学校及び伊良波中学校の児童・生徒の主要な通学路となっておりますので、通学路安全点検の際に構成メンバーの方々へ意見を伺ってまいります。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ぜひよろしくお願いたします。私は平成29年より市内全ての保育・学校施設の通学路、スクールゾーンにおいて、横断歩道のカラー舗装及びガードレールパイプの腐食、破損についても短期集中的に予算を投じ、整備を推進

すべきとご提言させてまいりましたが、これまで市内多くの箇所でも改善をしていただきました。今後は市道13号線も含む市内全ての通学路、特に学校周辺への防犯灯の設置にしっかりと予算を投じ、推進すべきと考えますが、当局のご見解をお伺いいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えします。

通学路安全点検からの指摘や、地域からの防犯灯の設置を希望される箇所で、自治会の管理する区域以外の場所に関しましては、小中学校の周辺及び主要な通学路における交通事故の防止及び防犯上、特に必要な箇所に関しては、行政管理の防犯灯の設置が行えるよう、教育委員会をはじめ、関連部署と連携して設置基準の取りまとめを検討してまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

ぜひ市内全体を見渡す感じで予算執行というか、予算、また計画も立てていただきたいと思っておりますので、こちらも今後進捗を見守っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

②市道13号線（伊良波小中学校近く）に平行する高速高架橋下の一方通行道路、市道13号線に交差する手前の白線の塗り直し及び当該道路の安全対策として「止まれ」の標示を豊見城警察署へ要望できないか、ご見解をお伺いいたします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

議員ご質問の高速高架橋下の一方通行道路は、市道420号線になります。ご指摘の箇所の停止線の塗り直しにつきましては、豊見城警察署に確認したところ、市からの連絡を受け、現場調査を行い、沖縄県警察本部に対し、

補修を上申したとの回答をいただいております。また「止まれ」の道路標示については、豊見城警察署より、当該箇所は横断歩道の標識が設置されており、並行する市道13号線が優先道路であることが明確であるため、「止まれ」の道路標示に関しては、規制も伴うことから設置の必要性も含めて検討したいとのことでした。現在は交差点注意という看板を設置し、ドライバーに対し注意喚起を行っている状況でございます。今後も豊見城警察署をはじめ、関係部署との意見交換を行い、地域住民の交通安全の確保のための施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問一

こちらは通学路でもあることから保護者からは不安の声が寄せられております。すぐに「止まれ」標示の設置が厳しい中でも、可能な限り安全対策を施していただきたいと思っております。こちらは要望です。

(4)ヤングケアラーの支援について。

①令和4年9月から10月までの間、沖縄県は小学校5年生から高校3年生までの児童・生徒を対象にしたヤングケアラー実態調査をしていますが、調査結果に伴う本市の現状をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今年度、県が実施したヤングケアラー実態調査につきましては、年度内の公表を目指し、現在は最終的な分析等を行っている段階ということですので。県が実施しましたヤングケアラー実態調査における各市町村のヤングケアラーの人数につきましては、県の最終的な集計、分析結果発表後に各市町村からの依頼に応じ、資料を提供いただけることとなっておりますので、今後、こども未来部子育て支援

課から県へ資料の提供を依頼し、資料取得後に関係機関と情報の共有を図りたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

最終的な集計、分析の発表後は、資料提供の依頼を速やかに行っていただきたいと思っております。また、そのアンケート調査ですが、無記名方式と伺っております。その中で、当事者を特定しにくい中で、どのように必要な支援へとつなげていく考えなのか、ご見解をお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援を進めていくために、教育機関、福祉関係部局をはじめとした各関係機関のヤングケアラーに関する理解の促進、問題意識の向上に取り組み、相談支援体制を整備していく必要があると考えます。こども未来部子育て支援課においては、去る9月に相談窓口を設置し、市の広報及びホームページで周知を図るとともに、啓発用のポスター、リーフレット等を市内の小中学校、高等学校や各関係機関等にも配布をしているところであります。また、要保護児童対策地域協議会においては、ヤングケアラーの知識を深めることを目的とした研修を2回開催し、県が実施する要支援寄り添い支援事業等も活用して、家庭へのヘルパー導入をはじめとしたヤングケアラーへの支援に取り組んでいるところでございます。今後も引き続き関係機関と連携しながら、ヤングケアラーの理解の促進、情報共有を図り、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

まずは実態把握が支援のはじまりと考えて

おりますので、しっかりと実態把握にまずは取り組んでいただきたいと思います。こちらでも要望です。

②ヤングケアラーコーディネーターの配置を提言しましたが、進捗状況についてお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

支援を必要とする家庭を適切な機関やサービスへつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置は重要であると認識していることから、令和4年度こども未来部において相談窓口を設置し、新たにその役割を担う職員配置につきまして要望をしていたところでございますが、新たな専任職員の配置はございませんでした。令和5年度につきましては、今年度同様、市要保護児童対策地域協議会において、関係機関等と連携をし、各関係機関のヤングケアラーに対する理解の促進や情報共有を図るとともに、また県の事業等も活用しながらヤングケアラー支援体制の強化を図っていきたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ヤングケアラーコーディネーターの配置の重要性については、担当部署も十分に理解しているからこそ配置を要望されたと思っておりますけれども、実現に至らなかったのは残念に思っています。ヤングケアラーコーディネーターを配置することで、複合的な課題を抱える中でも家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう、関係機関、団体等と連携して、相談支援、適切な機関へのつなぎ役を行う専門職として重要な役割を担うものと考えております。配置にも国が3分の2を補助いたします。本市でも早急に取り組んでいただきますよう、再度要望させていただきたいと思

ますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

支援を必要とする家庭を適切にサービスにつなぐためには、今、楚南議員からお話もありましたように、ヤングケアラーコーディネーターの配置は重要であるということは認識しておりますので、今後も引き続き調整を図ってまいりたいと考えております。

○ **(18番) 楚南留美議員 一再質問一**

早急にヤングケアラーコーディネーターの配置ができますように要望させていただきたいと思います。

③子どもの貧困に関する課題への対応及びヤングケアラー支援の補完を目的として行われている「要支援家庭寄り添い支援事業」の令和5年4月以降の継続について当局の見解をお伺いいたします。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

沖縄県が令和4年9月から令和5年3月の期間において実施をしております「要支援家庭寄り添い支援事業」につきましては、令和5年度予算成立後、委託事業者を選定し、次年度も引き続き実施する予定ということをお聞きしております。本市におきましても次年度も引き続き本事業を活用し、県の委託事業者との連携により、ヤングケアラーがいる家庭、困窮家庭、その他困難を抱えている家庭の相談支援をはじめ、ヘルパーの導入や食料提供、病院への同行、市役所等における手続の支援など、ヤングケアラーの支援に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○ **(18番) 楚南留美議員 一再質問一**

ありがとうございます。過去の一般質問におきまして、群馬県高崎市で2022年度より、

全国初で実施されているヤングケアラーがいる家庭を対象に、ホームヘルパーを無料で派遣する事業が本市でも実施ができないかと以前にご提言させていただいた経緯がございます。その矢先に沖縄県が類似する事業を開始いたしました。支援にはやはり継続が必要と考えますので、次年度も引き続き実施されるということで安心いたしました。また今後ともよろしくお伺いいたします。次の質問に移ります。

(5)市民が安心して暮らせる消防職員体制の強化について。

①令和5年、消防職員採用予定人数をお伺いいたします。

○ **総務企画部長 内原英洋**

お答えします。

令和5年度の消防職員採用予定人数は4名でございます。

○ **(18番) 楚南留美議員 一再質問一**

ありがとうございます。常態化している非常招集の解消、市民が安心して暮らせる消防職員体制の強化に努めていただきまして、感謝申し上げます。しかしながら、これで完結ではございません。検証もしながら先を見据えた人員増強はまだ必要と考えますので、引き続きよろしくお伺いいたします。

②令和5年4月からの消防職員現員数をお伺いいたします。

○ **消防長 新里秀樹**

お答えいたします。

令和5年4月からの消防職員数については、68人となる予定でございます。

○ **(18番) 楚南留美議員 一再質問一**

では新職員4人の扱いについては、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○ **消防長 新里秀樹**

新職員でございますが、初任職員4人につきましては、豊見城市職員定数条例第4条第1項第5号の規定に基づき、職員の定数外と扱っております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

その解釈からいきますと、新職員の初任科研修中は定数外なんですよ。そうであれば令和5年4月1日からの消防職員数は64人であって、68人というのは令和6年4月からの消防職員になると思いますが、先ほどご答弁された令和5年4月からの消防職員数で間違いはないでしょうか。過去の一般質問においても、総務企画部長は毎年度4月1日を基準として、当該年度は定数外として扱っておりますとご答弁されております。その解釈からしますと、やはりちょっとつじつまが合わないと思いますので、再度お伺いいたします。

○ 消防長 新里秀樹

お答えいたします。

議員が今お話しされたように、初任科研修中というのは定数外のほうで定められておまして、4名については差し引きましたら確かに64名となります。ただ、初任科研修も半年間の研修を終えまして、その後にさらに研修とか、あと実習も重ねまして、約1年かかるといことはございます。今年度に関しましては、この2月からは正式に配置することができたという経緯から、こういうふうな人数の算定となっております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

消防長、先ほど4名の新職員はこれから初任科研修に行かれます。そうであれば4月から68人になるはずがないんです。条例の解釈からしても。そこを質問しているんですが、68名は間違いではないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（15時12分）

再 開（15時13分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

私のほうで答弁します。

職員定数につきましては、あくまでも職員の定数の上限を定めたものであります。今、消防長が答弁なさったのは、68名、定数が67名であります。68名を今回現員として4月1日現在職員が配置されるということになります。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ですから消防職員数に入れているのがおかしいのではないですかと言っているんです、条例に沿うとです。だって初任科研修に行っている間は、定数外ですということで答弁も正式にされています、一般質問で。その解釈からすると違うのではないですかと聞いているんです。

○ 総務企画部長 内原英洋

繰り返しの答弁であります。定数の人数と現員数は全く違うものと認識しております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

多分平行線だと思いますので、条例につきましては、後ほど質問項目も入れておりますので、次の質問に進みたいと思います。

③常態化している非常招集の解消、次年度以降の退職者、令和7年度整備予定の防災ヘリ計画、令和8年度の消防指令センター全体更新、本市に建設される大型物流倉庫の建設等による予防業務増加も見据えた人員増を図るべきと考えますが、当局（消防）の見解をお伺いいたします。

○ 消防長 新里秀樹

お答えいたします。

消防本部の見解としてお答えいたします。

初めに招集の解消につきましては、令和4年度に4人の職員を採用し、招集緩和に向けて取り組んでいるところでございます。次年度以降の退職者につきましては、消防力の低下を招いてはいけないことから、定年退職を見据えた人員確保は必要と考えています。また、令和7年度導入予定の防災ヘリ隊員の派遣につきましては、沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会で検討されていると聞いております。次に令和8年度から運用予定の沖縄県消防指令センター全体更新に伴います消防職派遣につきましては、現時点で決定はしておりませんが、1人増の要望予定と伺っております。さらに大型物流倉庫、ホテル等の建設による予防業務量増につきましては、消防組織体制の強化が必要と考えております。以上のことを踏まえまして、今後の人員計画につきましては、豊見城市消防力整備計画（案）の中で検討してまいります。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

令和2年度から令和4年度までの3年計画で人員増を図るとする消防職員体制計画があつて、67人との根拠にもなった経緯がございます。令和4年度の最終年度に増員計画であつた67人に満たすことができませんでしたので、それに続く令和5年度以降の計画が必要であるとの認識で、作成について再三要望してまいりましたが、進捗についてお伺いいたします。

○ 消防長 新里秀樹

お答えいたします。

当初67名の定員ということで、それを目標にして要望してまいりました。議員からお話がありましたように、令和4年度については

職員を配置、4月1日からの配置というのはいまありませんでしたが、令和5年度の4月1日時点では67名の定員の目標は達成する予定となっております。それ以降につきましては、先ほども答弁しましたが、人員計画につきましても、豊見城市消防力整備計画（案）の中で中長期的にも見据えながら検討してまいります。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

私の質問の内容にもあるように、これから先を見据えると、またさらに人員増強は必要となると思いますので、しっかりと調整というか、人事課のほうに要望していただきたいと思ひます。

続きまして、④令和2年4月施行の職員定数外とする条例、豊見城市職員定数条例第4条(5)消防職員のうち、初任の教育訓練中の職員とうたわれておりますが、次の内容についてお伺いいたします。

(ア) 条例制定の経緯についてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和2年4月施行の豊見城市職員定数条例第4条第1項第5号の条例制定の経緯につきましては、消防職員は採用後、半年間の消防学校での訓練、それを終えた後にまた研修などがありますので、現場のほうに立つことができないことから、他団体の状況を確認した上で条例改正を行っております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

(イ) 条例の主旨についてお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

豊見城市職員定数条例につきましては、地方自治法、その他の法令等の規定に基づき、

本市に勤務する一般職員の定数を定めるものでございます。議員ご質問の同条例第4条第1項第5号の主旨としましては、職員の定数外に関する事項として、消防職員のうち、初任の教育訓練中の職員については定数外とするものであります。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

先ほど消防長は初任職員は条例に基づいて定数外になるというご答弁もされておりました。この条例の解釈がいつの間にか変わっているように私は思うんです。あくまでもこの条例ができた経緯としまして、退職者を見据えた前倒し採用、つまり現場での活動が可能になるまで1年もの時間を要することから、消防力を低下させないとの意味合いで、退職したと同時に、スライドして定数を確保できるようにとの認識の下の定数外であって、初任科研修中の職員全員が定数外であるという考えで制定されたものではなかったと記憶しております。当時、条例制定に携わった消防本部の担当課長と現在の担当課長、また人事課との認識にもそこがあると考えておりますので、当時の消防の総務課長にもぜひ確認もしていただきながら、しっかりとそこは整理していただいて、共通認識を図ることが必要だと思いますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

条例制定の当時の経緯については、今、私たちはそういうふうに認識しているんですが、議員がおっしゃることについてもしっかりとまた今後確認していきたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

条例制定したにもかかわらず、認識が違えばいつまでたっても退職者を見据えた前倒し

の定数外採用も実現いたしません。何より市民が安心して暮らせる消防職員体制が整うにも時間を生じてしまいます。早急に共通認識を図っていただきたいと思います。また条例制定時の解釈を正しくご認識されていたならば、先ほどのように、令和6年度には退職者がおられませんので、令和5年度4月からの消防職員数も68人、うち1人は行政職から出向という形で消防職員に加わっておりますけれども、そう言われても納得いたしました。しかしながら、令和5年度新採用職員については、定数外にご答弁されておりましたので、その解釈ではそうではないんですかということで申し上げました。ですからしっかりと整理なさってください。よろしく願いいたします。次の質問に移ります。

⑤定数外採用の重要性について当局（消防）の見解をお伺いいたします。

○ 消防長 新里秀樹

お答えいたします。

市民の生命、身体及び財産を守るためにも消防力の低下を招いてはいけないと考えております。そのようなことから常に人員を確保するため、必要に応じて定数外の職員採用についても検討していきたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

今の質問は退職者を見据えた定数外採用との意味合いで質問しております。消防長は必要に応じて定数外職員採用についても検討していきたいとご答弁されておりますが、もうその検討段階ではないと思います。なぜならば令和2年4月1日に退職者を見据えた消防職員の採用に適用させるための条例も施行されているからです。消防力を低下させないために常に人員を確保することが必要。定数外

採用はすごく重要なことだと推測されますが、当事者である消防の認識が私は弱いと感じて、すごく残念でなりません。次の質問に移ります。

⑥消防指令センターへの派遣職員について定数外とする考えがないか当局（消防）の考えをお伺いいたします。

○ 消防長 新里秀樹

お答えいたします。

現在沖縄県消防指令センターへ2人の職員を派遣しております。定数外職員の取扱いについては、他消防本部の事例を参考に、調査研究を行い、担当部局と調整をしてみたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

消防指令センターへの派遣を定数外としている消防本部があるのか、お伺いいたします。

○ 消防長 新里秀樹

お答えいたします。

沖縄県消防指令センターへ問合せしたところ、定数内で職員を派遣している消防本部は10消防本部、定数外で職員を派遣している消防本部は4消防本部とのことでした。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

消防指令センターへの派遣職員はその間、本市消防本部で活動ができないことを考えますと、定数外にすることで、現場で活動できる消防職員を確保することができると思います。そうすることにより常態化している非常招集の解消に向けてもさらに前進するものと考えますので、こちらにつきましても早急に検討を始めていただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○ 消防長 新里秀樹

議員ご指摘のように、先ほども答弁しましたように、様々な消防に関しては課題がござ

います。今のご指摘も含めまして、この消防力整備計画の中でしっかり計画を立てて、それを基本にまた人員については要望をしたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

本市消防本部は消防職員不足により、他消防本部でほとんど見られない非常招集が常態化しておりました。市民が安心して暮らせる消防職員体制の強化は急務であると考え、平成27年から人員増強の必要性について取り上げてまいりました。今後も引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（15時26分）

再 開（15時40分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

時間内に終わりそうにありませんので、会議時間を延長いたします。

時間延長（15時40分）

—— 通告番号21（16番）伊敷光寿議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、伊敷光寿議員の質問を許します。

○（16番）伊敷光寿議員 一登壇一

粹和会、社民党の伊敷光寿です。2月執行の市議会議員選挙では、多くの皆様からご支援、激励をいただき、2回目の当選を果たすことができました。再び市政に携わる一人として、これからも皆様の声を市政に届け、ご期待に沿うよう、地域の発展、福祉向上に誠心誠意取り組みたいと思います。それでは通告に従いまして、一般質問を始めます。

(1)物価高騰対策について。

はじめに、県内新聞報道にて、物価と生活に関するご意見が掲載されていたので、内容をご紹介します。日常で生活している中で、身の回りのものの価格が上がっていることを実感します。住宅や自動車、家電などの耐久消費財から食品、水道光熱費、燃料などの日々の生活費まで日常を取り巻くあらゆる価格の物価が上昇しています。身の回りのものの値段が上がっても賃金が同様に上がればいいのですが、物価が上がっているのに賃金が変わらなければ生活の質に影響していきま。最近の動向として、消費者物価は一貫して上昇とインフレ傾向にあり、それに併せて実質賃金指数は低下しています。企業側も消費者への影響を抑えるよう、企業努力を重ねていますが、インフレの影響を大きく受けています。インフレは各国の金融政策の違い、ウクライナ情勢、安心・安全への取組や、制度改正、コロナ禍や自然災害、鳥インフル等の要因は様々で複雑に絡み合っています。いずれにせよ長らくデフレ化で生活してきた日常が急速に変化していることが伺えます。先行きは誰にも分かりませんが、働き方改革、副業や定職の浸透、投資の促進など、社会環境も変化してきました。個々人の情報、金融リテラシーを高めていくことが生活の備えになります。この記事でも分かるとおり、昨今の物価高騰は市民生活に影響を与えています。質問を始めます。

食料品や燃料・エネルギーの値上がり等が家計を直撃しています。物価高騰の対策として、行政が民間へのモデルとして賃金底上げをする必要があると考えますが、見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の趣旨に沿って、適切に決定しなければならないと考えております。人事委員会を置いていない市町村においては、県の人事委員会における公民給与の調査結果等を踏まえた人事委員会勧告を基本とし、適切に給与決定を行う必要があります。議員ご質問の賃金の引き上げにつきましては、地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則を遵守し、労働基本権の代償措置として設けられた人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告を基本とし、県及び他市町村の状況等を踏まえ、適切に対応しております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ありがとうございます。賃金は国の動向を見る、国に従うとありましたが、関連してもう一つ記事をご紹介します、記事というか、記者会見での国の見解をご紹介しますと思いますが、松野官房長官は15日の記者会見で「春闘が本格的に始まる中、非正規で働く人たちの賃上げについて、最低賃金の引上げや同一労働、同一賃金の徹底などを進めることで、実現を図る考えを示しています。総務省によると国内の非正規労働者は去年の時点で約2,100万人と、労働者全体の36.9%に上り、今年の春闘では非正規で働く人たちの賃金も争点になっています。事業者への助成金による賃上げ、それに正社員への転換の支援などを進めていく」との見解がありました。また中小企業で働く人の賃上げについては、生産性向上などの支援を一層強化するとともに、下請け取引の適正化や価格転嫁を推進していくと述べております。再質問をします。

ご紹介した先ほどの政府の見解を踏まえて、

市職員の最低賃金、現在の935円からの引上げについて、国の動向等もありましたが、市が率先して行うべきと考えますが、見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

伊敷光寿議員の質問については、会計年度任用職員のことだと認識してお答えしたいと思います。会計年度任用職員の給与につきましては、地方公務員法第24条に定める職務給の原則に基づき、職務の内容や責任の程度、必要な資格や経験等を考慮して、条例等において正規の職員同等に給料表にて規定しております。会計年度任用職員の時給の引上げにつきましては、去る11月の給与条例等の改正により、沖縄県及び各市と同様、令和5年4月より引き上げられることとなります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ありがとうございます。また物価高騰対策として、事業者向け、市として何らかの支援などございますか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

ウクライナ情勢をはじめとした国際的な情勢不安や急激な円安による物価高騰は今なお継続しているところであります。特に原油価格は大幅に上昇し、また世界的な穀物価格の上昇などを背景に、肥料や飼料の価格が大幅に上昇しております。令和5年度当初予算においては、こうした原油・肥料・飼料等の価格高騰の影響を大きく受ける事業者に対し、事業活動の維持・継続を図る目的で、必要な経費を助成するために4,123万円の事業者支援対策を講じております。具体的には市内の観光バス事業者や公共交通事業者に対し、サービス維持のための費用として、費用の一

部を助成するとともに、農林水産業者に対して肥料・飼料・燃料費等の購入にかかる費用の一部の補助を実施します。また物価高騰により給食の食材費も上昇している中、質や量を保った給食を実施するために、保護者の皆様に負担増を求めないように、学校給食保護者支援として1,713万2,000円の予算を計上しております。なお、令和4年度最終補正予算においても、令和5年度当初予算と一体となって物価高騰に大きな影響を受けている子育て世帯を支援するため、子ども1人当たり5,000円を支給する子育て応援一時給付金事業の第二弾として、7,598万6,000円の予算を計上し、今後の原油価格、物価高騰等の影響への軽減策を講じてまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

公共交通の事業者、農水産業者、また本市に合った子育ての支援、幅広い補助だと思います。引き続き状況を見ながら、世界の情勢も見ながら補助・支援を対応していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

また情報通信、ITメディアビジネスオンラインにて賃金に関する記事が掲載されてきましたので、ご紹介いたします。日本以外の先進国では最低賃金は既に1,500円以上になっています。これは日本でよく言われる経営者が自主的に賃上げできるよう環境整備すべき、そういうことではなく、単純に政府が物価上昇に合わせて最低賃金を継続的に引き上げたものです。世界では政府が経済対策として、最低賃金を大胆に引き上げるのが常識となっています。また消費の多くを輸入製品に頼る日常生活を考えると、日本で給与を得ながら生活すると1,500円の時給単価は必要だと思います。私は以前20期のときに、時給

について1,500円の意見を述べさせていただいたことがあります。また、時給は直ちに1,000円に、そして1,500円を実現するよう、市が国に求めるべきだと考えます。再質問をします。

地域経済の発展を担う豊見城市の代表として、徳元市長は国に対応を求めたことはございますか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時52分)

再 開 (15時53分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

ダイレクトに賃上げについての要請とかということではないんですけれども、もちろん物価高に関しては、全国どこでもそうだと思うんですけれども、非常に困っている状況があります。それに向けて、私としては豊見城市民を守っていく立場にあると思っていますので、その辺に関しては市長会並びにいろいろな関係団体に要請をお願いしながら、特に電気料の増額のこともございますので、いかにして県民生活を圧迫しないように、市民生活が柔軟に流れていくかのようなことは常々要望させていただきながら、これもそのスタンスはこれからも変えずにやっていきたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ありがとうございます。市長会とか、物価高騰による対応を、また市の代表としていろいろな面で補助・支援、また政策として形にさせていただきたいと思います。よろしくお伺いします。市長、国との太いパイプを生かし

て、市の職員の働くモチベーションを上げるためにもぜひ対応いただきたいと思います。市民の暮らしを守り、若者の定住を促進し、地域の持続発展、地域経済の好循環のためにも最低賃金1,000円、またさらには1,500円を市の職員に合わせて、事業所の何らかの補助・支援という形で政治の力で実現させていただきたいことを要望しまして、次の質問に移ります。

(2)道路行政について。

①市道40号線(饒波から金良向け)は、南部農林高校への通学路ですが、夜間の歩行が照度不足により危険です。これは学生さんから不安の声がありました。街灯を設置してはどうか見解を伺います。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

夜間における歩行の際の足元を安全に照らすよう、本市では自治会等と連携して防犯灯の設置を行っております。市民や自治会などから防犯灯設置の相談があった場合は、自治会等まちづくり支援補助金の中の特別支援補助金を活用していただき、自治会での新規設置の際にかかる費用に対し、支援を行っております。また通学路安全点検などで要望があった場合は、当該箇所が自治会の管理する区域内である場合には、地域の自治会へ設置の相談を行っております。それ以外の地域の場所に関しましては、学校周辺における交通事故の防止及び防犯上、特に必要な箇所に関して行政管理防犯灯を設置しております。議員ご指摘の箇所につきましては、近隣の自治会に意見を聞き、新規設置の要望がある場合には補助金の活用を案内してまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ありがとうございます。学生さんが不安視している中で、地域の整備も話し合いが必要だとありました。そこは一つ一ついろいろな場所もあると思うんですけども、声を拾っていただいて、柔軟な対応、またいい解決策が見つかるように意見交換していきたいと思えます。

続きまして、②当該道路は草の繁茂や路面に苔が生え歩行時に滑るなどの不安の声があります。対応についてお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

当該道路の一部区間において、斜面地からの湧水が多く、歩道部に流れ出し、道路表面に苔が発生している箇所が数箇所ございます。対策としましては、今年度4回の高圧洗浄機による洗浄を行い、対応しているところでございますが、市内全域の道路修繕と調整しながらの対応となるため、完全には対応できていない状況でございます。今後につきましては、湧水が歩道上に流れ込まないような小規模な側溝、もしくは溝などが設置できないか検討していきたいと考えております。また街路樹の伐採については、令和4年9月において、台風対策として電線にかかる部分になりますが、大規模な伐採を行っているところでございます。歩道部分の明るさに関する分までの伐採となりますと高額となるため、対応できていないのが現状でございます。除草につきましては、市内全域での対応となり、小中学校の通学路を優先に対応している状況であることから、当該路線については状況を見ながら対応したいと考えておりますので、ご理解願います。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ありがとうございます。4回ほど作業をさ

れているということで、先ほど側溝の設置も考えているという答弁がございましたが、いつまでに設置予定なのでしょうか、お伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

現時点におきましては、対策について検討している状況でございますので、工事实施につきましても令和5年度内に工事が可能かも含め、検討してまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ありがとうございます。私も現場を見たんですけども、とても滑って危なくて、また広範囲に苔も生えていたので、対応をしっかりと今後も進捗を見守っていききたいと思えます。よろしくお願います。

③に移ります。市道46号線から県道7号線に合流する区間の道路は長年渋滞に悩まされています。対応についてお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

当該箇所につきましては、朝の通勤・通学の時間帯において、一時的な渋滞が確認されておりますが、平成29年度に実施しました豊見城市道路交通円滑化基礎調査及び計画検討委託業務において、主要渋滞箇所には位置づけがされていないことから、現在のところ整備予定はございません。当該交差点付近では今後、沖縄県が実施します県道7号線の豊見城インターチェンジ交差点付近における渋滞対策工事、車線増設が計画されており、当該工事完了後には県道の渋滞が緩和されると同時に、当該路線を含む周辺道路の渋滞緩和が期待されるものと考えておりますので、当面は県の実施します工事の進捗状況を注視していきたいと考えているところでございます。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

この場所は朝、夕方もですか、渋滞、車がすごく並んでいるのを、私の選挙中も何度も見ております。今の答弁では県と一緒にあって、また県の道路の拡張ですか、そこも含めて、しっかり市と県で協議していただいて、また早期改善、ここは長年渋滞に悩まされている場所でもありますので、対応を引き続きよろしくお願いします。

④に移ります。県道7号線（万人橋向かいから豊見城東道路豊見城IC入口）の歩道は夜間の歩行が照度不足により大変危険です。街灯を設置してはどうか、見解をお伺いします。

○ 市民部長兼税務課長 高良 忍

お答えいたします。

県道7号線の歩道への防犯灯の設置につきましては、道路管理者であります県の南部土木事務所へ確認を行ったところ、道路管理者が設置する道路照明の基準は、交通事故対策としての夜間の交通の安全、円滑な交通を図るための信号のある交差点、横断歩道、カーブ箇所等に対応した道路照明として整備しており、歩行者のための防犯灯整備については、対応が難しい旨の見解でございました。仮に市が県道に防犯灯を設置する場合、県への許可申請や予算も含め、市が設置することが適切かどうかを判断する必要がありますので、他自治体の事例等を調査し、検討してまいりたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

この道路は県道に当たるので、歩道については県道の管轄だと思うのですが、私も学生するとき、とても暗くて、また最近市民の方から暗いというご指摘が改めてございました。これについても引き続き、県道なんですけれ

ども、市として対応可能かどうかということも含めて、今後対応していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

⑤に移ります。市道58号線は見通しが悪い区間がございます。住民から不安の声が寄せられています。対応についてお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

市道58号線は幅員5.4メートルの見通しのよい直線区間と幅員7.4メートルの見通しのよい直線区間が直角に接続している道路であります。交差点部分にはカーブミラーを設置しておりますが、幅員の広い道路から幅員の狭い道路へと曲がる際に、道路の中央部分を通過する車両が多く、対向車と接触しそうな状況が幾度か確認できているところでございます。対策としましては、注意喚起を促す看板の設置や、路面標示等を検討していきたいと考えているところでございます。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

この場所は近隣住民の方が長年悩まされており、また近くに公園もございます。見通しが悪く、私も現場を見たんですけれども、スピードを出しているバイク、また車両、そういうのを見ました。早期な対応が必要だと思うのですが、看板の設置という答弁がございました。いつ頃を予定しているのか、お伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えいたします。

注意喚起を促す看板設置については、令和5年5月頃をめどに設置したいと考えているところでございます。なお、路面標示につきましては、現在専門業者との調整もあることから時間を要しますが、看板設置については5月頃ということと考えているところです。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

看板設置という対応をしていただけたということなんですが、近隣住民からのご意見を聞きながら、場合によっては改善が見られなければ路面標示も検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

⑥に移ります。市内交差点渋滞対策事業（令和2年度実施計画の豊見城団地入口交差点）の進捗について、お伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

豊見城団地入口交差点の渋滞対策につきましては、令和2年度の繰越し予算として、令和3年度に実施予定でしたが、二度にわたり入札が不調になったことから不要としまして、新たに令和4年度に予算計上し、実施予定としておりました。当該工事につきましては、単費での対応としておりましたが、令和4年度において、当該工事が補助事業での対応が可能と確認できたことから、今後は補助事業として予算要望を行っていく考えであり、工事実施は令和6年度以降を考えているところでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

この補助は国ですか、県の補助、どちらでしょうか。

○ 経済建設部長 比嘉 操

国庫補助を検討しているところでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ありがとうございます。こちら朝、夕ともに渋滞、場合によっては土曜日、週末も渋滞していることを何度か見かけたことがあります。また国の補助メニューを活用しながら、令和3年、4年も当初の計画から遅れている場所がありますので、早急に引き続き対応を

よろしく申し上げます。

⑦に移ります。県道東風平・豊見城線について進捗状況をお伺いします。

○ 経済建設部長 比嘉 操

お答えします。

県道東風平・豊見城線を管理する沖縄県南部土木事務所に問合せをしましたところ、県道東風平・豊見城線の令和4年度末の進捗率は約96%となっており、2020年代後半の完了を目指し、整備を推進しているとのことでございます。令和5年度の整備予定箇所としましては、上田地区において、豊見城市立中央図書館前付近と翁長地区において、市道20号線との交差箇所付近との工事を予定しているとのことでございます。また市道23号線との取り付け箇所付近の用地買収も予定しているとのことでございます。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

ありがとうございます。用地買収もまだ課題が残されているということで、しっかりと対応していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(3)に移ります。平和行政について。

質問に入る前に、県内新聞報道にて、平和行政に関するご意見が掲載されておりましたので、内容をご紹介します。県などが他国からの武力攻撃を想定して、宮古、八重山の先島地方の住民、観光客ら計12万人を避難させる国民保護図上訓練を初めて実施した。台湾有事があおられ、行政レベルでも戦争前夜が具体化しつつある。12万人の輸送自体が現実からかけ離れた机上の空論だ。船舶や、一日52便の航空機を集めて、毎日2万人余りを輸送し、6日かけて九州へ避難させる計画である。機材や人員の確保、天候の影響、高齢者や有病者はどうするか。避難者の受入れは

どうするか、長期化したらどうするかなど、課題を挙げたら切りがありません。東日本大震災では多くの入院患者や有病者が命を失う悲劇があったことを忘れてはいけません。福島第一原発で故郷を離れたままの福島県民は12年たった今も2万人を超えている。命を守る訓練は、災害対策にこそ必要です。国民保護法は災害対策基本法、災害救助法を下敷きにしていますが、災害と違い武力攻撃が確実と国が判断し、武力攻撃予想事態を認定することで発動します。国会承認、国の本部設置を経て自治体に指示するトップダウンの仕組みです。政府が事態と認識するのは戦争開始の合図として、相手国を挑発し、武力行使を誘発しかねない。そもそも訓練の前提である台湾有事とは何か。台湾をめぐる武力紛争に米国が加入すれば、在日米軍基地が標的となる。日本が集団的自衛権を行使すれば、日本も攻撃対象となり、敵基地攻撃能力を保有する自衛隊基地も攻撃目標になる。この間の日米合同訓練などを見ると、そのような戦争を南西諸島に限定して行う想定となっている。一旦戦争になれば多くが破壊される。仮に避難ができて、復興には莫大な予算と時間を要する。戦争をしないことに勝る政策はない。戦争を避けることこそが、県民、国民の生命、財産を保護することではないでしょうか。今、政府がやっていることは、米国の中国封じ込めに追随し、米軍と一体となつての戦争の準備ばかりだ。玉城デニー知事は県独自の外交政策で対話による緊張緩和を目指す一方で、緊急時に備えた訓練は必要という立場だ。しかし、戦争と戦争準備による被害や負担を県民に負わせるのは不条理である。県も市町村も沖縄を再び戦場にしないという決意で、政府に強く主張するとともに、独自の自治体外

交に向かうべきだ。ご紹介は以上です。質問に移ります。

2023年1月21日弾道ミサイルの飛来を想定した住民避難訓練が国、県、那覇市の3者で実施されました。以下を伺います。

(ア)内容についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年1月21日、10時から実施されました令和4年度那覇市国民保護訓練につきましては、那覇市に確認をしたところ、内閣官房、消防庁、沖縄県、那覇市が主催となり訓練を実施しております。訓練内容としては、仮定の国から発射された弾道ミサイルが我が国に飛来する場面を想定し、住民避難と那覇市職員の初動対応訓練となっております。那覇市職員による初動対応訓練は、那覇市役所庁舎を本部指揮所とし、国、県の関係職員、那覇市長、副市長、各対策部長、防災危機管理課職員、計55名にて初動対応措置を取っております。また住民避難訓練につきましては、なは市民協働プラザ及び周辺地域を避難箇所とし、住民避難者は那覇市広報紙、周辺地域へのチラシ配布などで参加希望者、住民避難訓練を周知し、訓練当日は園児や保護者50名、消防団員23名、その他一般参加者33名の合計106名が住民避難訓練に参加しております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

再質問をします。

国民保護訓練実施に至った経緯をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

那覇市のほうに確認しましたところ、昨年度、県のほうから県内市町村に国民保護訓練実施の募集があり、那覇市としても国民保護

訓練を実施した経緯がなかったこと、また市民から国民保護訓練はしないのかという声もあり、国民保護訓練の実施に至ったと聞いております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

那覇市民の中には国民保護訓練に反対する市民もいらっしゃるかと伺っていますが、そのような声は考慮しなかったのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

那覇市のほうに確認しましたところ、訓練に反対する市民はいることは想定していたが、訓練実施を希望する声もあったこと。また国民保護法で定める地方公共団体の責務、国民保護における措置の推進を行ったとお聞きしております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

(イ)本市の見解について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

国民保護訓練の主要である住民避難訓練につきましては、新聞歩道でもありましたように、訓練当日、訓練実施日の前後を問わず、訓練実施に反対する市民からの抗議の声があったことは把握しており、一方で、訓練に参加する市民もいたことなどを踏まえ、賛否両論の考え方があることになります。国民保護訓練につきましては、引き続き国、県、各市町村の動向を注視していきたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

那覇市民と同様に、本市も沖縄戦をほうふつとさせる戦争前夜の風潮で不安です等の理由により、国民保護訓練について反対する市民もいらっしゃいます。そのような現状下に

において、那覇市の訓練実施について、それを踏まえ、(ウ)に移ります。本市でも訓練の計画等があるのか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市においては、現在訓練の計画はしておりませんが、今後、国、県、近隣市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

本市の国民保護法、避難実施事項における避難場所とはどこになるのでしょうか、伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

本市の国民保護避難実施要領における避難場所につきましては、対象勢力の攻撃の意図、攻撃の目標、攻撃手段、避難準備時間などによって、市内の避難場所、小中学校、または自宅及び近傍の建物への避難、市外への広域的な避難となります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

市外への広域避難については、県内、県外、それも含めるのでしょうか、具体的な内容をお伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

広域避難となる場合、対象勢力の着上陸侵襲が県外避難になると考えております。具体的な避難先は定まっておりますが、避難実施要領に記載されているように、国全体として調整等が必要となり、国は総合的な方針を持って対応することが必要であると考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

私は訓練ではなくて、国に対して最大限の外交努力をするべきという考えでございます。市民の命と財産を守る豊見城市の代表として、

徳元市長は国に対して何らかの外交努力をするように、求めたことがございますか、お伺いします

○ 市長 徳元次人

平和で安定した国際社会、国際秩序というのは大変重要であり、大切なものと思っております。国の平和外交、そういったものに長として意見を述べる立場にはないということで認識していただければと思います。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

市長会とか、そういう機会を今、国に要望していただくなり、それこそ国との太いパイプを生かして、市民の生命、財産を守る責任を全うしていただいて、率先して平和構築を求めていただきたいと思います。戦争は人災だと考えます。訓練や軍備強化により、他国との緊張感を高めることは戦争への加担にもなり得ます。地球規模の課題である異常気象等が深刻な状況の中、災害への対策が優先であり、戦争を起こさせないことに全力になるべきだと思います。それが私たちの現代人の使命だと考えます。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時24分)

再 開 (16時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議員提出議案第1号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 議会運営委員長 仲田政美議員

議員提出議案第1号

令和5年3月23日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

議会運営委員会委員長 仲田 政美

豊見城市議会の個人情報の保護
に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、議会における個人情報の取扱いについて、新たに条例を制定する必要があるため本案を提出する。

1ページをお開きください。

第1章総則から第6章罰則までを規定した条例となりますので、ご確認ください。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議員提出議案第1号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議員提出議案第1号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は3月28日、午前10時開議といたします。ご苦労さまでした。

散 会 (16時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員 (12番) 波 平 邦 孝

署名議員 (13番) 真栄里 保

— 令和5年第3回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年3月28日（火）

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和5年3月28日（火曜日）午前10時開議

出席議員 22人

(1番) 外間 剛 議員	(12番) 波平 邦孝 議員
(2番) 宜保 龍平 議員	(13番) 真栄里 保 議員
(3番) 新垣 繁人 議員	(14番) 瀬長 宏 議員
(4番) 長嶺 吉起 議員	(15番) 要 正悟 議員
(5番) 新垣 龍治 議員	(16番) 伊敷 光寿 議員
(6番) 高山 美雪 議員	(17番) 大田 善裕 議員
(7番) 瀬長 恒雄 議員	(18番) 楚南 留美 議員
(8番) 吉濱 智也 議員	(19番) 大田 正樹 議員
(9番) 宜保安 孝 議員	(20番) 赤嶺 吉信 議員
(10番) 川満 玄治 議員	(21番) 宮城 恵 議員
(11番) 新垣 亜矢子 議員	(22番) 仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 金城 悟	主査 大城 利枝
次長 比嘉 豊	主任主事 嘉数 信仰
班長 比嘉 剛	

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	瀬 長 盛 光	総務企画部長	内 原 英 洋
こども未来部長	森 山 真由美	教 育 部 長	嘉 川 聡 子
総 務 課 長	上 原 元 樹	財 政 課 長	宮 城 盛 秀
こども応援課長	大 城 史 貴	学 校 教 育 課 長	金 城 徹

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 議案第16号 豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第3. 議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算
議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算
議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算
議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算
議案第18号 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について
議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について
以上6件一括上程
- 日程第4. 議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算
議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算
議案第24号 豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
以上3件一括上程
- 日程第5. 議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算
- 日程第6. 決議案第2号 議会だより調査特別委員会設置に関する決議
- 日程第7. 議会だより調査特別委員会委員の選任
- 日程第8. 議員派遣について
- 日程第9. 閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）
- 追加日程第1. 意見書案第1号 沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見書
- 追加日程第2. 意見書案第2号 国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書

令和5年第3回豊見城市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年3月28日（火） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2	議案第16号	豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	総財委員長 報告後議決
3	議案第2号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算	教民委員長 報告後議決
	議案第3号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算	〃
	議案第4号	令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算	〃
	議案第5号	令和5年度豊見城市育英会特別会計予算	〃
	議案第18号	豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について	〃
	議案第26号	工事請負契約の変更契約の締結について 以上6件一括上程	〃
4	議案第6号	令和5年度豊見城市水道事業会計予算	経建委員長 報告後議決
	議案第7号	令和5年度豊見城市下水道事業会計予算	〃
	議案第24号	豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について 以上3件一括上程	〃
5	議案第1号	令和5年度豊見城市一般会計予算	予算決算 特別委員長 報告後議決
6	決議案第2号	議会だより調査特別委員会設置に関する決議	即 決
7		議会だより調査特別委員会委員の選任	
8		議員派遣について	即 決
9		閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）	

令和5年第3回豊見城市議会定例会追加議事日程（第1号）

日程 番号	議案番号	件名	備考
1	意見書案第1号	沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見書	即決
2	意見書案第2号	国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書	”

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に瀬長宏議員、要正悟議員を指名いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時00分)

再 開 (10時01分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、議案第16号 豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案は総務財政常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 総務財政常任委員長 新垣亜矢子議員

令和5年3月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会総務財政常任委員会

委員長 新垣 亜矢子

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第16号 豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第3回定例会開会中に関係部課長の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

議案第16号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第16号 豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電

子表決システムで行います。

議案第16号 豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第16号 豊見城市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算、議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算、議案第18号 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について、議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について、以上6件を一括して議題に供します。

本案は教育民生常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

令和5年3月28日

豊見城市議会
議長 外間 剛 殿

豊見城市議会教育民生常任委員会

委員長 楚南留美

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算

議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算

議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算

議案第18号 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について

議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第3回定例会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりであります。

3. 審査の結果

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第18号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

議案第26号については、賛成多数により可決すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第2号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計予算については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第3号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第4号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計予算については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計予算については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第18号 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第18号 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第18号 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算、議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算、議案第24号 豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、以上3件を一括して議題に供します。

本案は経済建設常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 経済建設常任委員長 宜保安孝議員

令和5年3月28日

豊見城市議会
議長 外間 剛 殿

豊見城市議会経済建設常任委員会
委員長 宜保安孝

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算
議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算

議案第24号 豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第3回定例会開会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

議案第6号、議案第7号及び議案第24号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決

することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第6号 令和5年度豊見城市水道事業会計予算については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第7号 令和5年度豊見城市下水道事業会計予算については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第24号 豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第24号 豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第24号 豊見城市真玉橋地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算について議題に供します。

本案は予算決算特別委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○ 予算決算特別委員長 新垣亜矢子議員

令和5年3月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会予算決算特別委員会

委員長 新垣 亜矢子

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和5年第3回定例会開会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

議案第1号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (10時21分)

再 開 (10時23分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一動議提出一

議題となっております議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算に対する修正動議を提出いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時23分)

再 開 (11時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 議長 外間 剛 一動議成立一

ただいま議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算に対し、瀬長宏議員ほか2名から、お手元に配付しました修正の動議が提出され、動議成立が確認されております。よって、これを原案と併せて議題といたします。

提出者の修正案に対する説明を求めます。

○ (14番) 瀬長 宏議員

令和5年3月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

発議者 豊見城市議会議員 瀬 長 宏

〃 真栄里 保

〃 高山 美雪

議案第1号 令和5年度豊見城市
一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

2枚目をお開きいただきたいと思います。

ここには歳入歳出の総括的な資料を添付しております。

議案第1号 令和5年度豊見城市
一般会計予算に対する修正案

議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計
予算の一部を次のとおり修正する。

第1条中「33,374,000千円」を「33,426,233千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
18 繰入金		2,200,967 2,130,020
	2 基金繰入金	2,200,966 2,130,010
20 諸収入		661,639 670,459
	3 雑入	638,839 656,659
歳入合計		33,426,233 33,374,000

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
4 衛生費		2,235,248 2,189,016
	1 保健衛生費	1,465,181 1,412,049
歳出合計		33,426,233 33,374,000

まず、18款繰入金、2項基金繰入金のところで7,004万7,000円をプラスし、22億96万6,000円にしたいと思います。

20款諸収入、3項雑入のところ、ここは保護者負担軽減分であります。1,781万4,000円を減して6億3,883万9,000円にしたいと思います。

そのことで歳入合計が5,223万3,000円プラスになります。334億2,623万3,000円にしたいと思います。

歳出は4款1項保健衛生費のところでは先ほどの5,223万3,000円増にして、こども医療費の18歳までの医療費の無料化のところでは5,223万3,000円増にして、合計額が先ほどの歳入と同じ334億2,623万3,000円にしたいと思います。

総括的なところからもう少し分かりやすく、4枚目、歳入の18款の財政調整基金のところ、ここに7,004万7,000円をプラスして、10億3,804万7,000円。これはなぜかという、豊崎中学校建設の中で備品購入費に7,004万7,000円を充当するというようになっておりますが、これは本来のこども未来基金の目的

に反する充当になっておりますので、ここは財政調整基金のほうから入れるだろうということで、この修正を今提案しております。

20款諸収入の3項1目雑入のところ、この一番右の学校給食費（現年度分）、ここから1,781万4,000円を減額して、3億6,053万6,000円にする。これは学校給食の負担軽減でいうと、栄養充足のために一定こども未来基金から出していて、プラスアルファ、物価高騰で給食費の上げがされるところを、こども未来基金からこの物価高騰の増額分を充てるというふうになっておりますが、せっかくこども未来基金から崩せる財源があるのであれば、こども医療費プラスアルファ、学校給食にこういう形での充当が適正だろうと。これは今、住民から大変要求の高い、ぜひ実現してほしいというところで、せっかくあるこども未来基金の財源を適正に充当する意味での修正となります。

次のページの歳出については、4款1項6目こども医療費、一番右のこども医療費助成、ここに先ほどの5,223万3,000円をプラスして、18歳までの医療費の無料化がこれで実現できるということで執行部とも金額の調整もできましたので、その充当先をこういう形でやっていくべきだと思います。そのために特定財源のほうはその他基金から充当しますので、基金にその他の財源のところでは5,223万3,000円をプラスすることで5,251万6,000円にするという修正です。

10款3項中学校費の1目学校管理費の中でいうと、これは予算を否定するものではありません。要するに、この予算を執行するに当たっては財政調整基金からやるべきだということで、特定財源のこども未来基金から崩す予定だったところを7,004万7,000円減額して、

一般財源にその分をプラスして2億5,983万円にするという提案です。

とにかく学校給食、いろいろと食材も高騰する中で、何とか引上げを抑えようとしていた。そのためにはこども未来基金を活用するという予算ではあります。しかし、これだけお金を支出することができるのであれば、もう少し負担軽減につなげることが可能だということで提案をしております。

私たちは当然、この2つの点については、文字どおり間違いではないかと修正を提案しているのですが、残りもいろいろ課題はあるのですが、予算の全体については賛成の立場で、今回の修正案を提案いたしました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時53分)

再 開 (13時36分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

これより修正案に対する質疑となりますが、質疑回数は豊見城市議会会議規則第56条において、質疑は同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないと明記されております。したがって、各議員の質疑は3回までとなっておりますので、あらかじめご留意ください。また、ご承知のとおり、質疑は自己の意見を述べることはできませんので、簡単明瞭に質疑をお願いいたします。

では、質疑を許します。

○ (12番) 波平邦孝議員

午後もよろしくお祈りします。まず1点目、質疑させていただきます。私、予算決算特別委員会のメンバーではございませんので、確認のためにお伺いさせていただきます。

今回修正案の3点ですか、委員会の中でど

のような議論を交わされたのが1点目。

そして、予算決算特別委員会のまとめ、最終にどのような判断、賛成・反対を下したのが2点目。

3点目には、その判断を下した主な理由をお伺いします。

○ (14番) 瀬長 宏議員

どのような審議が出されたのか、一定予算全体の説明を受けて、そして、いろいろ問題だという視点については質疑をしたり、場合によっては、これは幾ら質疑をしても全くかみ合わないだろうということについては避けました。これまでも前山川市政のときもそういう対応をしてみいました。どういう態度を取ったのかということ、当然今の原案については反対という立場を委員会では取りました。

主な理由ということは、委員会では述べることはしませんでした。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時38分)

再 開 (13時39分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (14番) 瀬長 宏議員

これまで委員会では、賛成、反対討論というのはやらないということでしたので、特にこういうことで反対するつもりですということとは述べるつもりはありませんでした。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質疑

分かりました。2点目に行きます。

私も20期のときに予算決算特別委員会、そして総務財政常任委員会に属してまして、20期の当時は我がほう野党的立場ではございましたが、必ずそういう理由を述べるときには、修正案を提出するときには委員会にて提

出をさせていただいて、丁寧に議論を交わしてきたと記憶しているのですが、今回委員会に修正案が間に合わなかった理由をお伺いします。

○（14番）瀬長 宏議員

実は、詳細な数字がつかめなかったというのが大きな理由です。というのも、これまで18歳までの医療費の無料化については5,300万円程度では無料化ができるという議論はしていましたが、これが確実な数字なのかということできちんとした数字を押さえないと、修正を数字で出す以上、正確さが求められます。そういうことでいろいろと資料も集めて、執行部からこれまでの0歳児から18歳までの医療費がどれだけかかっている、じゃあ中学生以上の医療費が令和4年度であったらどういう金額になるのか、きちんとした数字を押さえたいということで、それは後で5,300万円ではなくて5,223万3,000円ということが分かりましたので、その数字を入れて修正しないと適切ではないだろうということで、委員会には間に合わなかったということでありませぬ。

○（12番）波平邦孝議員 一再々質疑一

今回急な修正案の提出により、議会を混乱させているのではないかと感じております。丁寧な対応ではないと思いますが、見解をお伺いするのが1点目。

2点目に、修正案を提出するに当たって、執行部との調整、そして修正後の調整はどのように行われたのか、どういう内容を話し合われたのかを、宏議員と総務企画部長にお伺いします。

○（14番）瀬長 宏議員

直接、このように内容で提案しますという調整はやっておりませぬ。当然、これまでの

前山川市政のときにもそういう議論がなされてこなかったわけです。私としては、市民のためになる仕事を徳元市長に取り組んでもらうということではマイナスはないだろうと。積極的にこういう予算執行をすることで、市民から歓迎される内容だということは自信を持っておりませぬので、調整はしませんでした。

丁寧にどうかというのは、それはそれぞれの主観で違うと思います。私はきちんと適正な、適切な数字をもって修正案を出さないとだめだろうということでこういう経過をたどっておりますが、これも一つの丁寧な手法の一つだと私は考えております。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、こども医療費助成を担当しておりますこども未来部のほうに確認したところ、今回高校生の拡充分の医療費約5,300万円については、事務局のほうから資料提供依頼があったということで、直接宏議員とはやっていないということでした。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませぬか。

○（2番）宜保龍平議員

私からも幾つか質疑をさせていただきます。

今、波平邦孝議員とのやり取りの中で調整はしてこなかったとおっしゃっていたのですけれども、令和2年度で私たちが修正をかけたときに宏議員は、こういう修正をするときは調整は必要だとずっとおっしゃってございました。そこで改めて聞きますが、なぜこういう増額修正という中で調整をしてこなかったのか。まず、改めて1点。

令和2年度の増額修正と今回の増額修正の違いを教えてください。今のは、両方執行部

のほうもお答えをお願いします。

今回の当初予算で、我々はこれまで高校生の医療費とか、そういう学校の給食費に関してもやはり経常経費なので、必ず継続をこれからもしていかないといけないという中で、財政の根拠というものが必要になってきます。その根拠を伺います。では、執行部のほうにもご答弁をお願いいたします。

あと、こども医療費に関して、これは執行部にお答えいただきたいのですが、この増額修正が認められた場合にどういう形で事業を執行できるのかとかも含めて、その辺をまずお聞かせください。

○（14番）瀬長 宏議員

まず、1点目は調整の必要性のことを聞いておりますが、残念ながら、これまで前山川市政のときには調整もなく修正が出されてきて、残念ながらそういう議会になってしまったと。今回は、実はこれだけこども未来基金から支出を可能とする金額があるのであれば、本来の目的に使うべきだろうと。子育て支援という点でお金はあるわけですから、それを別の備品購入費に使うということは違うだろうと。これについては、当然提案された執行部とは意見が違うというふうになり得るというのは当然分かります。ですから、ここを調整して理解をさせようということではなくて、本来の形に是正をするのが我々議会の大事な役割だという認識の下、調整をするということではなくて、こういう前向きな提案のほうで執行部も理解できるだろうということを考えておりました。

あと、増額修正の内容ということだったのですが、前回は基金の組替えという形で2億4,860万円増額修正。そのときに増額修正について徳元市長が議員のとき、このように発

言されました。「地方自治法第97条第2項については、皆さんもご存じだと思います。文面を述べますが、議会は予算について増額してこれを議決することを妨げないというわけです。解釈すれば、当然増額修正も認められているということになるんです」と、そのときの増額修正の説明で述べておりますので、これが残念ながら豊見城市の議会の到達点だという認識で、私は増額修正は豊見城市の議会では問題にはならないという認識で提案をしております。

継続するための財源の根拠ということを言われました。当然継続すべきだと思います。私が今期待しているのは、国のほうが学校給食の無償化をそういう形で遅くても1年後に実施すれば、県が市町村に出している財源が浮きます。その部分を18歳までの医療費の無料化に回すことは財源的には十分可能ですので、それを一番期待しております。そしてそれが実現しないにしても、これだけのこども未来基金を充当するのであれば、本来の目的に充当するのが筋であって、できるのであれば次年度だけでも、とにかくまずは子育て支援、お父さん、お母さんたちの家計を助ける意味では、こういう予算を提案することは何も間違ったものではないという認識で提案をさせていただいております。できるだけ継続するためにはいろいろな手法はあると思うのですが、国の給食の無償化が一つのポイントになるので、これは議会を挙げて国に要請をして、一日も早く実施すれば、来年度から18歳までの医療費の無料化について県が踏み出すということを期待しているということが大きな根拠です。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えしたいと思います。

今2点あったかと思えます。令和2年3月のときの修正案です。令和2年3月の修正の内容は、財政調整基金繰入金を減額して、教育関連施設等整備基金を増額した内容だというふうに認識しております。これにつきましては、豊崎中学校の建設に当たって、今後旺盛な財源が必要となるから、教育関連施設等整備基金のほうに積立てをしたという認識であります。今回については、それがなくて事業に充当するというので、この事業に充当することによって、今後財政運営に支障があると考えています。こども医療費助成につきましては経常的な経費でありますので、今後これを高校生まで拡充することによって、財政運営に与える影響は大きいものというふうに理解しております。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えします。

予算が可決された際、事務執行に当たってどういうものがあるかというところでの答えですが、まずシステムの改修が必要になってきますので、システムの改修を行います。それについては約5か月程度時間を要するという、システム会社からの確認を取っております。その後、年齢が変更になりますので、証書の発行とかそういう一定の事務作業があるのと併せて、拡充に伴って条例、規則等の法令の改正等、一定の整備が必要になってきます。なので、流れといたしましてはそういう業務が行われた後、医療費の対象者拡充という流れになってくるものだと理解しております。

○ 市長 徳元次人

2点目の、総務企画部長からも説明があったのですが、お答えをさせていただきたいと思えます。

当時、私は議員でしたので、今提案者が言うとおおり、増額予算の修正に関わったこともあり、そのことについて、地方自治法第97条第2項に、議会は予算について増額して、これを議決することを妨げない。ただし、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできないと規定されており、長の発案権を侵す増額修正はできないとされていますということでもあります。当時と今の違いについては、当時は、先ほど総務企画部長からの説明があったとおおり、基金の組替えでありました。それによって仕組み的に財政調整基金の積み増しとかということによって表現的には増額になったのですけれども、趣旨としては増額の趣旨ではないと。今回に関しては新しい事業をやってということによる増額なので、私としては長の発案権を侵すということになるだろうと、その違いがあると思っています。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質疑一

市長、ありがとうございます。

今市長が答弁されたように、増額修正の中には予算全体を増額する場合と、全体としては増額とならないがそういうものがあるというのが今のご説明だったと思います。今回の増額修正に関しては、予算の趣旨を損なうような増額修正は長の発案権の侵害になるというふうに議員必携にも書かれています。この議員必携を読まれたのか、まず1点お聞かせください。今言った「侵害になる」というふうな表現があるのですが、提案者のこれに対する見解というものをお聞かせください。

ほかに既存の金額に影響を及ぼすものであれば、当該新たに取り上げられた事項については長の発案権の侵害になるものと解するというふうな表現もあるので、この

辺については、執行部の見解を改めて伺います。

今回の増額修正約7,000万円ですか、やはり継続性というものを見たときに、今国がどうこうとかとおっしゃっていたのですけれども、今市単独でやった場合のこの7,000万円の継続の根拠というものが示されていなかったもので、改めて提案者から根拠というものをお聞かせください。財政課のほうにも、この7,000万円という額の継続性についての根拠があれば教えてください。

あと1点、これまで前山川市政において調整をしてこなかったという発言があったと思うのですが、これまで何度も私たちは求めてきました。調整をしましょうと。しかしながら、前山川市長は、当時議会中にいきなり会議とかを入れて、全然調整をしてくれなかったのです。だからわけが違うと思います。改めて、何で調整しなかったのかお聞かせください。

あと1点、この増額修正というものが認められた場合に、こども医療費に関してはもっともっと中身を詰める議論をしなければいけなかったと思います。システム改修とか、人員も増やさないといけないと思います。改めて、これが議会で可決されたときは大変になるのかとか、そういうのも含めて改めて教えてください。

○ (14番) 瀬長 宏議員

誰に聞いているのか、私には理解しがたいところが多々ありましたが、まず予算の趣旨を損なう、議員必携を読んだのかと聞いておられますが、当然30年以上議会活動をやっております。節目節目で議員必携を基に、議員はどうあるべきなのか。その今の対応が間違いないのかどうかは常にチェックをしながら、

議員必携以外についても関係法令をネットで検索して、そしていろいろと提案もさせていただきました。そういう意味でいうと今回の増額修正については、7,000万円ではなくて5,223万3,000円です。前回、現徳元市長のときには4億8,860万円ですから、5分の1近くの増額の修正でありますので、それは何ら予算に影響が及ばない。というのは、実は今度の議会で令和4年度の最終補正、市税が5億5,000万円伸びますということで補正がなされ、そして令和5年度の予算、これも5億円以上、前年度から比べたら市税が伸びますという予算が提案されております。ということは著しく、特に償却資産税の入りが大きく伸びて、固定資産もそうなのですが、財政的にはこれまでにない大変堅調な増額ということでは、今後これだけ財調から崩しても、今の時点で7億8,200万円あると言われておりますので、これが7億1,000万円余り残になってもこれだけの税収が入ってくるとなると、様々な予算に充当して行って、そして財調を当初予算から取り崩す額は大きく減額するということは明らかですので、予算的には何ら問題ないというふうに見るべきだと思います。

前山川市政が何で調整しなかったのかは、私が知る範囲ではありませんので……。

ですから、これは、これまで豊見城市の議会は4億円以上の増額修正も認めてやってきたわけですから、ここでこれについてどうのこうのと議論する必要はないという理解です。豊見城市の議会の到達点。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えしたいと思います。

長の提案権の侵害に当たるということにつきましてですが、基本的には市長の今回提案

している予算の増額修正につきましては、その内容や規模、予算全体との関連、あとは地方公共団体において行財政運営における影響等を総合的に判断する必要があるというふうを考えております。今回の修正に当たっては、こども医療費の増額ということについては、今後財源的な影響も大きいものだというふうな見方をしているところであります。

予算編成方針の基本にもありますが、やはり財政運営が今厳しい状況でもありますので、こういう継続的な経費で義務的なものについては、その財源が一番大切だという認識の下でありますので、今後厳しいものがあると思います。

今回の予算編成においても、担当課からは高校生までの拡充とかそういう予算要求もありませんでしたので、執行部としてはそれについては現在今後も厳しいものがあると考えております。

○ こども未来部長 森山真由美

可決された際の事務負担についてのご質疑にお答えいたします。

先ほど答弁したように、一定の業務が課せられます。条例、規則等の改正であったり、システムの改修であったり、そういうことを考えると、現状の業務に加えた業務が発生することから、人手の必要性というところも懸念されるころではあります。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再々質疑

こういう増額修正、今回の場合においてはしっかりと調整すべきだったのではないかと改めて思いました。増額するような修正をすることは、もはや議案としての統一性はなく、当該議案に対する修正としては限界を超えるものというふうになっているので、この増額修正が、先ほど地方自治法第97条第2項のこ

とをおっしゃっていたのですが、全く別物だと私は思っております。

最後に1点だけ確認させていただきたいのですが、今回のこども未来基金の件で、しっかりとした目的ではないというふうに提案者が言っていたのですけれども、まず提案者に、そこら辺、なぜ目的に当たらないのかというところと、これは執行部にも答えていただきたいと思います。

あと1点、もう最後なので。私は今回この予算を見ている中で、ICTのネットの引き込みとかそういうものも入っているということは、教育に関してそういう環境整備を整えるという上では、全然こども未来基金を活用していただいて、その子どもたちが学べる環境をつくる。これも一つの切れ目のない支援ではないかと感じております。これからまた新たに学校でそういう故障も出てくるだろうし、すぐにでもこの機械を入れないといけないというときにも、やはり環境を奪ってはいけないので、切れ目のないと言うのであれば、しっかりそこに充てても私は問題ないかなと思うのですけれども、その辺の見解も教えてください。

○ (14番) 瀬長 宏議員

今、増額修正は地方自治法第97条第2項とは別物というお話でしたが、では徳元市長が議員のとき、議場で堂々と地方自治法第97条第2項については、議会は予算について増額して、これを議決することを妨げないというわけですと。解釈すれば、当然増額修正も認められているということになるので、これは当たらないという話になると市長のこういう発言について否定する話なのですが、これを議場で、議会の中でこれは違うというふうにはなっておりませんので、これが豊見城市の

議会の到達点でありますので、ご理解していただきたいと思ひますし、こども未来基金の設置目的、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援施策の充実を図るため、その目的のために基金を崩すことができるというふうにあります。この子育て支援施策ということについては、子育てに係る経済的負担の軽減や、安心して子育てができるように人手や金銭的な面、情報サービスの提供など、こういうことをやるのが子育て支援の在り方だというのが共通認識だと思ひますので、これと違ふ備品購入というところに充てるのは拡大解釈で、こんなことを許したら、今後こども未来基金はどんどんいろいろな事業に回されると思ひます。そういうことにおいては、今度の予算編成の中で、今後教育関連施設整備など旺盛な需要が見込まれるので、こども未来基金の積立てを増やすというよりはふるさとづくり基金に6億円基金を積み立てるのが必要だということで、こういうところにシフトして、こういうところからいろいろな事業に回すということで、わざわざ執行部の説明もありましたので、そういう意味でいうと、今回の備品購入費に充当するのは違ふだろうというふうに普通は考へると思ひます。

○ 総務企画部長 内原英洋

こども未来基金を充当することについて、まず基金についてなのですが、基金は条例で定める特定の目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならないということで地方自治法のほうで決まっております。

このこども未来基金の活用については、こども未来基金における特定の目的というのが2点あります。1点目が、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援

施策の充実を図ることが1点。もう1点が、豊見城市が抱えている子育て環境の諸課題に取り組み、子育て環境の充実を図ること。2点目がこれになっております。私たちは、今回はこの2点目、豊崎中学校の建設に当たつての多額の備品購入費が必要となりますので、今回はこども未来基金を充当して、その備品購入に充てたという考へ方があります。

○ 市長 徳元次人

前回私が提出したときの修正案のことと、今回の違ひをもう一度説明させていただきたいと思ひますけれども、ただいま提案者からは地方自治法第97条第2項のことをおっしゃっていましたが、これには前文がありまして、「議会は、予算について増額して、これを議決することを妨げない」というところまでは今、提案者も同じであります。しかし、その次に続きがあるのです。「ただし、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない」とあるわけであります。大きくその違ひがあるということを今説明申し上げたいのですけれども、当時、私が提出者となつていたときについては、豊崎中学校の実施計画がもう上がつておりました。つまり、教育関連施設等整備基金に積み増すことは必要性があつたということで、当時の執行部、実施計画の中に基ついて予算編成をするための提出でありました。しかし、今回については、こども医療費拡充分の予算については実施計画にもありません。予算編成方針からも外れておられます。その違ひは大きいということを、ここで説明させていただきたいと思ひます。

○ (10番) 川満玄治議員

今聞くとところによると、事務作業費等、またシステム改修費等がかかるということは新

しく聞いたのですが、じゃあ、先ほど言っていたように、給食費の助成も含めやりたいということを言っていたのですけれども、教育委員会のほうとして聞きたいのですが、宏議員から助成したらどうかという話があったのかをまず聞きたいです。それに対して、教育長はどう思ってお聞かせ願えますか。

そういう面でもし給食費の助成をする場合、先ほど子ども未来部長が言っていたように、教育委員会のほうでは、そういう事務作業や、またシステムの改修等がないのかお伺いします。

それと同時に、子ども未来部長にもう一度聞きたいのですが、今もし分かるのであれば構いませんが、事務作業費等が幾らかかるのか、システム改修が幾らかかるのか、そういう金額が今で分かるのであれば教えてください。

あと、宏議員にちょっと聞きたいのですが、先ほど18歳までの医療費無償化の金額の詳細がつかめなかったということで委員会が終わった後に聞いたということでしたが、実際に18歳までの医療費の無償化の金額というのは委員会前に分からなかったのか。

それを子ども未来部長に逆に聞きます。その委員会前に分からなかったのか、事務方としてお聞かせ願えますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時10分)

再 開 (14時10分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (14番) 瀬長 宏議員

委員会前に18歳までの医療費無償化の金額が幾らかかるのか分からなかったのかという

のは、当然分かるはずがありません。この予算がのっかって提案されているということをご期待しておりましたので、当然委員会が始まって議論する中で、そういう予算がついていない。しかし、それは別のこども未来基金の支出の項目を見て、これは違うだろうと。これだけのお金があるのであれば、18歳までの医療費の無料化に使うべきだと。使途を適正にするという点では、議会が今出番だろうと。今、市民が一番待ち望んでいる予算の在り方に私たちは是正する必要があるということで、そのときからいろいろと調べて、0歳児から18歳までの入院・通院・調剤、どういう支出があるのか。それについては16、17、18歳の総額としてどれぐらいを執行部としては見ているのか。これを5,300万円ですぐ出していいのかということで大変躊躇して、細かい適正な、間違いのない数字を見出すために時間を要したというのが事実であります。

○ 教育長 瀬長盛光

お答えします。

助成についてのご相談はございませんでした。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えします。

給食費の予算変更に伴い想定される事務の作業といたしましては、まず給食費に関する規則の改正が今後必要になると想定されません。それと、システムの改修の有無につきましては、現在確認中でございます。

それから、給食費の改正の周知というのは各保護者へ周知する必要がありますので、変更になった場合には、その事務作業等が出てくるものと考えております。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えします。

委員会審査前に分かっていたかというご質疑に関しましては、ここは調整等、情報等がありませんでしたので、そういう認識はございませんでした。

医療費以外に係る予算につきましては、過去に補正等で上げた際に出した数値として持っている数字でお答えをさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。システム改修につきましては約80万円程度、証書等の印刷を含めた委託料、人件費を含む委託料につきましては約50万円、封入・封かん、用紙等につきましては40万円、証書の郵送に係る郵送料金が約21万円程度かかるということ、過去の補正のために試算した資料ではその数字です。現状いろいろ原材料費高騰とかもありますので、この数値が今後進めるに当たって上がる可能性等はあるものと認識しております。

○（10番）川満玄治議員 一再質疑一

そういうお金がかかる、教育委員会のほうもシステム改修、また規則の改正等もあり、急だと市のほうも困るといことがいろいろ分かったかと思ます。

宏議員に質問なのですが、そういう事務作業等、システム改修等は考えていなかったのかお聞きしたいのと、あと宏議員たち、あのときの増額修正のときもずっと反対、反対、これはあり得ないという趣旨をずっと言っていたのですが、それを自分たちがやることに対して、何かしら思いはないのかお聞かせ願えますか。

○（14番）瀬長 宏議員

事務作業については、細かいところで私たちが十分把握して、これだけ予算が必要だということまで踏み込むということは、当然議会が修正するのは款項までですから、そこ

まで突っ込んで「こうなさい」というのはできないわけですから、私たちがそこまでやる必要はないし、以前反対していたという話、これは当然原則的にいうとよくないだろうという視点で見えておりました。ただ、残念ながらこのような歴史を踏まえて、豊見城市の議会の到達点がこういう状況になりますので、せっかくこども未来基金に使えるお金があるのであれば、議会の責任でもって修正をして、適正な予算支出に変えるべきだろうと。これだけのお金があるということを確認しながら、そうしたら一定の、5,200万円程度なのですが、増額をしても先ほど申し上げた5億5,000万円の令和4年度の税収の伸び、次年度は5億1,300万円という大きな伸び。本来であれば2億円ずつ平均的に伸びてきたのが、この2年間で10億円伸びるわけですから、その活用についてももっともっと子育て支援に活用すべきだろうという、そういう視点から増額をして修正するのは市民のためになるし、そして市長に市民のための仕事をさせるという側面を持っておりますので、ここは堂々と私たちは提案をしているということでご理解していただきたいと思います。

○（10番）川満玄治議員 一再々質疑一

税収が伸びているから5,000万円ぐらい大丈夫だろうというのがちょっと理解できないところではありますが、分かりました。

すみません、もう一回聞かせてほしいのですが、修正案を提出したということで、18歳までの医療費無償化と給食費の助成をやるといのですが、今やる理由は何なのか、ちょっと教えてほしいです。先ほど休憩中に聞いたときには、今物価高騰しているから困っているということなのですが、そういう税金の使い方に対してなのなのですが、もっと全

市民を対象にするのもいいかと思うのですけれども、そこら辺は考えなかったのかお聞かせ願えますか。

○（14番）瀬長 宏議員

この間、市長選挙、議員選挙がありました。私たちは全有権者規模でアンケートを取りました。そして、アンケートの中では本当に多くの皆さんから「医療費の無償化を18歳まで引き上げてほしい」、そして「学校給食の負担軽減を少しでもいいから前へ進めてほしい」、こういう声が圧倒的にありました。そして市議会議員選挙中でも演説をしている合間に近寄ってこられて若いお母さんなどが、「何としても給食の負担軽減、医療費の無償化は18歳までやってほしい。これは皆さんが頑張らないとできないよ」と、そういう励ましも受ける。本当に直に市民から強い要請を受けてきた。そういう経緯もありまして、これだけ予算があれば、ここに充当するべきだろうと。ない予算をここに使えということではありませんので、こども未来基金にお金があるわけですから、あるお金を適切に活用するという点での今回の修正の中身になっておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○（19番）大田正樹議員

ほとんどの議員が質疑したから、私たくさん書いてきたんだけど、幾つか……。執行部も一緒というので、幾つか明確にお答えをお願いしたいと思います。

まず、市長の有する予算提案権、予算編成権と議会が有する予算修正権の違いを提案者に伺います。

次は市長、もしくは執行部に伺います。この修正案は、皆さんにとって提案権を侵害されているか、思っているのか、思っていないのか。

か。思っているのであれば、再議まで行くつもりなのか。その辺を明確にお答えください。

次に、同じく執行部に伺います。先ほど総務企画部長が誰かのときに答弁されておりましたが、こども未来基金の要領は、前山川市政のときにつくられております。今回瀬長議員は、こども未来基金にお金があるから、こども未来基金はそういう目的でつくったんじゃないといろいろおっしゃっていますけれども、この要領をつくったのは前山川市政だと思っております。それで伺います。この豊崎中学校の備品購入費に充てるのは、こども未来基金の趣旨と合致しているのかしていないのか、明確に答弁をお願いします。できるのかできないのかも含めてですね。

最後、瀬長宏議員、提出者にお伺いします。残念なことに、何か過去に我々が修正してきたことが到達点だとかというふうにもいろいろおっしゃっておりました。その当時皆さんは、特に瀬長議員は、我々のことを散々違法行為だと指摘してきたわけですね。それでもご自身は、前回やったから、我々がやったから、徳元市長がやったから我々もできるんだというご認識は、「赤信号、みんなで渡れば怖くない」という、子どもたちにも間違った教育をするというふうには私は思います。悪いことをやったからやっていいという言い方に聞こえるわけですね。我々は悪いことをやったとは思っていませんよ。あなたは「悪いことをやった、やった」って当時言っていたんだから、それをあえて自分も悪いことをやっているご認識なのか、この辺を伺います。

○（14番）瀬長 宏議員

予算提案権について執行部と議会、それぞれどういう違いがあるのか。それは、これまで議論した経緯でご理解していただきたいし、

私たちの議会の到達点は、あの令和2年の2億4,860万円の増額修正を認めた。これは議会事務局もよしとして提案をさせた。豊見城市の議会はそれが到達点だということを踏まえて、今回はこれだけの5分の1程度なので、市民のためになる修正であればこういう提案はして構わないだろうという判断であります。今回同じことをやるのかということは、当然当時はこれはだめじゃないかと否定をしたのですが、残念ながら多数でこういうことが実施されたし、議会事務局はそれはだめだというふうにはしなかったわけですから、そういう豊見城市の議会の到達点を踏まえた上での提案だということをご理解していただきたいと思えます。

○ 市長 徳元次人

質疑にお答えしたいと思うのですが、今回の増額修正については長の発案権の侵害に当たるかどうかという質疑だったと思うのですが、侵害に当たると認識しております。

○ 総務企画部長 内原英洋

ご質疑は、基金の活用が豊崎中学校の備品で大丈夫なのかという質疑だと思います。

先ほど少しお話ししましたが、こども未来基金における特定目的というのは2点あります。ちょっと読ませていただきますが、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援施策の充実を図ること。もう1点目に、豊見城市が抱えている子育て環境の諸課題に取り組み、子育て環境の充実を図ることということで、今、豊見城市の財政の中で喫緊の課題が、皆さんもご存じのように豊崎中学校を早めに造るということで、来年度も大きな予算を計上しているところであります。今、その財源の捻出について、とても財政的には厳しい状況がありますので、この基

金を活用して、ぜひ早めに豊崎中学校の建設に向けて取り組むべきだという判断であります。

○ 市長 徳元次人

お答えします。

再議にかけるかどうかについては、現時点ではまだ結論が出ていないので、これからの判断にしていきたいと思えます。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質疑一

瀬長宏議員、前にやったから今もいいという考えというのははっきり分かりましたけれども、こども未来基金から備品に充てるのは疑義があったということだと思えるのですが、これを大幅に増額修正せずに、いわゆる執行部が考えているような事業に充当せずに、そのまま待ったをかけるという、要するに基金に戻すということを考えなかったのか伺います。

次に、執行部に伺います。これから豊見城市は豊崎中学校で終わりではなくて、伊良波中学校の大改修であったり、給食センターの建替えであったり、その他公共施設、市長の公約以外でやらなきゃいけない公共施設等のいろいろなお金がかかると思えます。具体的に実施計画から拾っても構いませんけれども、どういう事業が今後控えているのか。そして、現在の財政調整基金とかを含めた基金の残高、主なもので結構です。だから足りないのか、足りるのか、こういう予算がどうなのかというのを財政課長あたりから説明してもらえたらいいかなと思います。再質疑、よろしくお願ひします。

○ (14番) 瀬長 宏議員

これまで何度も説明はしておりますが、地方自治法第241条第3項、特定目的のための基金は、当該目的のためでなければ処分でき

ないという明確な法律がありまして、このことも未来基金の第1条、設置目的、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援施策の充実を図るため、この基金を設置するという設置目的に当たらないだろうと。もし今言われるような備品購入費に充てるのであれば、先ほども申し上げましたふるさとづくり基金、こういうものを活用するのが筋であって、あのかのときの執行部の説明は、今後教育環境の整備に旺盛な需要が予想されるので、大きくふるさとづくり基金には6億円という積立てをしました。こども未来基金を減らしました。そういうことからすると、本来はこども未来基金ではなくて、ふるさとづくり基金あたりから使うのも一つの手だと思うんですね。そういう意味でいうと、基金に戻すということは当然考えなくて、せつかくこれだけお金を使うという予定があれば、その目的に合ったところに支出すべきだということで、今回の修正の提案になりました。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今後どのような事業が想定されるのかということですが、教育委員会関係でいいますと、まず給食センターの建替えも今後必要になってくるだろうという認識があります。伊良波中学校の建替え、あと中央公民館も老朽化しておりますので、その分の建替えなど、今後旺盛な建替え等が出てくるという認識であります。

基金の状況であります。今回の令和5年度の当初予算案を加味した場合、財政調整基金が7億8,000万円余り、減債基金が3億3,000万円余りになっております。その他の目的基金、トータルで行きますと17億3,900万円余りの基金残高となります。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○ (11番) 新垣亜矢子議員

幾つか質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、先ほどからの提案理由ですが、税収が伸びていると言っていますけれども、今後私たちは支出のほう伸びていくという感覚があるのですけれども、その認識はどのようになっているのか、提出者にお聞きします。

繰り返しになるのですが、執行部のほうに、この増額修正について違法性、提案権の侵害になるのかならないのか。繰り返しになると思うのですけれども、明確にお聞きしたいと思えます。

あと、過去のことを言っていますが、過去の予算の修正は私たち、委員会にてかなりの時間をかけて審議をして、その上で委員会のまとめの段階で修正案を提出し、本会議に諮っております。今回教育総務課は2時間、学校施設課は50分、こども応援課は40分、今回審議をしております。今日の最終本会議に至るまで何も調整がなく、思いつきで出しているように感じますけれども、これは補正予算でもなく当初予算となっておりますので、予算の継続性を考えると現実的な修正動議とは思えないのが私の感覚です。住民が望んでいるからやったというならば、何でも予算の修正動議が出せるという認識でいいとは思えないのです。今後もこのような審議なしで動議を出すことになるのか。委員会メンバーとしてその予算審議に同席していることは、野党の皆さん、—————と思えます。予算決算特別委員会、私委員長をやっておりますが、審議を軽視されたというふうにしかならないのですけれども、どうお

考えかお聞かせください。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時32分)

再 開 (14時33分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一発言取消一

ただいま私が「_____」

と言ったところ、削除をお願いいたします。

○ 議長 外間 剛 一許可一

ただいま新垣亜矢子議員から「_____」
_____」ということを削除したい旨
の発言取消の申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、新垣亜矢子議員の発言取消の申し出を許可することに決しました。

○ (14番) 瀬長 宏議員

今後支出が伸びるということを考慮しなかったのかという点については、当然いろいろな財政需要が見込まれることは理解しておりますが、その中で5,223万3,000円ですから、財政運営に大きな影響を与えるという金額ではないというふうに理解していただければと思います。

違法性はあるのかないのかという点については、これまで何度も答弁しておりますが、これまでの豊見城市の議会の到達点であるという認識の上に、こういう提案しております。

委員会でこれまで修正案を出してきた。これについても先ほどから答弁しておりますとおり、きちんとした数字を確認するまでは、

不適切な数字でもって修正案を出すべきではないということで今に至っているということは何度も答弁しておりますので、ご理解していただきたいと思います。

○ 市長 徳元次人

繰り返しの答弁にはなるのですが、今回何をもって侵害と思っているのかという質疑だったと思いますので、それに対してお答えいたしたいと思います。

先ほどから言っています、地方自治法第97条第2項には、議会は、予算について増額してこれを議決することを妨げない。ただし、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできないと規定されており、長の発案権を侵す増額修正はできないとされております。長の発案権の侵害となるのは、予算の趣旨を損なうような増額修正をすることです。予算の趣旨とは、予算編成における基本的な考え方であり、したがって、予算の趣旨を損なうような増額修正とは、長が予定していない新たな目標を追加し、または新たな手段を追加することにより、予算編成における基本的な考え方を没却するに至らしめることを言うということがありますので、それからすると、今回の増額修正については、長の発案権の侵害に該当すると認識しております。ちなみに、私が議員時代に提出したことについては、その当時の長の予算編成にのっとって組み替えた増額修正になっていたもので、その違いは大きいと思います。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質疑一

今、市長が答弁されたように、これが侵害に当たるということであれば、この修正動議というのはふさわしくないのかと思っておりますが、議会として本来出すべきことは、予算について物が言えるかどうかということ

でいえば、附帯決議ということもできます。私たち、過去にやったことがあります。執行部が提案してきたものに対して附帯決議をつけることができますので、予算を修正するというのではなくて、今後変えてほしいという意見を言うことができます。ですから、高校生までの医療費についても給食費についても、私たち与党も別に予算的につけられるのであればやってほしいというのが本来の気持ちですから、今回の令和5年度の予算に対してはふさわしくないけれども、例えば附帯決議をするのであれば私はオーケーだったのかなと思っておりますが、この修正動議を選ぶことと、附帯決議をつけるということを検討されたのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○（14番）瀬長 宏議員

先ほど市長が説明していた部分について、我々が徹底的に、こういうことで間違いではないか、とこのようにやり取りをしたのですが、これを押し切って、私が先ほど読み上げた部分だけ答弁をして、要するに「増額修正して妨げない」という主張でもって、これまで豊見城市の議会で、残念ながらこういう前例がつくられたということをご理解していただきたい。

附帯決議をやるべきだったのではと。附帯決議は拘束力がありません。私たちは、きちんと市民の未来を形にするという修正が妥当だということで提案をしました。附帯決議をつけても守られないというのが多々ありますので、こういうことについては、実際に修正という提案のほうが実効性があるということで提案をしております。

○ 議長 外間 剛

質疑については自己の意見を述べることは

できませんので、簡単明瞭に質疑をお願いいたします。

亜矢子議員、よろしいですか。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再々質疑一

先ほど不適切な数字を出すわけにはいかないから、委員会審議のときは何も言わなかったという趣旨で答弁されたと思うのですが、そもそも予算の委員会において、審議の中でなぜこれに触れなかったのか。私たちが審議する中で、この動議に出すようなことではなくて審査の中で質疑があれば、もう少し私たち全体で考えることができたと思うのですが、不適切な数字というふうに考えて出さなかったというのはふさわしくなかったと思います。いかがですか。

○（14番）瀬長 宏議員

ここで幾ら言っても私の説明を受け入れていただけないと思うのですが、積極的に出てきても多分全く聞く耳を持たないだろうという認識から、これは最終的にどういう手法でもって是正させる必要があるのかということ、私たちは時間をかけて議論した上での今回の修正提案となっております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○（3番）新垣繁人議員

提案者の宏議員は、私たちと話してももうどうしようもないというようなことを言っていました。安孝議員も後ろで言っていましたけれども、「諦めたらそこで試合終了ですよ」と。ということで、何点か質疑をさせていただきます。

まず、今回予算決算特別委員会のまとめのときに反対はされておりました。だけど、こういう流れがあったにしても、最終的に今回修正として出したことに関しては、私はある

意味、評価したいと思います。全部反対するのは、やってはいけないことだと思っております。ただ、修正の仕方と言いますか、そこら辺はちょっとどうかなど。修正をするのが全ていいのかということでもなくて、そこで何点か確認させてください。

まず1点目が、私たちも確かに野党時代、前山川市政のときに相当修正を、何度も何度もかけてきました。かけるべき案件だったからです。ただ、そのときにある議員の方が、当時与党ですか、おっしゃっていたのが、「本来こういう修正は違法だよ、事項別明細も触っているでしょう」ということをおっしゃっておりました。今回も触っております。それは問題ないという解釈で、今回事項別明細を触られているのか。私たちとしても、事項別明細を触ったことは間違いないと思っております。そこは同じように触られている提案者としても、そこは……。いや、私たちは間違っていないです。だから、それを間違っていたと言った、特に私が言っているのは瀬長恒雄議員の質疑なのですけれども、それが逆に間違っていたというのを確認したいだけです。その1点と、今回多く修正がかかっているのは3点あるのですけれども、その中でも特に2点かなど。高校生までの医療費と給食費の無償化というところで、ここは何度も確認させてください。

まず、高校卒業までの医療費ということで約5,300万円ですか、予算を増額しております。これはしっかりと担当部署と本当に調整がされたのか。先ほど議会運営委員会の中で提案者は、執行部と金額の調整ができたから出しているということをおっしゃっております。なので、再度確認します。医療費の件、本当に執行部と調整ができたのか。

あと1点が、これは同じく給食費もそうです。執行部としっかり調整ができたのか。

また、執行部のほうにもお聞きします。子ども医療費の担当のところですね。しっかりと瀬長宏議員とそういう調整ができたのか、金額も。あと、教育委員会もそうです。給食費の案件をしっかりと瀬長議員と調整ができたのか。そして、最終的に市長にも聞きます。その調整は、しっかりと市長も含めて情報が通っていたのか。

ほかに、このやり取りを見ていますと、医療費とかにしてもきちんとした数字ではないのです。ただ、私たち議員、瀬長議員もそうですし、私もそうです。チェック機能として、もちろんプロとしてチェックしていかないといけないという中で、逆に執行部が、きちんとした数字ではないものを執行部が予算として上げたときに認めるのか。きちんとした数字ではないですよ。それを認めるのか。

逆に、執行部にも聞きます。予算編成をしていく上で担当部署が根拠のない、きちんとした数字でないものを予算化するのか。それを聞きたいです。

あと、瀬長議員は「市長にマイナスではないよ、この医療費は、給食費も」ということをおっしゃられているのですけれども、「前向きな提案ですよ」ということをおっしゃられています。「それで増額の提案しているんだよ」ということなのですが、ここを聞きます。前向きな提案、市長にマイナスでない提案であれば、今後もそういう増額修正をかけたいいものなのか。ほかの案件も。だめなら、その違いも教えてください。

実際教育長として、教育委員会として、今回約1,700万円ぐらい増額されているのですが、予算要求を実際されたのか。予算編成時

において予算要求というか、段階的無償化を今考えられているのか。今回一般質問でもいろいろ答弁されていましたが。そのときの答弁も交えてできたら、またお答えいただきたいです。今、どのように給食費を考えているのかというところですね。

念のためにです。こども医療費の担当部署にもちょっとお聞きしたいのが、高校卒業までの予算を予算編成時に上げたのか。こども確認させてください。

次、瀬長議員は、執行部とも調整した的なことを議運でもおっしゃっていたのですけれども、確かにいろいろな本の中でもあります。しっかり審議をしてください。瀬長議員の言う審議とは、何を捉えて審議と解釈するのか教えてください。そして、何に基づいて審議としてゴーサインを出すのか。その辺、ちょっと認識の確認もしたいですし、今後給食費の無償化、高校卒業までの医療費無償化を、令和6年度も7年度もこうやって修正を求めていくものなのか。そこは令和6年度も7年度も予算化されていなければ、修正を延々とかけ続ける考えがあるのか。

そして、ここは執行部に確認したいです。私たちが行った増額修正と、今回の増額修正の違いであります。先ほど市長もおっしゃっていました。まず、当該予算の趣旨を損なうような増額修正をすることは、長の発案権の侵害になると。そういう解釈がしっかりとあります。ただ、そこで侵害かどうかを判断しなきゃいけないんですよ。私たちが侵害だったのか、今のが侵害なのか、それとも同じ内容なのかって、はっきりさせましょう。だから聞いているんです。私たちがやった内容と今の修正は、同じ修正案であっても中身が違うんです。侵害に値するかしないかの違

いがあるって、私たちがやったのは侵害に値しないんです。今出されている修正案は、侵害に値するんです。そこで、じゃあ、どういったものが侵害に値するかというのが、先ほど市長がおっしゃっていたことです。趣旨を損なう増額修正とは、長が予定していない新たな目標を追加することを目的とした増額修正。それを趣旨を損なうような増額修正と言うんです。私たちがやった増額修正というのは、山川前市長の公約でもあります。豊崎中学校の建設。だからこそ、あのときの増額というのは、翁長庁舎、旧とよみ生協病院を売って、約14億幾らか。そのうちの12億円を国保の赤字補填に充てて、残りの2億幾らかを、本来資産を売ったものは積立てしなきゃいけないと。だけど、人件費とか補正の中に組み込まれているんです。いやいや、そうじゃないと。そのとき、市有施設等整備基金が当時まだなかったから。そうであれば、当時の市長の中でも実施計画にも上がっていました。豊崎中学校。そういう中でしっかり市長が、豊崎中学校を造りますと予定しているんです。予定しているものに対して、市の財産を売ったものは教育関連施設等整備基金に積みましょと。あの後、積んだ後に教育長からありがとうと言われたんです。それが事実であります。ですから、私たちがやった増額と今回上がっている増額、今回は明らかに違うんです。市長は、高校卒業までの医療費無償化を公約に掲げておりません。そして、市長が掲げている給食費無償化というのは、県知事が公約で掲げたからなのです。独自でやることを全く予定しておりません。だからこそ、今回は趣旨を損なう増額修正に値するんです。まさしく徳元次人市長は、給食費の無償化を予定しておりません。そして、高校卒業までの医療

費の無償化も今の財源をもっては予定おりません。国には、ペナルティー解除を求めることは動いております。徳元市長も。このペナルティーを解除していただいて、そこで初めて国・県で見ていただきたいんだというのが本音なんです。豊見城市独自でやるものじゃないと。給食費無償化もそうであります。だからこそ、私たちがやった増額修正と全く中身が違います。私たちがやったのは、市長の発案権の侵害にならないんです。そこを私はいこう解釈しておりますけれども、再度提案者と執行部のほうに、その確認をさせてください。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時50分)

再 開 (15時05分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (14番) 瀬長 宏議員

幾つもありましたので、抜けたら、またご指摘いただければと思います。

まず、全部に反対すべきではないという話から始まりましたが、当然私たちは、この2項目については間違っていると、修正が必要だと。残りについては賛成をする立場でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

事項別明細を触っているとおっしゃったのでしょうか。事項別明細書は、当然事由別に説明をするために予算書として数字が出てきます。私も今回、議会が議決できる範囲というのは承知しておりますので、款項までですから節について触るということではなくて、これは説明にするために、ここは目のほうで予算修正が必要だという説明資料として出しておりますので、ご理解していただきたいと思

います。

あと5,300万円、執行部と調整したのか、給食も執行部と調整したのか。それはこれまでも何度も答弁しておりますが、調整するということはやっておりません。ただ、数字に間違いがないように資料を集め、そして適正な数字でもって提案ができるようにいろいろと情報交換をした程度であって、調整をするということは一切やっておりません。

医療費の正確な数値なのですかということだったのですが、先ほども説明しましたが、令和3年度の0歳児から18歳までの、実際支出した入院・通院・調剤、それを基に令和4年度の予算規模をどう見ているのかということで資料も出していただきまして、そのときに5,300万円ではなくて5,223万3,000円を見込んでいるという話でありました。ただ、それが令和5年度、それで確定かということ、当然そうではありません。医療費、これは当然変動がありますので、支出が増えたら増額修正、そして減ったら減額修正ということがあり得る。当然、別の事業でも見込みでもって予算を提案するわけですから、この予算が確定して、これだけの支出しかありませんということは、議会人であればご理解できると思います。

前向きな提案なら今後もやるのか、前向きな提案ならということで条件付きなのですが、必要に応じて私たちは議会対応をするのが原則ですから、必ず継続してやるということでもなければ、今後も令和6年度、7年度もやるのかということも、これもあり得ません。必要に応じて、議会が今何をすべきなのかを、会派の中でかんかんがくがくと議論をして、必要なときに必要な対応をするというのが大原則です。

予算の趣旨を損なうということで聞いておられますが、予算の趣旨を損なうという点でいうと、財政調整基金を半分も減にしたり、財政運営について根幹になる部分に議会が手を突っ込んだらだめですというのが、その趣旨です。ですから、この予算の根幹に手をつけるような、そういう修正は本来やるべきではないのですが、今回はこれだけ税収が伸びる中で、そして、こども未来基金の使えるお金があるという前提で、じゃあ、使い道はここじゃないですかという提案をしていて、この金額も5,223万3,000円、そんなに大きな金額じゃないので、それは予算の趣旨を損なうということにはなり得ないというふうにご理解していただきたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時09分)

再 開 (15時10分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

今回の提案に当たって調整があったのかということにつきましては、こども医療費に関する積算根拠について資料提供依頼が議会事務局よりございましたので、資料の提供を行っているところであります。調整があったという認識はございません。

また、令和5年度予算に要求をしたかというご質疑につきましては、こども医療費助成に関する高校生までの拡充の部分については、予算要求を担当課においては行っておりません。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

今、こども未来部長からも説明があったとおり、調整は私のところまで届いていたかという話であったので、それは部長も答えていただいたとおり、調整は行われておりません。

そして、予算の増額修正に関する侵害になるかどうかということは、お聞きになる前に全て繁人議員のほうで説明いただいたので、まさにそのとおりではあるのですが、私から申し述べさせていただきますと、今回の増額予算については発案権の侵害だと、それに該当することだと私は認識しておりまして、その内容については繰り返しになるのですけれども、増額修正すること自体はもちろん認められているものであるのですが、その場合に予算の趣旨を損なうかどうかの判断ということになっております。その判断するに当たっては、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度を総合的に勘案して、個々の具体的な事案に即して判断することが必要である。なお、このことは歳入歳出予算だけでなく、継続費、債務負担行為についても同様であるというふうに解されております。つまり、今回聞いてみますと、そのシステム改修であったり、人員体制を充実するに当たりの人件費を考慮していないということで提案者はおっしゃっておいりましたので、それであれば、今回は予算の趣旨にそぐわないものであると考えていますので、今回の増額修正に関しては長の発案権の侵害に当たると認識をしております。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど根拠のない予算についても予算化するのかというご質疑がありましたので、お答えしたいと思います。

まず、予算編成におきましては、実施計画

が先に走ります。実施計画で認められたものを基本的に予算化していくという流れになっておりまして、その中で予算編成に当てはめて予算をつくっていくわけですが、予算編成におきましては、歳出全般にわたって年間の所要額を的確に把握すること。特に法令等に基づく制度改正が明らかなものについては、その内容をしっかり検討して極力反映することになっております。ですので、根拠のないものを予算を計上することというのは、今財政課のほうでは考えていないところであります。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時14分)

再 開 (15時16分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

お答えいたします。

繁人議員の質疑2つあったかと思いますが、まず1つ目が、次年度の予算、給食費の増額要求をしたのかというところでございますが、次年度の予算要求につきましては、まず栄養充足化は継続していきたいということと、物価高騰がどうしても懸念されるということから、保護者の負担は据え置いた形で小学校・中学校の給食費をそれぞれ月額200円ずつを増額して、それは市で支援していくというところで予算は要求しております。ですので、今回修正案に出されております、約1,700万円余りの減額となっておりますが、それを保護者の負担を軽くするということでの修正案かと思いますが、そのことに関しましては、内訳についてもまだ精査はできておりませんが、金額を割り戻すと非常に難しい金

額になってくるので、それを可決されるということになるとかなり事務的に負担が増えてくるものと考えております。

それから2つ目の給食費の無償化につきましては、こちらも先日行われました一般質問でも、何名かの議員に対しましてお答えはしておりますが、現在県内の各自治体におきましても、給食費の無償化というのは各自治体が独自に取り組んでいる状況でございますので、その中におきましても、沖縄県の知事の公約の中におきまして給食費の全額県費負担を実現していくというところを政策としているというところがございますので、その中で先月、沖縄県の市長会から県に対して要請があったことも踏まえまして、今後は市としても県に対して要請していきたいと考えているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員

何をもって審議と考えているのかという点については、当然お互い意見交換しながら、問題意識を共有しながら、それをどう解決していくのか意見交換するのが審議に値すると思っております。「私はそういう審議を経ておりません」というふうにこれまで答弁してまいりました。情報収集で数字が適正なのか、間違いないのかということでやったというだけであります。

あと、長が予定していない予算を求めているとの認識なのかということですよ。

当然、これは予定していないから予算になっていないというのが現実です。ですから、せっかくこれだけ支出できることも未来基金の財源があるのであれば、市民要求にかなった、そして本来のこども未来基金の目的にかなった支出をやるべきだという修正をしたということでご理解いただきたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

質疑者は自己の意見を述べる事ができませんので、簡単明瞭に質疑をお願いいたします。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質疑一

今はっきり、長が予定していない増額修正ということでありましたので、まさしくこの何十年も読まれている本からしますと、趣旨を損なう増額修正ということは、市長の発案権を侵害しているということが今つながったわけなのですけれども……。

いや、そういうことなんです。先輩が何十年も読まれているこの本にはそう書かれているんです。この本が変わらない限り。ですから、今明らかになったのは、長が予定していないということをおっしゃってありました。イコール、趣旨を損なう増額修正だということは理解されていると思います。まず、その理解でよろしいですかというのと、あと医療費、先ほども質疑があったんですけれども、事務的に間に合わないからとかではなくて、これを継続していく中で、医療費もそうです。給食費無償化もそうです。本当に豊見城市の財源として、これから令和6年度も7年度も予算を組まないといけないんです。財政調整基金を崩して。これまでの崩し方、決算で出てくる剰余金も含めたときに、本当にこの修正案を通したとき、継続的な財源として豊見城市は確保できますか。そこをまずお聞かせください。

○ (14番) 瀬長 宏議員

市長が予定していなかったことを令和2年度の増額2億4,860万円、それを修正したわけですね。市長が全く予定していない。これだけの大幅な修正をしているわけですから、その問題については豊見城市の議会ではもう

クリアされていて、この到達の上に立って私は提案していますということを何度も申し上げておりますので、ご理解していただきたい。

医療費の継続はできるのか。ですから、先ほどから説明しているのですが、これは給食の問題が今政府のほうで……。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

財源のことだとは思いますが、確かに現在厳しい財政運営を強いられています。今後、こども医療費助成の拡充や学校給食の負担軽減を行った際には、やはり財政調整基金が今相当厳しい状況にありますので、今後の本市の財政運営には大きな支障があると理解しております。特に、これは経常的な経費となりますので、やはり今後の財政を運営していく中では大きく影響を与えるものだと認識しております。

○ 市長 徳元次人

すみません、これまでの私の答弁で誤解を招くメッセージになっては困ると思ひまして、ここで一言述べさせていただきたいと思うのですが、これまで答えたとおり、私は今、修正案の中身に入っています、こども医療費の高校生までの拡充分、そして給食費を完全無償化にする部分においては、自主財源では厳しいという認識は変わらず持っています。これは一貫して、立場が変わろうが、ずっとそういう思いでありました。これまでも豊見城市の財政状況はこのようなことが当面続くと思われまますので、それは変わらないと思ひています。ただし、そこに関してはもちろん保護者の皆さん、市民の方々については、国の予算であろうが、県の予算であろうが、市の単独予算であろうが、現実その負担軽減につながればそれはありがたいことだろうと思ひ

ていますので、私としてもあらゆる手段を講じて、直々に県知事ともお会いしながら、このことは求めていきたいとずっと思っておりますし、国にも何度も足を運んで、豊見城市の環境がよくなるための財政措置というものを求めていくことは、より一層力を入れてやっていきたいと思っておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (15時24分)

再開 (15時28分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (14番) 瀬長 宏議員

増額修正かどうかという点でこれまで何度も答弁しておりますが、令和2年の事例も出しながら、2億4,000万円余りの増額修正を今の市長が提案し、そして再議にかけられた。当時の執行部は、これは趣旨に反する、予算編成の、予算の根幹に関わる問題だということで再審に諮ったのですが、当時としては執行部は増額修正、これは議会ができるものではないという判断でしたが、当然執行部が変わって別の判断も出てくるのはあり得るのですが、私の答弁は、議会はこういう形で修正をした。その到達に立って私は、今回少ないのですが5,200万円余りの増額修正をしましたということで答弁をしておりますので、この豊見城市の議会の到達に立っての提案ですので、ご理解していただきたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

時間内に終わりそうもありませんので、会議時間を延長いたします。

時間延長 (15時29分)

休憩いたします。

休憩 (15時29分)

再開 (15時32分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再々質疑

もう堂々巡りになるものですから、私のほうが三步引きます。私が聞いていたのは、今回長が予定していない修正だということに関しては一応認めたんです。ですから、ここは質問じゃなくて、それが趣旨を損なう増額修正という解釈なんですね。実は。それをまた勉強していただければと思います。僕らもですけれども。

そこでちょっと確認したいのは、先ほど今回の増額修正の医療費と給食費を今後も求めていくのかと話ししたときに、それは継続しては求めないということをおっしゃっていたのですけれども……。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休憩 (15時33分)

再開 (15時34分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再々質疑

もう答えたのも答えていないかのような、ちょっとお互いがもうちぐはぐになってきているのですけれども。

先ほど私が聞いたのは、今回医療費の修正案、給食費の修正案に対しても今後求めるのかと。令和6年度、7年度。そうしたらそのときの答弁では、ケースバイケースで判断する案件であって、継続しては求めていかないというような答弁だったのですが、例えば国とか県、特に沖縄県ですか、知事公約として上げておりますから。その知事が公約として

達成できなかった場合、国も含めてなのですから、それは発議者としても当初予算を審議する際は、今後もずっと増額としてこの修正案を出していくのかというのをもう一度確認したいのと、あと審議なのですが、先ほど「審議は情報交換した、意見交換しての情報でもってやった」ということをおっしゃっていたのですけれども、「本当にそれを審議として捉えていいんですか」というのをもう一回聞きたいのと、本来は審議をして、予算の修正等を伴うものに関しては執行部、長と審議しなければならないというもので、本当に情報交換とか意見交換という程度で予算修正案を出していいものなのか。数字の把握も含めてです。

最後に執行部に聞きたいのは、今回このような修正案が通った場合、間違いなく再議案件になると思います。そこで執行部のほうに聞きたいのは、やはり財源も厳しい中で今回予算を出しております。その中でもこのような修正案が今議論されているのですけれども、本来、私はこのような増額修正をやってはならないと思っております。なので、ここも再度聞きます。執行部としての今回の修正案に対する思いをまず確認したいのと、最後に確認したいのは、私たちがやった増額修正案と今回上がっている増額修正案は内容が全く違うと思うので、そこも含めて、最後に答弁をいただきたいと思います。

○（14番）瀬長 宏議員

国・県が達成できなかった場合、今後も増額するのか。それについては、1回目の質疑のときに答えているのですが、今私たちはとても政府のほうに期待をしていて、給食費の負担軽減については全額政府のほうで持つということが自民党の骨子の中で決まったそう

ですから、それが次年度の年度途中から実施されるのか。それとも令和6年度のスタートから実施するのか。それによっても違ってくるのですが、これが実施された場合は、当然今の県の給食の半分負担というのはなくなるわけですから、そうした場合にはその余った分については、当然18歳までの医療費の無償化についても県が対応できるという財源ができるわけですから、それは多分1年後には様変わりしているだろうと。そういう期待をして、今回はもし予算が可能であれば、できる範囲では、予算をこども未来基金から活用して、保護者負担軽減というのは実現できる予算があれば、そこに充当すべきだということで提案しておりますので、今後とも国の支援がなくてもやるのかという点については、当然ケースバイケースでその状況を見ながら、きちんと判断をして提案するということになり得ます。

○ 市長 徳元次人

お答えいたします。

再議にかけるかどうかについては、先ほども答弁いたしましたけれども、今提案されています増額修正に係る案件の結果がまだ分かりませんので、その結果が出まして、それからしるべき判断を下したいと考えております。

そして、当時令和2年のときの増額修正案と今回の案は何が違うかということですが、これも繰り返しの答弁になりますけれども、当時は私は提出者でありましたので、何度も言いますが、豊崎中学校の建設をするということは既に予定されていまして、実施計画にもありました。そこには、財産を売ったものについては次なる資産形成に積み立てるべきであろうという考えの原理の下、こど

も未来基金ではなくて、そのまま教育関連施設等整備基金に回すべきだということで、そもそも予定をされていたものの財源の組替えだということが、当時の増額修正の趣旨でありました。それは私としても今も認識は変わりませんが、増額修正ができるというものに合致していると思います。しかし、今回のものに関しては、提出者も明確におっしゃってありましたけれども、長が予定をしていないものの増額だとおっしゃってありました。ですので、この地方財務実務提要に書かれているとおり、それは長の発案権の侵害に該当するということであります。つまり、できないということで認識しています。その違いがあると思っております。

○ 総務企画部長 内原英洋

財源の件でお答えします。

先ほどからも何回か答弁していますが、やはり市が独自で子ども医療費助成の拡充をすること、あと、学校給食費の負担軽減をすることについては、今の財政状況を鑑みると、とても厳しい状況にあるものだと考えておりますので、今後の財政運営にとっては大きな影響があるものというふうに理解しております。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

○ (5番) 新垣龍治議員

私のほうから一点だけ確認をさせていただきたいのですが、執行部にお聞きします。

先ほど趣旨を損なう増額修正が市長の発案権の侵害に当たるかどうか、そういう議論がこの間なされています。一つ確認したいのは、高校卒業までの医療費無料化について、これは新たな目標を追加することに当たるかどうかということを確認したいと思うのですが、

市は、この高校卒業までの医療費無料化について、目標にしているのかしていないのか、簡潔に答えていただければと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

子ども医療費助成の高校生までの拡充については、県がやるというふうに県知事がおっしゃっていますので、県と足並みをそろえてできるならやっていきたいと考えています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時42分)

再 開 (15時43分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

沖縄県が子ども医療費を拡充するというふうな話を今知事もおっしゃっていますので、それと一緒に足並みをそろえて、本市もやっていきたいと考えています。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再質疑一

県と一緒にやって取り組むことを目標としているという。市の目標でもあるということで認識してもよろしいでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

私たちは、市が独自ではできないと。財源のことがあるので、できないということを前提としております。これは県が拡充をしていただけるのであれば、私たちもやはり市民のためには、そういう医療費拡充も検討することになっております。

○ (5番) 新垣龍治議員 一再々質疑一

県がやるやらないということは置いて、市は県の協力も得て、市はやりたい。市は目標にしているかどうかだけ聞きたいのです。

その方法については、県の事業化を国に求める。そういういろいろな方法があると思うのですが、市は実施主体を目指しているかどうかを聞きたいのです。

○ 市長 徳元次人

今の質疑に対してお答えしたいと思うのですが、もちろん新たな目標に追加させたい思いはあるのですが、この件については先ほどから部長も答弁しているとおり、自主財源でやるのは非常に厳しい状況になっております。ですので、今後県と足並みをそろえて、もちろん向かっていきたい気持ちはありますし、これについては今後我々豊見城市の課題でもあると。どう整理していくかということ、今後検討していきたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

進行します。

ほかに質疑はございませんか。

○ (7番) 瀬長恒雄議員

幾つか質疑をしたいと思っております。

教育委員会に対して、今回備品購入費に子ども未来基金を充当しているのですが、これまでいろいろな学校を建設してきたと思うのですが、その際の備品購入費の財源はどのような財源を充ててきていたのか。

今回子ども未来基金の使い方が問題になっていると思っておりますが、私、令和2年の子ども未来基金のアンケートの結果も読ませていただきました。子ども未来アンケートにも「備品購入費に使ってほしい」という要望、あるいは項目は一つもないのですね。それはおかしくないのか。子ども未来アンケートにも子ども未来市民会議の中でも、「学校建設の備品購入費に充てていい」と、そのような要望は一つもない。これについておかしくないかという点と、子ども未来アンケート

の中で要望が高かった項目を上位5つぐらい挙げてほしいと。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (15時47分)

再 開 (15時48分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 嘉川聡子

瀬長恒雄議員のご質疑にお答えいたします。

まず、直近で学校建設をした際、約8年前になります。ゆたか小学校だと記憶しております。その際は、当時子ども未来基金はございませんでしたので、その財源の内訳につきましては、現在手元に資料がございませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

○ 子ども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

子ども未来基金の充当事業につきましては、子ども改革推進委員会等で議論されて決まっている内容となっておりますので、ご理解いただければと思います。

子ども未来アンケートの結果につきましては、すみません、今手元にアンケートを持っておりませんので、お答えができない状況です。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一再質疑

教育委員会は手元に資料がないという話なのですが、子ども未来基金がなければ一般財源、あるいは補助金を充てて備品整備はやってきたと思うのですが、その認識でいいか。

あと、子ども未来アンケートには、私はこれを全部読みましたが、備品購入費に充てていいという意見・要望は一つもないのです。ないのに、それを充当しているのはおかしく

ないですかと聞いています。

○ **こども未来部長 森山真由美**

お答えいたします。

充当事業の決定については、アンケート結果だけではなくて、子ども改革推進委員会にて充当事業について内容確認、審議を行い、また市民会議等、意見を必要に応じて聞いたという形になりますので、アンケート結果のみで充当事業が決まるわけではないということをご理解いただければと思います。

○ **教育部長 嘉川聡子**

お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しにはなりますが、ゆたか小学校建設時の際には、こども未来基金が存在しておりませんでしたので、そのほかの財源の内訳につきましては、現在手元に資料がございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

○ **(7番) 瀬長恒雄議員 一再々質疑**

私、アンケートを持っています。10ページに、こども未来基金でやってほしい事業、「子育てに係る負担の軽減、給食費の無償化、医療費助成の年齢の拡大」、これが上位3つです。これに従って、こども未来基金は充当すべきではないのですか。

○ **こども未来部長 森山真由美**

繰り返しの答弁になりますが、こども未来基金については2つの特定目的に併せて充当をするということと、充当事業の決定についての段階としましては、当然こども未来アンケートも参考にはいたしますが、最終的には推進委員会等、そういう議論を踏まえた上で総合的に調整することになっておりますので、ご理解いただければと思います。

○ **議長 外間 剛**

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で、議案第1号の修正案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (15時52分)

再 開 (16時10分)

○ **議長 外間 剛**

再開いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算について、原案賛成討論の発言を許します。

○ **(4番) 長嶺吉起議員 一原案賛成討論**

会派城の風、長嶺吉起です。議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算について、原案賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、第3回豊見城市議会定例会において、予算決算特別委員会の委員として約2週間にわたり、各課の予算審査に携わらせていただきました。新人ではございますが、その職務の重さを受け止め、分からないことや気になるところはしっかりと質疑をし、また先輩方に教わりながら、納得がいくまで一生懸命に予算審査を行い、その結果、最終日には自ら自信を持って当初予算案への賛成という意思を示し、手を挙げさせていただきました。よって、原案のままで予算執行をしていただき、豊見城市民の皆様へ還元してほしいと願い、令和5年度豊見城市一般会計予算原案に賛成いたします。

○ **議長 外間 剛**

次に、原案及び修正案反対討論の発言を許します。

(原案及び修正案反対討論なし)

次に、原案賛成討論の発言を許します。

○ **(2番) 宜保龍平議員 一原案賛成討論**

私は、議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算の原案に対して、賛成の立場で討論を行います。

今回の予算については、財政課をはじめ、本当に職員の努力と知恵が結集された素晴らしい予算だと率直に感じました。令和3年度、4年度の枠配分型の予算編成から、令和5年度は一件査定への予算編成に変えたことも、この枠配分予算要求基準、いわゆるパーセントカットとかそういう条件を設けずに予算編成に当たったことで、職員自らが知恵を絞った予算だと思いました。

去年においては、市民の生命・財産を守る消防の予算にも5%カットしておりましたが、令和5年度は万全な体制をもって職務遂行できると、力強い答弁をいただきました。

私は、令和3年度から予算決算特別委員会の委員として審議をこれまで行ってきましたが、委員の皆様もお気づきだと思うのですが、こんなにスムーズな予算委員会は初めてでした。しかしながら、現在においても豊見城市の財政状況は非常に厳しいものだと、これまでの間、何度も職員からも答弁もありました。私もこれまで財政状況は著しくないと発言をしてきましたが、令和5年度は予算は組めました。しかしながら、行政は継続という中で、令和6年、7年と今後も予算は継続的に組んでいかなければなりません。委員会の中でもありましたが、今後は財源を無視した事業を執行することはせず、本当に市民のための市民ニーズに即した財政運営に努めていただきたいのと、これからは財政調整基金や減債基金は緊急に対応するものと、あと予算編成時には大事な予算となりますので、積極的に積立てのほうも行っていただきたいと思っています。

令和5年度においては、(仮称)豊崎中学校の大型の建設もあることから、さらなる財政運営にも気を遣いながら、豊崎、そして周辺地域の方々が望んでおられますので、これからいろいろ変更も出てくるかとは思いますが、令和6年4月1日開校に向けて、教育委員会の皆様には頑張っていただきたいと思っています。

最後に、これからますます旺盛な財政需要が求められていく中で、徳元市長が掲げる「新たな富を生み出す街とみぐすく」ということで令和5年度からいいスタートが切れるよう、職員共々これ以上に知恵を出し合い、本当の意味で豊見城に住んでよかったと言えるようなまちづくり展開にも期待して、私の賛成討論といたします。

○ 議長 外間 剛

次に、修正案賛成討論の発言を許します。

○ (7番) 瀬長恒雄議員 一修正案賛成討論一

こんにちは。日本共産党の瀬長恒雄です。議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算に対する修正案に、賛成の立場で討論をいたします。

令和5年度豊見城市一般会計予算の問題点として、こども未来基金から豊崎中学校開校準備事業の備品購入費に7,004万7,000円が充当されています。こども未来基金は、条例で定める特定の目的に応じ運用しなければならない。地方自治法第241条第2項、そして、こども未来基金における特定目的として、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援施策の充実を図ること。こども未来基金条例第1号とあります。このこども未来基金における特定目的として、豊崎中学校の備品購入費に充てることはできない、こども未来基金の目的外使用だと考えます。

豊見城市の子育て応援のため、ふるさと納税をされた多くの方々や寄附を寄せてもらった市民の皆さんから理解を得られないものと考えます。豊崎中学校の備品購入費については、こども未来基金ではなく、一般財源から充当すべきであると考えます。

令和5年度こども未来基金充当事業として3中学校で行っている受験対策講座、学力強化支援事業委託料に873万4,000円、学校給食費保護者支援学校給食費運営事業の賄材料費7,121万9,000円が充てられています。豊見城中学校の備品購入費に充てられていた7,004万7,000円を、高校卒業までの医療費の無料化のための医療費支援事業に5,223万3,000円と、学校給食費の賄材料費の支援増に1,781万4,000円を充てる修正案となっております。

豊見城市が令和2年に行ったこども未来アンケートにおいても、こども未来基金を学校の備品購入費に使う要求はありませんでした。市民の要求として特に高かったのが、学校給食費の無料化とこども医療費の無料化年齢の拡大でした。昨年4月から中学校卒業まで医療費の無料化が実現しました。市議会議員選挙の中で高校生から、「友達が病院に行きたいけれど、治療費が心配で行けてない子がいる」「豊見城市でも高校卒業までの医療費無料化をぜひ実現してほしい」と切実な声がありました。皆さん、高校卒業までの医療費無料化は、こども未来基金から5,223万3,000円を充当すれば実現できます。豊見城市の子どもたちが病気やけがをしたときにお金の心配をせず、すぐに病院に行けるように支援するのが私たち大人、そしてこの議会の責任ではないでしょうか。

学校給食費の無料化が、政府自民党の政策として実現する方向で検討されています。そ

の実現までの保護者支援を豊見城市で行うことは、市民の皆さんが大いに期待している事業だと思います。

こども未来基金の事業としての高校卒業までの医療費無料化の拡充、学校給食費の保護者支援拡充のための修正案に多くの皆さんの賛同をお願いいたしまして、私の討論といたします。

○ 議長 外間 剛

次に、原案及び修正案反対討論の発言を許します。

(原案及び修正案反対討論なし)

次に、原案賛成討論の発言を許します。

○ (10番) 川満玄治議員 一原案賛成討論一

皆様、こんにちは。議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

新型コロナウイルスの影響やロシアのウクライナ侵攻の長期化、急激な円安による物価高騰で家計はダメージを受けて、経済は先行きが怪しい状況です。豊見城市は、豊崎中学校建設、老朽化した給食センターの建替え等、豊見城市はまだまだやらなければいけないことがたくさんあり、厳しい財政状況に変わりありません。

去年の予算編成では、前市長の公約が優先され、全課一律5%のC経費カットや、従来の一件査定から枠配分査定に変更したりと、各課の混乱を招きました。今年度は一件査定になりましたが、今後は時の市政で査定方法がころころ変わるのではなく、しっかりと議論をして決めてほしいと思います。一件査定だからといって財政課任せにするのではなく、豊見城市の厳しい財政状況の現状を全ての職員が共有し、お互いができることを任せ合って、責任を持って、この難局を乗り切ってい

くことが唯一の方法と思います。

山川前市政で予算化されたリフォーム助成等も、徳元市政においても継続し予算化されたことは、議会にも一定の配慮があったと思います。

この厳しい財政状況の中でも、新しく登校支援員の保険や片耳難聴児の予算や、また、私たちが特に要望していた高齢者の補聴器補助に対する予算をつけてもらったことは、現場の声をしっかり拾い上げてできた、令和5年度の一般会計当初予算だと思います。

よって、私は議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算について賛成討論といたしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

次に、修正案賛成討論の発言を許します。

○（5番）新垣龍治議員 一修正案賛成討論一

議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算の修正案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

修正案は、こども未来基金の使い方についての修正となっています。令和5年度のこども未来基金充当事業で（仮称）豊崎中学校開校準備事業として、備品購入費に7,004万7,000円が計上されています。提案者がこれまで述べておりましたとおり、理由としてこども未来基金の目的は、こども未来基金条例第1号で、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援施策の充実を図ることとしています。この備品購入がこども未来基金の目的に合致しているかという、このことについて論点になりますが、一般質問でも取り上げましたが、子育て支援とは、一般的には、子どもを産み育てるために人手や金銭的な面、情報などのサービスを提供することと私は認識していますし、また、多くの

方がそういうことだと認識していると思います。例を挙げますと、児童手当や医療費助成や給食無償化などの経済的支援、また子育て支援センターなどの情報サービスの提供もそれに当たると言えると思います。そうだとすると、中学校の備品購入を子育て支援と考えるのは、私はやはり無理があると思いますし、寄附者をはじめ、市民の皆さんも納得できないのではないかと思います。

令和4年度は、こども未来基金へ3億504万1,000円積立てし、残高が5億1,908万円の予定でした。しかし、令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第9号）でこども未来基金に積む3億円余りを、そのうち1億5,000万円減額し、ふるさとづくり基金へ積立額を増額しています。執行部のこの間の一般質問の答弁でも、その理由としては、令和4年度の基金充当事業の不用額や市議会の否決も挙げていました。

そのほかにですが、ここからが大事なのですが、さらに次年度予定している（仮称）豊崎中学校建設事業や、その他旺盛な財政需要が見込まれているため、その財政需要に対応すべく、より柔軟に、そして幅広く基金の活用が可能であるふるさとづくり基金へ積立額を増額し、次年度の予算編成への備えを図るため、こども未来基金を減額しております。こう答弁しています。これは豊崎中学校建設事業などにも使えるように、わざわざこども未来基金の積立額を1億5,000万円減らし、幅広く基金の活用が可能なふるさとづくり基金を増額しています。つまり、こども未来基金では、やはり中学校建設事業に充てるのは不適切だからこういう対応をしたとも取れません。そういう意味でいうと、執行部の説明と整合性はこの点でも矛盾していると思います。

今、コロナや物価高の影響で国民生活は厳しい状況に置かれ、本市も同様だと思います。この間、私たち日本共産党市議団は、市民アンケートの実施や直接対話など、高校卒業までの医療費無料化や学校給食の無償化をはじめとする多くの願いが市民から寄せられました。また、このことはこれまでの市が実施したことも未来アンケートや市民会議からも同様に声が上がっているのは、皆さんもご承知だと思います。前期の20期の市議会で二度否決という、こういうことになりましたが、今年2月には市議会議員選挙が行われ、その中にはやはり高校卒業までの医療費無料化を掲げる候補者も多数いたと認識しています。

こういう今の最新の民意を問うということからも、執行部におきましてはぜひ当初予算で再度提案していただきたかったのですが、残念ながらそうはなっておりません。これまで多くの議員の皆さんがおっしゃるとおり、市の財源が潤沢ではないことは承知をしていますが、しかし、この厳しい財政状況の中でも何とか子どもの支援のための財源を確保しようと思われたのが、こども未来基金だと思います。その市民の願いに応えるためにも、こども未来基金の目的外と思われるような、こういう中学校の備品購入費に使うのではなく、基金の目的に沿って、医療費助成拡充や給食費の負担軽減に使うべきと考えます。

その立場から今回、(仮称)豊崎中学校開校に係る備品購入費は一般財源で対応し、こども未来基金からそれに充てる予定だった7,004万7,000円を、このうち高校卒業までの医療費無料化に5,223万3,000円、学校給食の保護者支援に1,781万4,000円増額する令和5年度一般会計予算の修正案に賛成の討論いたします。

最後に付け加えますが、これ以外の予算については私たちも賛成という立場であります。ぜひ議員各位のご賛同をお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、原案及び修正案反対討論の発言を許します。

(原案及び修正案反対討論なし)

次に、原案賛成討論の発言を許します。

○ (9番) 宜保安孝議員 一原案賛成討論一

議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算に対する原案に賛成の立場で討論を行います。

我々が当時野党だった令和2年3月24日の会議録にて、当時与党の真栄里保議員はこう述べておりました。「修正案は、長の議案発案権を侵していることは明らかであります。市政を市民の手に戻してほしい。1年半前、市民は山川市政を誕生させました。今回の修正案は、この山川市政の足を引っ張る妨害者の役割をしている。このことを示しているのではないのでしょうか。豊見城市議会議員の見識と良識が問われていると思います」と述べておりました。

当時の与党の要正悟議員もこう述べておりました。「やはり議会の権限の範囲内での議論を当局と行うことこそが、今、市民に向き合った市民本位の市政だと私は思って仕方ありません。各議員の皆様におかれましては、会派のイデオロギーや一時の感情にとらわれることなく、真に市民に向き合った市政となるよう、厳正なる判断を期待してやみません」と述べております。

当時は与党で、今回修正予算を提案しておりました瀬長宏議員もこう述べておりました。「市長にしか予算の編成権、発案権が与えられていないのに、議会が何でも変えられると。

基金も、全部こういうふうに組み立てると。そうなると、長の発案権というのは全くなくなって、議会が思い通りに予算を組み替えることができるというふうになってしまいます。これは絶対にやってはならないし、全国的にも本当にあってはならないことを豊見城市はやり出すということになりかねない。私は議員の良識を発揮していただいて、休憩をしてもいいのですが、会派で「こんなことをやっているのか」ときちんと議論した上で判断していただきたい」と述べておりました。今回の件について私は、休憩して持ち帰ってもいいから、もう一度そちらも議論したほうがいいと思っております。

野党の皆様には、4年前の自身の発言を思い出していただきまして、原案に賛成していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長 外間 剛

次に、修正案賛成討論の発言を許します。

(修正案賛成討論なし)

次に、原案及び修正案反対討論の発言を許します。

(原案及び修正案反対討論なし)

次に、原案に賛成討論の発言を許します。

(原案賛成討論なし)

次に、修正案賛成討論の発言を許します。

(修正案賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

はじめに、議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算に対する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押しください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませ

んか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成少数)

議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算に対する修正案については、賛成少数であります。よって、本修正案は否決と決しました。

次に、原案について採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押しください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第1号 令和5年度豊見城市一般会計予算については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第6、決議案第2号 議会だより調査特別委員会設置に関する決議について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 議会運営委員長 仲田政美議員

決議案第2号

令和5年3月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

議会運営委員会委員長 仲田 政美

議会だより調査特別委員会設置
に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

議会と住民を結ぶ懸け橋として、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担う議会だよりの充実強化を図り、議会だより編集委員を地方自治法上の根拠を有する議会だより調査特別委員会として設置する必要があるため、本案を提出する。

議会だより調査特別委員会設置
に関する決議（案）

下記のとおり、議会だより調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 議会だより調査特別委員会
2. 設置根拠 地方自治法第109条第4項及び豊見城市議会委員会条例第6条
3. 調査事項 議会だよりの編集及び発行に関する調査
4. 委員定数 本特別委員会の委員は7人とする。
5. 調査期限 本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで継続する。なお閉会中も調査できるものとする。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いた

します。

これより討論に移ります。

はじめに反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

決議案第2号 議会だより調査特別委員会設置に関する決議について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

決議案第2号 議会だより調査特別委員会設置に関する決議については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、議会だより調査特別委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。議会だより調査特別委員会委員に宮城恵議員、川満玄治議員、波平邦孝議員、長嶺吉起議員、高山美雪議員、伊敷光寿議員、吉濱智也議員、以上7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会だより調査特別委員会委員に選任することに決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時38分)

再 開 (16時55分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

休憩中に議会だより調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので報告いたします。

議会だより調査特別委員会の委員長に宮城恵議員、同副委員長に伊敷光寿議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時55分)

再 開 (16時56分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第 8 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第 8、議員派遣についてを議題に供します。

豊見城市議会会議規則第167条の規定に基づく議員派遣については、あらかじめお手元に配付してあります案のとおりであります。

お諮りいたします。令和 5 年度豊見城市議会議員、職員研修に伴う議員派遣について、派遣目的を沖縄県市議会議長会主催の令和 5 年度市議会議員・職員研修会、派遣場所を宮古島市、派遣期間を令和 5 年10月18日から19日までとして本市議会全議員を派遣すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって案のとおり、会議規則第167条の規定により、本市議会議員を派遣することに決しました。

なお、ただいまの議員派遣の決定事項については、諸般の事情により変更が生じる場合には、その変更を議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決しました。

○ (10番) 川満玄治議員 一動議提出一

動議により、沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見書を提出したいと思えます。

○ (13番) 真栄里 保議員

動議により、国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書を提出したいと思えます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (16時58分)

再 開 (16時59分)

○ 議長 外間 剛 一動議成立一

再開いたします。

ただいまの川満玄治議員及び真栄里保議員の 2 件の動議は、それぞれ 2 名以上の賛成者がありますので成立しました。

休憩いたします。

休 憩 (17時00分)

再 開 (17時25分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

ただいま川満玄治議員から、意見書案第 1 号 沖縄県に対して学校給食費の無償化を求

める意見書の動議を日程に追加し、追加日程第1の1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は挙手によって行います。お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第1の1として日程の順序を変更し、議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1の1として日程の順序を変更し、議題とすることは可決されました。

ただいま真栄里保議員から、意見書案第2号 国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書の動議を日程に追加し、追加日程第1の2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は挙手によって行います。お諮りいたします。この動議を日程に追加し、追加日程第1の2として日程の順序を変更し、議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1の2として日程の順序を変更し、議題とすることは可決されました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (17時25分)

再 開 (17時29分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————◇ 追加日程第1の1 ◇————

○ 議長 外間 剛

追加日程第1の1、意見書案第1号 沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見

書について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ (10番) 川満玄治議員

意見書案第1号

令和5年3月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者	豊見城市議会議員	川 満 玄 治
賛成者	〃	新 垣 繁 人
〃	〃	宜 保 安 孝
〃	〃	宜 保 龍 平
〃	〃	新 垣 亜矢子
〃	〃	波 平 邦 孝
〃	〃	長 嶺 吉 起
〃	〃	赤 嶺 吉 信
〃	〃	大 田 正 樹
〃	〃	大 田 善 裕
〃	〃	楚 南 留 美
〃	〃	宮 城 恵
〃	〃	仲 田 政 美

沖縄県に対して学校給食費の
無償化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条
第1項の規定により提出します。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的影響やロシアのウクライナ侵攻の長期化、急激な円安による相次ぐ物価高騰が家計に深刻な打撃を与えている。物価高騰は子育て世帯に対し、経済面のみならず教育面に

においても深刻な影響を与えている。特に県民所得が全国最下位の沖縄県の影響は計り知れない。また、知事は自身の公約で給食費の無償化を掲げていて、県民の期待も大きい。

よって、早急に県内市町村一律の学校給食費無償化の迅速な実施に取り組むことを強く要請するため、沖縄県に対して本案を提出する。

沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見書（案）

令和5年3月現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的影響が長期に及び、またロシアのウクライナ侵攻問題から端を発し、物価が高騰し、家計が圧迫されている状況で給食費の負担が大きくなっている。

学校給食法では、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるとされている。

しかし給食費無償化は、人件費や消費税、高騰する賄材料費及び燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念が生じる可能性があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

知事は令和4年9月11日の県知事選挙でも給食費の無償化を公約に掲げている。また市町村の財政余力は乏しく、無償化の実施が困難な自治体が多いため、給食費無償化を全ての市町村で実現するのは困難であり、沖縄県の関与が必要不可欠である。

よって豊見城市議会は、沖縄県が早急に学校給食費の沖縄県内の全ての市町村が学校給食費無償化の迅速な実施に取り組まれるよう

強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

①給食費の無償化にあたっては、多子世帯などのくくりをせず、知事の公約通り誰一人取り残さないよう、全世帯全児童生徒を対象とし、国が定める栄養基準を充足した給食の提供を基本とすること。

②無償化の財源は、沖縄県で全額負担し、市町村に負担金を求めないこと。

③段階的無償化ではなく、速やかに全額無償化を実現実行すること。

④国による全国一律無償化が実現するまでの間、沖縄県の制度として、県内市町村一律無償化を早急に実現実行すること。

令和5年3月28日
豊見城市議会

宛先

沖縄県知事

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号 沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見書については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書案第1号 沖縄県に対して学校給食費の無償化を

求める意見書については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第1号 沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第1号 沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

——— ◇ 追加日程第1の2 ◇ ——

○ 議長 外間 剛

追加日程第1の2、意見書案第2号 国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ (13番) 真栄里 保議員

意見書案第2号

令和5年3月28日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会議員 真栄里 保

賛成者 " 瀬長 恒雄

" " 要 正悟

" " 新垣 龍治

" " 高山 美雪

" " 伊敷 光寿

国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由

国が全国すべての公立小中学校に対し学校給食費無償化の迅速な事業実施に取り組むよう強く要望するため。

国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書(案)

令和5年3月現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的影響が長期に及び、またロシアのウクライナ侵攻戦争から端を発して物価が高騰し、家計を圧迫し市民生活が脅かされている。

学校給食法では、学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるとされている。

しかし、給食費無償化を実施するには人件費や消費税、高騰する賄材料費及び燃料費な

どによって市町村財政を圧迫するなどの懸念が生じ、実施に踏み切れない市町村も少なくない。自民党茂木敏充幹事長は3月20日「少子化対策の一つとして、全国公立小中学校の給食費の無償化について「家庭の事情に関係なく支援をしていくという観点から、小中学校の給食費の無償化を実現したい」と述べている。

よって、豊見城市議会は、国が全国すべての公立小中学校に対し学校給食費無償化の迅速な事業実施に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 一、国の責任で全国公立小中学校給食費の無償化を実施すること。

2023年 3 月 28 日
沖縄県豊見城市議会

宛先
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

○ (9番) 宜保安孝議員

真栄里議員提案の国に対し学校給食費の早期無償化を求める意見書がありますが、先ほど川満玄治議員からは沖縄県に対しての無償化を求める意見書が出されまして、共産党の皆さん、真栄里保議員も含めて野党の皆様は反対をしました。とてもびっくりしました。残念で仕方ありません。皆さんが一生懸命応援して、知事の公約で「私が給食費を無償化にします」と。県民は喜んで、玉城デニー知

事だったら給食費の無償化ができると思って応援して、皆さんもそれを基に市民に呼びかけてやったにもかかわらず、知事の頑張りを引き止めるようなことをやったことに対してとてもびっくりしたのですけれども、これには反対して、国に対して無償化を求める意見書が今回出ております。しかしながら、この件に関しては、川満玄治議員も含めて我々が議運で全会一致でそれをやりましょう、目指しましょうということをやったことに対する単なる対抗措置ですよ。これは真栄里議員はいつ出そうと思ったのですか。本当に真栄里議員は、子どもたちのために給食費の無償化をするための思いがあつての提案なのか。それとも、こういう大人の議会での賛成・反対のイデオロギーにまみれた、そういう提案の意見書になっておりませんか。見解をお伺いします。

○ (13番) 真栄里 保議員

この学校給食費の無償化の問題は、今全国で大きな問題になっているのです。それは全国で少子化が一層進んで、去年の出生数が80万人を切りました。まさに、日本の国の存亡に関わる重大な事態であると判断して、茂木幹事長は学校給食費の無償化をする。安心して、全国どの自治体でも子育てをすることができる環境づくりをしようということを打ち上げたのです。これを全国から声を挙げて、この実施を求めていく。このことが日本の将来の国づくりを考えたときに、大変大事な視点なのです。沖縄県だけでやるとか、そういう話ではなくて、日本の国の在り方が問われている。だからこそ、国に対して学校給食費の早期の実施を求める意見書を上げているわけであります。

さらに、昨日自民党のこども未来戦略会議

において、この案が正式に決定をされました。次年度の実施に向けて取り組むということ を明らかにしているわけです。これを私たちは 地方議会から後押しをしていく責任、役割が あるのではないのでしょうか。

○（9番）宜保安孝議員 一再質疑一

真栄里議員、この文案、ほぼ川満玄治議員 が一生懸命考えた沖縄県知事に向けたものを 国に変えただけですよ。我々、この記の部分で①から④まで県知事に対する要望を出して おりますけれども、我々も知事が公約で手 を挙げたわけですから、しっかりとやってほ しい。そして私ども、自民党の議員もいます し、公明党の議員もいます。そういう中で しっかりと真栄里議員が言ったような国が財 政支援をしてくれるのであれば、それはもち ろん大喜びです。そういう意味で、我々は④ の中に、「国による全国一律無償化が実現す るまでの間、沖縄県の制度として、県内市町 村一律無償化を早急に実現実行すること」と いうことを入れているわけですね。国がやる ことに対して、国が例えば1年かかるかもし れない、2年かかるかもしれないというとき に、もし沖縄県知事が国に先立って、「じゃあ、 沖縄県だけ先にやろう。この厳しい予算 の中でもそれをやっていこう」ということで 沖縄県知事がもしやったときに、真栄里議員 は反対ということになりますか。いかがです か。

○（13番）真栄里 保議員

議論の在り方がやはり逆さまだと思ってね。 自民党の部会において、急いでやらなければ 日本の子供化対策を打開できないという危機 感を持って提案をしているのです。これは沖 縄県だけが学校給食費の無償化をするとか、 こういう話ではなくて、ですから私は、川満

議員とは文言の調整をやろうということで、 できるだけ川満議員が提案してきた文言を取 り入れて調整をやってきたわけです。最後の 最後まで、今日の本会議が始まる直前まで、 どこかで合意点を見いだせないか、こうした 努力も行ってきたわけです。その上に立って まとまらなかったのも、提案をさせていただ いているわけでありませぬ。

○（9番）宜保安孝議員 一再々質疑一

先ほど出されました沖縄県に対するものは、 知事が公約を掲げているながらも反対した共産 党の皆さんが、真栄里議員が提案者となって 共産党以外の方も名を連ねておりますけれど も、国に対し早期の無償化を求める意見書が 出されております。我々はどう判断するか分 かりませんが、この問題は県がやろうが、 国がやろうが、給食費が無償になるの だったら大変皆さんは喜ぶと思いますし、豊 見城市も、もちろん市長も含めて大変喜ばし いことだと思っておりますので、そういう意 味では、その前の意見書に関してももう少し 柔軟に対応してもよかったのかなと思ってお ります。いかがでしょうか。

○（13番）真栄里 保議員

この給食費が無償になるという狭い範疇で 捉えるのか。いわば茂木幹事長は大変危機感 を持って、日本の国の在り方が国の形をつく れないという、そういう危機感に燃えてこの ことを提案しているわけです。これは学校給 食がただになるとかならないとかということ ではなくて、今国自身が将来の国家百年の計 に耐えられるような国づくりをしよう。安 心して子育てができる、子どもたちを産み育 てることができる日本の社会をつくろうとい う提案をしているわけです。これは2年かか るとか3年かかるとかという提案ではないわ

けです。直ちに実施を行おうということをお求めているわけです。これを私たちは地方議会から積極的に、自民党であっても後押しをしていきたい。この立場で意見書を提案させていただきます。

○（3番）新垣繁人議員

何点か質疑をさせてください。もちろん賛成する立場でもあります。その中で少し確認をさせてください。

まず、今回意見書案の中で、「自民党の茂木幹事長が提言されています」ということで書かれているのですが、ほかの党とかは提言されていないのか、そこを確認したいのと、その提言を受けて、今政府はどのような動向なのか認識をされているのかが2点目。

国はまだ財源根拠を示していないと思うのですが、国が今後給食費の無償化をしていくに当たって、もちろん国としても財源を示してくると思うのです。それも含めて賛成されるものなのか。

あと、先ほど県知事公約の……。先ほど川満治議員が上げた意見書案には反対されているのですが、なぜ国が定めるまでの間、沖縄県知事、今回公約を掲げて当選されているのですが、そこには触れないのかも含めて、先ほどの川満治議員、記①から④まであるのですが、それも含めて全部反対されていますので、なぜ①から④を反対されたのか。その①から④も含めて、少し認識を教えてください。

○（13番）真栄里 保議員

いろいろ順番が違うと思いますが、この国の提案は、国の少子化対策の取組として早急に実現しようという取組であります。ですから、この実施に当たっては早急に行うということをおっしゃっているわけで、この点につ

いて沖縄県がこれに先んじて、まだ地方自治体、市町村に対して調査もまだ行われていない段階で、これは国より先んじて沖縄県のほうが実施するというふうにはならないと思うのです。国はもう決めたら幾らかかるというのは分かっているわけで、直ちに実施できると。予算については、これは政府与党で考えていただくものだとは思っております。

選挙公約では公明党、日本維新の会、そして私たち日本共産党、立憲民主党も、これについては賛成という立場です。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（17時50分）

再 開（17時51分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（13番）真栄里 保議員

これは川満議員とも調整の際、いろいろ調整させていただいたことなのですが、2番目、無償化の財源は、沖縄県で全額負担し、市町村に負担金を求めないこと。これは沖縄県知事が全額沖縄県の負担でやるというふうに公約したのでしょうか。3番目に、段階的無償化ではなく、速やかに全額無償化を、実現実行することを求めているわけですが、この推し進め方については、沖縄県の今の財政段階の中で、具体的な実施の方法が決まっていないうことでこれを求めるのはいかがなものかということで、この点が一致できなかったわけです。無償化そのものには賛成ですということをお述べさせていただきました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（17時52分）

再 開（17時52分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質疑一

あと何点かなのですが、先ほど県の考えとして財源根拠云々という話、これは提案者の個人的な思いだと思うのですが、逆に県知事は財源根拠もない中で公約に掲げたという認識でいいのか。

あと一つは、先ほど川満玄治議員が上げた意見書案の②と③に対してお話しされていたのですが、①と④に関しては認めてもいいという認識なのか、教えてください。

○ (13番) 真栄里 保議員

私は川満議員にも調整をさせていただいたのですが、負担割合について沖縄県が方向性をまだ示していない中で、私たちのほうが一方的に負担の割合を求めるのはいかなものかと。また、沖縄県からこの点では具体的な話は豊見城市には来ていないわけですね。そういう中で出されている問題であります。

沖縄県の予算云々という問題については、だから無償化を求めて、そしてその実施のやり方について市と県で協議をするということであれば、私たちは応じていたと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (17時54分)

再 開 (17時54分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再々質疑一

では、沖縄県がまだ財源の根拠も示していないということだと思うのですが、国のほうもまだ示していないと思うのです。国はいつ頃からそれをスタートしていくという話合いも多分これからだと思うのです。だからこそ、

川満玄治議員が上げた意見書案の④なのです。国による全国一律無償化が実現するまでの間、沖縄県の制度として、また、公約として、県内市町村一律無償化を早急に実現することだと思うのです。それは認められないという認識なのか教えてください。

○ (13番) 真栄里 保議員

先ほどから私発言をしているように、一致できなかった部分は②と③です。それを取れば、認めることはやぶさかではありませんというふうに伝えてあります。

○ 議長 外間 剛

ほかに質疑はございませんか。

(質疑者なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号 国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書案第2号 国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (6番) 高山美雪議員 一賛成討論一

皆さん、こんにちは。日本共産党、高山美雪と申します。意見書案第2号 国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書案に賛成の立場から討論に参加いたします。

コロナ禍における経済的影響などから、長

らく労働者の賃金が上がらない状況と併せ、急激な物価高騰が子育て世代の家庭を圧迫しております。2023年1月27日に文科省が発表いたしました「令和3年度学校給食実施状況等調査」によると、小学校が全国平均月額4,477円で、対前回調査、平成30年度、上昇率は3.1%、中学校が5,121円で3.6%の増加となっております。いずれも過去最高額となっております。保護者が負担する学校給食費は公立小学校で年間平均約5万円、公立中学校では年平均約6万円と、副教材費など義務教育にかかる様々な費用の中で最も重い負担となっております。

文科省が学校給食を教育活動の一環としていることから、日本共産党は長きにわたり、学校給食無償化を国の支援で推進すべきと求めてまいりました。学校給食の無償化は、地方自治体の取組に依存している余裕なき状況です。なぜならば、昨年出生率は80万人を割り込み、異常なほどの少子化問題は、これ以上放置できない、待ったなしの課題ともなっております。

併せて我が国では、7人に1人の子どもが貧困状態にあり、この貧困対策といたしましても学校給食無償化の願いは、全国的にもかつてないほど大きく広がっております。全国1,740自治体のうち、小中学校両方の無償化を行っている自治体からは、無償化の効果といたしまして児童生徒の給食費の未納、滞納に対する心理的負担軽減の解消は大いに注目すべきと報告されています。

学校給食の無償化は貧困世帯だけでなく、全ての子育て世帯が対象となるため不公平感がありません。社会保障の給付の多くは所得などの審査が厳しく、申請プロセスでスティグマを負わされることにもなります。給付を

受けるために申請によって審査をする選別主義ではなく、申請の必要なく全ての人が対象になる普遍主義として学校給食無償化に取り組むことで、貧しい家庭にある保護者や子どもたちの心理的負担を軽減しながら、スティグマによる社会分断を生まずに解消することができます。

食べることは生きる土台です。子どもは国の宝です。子どもが給食を食べるということは、基本的人権にひもづく権利です。もともと日本国憲法の中で義務教育の無償化がうたわれております。生存権や成長発達権に附随する食の権利と深く関係しております。しかし現状では、自治体によって保障状態に格差が生じている状況です。格差解消に向けましては、国が全国一斉に質を担保しつつ解決すべき問題だと考えております。

学校給食は全ての子どもに与えるべきとした国連教育科学文化機構勧告や義務教育の無償を定めた憲法第26条第2項にのっとり、国の支援で学校給食の無償化を早急に取り組むことこそが、異常なスピードで加速しております少子化対策といたしましても、また、この貧困問題の課題解決に向けましても必要不可欠だと考えております。

早急な実現のためには、国政与党である自民党によって今月決定される提言骨子案にも上げられております小中学校の給食費の無償化に対して、一日も早く対応を国に求める意見書を提案することが、建設的かつ最善の有効手段と考え、議員各位の良識を期待いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。議員各位皆様のご賛同を心よりお願い申し上げます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○(14番) 瀬長 宏議員 一賛成討論一

意見書案第2号については、賛成の立場で討論をいたします。

今回の意見書の賛否については一番大事な、今どこに支援を求めるのか。真栄里議員も提案しております、3月20日に茂木幹事長が「家庭の事情に関係なく支援をしていく観点から、小中学校の給食費の無償化を実現したい」と。そして、それに基づいて昨日、自民党本部でこの提言を了承したと。明日29日には、こども政策担当大臣に提出をするということまで急速に話が進んでおります。ということ、自民党は本気です。ですから、今この時点で沖縄県が今後の給食の無償化について調査検討する必要はあるのかということ、政治家であれば分かると思うのですが、やらないと思います。当然、今現実的には全額無償にしている市町村もあれば、一部補助をしている市町村もあり、全く支援していない市町村もある。そこから聞き取りをして、そしてどういう支援がベストなのかということ、時間をかけて調査するのですが、その必要がもうなくなってしまいました。

自民党は、次年度の年度途中にもう実施するのか。遅くても1年後には実現させたいと思います。そうした場合に、県が時間をかけて、浪費を費やしてこういう調査研究をやる必要はもうなくなったということになります。県がやるにしても、当然早くて1年後にしかできません。そのときにはもう政府がやっているだろうという今の情勢を見た場合には、明らかに私たちはそういう判断をして、いま求めるべきなのは県ではなくて、国に早急に実現してほしいという意見を上げるべきです。

3、4年前に政府の経済財政諮問会議、その中で委員の中から5,400億円あれば全国の学校給食の無償化が実現できるという試算も具体的に受けて、政府は早急にそれを実施すべきだと、こういう提言をした経緯もあって、現実的にこれぐらいの予算であれば踏み切れるということで、茂木幹事長はそういう提言をし、もはや明日には担当大臣に提言をするというところまで来ておりますので、私たちが今やるべきことは県にはなくて、政府に対して早く実現してほしいと後押しをする意見書を出すのが筋だと思いますので、その辺は理解ある議員の皆さんが賛同していただいて、この意見書が全会一致で通りますようご期待申し上げ、私の賛成討論といたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○(3番) 新垣繁人議員 一賛成討論一

国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書案に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの沖縄県に対して学校給食費の無償化を求める意見書のほうも賛成いたしました。今回国に求めているだけの内容になっているのですが、私はそもそも、こういう学校給食費の無償化もそうです。高校卒業までの医療費に関しても、各市町村で財源がおのおのある中でやっていくのは危険だと。最低でも都道府県単位でやっていくべきだと言った者として、やはり国としてもやっていただけるという。今回急な動きが確かに、この2、3日ぐらいで出ております。ただ、国が方針を固めてやっていくにも、それなりの時間を要するのかと。文科省としても、財源根拠も含

めて慎重に審議はしていくべきだというところをまだ示しているところでありますので、国の制度がしっかり整備されるまでの間は、先ほど川満玄治議員が意見書案で出したように、県としても見ていくべきだというのは変わっておりません。

また、先ほどの瀬長宏議員の討論からしますと、なおさら今回の修正案、本当は修正をかけて豊見城市に負担させるのではなくて、そこは修正をかける案件ではなくて国に求めたほうがよかったのではないかと思っておりますし、そういう矛盾も実際感じてはいるのですけれども、でも確かに国としてやっていただけるということは豊見城市民、そして県民、国民からするとその支援は変わりません。

そういうところも含めて、ただ、国の動向というのは見ていかないといけない。実際やっていただきたいというのもあります。ただ、その間、やはり玉城デニー知事は公約を掲げておりますから、そこでしっかり当選はされております。そういうところ、国の制度がしっかり定まるまでの間は、県知事としても努力をしていただきたいというのは変わりません。その気持ちはしっかり、この案件にももちろん賛成しますけれども、先ほどの沖縄県に対するものも賛成していただきましたかという思いも込めて、賛成の討論とさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (10番) 川満玄治議員 一賛成討論一

意見書案第2号国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書に、賛成の立場で討論をしたいと思っております。

私も国に対する給食費の無償化というのはいいと思っております。昔から私たちは、市の単独の予算で給食費を無償化にするということはよくないと。県や国に求めることと、私たちはずっと言っておりました。

その中で先ほど私が提出者となり、県の給食費無償化を早急にやるようにということで話をしていたのですが、共産党さんをはじめとする数人の皆様は、その県に対しては給食費の無償化を反対すると言っております。実際文科省、また財務省の意見としては、この給食費無償化に対してはまだ予算的に疑義があるということをおっしゃっているのも事実でございます。そうなると国のスピードは、早急にやるということは私もネット等でも見っていますが、今はまだ自民党の案ということになっていまして、これから国に要請をしていくということでございました。6月の骨太方針2023に載せていきたいということを言っているというのは、一応私も聞きました。しかし、その前に国のスピードが、早急にやるということは聞いておりますが、一体いつの段階で、さらに私たち豊見城市はそうなのですが、栄養価充足率が100%の給食費の負担をすとか、そういう細かいところはまだ決まっていないため、国の動向というのは不透明でございます。私は国に求めると同時に、先ほどのようにしっかりと県にも求めていくのが大事かと思っております。そういうことも含めてしっかりと国には、私たちもできれば……。私が県に対して学校給食費の無償化を求める意見書案を言った後に、真栄里保議員が私の意見書をコピーして、その中でやっていくのではなくて、実際に私たちがやらなくても共産党さん独自で提出してほしいというのが、私の本当の願いでございました。しか

し、共産党さんは私が提出したことによって提出をするという、そういう本当に子どもたちのためなのか、少子化を解消するために提出したのかちょっと疑義は残りますが、やはり国に求めることは私も賛成と思いますので、国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書案に対して、ちょっときつい言い方をしていますが、賛成の立場で討論をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第2号 国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

意見書案第2号 国に対し学校給食費の早期の無償化を求める意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第9 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第9、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

経済建設常任委員会委員長から目下、委員会において審査中の陳情第1号 沖縄県漁連

が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷凍施設の修繕整備に係る費用に対する支援について(要請書)については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

お諮りいたします。本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、本件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第3回豊見城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 (18時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（14番） 瀬 長 宏

署名議員（15番） 要 正 悟

議案等処理一覽表

議案等処理一覧表

— 令和5年第1回豊見城市議会臨時会 —

1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 1件

(2) 議員提出議案 0件

(3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任	同意	可決	修正可決	否決	報告承認	継続審査	原案可決 及び認定	認定	未了
予算												
条例												
諮問												
同意	1			1								
承認												
認定												
報告												
議決事件												
意見書												
決議												
計	1			1								

議案等処理一覧表

— 令和5年第2回豊見城市議会臨時会 —

1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 0件

(2) 議員提出議案 1件

(3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任	同意	可決	修正可決	否決	報告	承認	継続審査	原案可決及び認定	認定	未了
予算													
条例													
諮問													
同意													
承認													
認定													
報告													
議決事件													
意見書													
決議	1	1											
計	1	1											

2 委員会への継続審査事件

(1) 議会運営委員会（1件）

各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について

議案等処理一覧表

— 令和5年第3回豊見城市議会定例会 —

1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 33件

(2) 議員提出議案 4件

(3) 処理状況

区分	件数	原案可決	適任同意	可決	修正可決	否決	報告承認	継続審査	原案可決及び認定	認定	未了
予算	12	12									
条例	14	14									
諮問	3		3								
同意	2			2							
承認											
認定											
報告	1						1				
議決事件	2			2							
意見書	2	2									
決議	1	1									
計	37	29	3	2	2		1				

2 請願及び陳情処理状況

(1) 付託件数

○前定例会からの継続

請願 0件

陳情 0件

○今会期の付託

請願 0件

陳情 1件

○計

請願 0件

陳情 1件

(2) 処理内容

請願

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	未了	取り下げ	継続審査
0	0							

陳 情

前会期からの継続	今会期委員会へ付託	採 択	一 部 採 択	趣 旨 採 択	不採択	未 了	取 り 下 げ	継 続 審 査
0	1							1

3 委員会への継続審査事件

(1) 経済建設常任委員会（1件）

陳情第1号 沖縄県漁連が事業主体となっている沖縄県水産公社の冷凍施設の修繕整備に係る費用に対する支援について（要請書）

(2) 議会運営委員会（1件）

各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項等について

4 審議未了事件（0件）

資料

議長諸般の報告（3月定例会）

令和4年12月～令和5年2月

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
12月9日	令和4年豊見城市管工事組合忘年会	ホテルグランビュウガーデン沖縄	
12月16日	FMとよみ年始ご挨拶録音	応接室	
12月17日	第67回九州ブロックPTA研究大会おきなわ大会第4分科会開会式	豊見城市立中央公民館大ホール	
12月18日	第15回沖縄ジョン万次郎会講演会	豊見城市社会福祉センター	
12月20日	第54回老人クラブ大会及び第44回レクリエーション大会	豊見城市立中央公民館大ホール	
	年末年始総合計画及び交通安全県民運動出発式	豊見城市役所1階市民交流スペース	
12月21日	令和4年年末年始の交通安全県民運動街頭指導	上田交差点(豊見城交差点)	
12月23日	糸満漁業協同組合代表理事組合長ほか来訪	応接室	
12月24日	沖縄西濃運輸株式会社 豊見城物流センター第3倉庫新築工事 竣工式	豊見城市字与根西原50-30	
12月27日	例月現金出納検査(令和4年10月分)の結果報告	豊見城市監査委員	
1月4日	令和5年豊見城市仕事始め式	豊見城市役所1階屋外イベント広場	
1月5日	令和5年豊見城市「新春の集い」	豊見城市立中央公民館大ホール	
1月6日	令和5年豊見城市消防出初式	豊見城市消防本部	
1月10日	南部地区市町村議会議長会定例会	自治会館3階特別会議室	
	令和5年南部地区新年懇親会	自治会館2階201~203会議室	
1月22日	嘉数地区コミュニティ供用施設落成式	嘉数地区コミュニティ供用施設	
1月24日	豊崎・美らSUN会新年会	ホテルグランビュウガーデン沖縄	

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
1月27日	第178回沖縄県市議会議長会定期総会	宜野湾市民会館2階集会場 (中ホール)	
	豊見城電友会新年会	市内	
1月31日	例月現金出納検査(令和4年11月分、12月分)の結果報告	豊見城市監査委員	
2月1日	副市長就任式	豊見城市役所4階第1会議室	
2月10日	第21回豊見城市社会福祉大会	豊見城市社会福祉センター	
2月14日	当選証書付与式(豊見城市議会議員選挙)	豊見城市役所2階保健センター	
2月17日	第20回新春議長杯グラウンドゴルフクラブ大会	豊見城市陸上競技場	
2月20日	令和5年度(第1回)沖縄県さとうきび対策本部委員会	J A会館2階203・204会議室	
2月27日	令和4年度 豊見城市議会議員研修会	豊見城市役所5階全員協議会室	

市長の市政一般報告（3月定例会）

令和4年12月～令和5年2月

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
1	12月1日	人事異動辞令交付式	庁議室
		不発弾処理対策会議	5階全員協議会室
		来訪 株式会社918 代表取締役ほか	応接室
		来訪 沖縄S V 代表取締役ほか	応接室
		自治会長会	4階第1会議室
		来訪 根差部花友会	2階保健センター
		年始会実行委員会	応接室
2	12月2日	来訪 那覇南ロータリークラブ 役員	応接室
		来訪 株式会社新創社 代表取締役	応接室
3	12月3日	第128回豊見城市小学生バレーボール大会 開始式	市民体育館
		第36回NAHAマラソン 開会式およびレセプション	県立武道館アリーナ棟
		沖縄県立小禄高等学校 創立60周年記念式典	小禄高等学校体育館
4	12月4日	第36回NAHAマラソン	明治橋南側
5	12月5日	豊見城電友会から育英会へ寄附金贈呈	応接室
		沖縄S V 2022年懇親会	ポジリポ
		来訪 かりゆし塾	応接室
		来訪 島尻地区連合会PTA会長	応接室
		来訪 株式会社南成建設 専務ほか	応接室
		来訪 市職員労働組合 執行委員長ほか	応接室
		第74回人権週間 市町村街頭啓発活動出発式	マックスバリュー豊見城
来訪 長嶺クラブ	3階第1会議室		
6	12月7日	来訪 ハンガリー大使	応接室
		来訪 宜保晴毅様ほか	応接室
		来訪 宮崎県美郷町 農林振興課	応接室
		民生委員・児童委員委嘱状伝達式並びに退任民生委員・児童委員感謝状授与式	市社会福祉センター
7	12月8日	来訪 バレーボール元日本代表 山本選手	応接室
8	12月9日	第25回沖縄県ウッディフェア 開会式	おきなわ工芸の杜

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
9	12月10日	来訪 一般社団法人琉球歴史文化継承振興会 代表理事	応接室
		T-FIVE CUP22 沖縄大会	市民体育館
10	12月11日	美ら島エアフェスタ2022	航空自衛隊那覇基地
11	12月12日	来訪 一般社団法人沖縄産業開発青年協会 理事長ほか	応接室
		来訪 会計検査院調査官ほか	応接室
12	12月16日	市青少年国際交流事業報告会	中央公民館
13	12月17日	第67回九州ブロックPTA研究大会おきなわ大会（第4分科会）	中央公民館
14	12月18日	第12回少年少女空手道選手権大会 開会式	沖縄空手会館
		第15回沖縄ジョン万次郎会講演会	市社会福祉センター
15	12月19日	訪問 座安保育所、上田こども園	座安保育所、上田こども園
		FMとよみ「声の年賀状」収録	応接室
		来訪（有）名嘉山重建 代表ほか	応接室
		来訪 HelloWorld株式会社	応接室
		来訪 外務省沖縄事務所 沖縄担当大使ほか	応接室
16	12月20日	来訪 沖縄県南部地区少年野球交流会 会長ほか	応接室
		第54回老人クラブ大会および第44回レクリエーション大会	中央公民館
		年末年始の交通安全県民運動出発式	市民交流スペース
17	12月21日	年末年始の交通安全に係る祈念と街頭指導	豊見城交差点
		来訪 更生保護女性会 会長ほか	応接室
		視察 伊良波小学校	伊良波小学校
		来訪 バスケットボールクラブチーム 23academy	応接室
18	12月23日	県社会保障推進協議会との懇談会（Web開催）	4階第1会議室
		来訪 糸満漁協 組合長ほか	応接室
		来訪 ANA沖縄支店 支店長ほか	応接室
		来訪 オフィスビジネス協会 会長ほか	応接室
		来訪 市代表監査委員ほか	応接室
		来訪 那覇保護区保護司会 会長ほか	応接室
		来訪 南部国道事務所 所長ほか	応接室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
19	12月24日	沖縄西濃運輸株式会社 豊見城物流センター第3倉庫 新築工事 竣工式	与根西原50番地30
20	12月26日	東京都へ出張	東京都
21	12月27日	第16回沖縄子ども地域安全マップコンテスト受賞報告	応接室
		来訪 沖縄コココーラボトリング(株) 代表取締役社長	応接室
		響(とよ)む記者懇談会	応接室
		訪問 オリオンビール株式会社	宇豊崎
		来訪 東急株式会社 執行役員ほか	応接室
		来訪 沖縄県トラック協会 会長ほか	応接室
		来訪 マンション管理士会 会長ほか	応接室
		とみぐすく食堂友の会から育英会へ寄附金贈呈 市建設業協会から人材育成基金へ寄附金贈呈	応接室
22	12月28日	来訪 南部広域市町村圏事務組合 事務局長ほか	応接室
		来訪 株式会社かみもり設計 会長ほか	応接室
		来訪 とみぐすく達磨(だるま)会	応接室
		来訪 フューチャークリエーション株式会社 代表取締役	応接室
		来訪 司法書士法人ロアック 役員	応接室
		来訪 日本ハム 金村尚真投手	応接室
23	1月4日	JF 沖縄魚市場初祈祷・初興し	沖縄県水産公社市場内
24	1月5日	新春の集い	中央公民館
25	1月6日	市消防出初式	市消防庁舎
		南部地区商工会 市町年始廻り	応接室
26	1月7日	第65回沖縄県南部地区少年野球交流会大会 開会式	瀬長島野球場
27	1月8日	市身体障害者福祉協会 新年会	市社会福祉センター
		市内中学校 はたちの集い	市内中学校体育館
		真玉橋団地自治会 新年会	真玉橋団地自治会集会場
28	1月10日	沖縄サッカーキャンプ2023 キックオフイベント	イーアス沖縄豊崎
		南部市町村会 新年会	自治会館
29	1月12日	沖縄県市長会 市町村長研修会および年始会	ロワジールホテル那覇

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
30	1月13日	来訪 日本デフバレーボール協会	応接室
		沖縄県文化協会賞受賞報告	応接室
		来訪 沖縄地方協力本部長ほか	応接室
		来訪 株式会社ジュネ 代表ほか	応接室
		協同組合とよみ水道管理センターからこども未来基金へ寄付金贈呈	応接室
31	1月14日	新春マラソン大会	オリオンECO美らSUNビーチ
		豊見城市女性部会 新春の集い	中央公民館
32	1月15日	上田山川自治会地域交流会	市役所第5駐車場
		来訪 長嶺中学校16期生	市長室
33	1月16日	第2回こども改革推進委員会	庁議室
		来訪 三重県津市 市議会 議長ほか	応接室
		来訪 豊見城市土木設計業協会 会長ほか	応接室
		来訪 一般社団法人糸豊八青年会議所 理事長ほか	応接室
		来訪 とよみ小学校4年 東泊愛果様ほか	応接室
34	1月17日	来訪 沖縄気象台長ほか	応接室
		来訪 JA豊見城支店長ほか	応接室
		市明るい選挙啓発ポスター表彰式	3階第1会議室
35	1月18日	来訪 株式会社渡久山設計・株式会社ワールド設計・株式会社神里設計施工監理業務共同企業体	応接室
		當銘 学様からこども未来基金へ寄付金贈呈	応接室
		こども改革推進委員会	庁議室
36	1月20日	第20回新春市長杯ゲートボールクラブ大会	市ゲートボール場
		視察 豊見城市観光PR事業（1月21日まで）	横浜市
37	1月22日	第25回全沖縄空手道連盟空手選手権大会 開会式	沖縄空手会館
		嘉数コミュニティ供用施設落成式	嘉数公民館
		海上自衛隊第5航空群 音楽の夕べ	中央公民館
38	1月23日	来訪 株式会社アイモバイル 代表取締役会長ほか	応接室
		総合教育会議	4階第1会議室
		沖縄県防衛協会 新年の集い	パシフィックホテル 沖縄
39	1月24日	沖縄県赤十字大会	浦添市てだこホール
40	1月25日	大阪府へ出張（1月26日まで）	大阪府

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
41	1月27日	Jリーグ水戸ホーリーホックキャンプ受入歓迎式	市陸上競技場
		来訪 トラベルレンタカー 代表ほか	応接室
		来訪 長嶺中学校PTA 会長ほか	応接室
42	1月28日	市制施行20周年記念 NHK「ノーゾのひらめき工 作キャラバン」公開番組	市民体育館
		陸上自衛隊 第25回日米ジョイントコンサート	宜野湾市民会館
43	1月29日	沖縄69会チャリティー野球大会 開会式・始球式	瀬長島野球場
		第21回豊見城市長杯小学生バレーボール大会	市民体育館
44	1月30日	FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響(とよ)む記者懇談会	応接室
		沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会	沖縄空手会館
		来訪 株式会社コーディ・プロ 代表取締役社長ほか	応接室
		来訪 伊良波中学校生徒会	応接室
45	1月31日	男女共同参画会議委員委嘱状交付式	4階第1会議室
		FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		来訪 ファミリーキッズ保育園 園長ほか	応接室
		来訪 自治労連沖縄地方協議会	応接室
46	2月1日	副市長就任式	4階第1会議室
		来訪 ソニー生命保険株式会社	応接室
47	2月2日	来訪 リゾーツ琉球株式会社	応接室
		来訪 公益法人沖縄県理学療法士連盟 会長ほか	応接室
		来訪 沖縄明治乳業株式会社	応接室
48	2月3日	来訪 沖縄環境調査株式会社 代表ほか	応接室
		来訪 公立大学法人医科薬科大学設置準備委員会 委 員長ほか	応接室
		来訪 宮平郵便局 局長ほか	応接室
		来訪 ビジネスアーチ	応接室
49	2月4日	第143回豊見城市学童軟式野球大会 開会式 (第16回JAおきなわ豊見城支店杯争奪学童軟式野球 大会)	瀬長島野球場
50	2月5日	市の鳥制定発表	漫湖水鳥湿地センター
		漫湖湿地祭り2022	漫湖水鳥湿地センター
51	2月6日	視察 市内保育園・こども園	市内保育園・こども園
		南部市町村会 定例総会	自治会館

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
52	2月7日	来訪 有限会社名嘉山重建 代表ほか	応接室
		南部広域行政組合 理事会	南部総合福祉センター
		沖縄県市長会 第3回総会	自治会館
53	2月8日	来訪 デザイン・コミュニケーションズ株式会社	応接室
		来訪 有限会社シー・エム・シー 代表ほか	応接室
		来訪 沖縄セルラー アグリ&マルシェ株式会社ほか	応接室
		視察 市内保育園・こども園	市内保育園・こども園
54	2月9日	視察 市内保育園・こども園	市内保育園・こども園
		第2回南部広域市町村圏事務組合 理事会	自治会館
55	2月10日	第21回豊見城市社会福祉大会	市社会福祉センター
56	2月13日	来訪 ワンダーキューブス合同会社 代表ほか	応接室
		那覇南ロータリークラブ 定例会	パシフィックホテル沖縄
		不発弾処理対策会議	2階保健センター
57	2月14日	来訪 株式会社コノ街デザイン 執行役員兼公民連携推進室室長ほか	応接室
		来訪 楽天ヴィッセル神戸株式会社 取締役副会長ほか	応接室
		視察 豊見城市消防庁舎	市消防庁舎
		市議会議員選挙 当選証書付与式	2階保健センター
		来訪 法人立園長会 会長ほか	応接室
		来訪 豊見城中学校、長嶺中学校 男子サッカー部	応接室
58	2月15日	庁舎消防避難訓練	庁舎内
		ちゅらトマ麻婆豆腐 試食会	市社会福祉センター
		メンタルヘルス研修	3階第1会議室
59	2月16日	沖縄県民生委員児童委員協議会発足50周年記念 第31回沖縄県民生委員児童委員大会	沖縄コンベンションセンター劇場棟
60	2月18日	第27回豊見城市生涯学習フェスティバル開会式	中央公民館
		第40回豊見城市子ども会発表会	中央公民館
61	2月21日	来訪 株式会社アイ・ティ・エス 代表ほか	応接室
		来訪 株式会社FROGS 代表取締役ほか	応接室
		来訪 インフラテック株式会社 営業所長ほか	応接室
		来訪 有限会社ラウンドハウス 代表取締役ほか	応接室
		豊見城市管工事組合からこども未来基金および育英会へ寄付金贈呈	応接室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
62	2月22日	豊見城産ちゅらとまとを使用した商品開発報告会	応接室
63	2月24日	南部広域行政組合 第1回環境衛生関係市町村理事協議会	南部総合福祉センター
		来訪 株式会社エナジック	応接室
		来訪 美ら島ガオガオ委員会（高校生団体：沖縄昭和薬科大付属高校）	応接室
		来訪 とよみ小学校（児童3名）ほか	応接室
64	2月25日	とみぐすくミライアカデミー成果発表会	中央公民館
65	2月26日	不発弾処理対策本部	保栄茂構造改善センター
66	2月27日	F Mとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		来訪 J Aおきなわ豊見城支店ほか	応接室
		第2回豊見城市国民健康保険運営協議会（諮問）	3階第1会議室
		市男女共同参画に関する標語 表彰式	2階保健センター
67	2月28日	第37回新型コロナウイルス感染症対策本部会議	庁議室
		来訪 伊良波小学校音楽部	応接室

